

後には遂に當家彼れが爲に幕下に屬すべし、唯今夕はからい申して、其勢にて濃州に推入玉はんこと、何の子細かあるべき、然らば某一人に命せられよ、信長を指殺し可申と云へり、長政聞て、一度約をなして、而して後にかい鳥を殺すことくならんことは非本意と拒みぬ、遠藤不レ得レ已して又柏原にかへりぬ、其志其勇以て可レ見也、後に姉川の合戦に、曉天に信長の本陣龍ヶ鼻を可レ襲の由す、めけれども、長政是を不レ用に付て、さては淺井が滅亡近きにあり、明日の合戦に敵の大將信長を不レ討は討死すべしと思ひきはめ、人々に申ことほり、頸を一つきつさきに貫て、信長の見參に可レ入と進みけるが、竹中久作にさへられ、ついに彼が爲に命を落しにけり、たぐひ少なき勇士にして、世以て美談せり、

師曰、三好家に中村新兵衛と號せるは、殊なる勇士にして、三好四國より出京して、度々の戦に必ず魁殿をつとむ、故に其比鎗中村と名付けりこにや、三好家に

これを將として大將の號をゆるせりとぞ、永祿に松永多門の城に在り、三好岩成は南都大佛殿に陣を取けるを、十月十日松永竊に兵を發して、その夜南都の大佛をやかしめける、此時中村討死をとげたりとぞ、又信長に林新三郎と云者、度々はれなる戦功ありしを以て、鎗林と云はれけりこにや、天正元年九月長島の合戦に、風雨甚して日已に暮ければ、林しんがりをつとめ、終に討死をなせり、武田の家には保科彈正を鎗彈正と號しけると云へり、源君の御家人に渡邊半藏鎗半藏、服部半藏鬼半藏と呼ばれしは、猶以て珍布と也、渡邊守綱は十六歳より大權現につかへ奉て、數度の戦功あげて不レ可レ數、その中にも、永祿五年三州八幡に於て板倉彈正と相闘の時、守綱一人殿をつとめ、多くの味方を事故なく引取せ、十度返し合たる内に三度の鎗合たり、大權現守綱一人の鎗を以て數千人をたすけ、ることを感悦ありける、是よりこそ鎗半藏とは呼ばれたりと也、同七年正月、大權現針崎へ

御馬を出され、一揆を御退治の時、中根喜藏一揆と鎗を合す、半藏鎗下にて太刀を以て中根と打合、中根則鎗をすて、太刀を抜いてたゝきあへりと也、是は其比名高き勇士矢田蜂屋などあつまりて、戰場に一番鎗あらんには、其下にて二番は快からず、唯太刀を以て勝負を遂べきまでにこそと相語りけるが、守綱果して其首尾を合たり、其比は一向宗門の事に因て、守綱等しばらく一捨にくみしてのことと也とぞ、

師曰、柴田が内に水野次右衛門と云へるものあり、柴田濃州多藝口を退くとき、馬印を奪はれけるに、彼自引かへし、馬印を奪取てかへりしとぞ、其年十六歳也けりといへり、氏家ト全の寵男弓削修理亮も、ト全濃州太田にて討死ありしを知らずして引取けるが、聞付てわざと太田にかへり、大に戦て自殺せり、この年十六歳なりしとにや、劣らぬ勇士の志也、

師曰、信長の下に、柴田瀧川丹羽坂井森等が勇は沙汰に不レ及こと也、各一方の將を承てその剛操をあらは

せりき、匹夫には猶以殊なる勇士も多かりつべけれども、しるしとめざれば具さに考へ難し、彼の筑紫川崎津島小法師など云へる輩も、度々に勇功をなして、必ず魁殿の功をあらはせりける、刀禰山の合戦に、川崎と小法師と一度に頸を取り來れり、つねは川崎一番にて追付小法師とり來れるを、今日は一同にとり來れると人の思ひければ、川崎下人に頸を一つ持せ來て、是は道にてすて置たる頸なれども、はやき頸ゆへに取來れる由を言上す、信長定めて松野平介がすて、とをれるなるべしとの玉へりとにや、川崎も小法師も、ともに度々軍法をやぶりて抜がけを致し、我儘なるふるまい多かりければ、すねにはだしをうたれ、罪科に處せられなんこと多かりけれども、殊なる勇猛のものなれば、信長惜て不レ害、後には半浪の身となれりけるが、その比東北に、いまだ剛敵ありぬれば、信長若間人にや用ひ玉ひけん、はかりがたきこと也、川崎は男色のことによつて殉死しぬ、小法師は

謙信に仕へ、北越にて景勝景虎餘楯のとき死しぬといへり、これは平野甚右衛門がことなり、その比ちよつぱり甚右衛門ともいへり、いつも人にぬき出て事をなせりければ、如く此いへりぞぞ、

師曰、元龜四年七月、義昭宇治の檜島に楯籠り玉へるを、信長岐阜より打立て、直に宇治川にさしのぞみて軍の下知ありしに、梶川彌三郎は佐久間右衛門尉手に屬して先手にありけるが、旗本へ軍使にゆきてけるに、信長かふいて一陣に進み玉はんとありしを、うしろより冑を取て引のけ申しけりとにや、梶川ついに先陣をいたし、稻葉伊興守さしついで、人數をまして戦ければ、檜島の籠居不叶して、義昭降を乞ぬ、こゝにて宇治川の先陣のしらべありしに、信長梶川なるべしと先立ての玉へるに不違ければ、大に感じて、生啖ましと云名馬を彼が勲功の當座の賞に賜はれりと也、

師曰、織田の家に服部小平太と云大剛のものあり、尾

州にて上の織田と下の織田と戦の時、織田春等と云もの、小平太と組で兩馬の間に落、心のまゝに付合、春等はのんどをつかれ、小平太は脇のかゝりをつかれ、互に痛手なれば、今日の合戦はさし置て、明日こそ見参すべしと、色休して各己が陣にかへりぬ、小平太が脇指の上はゞきの見へざれば、春等が處へ尋につかはしければ、喉のきづより探り出してかへしにけりと也、大剛強の働ともいふべし、義元合戦に、小平太名乗かけて討てかゝりけるが、義元小平太が膝の皿をわりつけて切ふせ玉ひぬ、その内に毛利新介つとより、鎗にて義元を突ふせ、遂に頸を取てけりと云へり、實は服部小平太がはたらき故なりと、その比沙汰せりとぞ、

師曰、信長初めて京入の時、江州北郡にて、坂井右近將監が子久藏十三歳にて鎗を合せければ、靈陽院義昭并信長ともに感書を賜はり、希代の面白也と、世以て稱美す、武田左吉と云ものゝ子、その比久藏同年に

て、信長の側に伺候いたしけるが、久藏が振舞をうらやみ、其志肝に銘しけるにや、三好が一黨各京をひらき、青龍寺山崎に引退けるを、信長ついで責玉ふに、三好が陣へ左吉が子一番に馬を入、敵間よろしければ馬より下立んとせしを、其身はをさなし、馬は強一物にて、敵の陣中へ引こまれ、ついに打死す、左吉これより子なかりければ、土方彦三郎が弟を養て、武田宮内といへりとぞ、久藏十六歳にて江州姉川の合戦に打死す、勇士の所惜不淺けりと也、

師曰、佐久間玄蕃は廿七歳にて生害せられ、森武藏守も廿七歳にて打死いたしけるが、ともに其比は鬼玄蕃鬼武藏と呼ばれて、名高き勇將なりきといへり、佐久間玄蕃が加賀の一揆をさへて一時に平均せしめ、一揆の徒黨を一度に殺せしこと、尤勇猛と云べし、北越に於て戦功をあらはせしこと以て考ゆべし、森は長久手の前に、金山の城を出て羽黒に陣を取、犬山の池田に隣り合せけるを、酒井左衛門の尉具に見

届、後陣の未着先に打ちらせとて、奥平美作守松平紀伊守本多豊後守松平主殿助等已上二千を以て攻戦ふ、武藏守不叶して、金山をさして引退す、其後長久手にて甚勇猛のふり見へければ、伊木清兵衛武藏守の袖をひかへ、今日の御働、あまりにかぶき過玉ふにこそと申しければ、敗軍の將は兩たび不謀と云すて、彌先へかけ出、ついに打死してけりと也、

師曰、天正八年池田庄三郎信輝攝州池田に在城し、兵庫の城には息庄九郎在城す、その比雜賀の孫市花隈に在城す、七月兵庫勢草かりに出て花隈の邊を亂妨しければ、花隈より伏を置て草刈の兵を拂ひけるに、兵庫よりも兵を出して相戦ふ、その間に伊木豊後守森寺清兵衛あとの鼻隈へ押寄て城を取ける、此時紀伊の守十七歳、古新十五歳にして各功あり、紀伊守あせのこの作略は時に取ての知謀機變也、古新は、雜賀孫市が歩行のもの上部村の生産五輪作右衛門と云へるものすやりを持て古新に渡しあへり、こゝに秋

田加兵衛と云池山がもの、十文字を以て五輪と仕合
けれども、勝負不付して合引也、池田内牧野新九郎
も此の時よき働のありけるとぞ、庄九郎は後紀伊守
に任じ、天正十二年四月尾州長久手に於て、庄入と一
所にて討死也、その時庄入五十歳、紀伊守廿二歳也、
古新は後に三左衛門尉輝政と號す、

師曰、細川は元室町家の臣也、藤孝の息忠興并頼五
郎、十五十四にて、天正五年十月松永久秀が信長にそ
むきし時、片岡の城にて比類なき働ありき、頼五郎に
白母衣を許され、腰菴こしづを信長より賜れり、忠興は元和
五年に剃髮して三齋と號す、頼五郎は後に玄蕃頭に
任ず、岩成主税助淀の城にて討死の日、忠興八歳にて
長岡監物が肩にのり、監物鹿角の冑の角に取付て見
物、輿に乗せられけり也、三齋伎藝に長じ、數寄を
たしなみ、人以て稱す、其戦功紀錄どもに略記之、中
にも長久手の時二重堀にての殿、世に知る處也、
師曰、下方左近將監は、天文永祿の間勇士の名あるも

の多しといへども、下方は小豆坂の軍に七本鎗と呼
ばれたる其隨一のもの也、一代に六度の一番鎗を合
せたり、信長に従ひ奉て、急難の事あるごとに不離
ものは下方、戸田半右衛門、岡田助右衛門、赤座七郎
右衛門等也、岡田は尾州春井の郡小幡のものにて、信
秀信長につかへ、戦功甚多し、是亦七本鎗の一人也、
一番鎗を合せし事四度に及べり、其身やさしくして、
干戈を荷ふ暇に和歌を弄び、秀歌多かりしと也、
師曰、世に無双道化と云へるは、元美濃の齋藤の家臣
の筋、道化清十郎と云へるもの、事也、織田信長につ
かへ參らせ戦功度々に及べり、武田信玄東美濃へ發
向の時、森三左衛門道化清十郎大勇力を勵ます、此時
に無双道化の四字を信長自彼が印の旗にしるし玉へ
り、こゝに於て世以て稱美して無双道化と云へる也、
都鄙に其かくれなかりき、坂本合戦に、森三左衛門可
成打死の時、道化清十郎助十郎兄弟とも討死してけ
り、

師曰、織田造酒佐、是も小豆坂の七本鎗の隨一也、天
文永祿の間武勇の名世にかくれなき人、造酒佐など
をこすものなし、尾州下郡のもの也、信秀信長につか
へ、戦功あげて云べからざる也、

師曰、豊臣秀吉の下に、天正の初、戦功度重なりし輩、
神子田半左衛門宮田喜八戸田三郎四郎尾藤甚右衛
門、此四人毎戦必ず戦功をひとしくし、世以てその名
をしれり、秀吉初めて播州を領し玉ふ時、彼等を賞し
て祿知五千石宛を賜はりぬ、宮田戸田尾藤甚ふづく
みて不悦、神子田大に喜んで、拜領の禮をど、のへ
んとす、四人は同じく戦功を致せるものなれば、三人
も同じく禮を不致してはいか、也、神子田も是を不
レ請三人に同じ可然と、三人申合せければ、神子田申
しけるは、我大に悦ことは領地を悦ぶにあらず、我等
四人のことは、手を、ろしての勳功誰かこゆるもの
あるべき、今播州の大國を領し玉ふ、其餘分の多きも
知レ之、然るに家中に配分してあまりなきの間、先少

知を賜ふと命せらる、此言我等を以て無知無才のも
のとする也、無知無才なる我等と思ひ玉はんには、此
五千石も身に過超せり、こゝを以て悦と云へり也、
神子田戦功甚多しといへども、常に是にはこりて秀
吉を蔑如す、天正十二年長久手の役に、神子田半左衛
門二重堀にて引取、あと勢のくづれたるを不レ知し
て、其身計先へ引取けるを、秀吉不審の所に、神子田
敵の頸を一つ提て來れり、秀吉今に不レ始戦功の由を
賞し玉へば、神子田申しけるは、如レ此の小事を感じ
思召さんには、人皆匹夫の働に心を入れて、大利の了簡
を可レ失にこそ候へ、如レ此義をいたさんをは一向叱
し罵り玉ふこそと云、秀吉大に怒て、汝が輩如レ此事
をつとめずして何事をつとむべきや、分を不レ知し
て過言を云こと甚すぎたりとの玉へり、神子田重て
云、大小利を不レ辨して、唯戦て手をくだく計を功と
云はんは暗將の云也、あゝともに不レ足レ謀と云、秀吉
曰、汝さきに敗軍して力をつとめず、人を捨て引退、

大軍の勝敗いかんして可_レ知、大臆病の至也とせめ玉ふ、神子田大に怒て、眼開くして不_レ知見_三理非、まことに暗將と云べしと云捨て出奔す、夫より西國に漂泊して、豊後の國にて秀吉の爲に傷害せられぬ、秀吉甚にくみ玉ひ、彼が死體を一條反橋にさらし、自札を書て立しむ、その詞に、此神子田半左衛門、於_三敵前致_三臆病、却て及_三惡口之間、如_レ此被_三仰付_一との事なりしとぞ、宮田は中國退治の間戦功甚多かりき、或時戦功せんさくの入札に、宮田喜八が事にげふたを入たりけるを秀吉見玉ひて、信長の時の入札に、林新三郎事をにげ札七枚まで入たりしを、信長七枚の入札を御手に取玉ひ新三郎に被_レ下、臆病者どもが其身のい、わけに、新三郎にさへにげ札が入たるほどに、入札は用に不_レ立もの也と思はずべきとの事也と笑ひ玉ひぬ、今其方ににげ札の入たるも此心也とて、喜八に賜てけりとにや、天正六年三木別所退治の時戦死せり、戸田三郎四郎は後武藏守と號す、關ヶ原にて戰

死す、その比關東より上るもの、内に、戸田武州は一際ほれる軍を致さるべきと、世以て評しけるが、不_レ違して潔よく戦死す、尾藤は西國島津征伐の時勘氣を蒙むり、天正十八年小田原陣に、野州奈須野にて生害せられぬ、師曰、天正十一年四月、江州賤ヶ嶽に於て七本鎗と號せしは、石川平助、加藤虎之助、清正、同孫六嘉明、平野權平長泰、脇坂甚内安治、糟谷助右衛門、片桐助作直盛なり、福島市松正則は一番頭を取れり、是百年此かた珍布勇士の沙汰にて、世以て賤ヶ嶽の七本鎗と云へる也、石川兵助は打死しぬ、加藤虎之助は後に主計頭に任じ、佐々成政が跡肥後半國を領す、此の比肥後に一揆の城多かりし、中にも天草郡は肥後の地を離れて一の島なれば、一揆甚盛にて急に退治なりがたし、小西は志岐の城をせむ、城へ天草木戸の一揆大將民部大輔うしろまきのために出て、志岐の東の山に陣を取、清正が先手山岡道阿彌、岡田庄五郎、後號_三南將監

部無右衛門、此外小野木織部、將監をばむ、瀨野三位など云もの相聚、庄林隼人、森本儀太夫など云ものは、清正が旗本の先にさしつゝ、こゝに斑鳩平次と云ものを以て、先の事を見せに遣しけるが、かへらざるが故に、清正飯田角兵衛を以て物見とす、飯田見切てかへるに、平次先にとまり、唯今戦の始るべければ、居残て戦に可_レ逢と云ければ、飯田引立て、しらぬことを不_レ可_レ云、先手は今見よ、立ちらるべし、こゝにて戦に逢るべき處に不_レ有と云て引つれ來れり、清正立か、り、先手のこと無_三心元と申されければ、飯田さ、も不_レ肯、先手は唯今合戦仕まけ立られ可_レ參、勝利は二の勝旗本にありと云、清正證據はと尋られければ、敵東に山どり致し地の利を得、味方の日請あしき由を申す内に、先手立られて一文字に追かけらるゝを、清正小高所より二の身を入立横をうちければ、天草民部太夫敗軍して、二三里追討にいたし、清正自身の働比類なく、十文字の片かまなまりたるを踏直して、七

度まで鎗をいたされぬ、その勢に小西と、もに志岐をせめ落して、志岐の城は小西にわたし、それより小西清正も天草本渡を賣て落居せしめし也、右の合戦に、志岐の押には水野六左衛門後任_三日向守、有_レ之也、此時飯田角兵衛は船手の押に有_レ之て、物見は庄林がつとめてけりとも云へり、清正肥後一揆退治の勇猛、倫をばなれたりと云べし、後に朝鮮初度の征伐に、王子皇后をさらへ、類少なき戦功、再征の時、晋州の城責、蔚山の城入、朝鮮兩度の征伐に、清正に肩を並ぶべきものなし、既に家臣飯田角兵衛に覺の字、森本儀太夫に義の字を秀吉より賜はり、朝鮮の筆談唯清正を以てあてとす、而して庚子の役に軍忠あるを以て、ついに肥後一國を賜て肥後守に任じ、秀頼に供奉して二條の城に至り、大権現の好を厚くす、その勇猛剛操ともに他人の及處にあらず、加藤嘉明後に豫州の地を領し、朝鮮征伐に唐島の番船を乗捕、秀吉より感書を賜はり、且本知六萬貳千石の上に加祿を賜て十萬石にな

れり、此外平野精谷脇坂共に戦功多し、福島は庚子の
關ヶ原の戦功を以て越州を領す、左衛門太夫是也、
師曰、仙石權兵衛尉源秀久は元美濃の土岐の餘流な
り、初め信長につかへ、後秀吉に屬して數度の戦功を
顯はせり、天正の比四國退治の時に、仙石未だ匹夫獨
身のものなりしに、行て淡州をしたがへ、切取に可
レ仕の旨を命じ、その切取の法を詳に教示しつかはし
玉ふ、權兵衛元より勇猛甚盛なりければ、仰にまかせ
淡州に到て、ついに洲本の城を取しき、淡路島平均に
及び、秀久家臣を以て其旨を言上す、時に秀吉攝州兵
庫に至り此旨を聞玉ふ、秀吉の教示し玉へること符
節を合せたるが如し、而して淡路を仙石に賜れり、此
時大和納言秀長羽柴中納言秀次を以て則四國へ渡
海せしめ、先阿波の長曾我部が城を責、ついに阿波を
平均し、仙石に讃岐を責しめて、四國事ゆへなく平均
せしを以て、阿波を蜂須賀小六家政に賜はり、讃岐を
仙石尾藤に分玉ひ、伊豫を福島正則戸田民部に賜ふ、

天正十四年冬十月、秀吉に先立て、四國中國の軍兵各
西國に趣き、島津を退治す、此時土佐の長曾我部元親
指圖をば仙石承り、四國勢の檢使に尾藤をさしそへ
られぬ、こゝに元親豊後に到て、極月廿六日光吉の城
を責、其日寒氣甚、雨又しきりにふりしに、川を渡て大
に戦、仙石如此ゆへに、元親父子ともに川をわた
り戦て、元親嫡子彌三郎打死し、漸兵を入けり、此事
秀吉に達しければ、我初め汝に命するに、敵たどひ戦
をいごむとも必ず出べからず、十分利を考へて而し
て兵を可レ出と、堅く軍法を定むるの處、不レ用レ之、元
親が子打死に及ばしむること尤不便也とあつて、後
に仙石が領地を沒收し玉へり、仙石それより落魄し
て數年を送るの處、天正十八年小田原征伐の事あり
ければ、仙石未だ牢浪の身なりといへども、案内に不
レ及、精尾冑を著、白練に日丸を出せる羽織を服し、諸
軍の眞先に唯一騎乗出せり、秀吉日の間に機敷をか
まへ、軍の行粧を見物し、大に仙石が勇氣不レ撓こと

を感じ玉ふ、三島を以て山中の城責を命せらるゝ
の時、仙石を一方の將たらしむ、關東平均の後に、信
州小室の城を賜へり也、尾藤は日向の目白、島津出
口のをさへに、宮部法印壘を高くして營を致せるの
處、島津勢いまだ夜の中に押寄、大に戦て宮部が陣を
破らんとす、此時あど勢ども目白の後卷を可レ致と、
既に兵を出せるを、尾藤遮てこれをとゞめ、先手のこ
とを弃てあどをつゝしむべき由を堅く示しけるゆへ
に、いづれも兵を不レ出、夜あけて島津も引とりぬ、此
後卷を不レ致ことは尾藤が指圖故也とて、後に尾藤を
改易し、領地を沒收したまへると也、小田原の城落、
北條降參の上、秀吉直に奥州に至る、こゝに尾藤下野
の國奈須野にをいて直に御目見をいたす、秀吉駕輿
丁を止めしめて、尾藤と御詞ありける、尾藤喜び思
ふ處に、しばらく有りて、御馬など引出させ玉ひ、一
兩遍のらしめ御見物の事ありけるが、頓て尾藤を
成敗いたすべきと命せられて、尾藤此の時生害也、仙

石も尾藤も同時に改易を蒙りけれども、仙石は小田
原より前に御供仕り、尾藤は關東落著天下平均を見
て御目見仕りける、其志に所レ違のありと云べし、西
南北ともに靜謐し、關東までに究まりたるを知らな
ら、出仕の志延引、尤忠義にかくる處ありと見へぬ、
殊に仙石尾藤ともに軍法を背くと云ども、仙石は致
すまじき合戦を致し、尾藤は可レ致の圖を不レ致なれ
ば、同じく法を背く内に、勇を以てすると勇を以てせ
ざると、其本に所レ違あり、勇士の本意とする處尤可
レ慎也、尾藤秀吉につかへ、勇士の名をあらはすとい
へども、終を全くすること不レ能して、ことに勇士の
本意をたがへ、身を失ひ功をなみするに至ることは、
向後の戒とすべき處也、
師曰、源若三遠を平均の間、近國の諸大將と弓矢を取
たまふ、其間世に八將と號するは、大久保七郎右衛門
尉忠世、酒井左衛門尉忠次、大須賀五郎左衛門尉康
高、柳原式部太輔康政、石川伯耆守、平岩主計頭、是に

石川日向守をさしそへ玉ふ、而して本多中書忠勝、井伊兵部少輔直政、以上八臣の御事は、勇猛知謀ともにと、のをり、人以其言行を知る處也、石川伯耆守後に太閤秀吉に屬せし事、世以て不義とする處也、

師曰、矢田作十郎蜂屋半之丞とよばれたるものは、源君御家人の内に人々名字を覺へ、世以て稱美す、三州の内所々の合戦に、いつも魁殿を不_レ遂と云ことなき奉り、作十郎は打死してけり、武田信玄矢田が像を繪圖にうつさせ取寄見玉ふほどの勇士也、蜂屋は一揆にくみせる内にも、上村庄右衛門と鎗を合せ、既に大權現に御目にかゝり參らせしほどの事也、其身力量ゆゝしくして、白檜の三間柄のふとくたくまじきに、四寸の實を入、紙をふきかけてさゝと通る計にいたし、常に所持す、故に彼が鎗先にあたる者あらざりしと也、後に幕下に屬し、吉田を取つめ玉ふて下地の合戦の時、蜂屋少しをそかりければ、半之丞、鎗こそ初

れり、いそげと云をきいて、人の鎗をしたるあとにて鎗はいや也、我は太刀討をこそと初て、鎗をばもたせず、走出て矢庭に二人迄きりふせけるが、三人にあたる時、河合生徳と云ふ勇者鐵炮を引かけて居たる所を、寸口を取て河合をきる、河合元より不_レ動して放ちける玉に中て、その場をば引退てついに打死しぬ、三川衆に彼等が事をしらざるものなし、故に口碑にまかせてしるすに不_レ及こと也、

師曰、大原左近右衛門は殊なる勇士にして、矢田蜂屋より年増のもの也、並もなき武功のものといへり、四十九にして、永祿二年吉田のせり合に、鐵炮にあたり打死す、其間戰功既に四十度にあまれりと也、死して子なく、二歳の女子ありしを、天野三兵が弟甚右衛門尉と云しは、三郎信康公に付まいらせ居たりしが、三郎殿御生害の後に牢浪いたし、關ヶ原の時被_レ召出て、大原が娘と嫁娶をさげしめ玉ふ、彼が腹に出生の子、嫡男を仰に因て大原が跡をつがせ玉ふて、大原伊

兵衛と云へり、此伊兵衛は子細あつて柳原の家に屬す、後大原左近右衛門が實子なりとて申出、召出されけるが、事あつて滅亡す、而して大原の家族殆絶ぬ、然れども天野甚右衛門子二男豊前守、則大原が女の筋と云へり、

師曰、酒井作右衛門尉、元は尾州のもの、幼少より源君の御家人に列して、數度の戦功を顯はす、三州にて四度の鎗と云はれしは此作右衛門が事也、四度まで一番鎗の魁をいたせる勇士也、世しづまりて後、伏見にをいて諸大名源君の亭へあつまり物語の時、鎗の柄の長短の損得議論ありければ、源君仰に、我家に數度の鎗を致して長短の様をもよく覺へぬべき者の侍る、是を呼出して御尋あるべしとて、則酒井作右衛門を召出され、諸大名各尋申されけれども、酒井至て謙退のふかき生れ付なるを以て、有無の御請を不_レ申、源君頻に可_レ申の由仰ありけれども、いなみ退てやみぬ、此時存じ寄を申したらんには、御家人の威にもな

りぬべきをと、後まで沙汰のありしとぞ、作右衛門左のひちに手疵ありて伸びざりけれども、鎗の時にはさゝはりなかりしとにや、心の勇猛ならんものは、形に不合期の處ありても、少も不_レ苦ことなりと見へたり、

師曰、松平大炊介好景三州深溝に在城してけるが、永祿四年辛酉四月、吉良の義諦と戦て、善明の堤にをいて、一族家臣卅騎枕を並べて打死す、好景四十四歳、此子主殿助伊忠つゝいて深溝に在城し、天正三年乙亥五月、三州長篠合戦の時、鷗巢城にて討死をこぐ、或曰、長篠の城きわとも云へり、此子主殿助家忠と云へり、廣長庚子の役に、城州伏見の城に御留守居をいたし、石田三成が逆心に因て伏見落城いたし、家臣八十五騎一所に打死をさげぬ、父子合て三代、君のため^{慶長元年}に命を殞す、ためしすくなきこと也、こゝを以て家忠が子主殿助忠利は、御前に於て元服をいたし、御諱字を賜はり從五位下に任ず、勇士を賞し玉へば也、

師曰、小坂新介元より三州侍にて源君御家人たり、遠州掛川の城責に、天王山に於て、柵きわに敵の手負のありしを、頸を取んとて、味方の勇士いづれもさしつづきけれども不叶してありしに、新介事ゆへなく行て頸をあげ来りぬ、霧のはれまの事なりしとぞ、後に新介が、頸をとりし所は敵味方の間十四五間も可有と申上けるを、繩をひかせて見玉へば、弓杖二つと計ありしと也、源君その篤實を感じ思召ぬとぞ、

師曰、渡邊半十郎政綱は半藏が弟にて、後には新左衛門と號す、味方原にて草鞋の緒のとけたるを下に居て結ぶ、兄半藏いそぎけれども、成ほど心靜にゆるゆると結て引取る、兄半藏は鎗半藏と號して名高き勇士なりしが、弟半十郎が如くしぶとき勇者は、他人にも不見由を常に語りけると也、味方原の時、玄黙口を守て武田方の侍を打捕けりと也、長久手の御合戦に、筑勘右衛門と半十郎御旗奉行たりとぞ、
三彌左衛門正重七十一才元和二年卒
 師曰、本多三彌は本御家人にて、方々渡り奉公して

武者修行をいたし、さきくにて戦功をあらはせり、殊なる勇士にして、世以て其名を知れり、常に風流をこのみ、身にも薫をとめ、物ずきにいやしき事なき人品也、そのかみ瀧川が手に屬して武者修行のとき、諸半人走りまはりありしに、三彌手に不都合ければ、瀧川使を立て、御邊はさしも名高き人の、今日の首尾のなきことはいかなる故にやと申送りければ、三彌、此御返事は明日こそ申さめと云て、明日の働に頸二つ取りて、これを御返事に候と申しけると也、織田信澄門白秀次にもつかへ、前田利家浦生氏郷にも屬して、東北に往來し武者修行いたせり、
 師曰、高木主水正清秀、姓は源氏、法名は性順と號す、水野下野守信元に屬して、三川蒨屋の戦に度々軍功を顯はせり、後に織田の信秀につかへけるを、信元しきりに招て再び野州に従へり、天正五年水野野州生害の後、水野が人衆ことく佐久間右衛門尉に屬す、而して天王寺の要害にありぬ、後源君甲州入の

時に御家人になれり、凡そ疵を蒙ること四十五度と也、中にも石ヶ瀬に於て水野が手に屬し、源君の勇士と鎗を合すること一日一場にて七度、をはりの時、石川伯耆守、其比は内記と號して未だ十七八の比なりしが、石川と高木と鎗を合、石川が鼻紙袋にてうけどひる、互に名をなのり引とりぬとぞ、一日に七度の鎗と云はためし少なきこと也、或曰、その日高木九度のやりともいへり、如此勇猛の上、智謀も深かりければにや、長久手の御合戦には、内藤四郎左衛門と高木清秀を武者奉行に命せらる、其後年老隠居して、庚子の役に、野州小山へ御見舞のため参上の處、彼が軍功を感じ仰せられて、秀忠公錦の御羽織を賜はれり、世以て家珍とせり、八十五歳にして卒せりとぞ、凡そ一日に數度の鎗を合せしもの、戦國のちまたにも其數多からず、高天神小笠原興八郎が内に林平六と云もの、遠州豆大寺にて六度の鎗あり、武田信玄伊豆の蕪山をせめ玉ふて在々の放火のとき、山縣三郎兵衛

城のをさへに居て城中の敵を押へけるに、あまりきをい過て引とることなりにくかりし時、三河半人河原傳兵衛と云もの、自四方に船の字のさしものにて、かへし合せ敵を追ちらし、一日に六度の鎗あり、その比此兩人をこそ珍敷こと、沙汰せりとぞ、
 師曰、甲州武田家臣山縣が同心三井右衛門と云もの、四代討死を致せり、祖父十右衛門はいろいろにて打死して、家康公御家人口下部兵右衛門是が頸を得、父十右衛門は十三の年山縣に使はれ居、山縣仕物を家人に云付るをそばにて聞て、云付られたる者より先に、出て門に待、鎗を抱て居て、伴の仕物來るとき、門にてわざと帶をといて、右のものに、帶とけたり、暫此庭鳥いだいて居て給はれと云て抱かせ、帶をいたす振舞にて仕物を打止めたり、比類なきこと也、甲州没落已後は、井伊兵部直政に屬しぬ、長久手の役に、甲州衆首尾あふたるものなかりしに、三井は打死をどげぬといへり、

師曰、野一色頼母三代打死をいたせり、祖父は小田原にて打死す、父は關ヶ原の時九月十四日福田堤杭瀬川のせり合に打死す、子頼母、大坂前伯州へ御暇を賜はり行て、かへりに伏見にて冬御陣のことありて、直にゆくなり、而して夏御陣に、青山伯耆守組なりしが、青山が備直に敵をうけたりし時、青山、今日は自打死いたさずしては功なり難かりぬべしと申しける時、野一色快よくうけて、御尤也、某一番に打死の志に候と云けるが、果して打死をとげ、三代軍門に死を快して、主人に身をまかすることをとげぬ、冥加の侍と云べし、

師曰、大坂にて池田左衛門尉内横川次太夫、平子主膳が頸をとり、箕浦右近にもたせ茶春山へ献上す、源君見知まし／＼して、これは平子が首か、其身は打死とまで存すべきなれども、先祖より此者まで、六代相續て軍門に忠死すること、誠に勇士のねがふても不叶冥加の事、御近習のものに、これ／＼見候へと台

命ありて、横川に辱も御感書を賜はりけりとにや、野村織部と云もの、七代相續て打死をとげたりしと云へり、

五月七日

師曰、大坂夏御陣に、水野隼人正組にて松平助十郎申しけるは、今日の一番は誰にても不可有、我なりと云、水野田宮申しけるは、口ひろきことを云、誰か其方計に一番を致さすべきと云ければ、助十郎答へけるは、御邊達よくき、候へ、今度各が内にて一番の馬は我馬也、吉之丞が弟子にて免印可迄きはめたるものは我也、一番の馬にのりて、一番の上手の乗形にて、心は一番に志す上は、誰にても我より先をかくるものはあるまじきと云けるが、其言の如く一番に乗出し、敵の陣に乗入て、晴なる打死をとげたり、尤勇士と云べき也、

師曰、安藤彦四郎は帶刀が子也、常に云けるは、侍は死をいさぎよくせずしては功はある間敷、長命にて方々にて事に逢、戦功なご多しと云ふは、不レ死して

居るゆへに、さほどすぐれたる勇者とは云がたきこと也、死を快してこそ勇士の至極と云べしと云ける、大坂御陣に、伏見にて云けるは、一番頸と云ば彦四郎也とをもふべし、一番に打死と云は、是又彦四郎也と思ふべしと、心あるものどもには語らうけるが、五月七日に、しないの指物をまいて、井伊直孝が手先へ行て、庵原助右衛門にことほり、是非先へかゝり候へとありけれども、先に待うけて居る矢先へいかゞ也と云、あの矢先へ掛りてこそ勇とは云べけれどありし時、庵原同心せず、是に於て彦四郎かゝりて見せべしと云はなすを、直孝達とやめけるに、聊とやまらず、少も猶豫せず敵陣に入て打死をとげぬ、日比の志あらはれ尤はやき打死、勇士と云べき也、彦四郎は成瀬豊後守組にて御小姓組を勤めけりとぞ、

師曰、安藤治右衛門尉、大坂冬御陣、鳴野の堤にをいて、柵をこして戦功あり、五月七日先手へ出て大に働ける、冑を不レ著けるがゆえに頭に疵を蒙り、鉢巻を

いたし御前に參て、某近所のものどもは悉く臆病ものにて、一人もとやまらず敗軍いたしたりと、不レ憚申上、勇氣更に不レ撓、則平野にかへり、九日ながらへて死せりとぞ、秀忠公軍使赤母衣を用、治右衛門も亦赤母衣をすゝめ、金の半月の出しを用ひけりとぞ、家康公の軍使は伍字の指物を用ひ玉ふと也、

師曰、植村出羽守未だ新六郎と號して十六歳の時、天文四年十二月六日、清康公を阿部彌七郎打たてまつり退く處を打とめぬ、新六郎子出羽守家政は、蜂屋と云ものの廣忠公を奉り突て退くを、家政引くみ堀へ落て、終に蜂屋を仕留ぬ、二代相續て主君の讐を打留むること、勇士の本意と云ながら、尤冥加の武士と云べし、三州にて酒井左衛門、石川伯耆守、同日向守を御家老に被レ命けるとき、植村出羽守も其列に入て、家の字を賜はり家政と名乗りぬ、こゝを以て北越謙信も、植村が方へ書簡を通じ、源君に好をなしけると也、

師曰、家政初名は庄右衛門と號す、源君初めて信長に水輝五年御對面の事、尾州清洲に在いて有之、何れの大名の刀持をも不_レ通、家政源君の御腰物を持って通らんとす、これをといめければ、家康の者に誰か下知をして不_レ通ことのあるべきと云て、推して通り、御對面所の前なる白洲に參上す、信長見付玉ひて、何者にやと尋玉へば、源君しかく、と答玉ふ、信長、内々植村と云ふもの、事聞及べり、今日の御會は大事のことにあらず、心易く可_レ存との玉ひて、家康は忠臣を多く持玉へりと、大に感じ玉ひしと也、この時下馬にて供の下人どもさわざしに、或曰非此時此時忠勝十五歳本多忠勝廿二才、長刀をば永祿十二年しらかして出、惣を追立、何ものなれば今日家康初めて出仕あるに無禮をなすことの緩怠さよと劬けりと也、何れも勇士の作略と云べし、植村は水練をも心得て、二年馳のすむと云なる淵へ入て、淵の底をうかひ出しこともありと云傳へたり、

師曰、菅沼藤藏は元土岐の一流、後に土岐山城守と號す、勇猛の士にして度々の合戦に功をあらはせり、井伊兵部少輔直政に七つの年まし也、兵部少輔に具足をさせたるものなり、姉川の合戦に眉淵を打たりと也、直政杯如き衆も、山城をばすぐれて崇敬しぬ、本男色の寵ありしとにや、

師曰、姉川合戦に越前の真柄十郎左衛門をうちしものは向坂式部と云へるもの也、真柄父子は越前に名ある勇力の武士にて、常に廣言を吐諸人を蔑如す、姉川に在いて、日比の言にたがはず、五尺三寸の太刀をさしかざし、四方八面を切てまわり、十餘人を切ふせ、四五十間がほどは小田をすきかへしたるが如くにありぬ、こゝに向坂式部と名乗て鎗をくみ、草摺のはづれを突かれども、真柄事ともせず打拂ければ、向坂が背の吹返を打たき、持たる槍も打をさされぬ、式部弟六郎五郎も助來りけれども、危かりけるが、十文字にかけするられ、ついに真柄も打れにけり、此向坂式部、初めは常陸介と云ける、後に井伊直政に屬し

てける、大剛強の勇士なり、大口ものにて、兵部殿は大こしのけ也、長久手の時源君御旗本の先を被_レ仰付ける、その挨拶くごくとしてはつきりと無_レ之、口に鐵炮玉を含める如也と云けるを、奥津左太夫きけり、此左太夫勇士にて頸を十八までとれり、甲州田野にて武田方滅亡の時頸を二つとる、その手柄咄の座布へ向坂行て、田野にてしらみ頸をとりて手柄咄は無益也と云、鎗のつよき座布には不_レ居がよきと云て、直に直政が前に行てしかく、と語りければ、直政やがて向坂を召、必定左云たらば、我どこ、にて仕合と云はなす、向坂とかくの返答に不_レ及を以て、則改易に及びぬとぞ、

師曰、戸田三郎右衛門度々の戦功をあらはし、其働倫を離れたること多し、その氣物に不_レ撓、骨張にして人に不_レ従、かゝりければ、云たき事を口に任せて云ごとくなる生れ付ゆへに、ついに立身も不_レ致けり、伊豆の下田にて五千石を領す、御家人の隨一にして、

源君御采幣を賜はりけるほどのこと也、蟹江の時、九鬼大隅守蟹江へ兵をまわしけるあとに、三郎右衛門押寄て、鳥羽を攻とらんと致し、大に戦ふ、内より出てこれを防ぐ、大隅もきいてのりかへしける、此引口に、三郎右衛門勇功多かりきと云へり、大隅秀吉其勇氣猛勢の者ときいて、對面を願ひ玉へどもついに不_レ出、朝鮮征伐の時名護屋へみまいに參たるを、源君秀吉へ仰られて太閤へ面謁せり、七十三才にて卒す、殊なる勇士なりしとぞ、

師曰、美濃侍齋藤の家にてのぎの次右衛門と云しは、本名は稻葉なりけるが、いつも備の先へ出て、のぎの先の如くなる處にのみ居ければ、皆人これをのぎの次右衛門とばかり喚びしとなり、齋藤の家にてのぎの次右衛門玉置の源太とよばれて名ある勇士也、又杉先とよばれしも美濃侍にて、本名は永井也、永井杉先と稱せられぬ、いつも備の形杉先の如くなる其先にのみ進み居けるゆへに此の號ありとぞ、杉先戰場

にのぞみて、必ず夜討のあるべきを知り、伏かまりの
をるべき所を考るにはづるゝことなし、或人の尋け
れば、若き時よりすきにて、必ず夜半時分より出て、
川のあらんずる處にては川の瀬をき、山のきわに
ては山のををきくに、その夜事のあらんには、山も
川も音かわるもの也、尤野山のけいき、人のあるなし
も、心をつけて知れぬことはなきもの也と語りしと
ぞ、其つとめ不厚しては、勇士の功成り名とぐるこ
とは不可有也、

師曰、高天神小笠原與八郎が内に、渡邊金太夫、林平
六、吉原又兵衛、伊達與兵衛、中山是非之助、此五人殊
なる勇士にして、其頃世以て稱美し、既に源君にも其
名をしるしめされぬ、一年與八郎源君に屬し奉りて
御先を仕りけるに、此五人は御前へも召出されぬ、江
州姉川の合戦に、源君の御先をば小笠原與八郎承て
けるが、彼等比類なき働をいたせり、中にも渡邊金太
夫働の様子、信長の御旗本より見へけるを以て、大に

御褒美ありて、御威の上御牌物を賜れり、信玄高天神
の城へとりよせ、内藤修理亮新田の作略をいたせし
も、渡邊金太夫中山是非之介などが働の振を見物い
たされ度間、内藤に敵をつり出せと申付られてのこ
と也と云へり也、渡邊は後に勝頼に事へ足輕大將
たり、武田方と源君駿遠の間の取合に、渡邊金太夫朱
傘の指物にて、足輕をくり出し引して、かけ引の
見事なること云にたへたり、渡邊が弟に金平と云も
の、鳥井彦右衛門所に御預の者にて有之ければ、公
鳥井に命じ玉ひ、たばかりて彼を招き、遠矢に射とる
べしとのことありければ、鳥井方より、金平はやり疫
病を煩て既に死にのぞめり、最期の對面を願ふ間、出
て對面あれかしと、合小屋のもの方より云送る、金太
夫不便に思ひ、出ける時、左右に一二の伏を置、鐵炮を
ふせて待、金平也と云て、何者かあをだにのせて出
す、金太夫來る所を一の伏より鐵炮をはなてども不
當、二の伏より又うてども不中、渡邊聊さわぐこと

なく、鳥井は侍の道を知らぬもの也、侍を殺す作法を
不レ知と仰り、此金太夫には臆病もの、放つ矢玉のあ
たるものにはあらずと廣言して、二三返のりまわし
て反りきと也、勝れたる勇士と云べし、天正十年甲州
没落の時、信州高遠に於て打死す、比類なき勇士也、
師曰、板垣信形が同心に萩原助四郎と云もの云へる
は、鎧も一度はさびしき、二度、鎧下の高名も二度、城
へ一番のりも二度、馬上の組打も二度、以上八度の功
をとげ、命を大事に致し、その上は人にこされても不
レ苦と云へりしとぞ、殊なる勇士と也、

師曰、長谷川甚兵衛初名は宗二郎と云へり、殊なる勇
士にて、齋藤道三につかへ、後父子出入の時は義龍に
屬す、義龍父に鉢楯して、諸侍悉く屋敷を立のき、振
合見苦かりしに、甚兵衛一人屋布を不立退、義龍色
色手を入、ついに義龍にしたがへり、美濃にをいて度
度の圍取合に、功を顯はせること擧て云べからず、
一とせ美濃にて小せり合に、敵の引へき小路に在々

の石臼など如き物を取り出し置てけるが、はかなくし
からぬ事と人も思ひしが、敵急に引立、此石うすやう
のものにつまづき倒れて多くうたれけると云て、所
のもの、今も語り傳ふると云へり、時に取ての才覺
にこそと思はれぬ、

師曰、齋藤道三が家にて道化六郎左衛門は世以て知
れるもの也、牧村牛之助事勇士のほまれ多し、道三打
死の日の軍に、義龍の方には牧村牛之助を武者奉行
と定めて、牧村が下知を守りし故に、大利を得たりと
也、

師曰、三木別所が所に、山田八右衛門、由比久次、井上
大九郎、小九郎と云もの、その比名ある勇士也、別所
三木に三年の籠城の時、諸侍毎日の働ありしに、山田
由比井上三人を以てその間の勇士と定む、三年の内
に井上大九郎は頸を十一取てければ、首取大九郎と
よばる、由比の久次は首を八つとれり、山田はついに
首をとらされども、人皆山田が武勇をばふかみ思ひ

ける、寄手谷大膳三木の城をせめ、城よりも突て出て大に戦ふ、此時大膳番屋の如き處に入、その上にのぼりて前後を下知す、三木が兵多く其きわにあつまり取巻て戦ひ、終に大膳はれなる打死をさげ、る、世以て美談する處なり、山田此時大に功ありしとぞ、三木滅亡の後に、山田八右衛門は森武藏守長一に事へて美濃の金山にありき、長久手の合戦に、上方衆勇功の働その沙汰なし、然るに山田八右衛門は平松金次郎と鎗をいたし、世に名高き勇士の譽れを得てけり、後に寺澤志摩守に事ふ、由比久次は後に伊豆と號す、庚子の役に大津に籠城して、城の守法悉く久次が料簡にまかせぬ、門役をつとめて敵を立入たるを以て、あとより來る味方を立出したれども、人のそしりなかりしといへり、後に池田三左衛門尉輝政につかゆ、井上大九郎は大和納言秀長に仕ゆ、長久手の年、桑名にて鎗の可合圖に不都合なりにしと也、後は加藤清正につかへてけり、三木の城にて首をとらぬ山田を

侍の位一階も二階も別のものと評せし、その如く三士の甲乙後にあらはれたり、勇士の本意とする所よく可心付也、三州吉田の宿城せり合に、山縣が同心三科、孕石、上野はこぼれものを打つ、廣瀬は人をうたざれども、信玄廣瀬を稱せりと云へり、師曰、別所が内に穂積と云勇士のありきと云へり、すぐれたる武勇の士なりしと、人の語り傳ゆ、師曰、信長の時代、河内の若江三人衆と云はれしは、池田丹後、多羅尾常陸介、野間左吉、三人也、豊臣秀次三好修理がために養はれ、其後三好が家を立退の時、秀次に付て立退たるものども、各勇士の名ありし者なれば、若江の七人衆と號す、小野庄助後石田三成、大庭土佐向、高野越中、向、安非喜内、前田入道、所に有之、牧野傳藏、成三、富田喜太郎後藏人云、前田利長に屬、森野九兵衛、蒲生氏郷、大聖寺に於て打死、、鹽川左助又號喜、左衛門、を以て八人衆と云、左介後に志摩と號す、石田三成所に居、後に四國蜂須賀が所により、師曰、美濃の先方三人衆は氏家稻葉安藤也、越前の府

中を信長三士に賜て、府中三人衆とよばれしは、前田利家佐々成政不破河内也、此三人、府中十萬石を三萬三千石餘宛宛行玉へりと也、三川に山家三方とよばれしは、筑手駄峯長篠也、井谷の三人衆と云は、菅沼二郎右衛門、是は菅沼新八郎、定盈の叔父也、近藤石見守、鈴木三郎太夫也、

師曰、關白秀次、その比名ある勇士をあつめて、祿を豊にし武をしらべられけるを以て、天下の勇士各彼の幕下に立んことを欲す、秀次大崎玄蕃が木村常陸介が所に居たりしをもらい玉ふ、常陸介所に八百石とりしを、百石を千石づゝの立身にて、八千石與へ玉はんとのことなれども、常陸介不同心してやみぬ、大崎數度の勇功の内、高麗の大坂にて、坂の上に唐人大勢ひかへたるに、此大坂へのり上り、その道々に我下人を置て、ついであがるもの有ば引をさせと云付て、ついで折なる道を唯獨あがる、唐人の中より一人坂の中へ出て鎗を合けるを打取、その身も手疵を負

ける、そのふり倫を離れたる働也けりとぞ、後に福島正則が所にありて、正則配流の時三原に在城しき、中山角之介、前野兵庫、淺井周防、各秀次の士也、中山淺井は増田右衛門尉所にあり、前野は氏郷に屬す、師曰、笹岡平右衛門元瀧川一益が馬取より取立られ、後には武者の惣下知を承りぬ、瀧川武藏野合戦の時打死をさげぬ、瀧川が家に並なき勇士也と沙汰ありしもの也、

師曰、友田左近右衛門は宮部善祥坊の道具持にて、それより取立られてけり、元はしやうもじの筋にてけるが、宮部、所々の戦にすぐれたる働の多かりければ、取立て名字を與へ侍にいたせとありけれども、無筋なき者のゆくゑなれば、名氏をとらすべきもの無し之、是に於て善祥坊、家の兩家老を招て、彼に名氏を不與は何ゆへぞと尋ければ、兩老答へけるは、名氏は子孫のため又は先祖へのために候、しやうもじの筋へ名氏を遣さんことは、先祖へのふしつけに罷成

ことゆへ、これ〱も斟酌仕候と云、宮部云、主人の命せらるゝことなれば、命を捨よとあることなりとも可レ任ニ其意、况や名氏を興へんことは斟酌に及ぶべきこと、は不レ思也、然ば兩人の内より名氏を可レ興と云付てければ、國友と田中と兩家老一字宛をあたへて、友田左近右衛門とは云へる也、度々の戦功擧て云へからず、中にも江州にて、宮部善祥坊と富田新兵衛と云ふ其比江州にかくれなき勇士と鎗のありし時、富田申けるは、善祥坊様御くたびれと見へ候、暫御休み候へと云、宮部、左あらばやすめと云て、兩へ引のいてやすみ、御くたびれなをりたらば御立ち候へと、新兵衛ことはりて、又立あがり鎗を合、三度やすみ三度合て勝負不レ付、爰に新兵衛申けるは、善祥坊様もはや勝負は付候まじ、今日は日もくれ候間御置候へ、重てに可レ被レ成と云、其方左様に申ならば如何にもとありて、相引に引てやすみける、此時新兵衛が若黨、鎗脇の弓をつめて、勝負ついで新兵衛打れば、唯

一矢に善祥坊を射てとるべき様子也、善祥坊のきむには、友田弓を持って鎗脇をつめ、右の通の覺悟に見へける、この故に兩人の鎗勝負不レ付しと也、友田が勇功善祥坊にてならびなかりしとぞ、關白秀次を宮部法印養子に命せられ、其後秀次を別に大名になさるる時、秀吉友田を秀次に付候へとありけるを、法印申けるは、上方に被レ差置ニ御先手を仕るに、既に老衰せしめ、萬事を友田次第に仕り置くの間、友田を進上仕りては先手を致すことなり不レ申とあるに付て、田中久兵衛とあつて、久兵衛關白秀次に付たる也、友田後に關して、入道して慶林と云へり、藤室高虎

師曰、田中久兵衛は宮部の家にて仕出の勇士、秀次へ付しまでに頸をとること十八也、元は民間に在て田嶋を事とせり、久兵衛或時畑をうないくたびれ居て、鎌を杖についてやすみ居る所を、郎等五六人召連、鎗もたせたる侍の馬に乗通るを、つく〱と見、侍にならずしては人倫の内にあらず、詮なき田畑に骨を

折て苦しみ勞るゝこと無念也と、其口心を變じて百姓をやめ、奉公人に可レ成と思ひつめてけるが、又馬の口をとり鎗持になりても不レ可レ然間、何とぞして若黨奉公を可レ仕と存付、我しれるよしみのものと相談して、宮部善祥坊に人の入ると云ければ、數ならぬ若黨奉公に出たゝんとす、久兵衛が伯母なる女このことをきいて、手づから織れる麻の布一端を興へければ、是を紺屋の本へつかはして、宜き紋を付よ、袴に仕立なんと云て興ゆ、紺屋巴の紋を書いたる褌の袴に染て越ければ、是を用意して、やがて宮部が本へ奉公に出て、わづか三石の給分をとれり、而して年たらの小冠者を召遣、この冠者かい〱しくつかはれければ、久兵衛も是をたのもしくもてなす、小冠者元勢州宮川のものなりければ、宮殿と號して、朝夕のいなみ聊怠らず、事たらぬことまでにて年月を送り、或は水くみ飯かしぎ、或は自米をしらげ、うす袴のみ事として月日をくらすほごに、法印信長より秀吉

までの間所々の戦功事つものり、既に信長の時迄に三千石取しに、秀吉の時は但馬を退治して、因幡一國伯州半國の守護たり、大方先方士與力多くして、其身の知行は僅に七萬石也、久兵衛事秀次へ付られし迄、宮部所にて千五百石を領す、秀次へ付て五千石を賜れり、秀次津の國池田を賜はりて池田庄入のあとへ入城の時、庄入足輕の女房未美濃へ不レ引越、あとに預置てありし、此女のことには秀次の足輕不届あつて取込たるを、田中き〱あへず、自續松を持て家のまわりを二返まわり、則その内へをし入、この時田中つらを切られて三つ口になれり、然ども首尾好仕留ぬ、その後秀次召出され、秀吉へつらをみせ玉へば、久兵衛面ぬるかりしに、一段のこと也とあつて、千石加増を玉はり六千石になれり、初法印但馬の山名を退治の時、水の尾と云所にて、山名が老臣垣屋駿河守、三千の大將にて水の尾の高陽の地に陣をはる、この時宮部わづか五六百の人数にて、善祥坊手廻十八騎、各母衣を

すめしめて、まつさきに敵陣へかけ入て大に戦ひ、終に山名が兵敗軍す、この時田中久兵衛長刀を持って、垣屋が内大坂新右衛門と云、但馬丹後にかくれもなき射手と寄合、大坂がいる矢にて田中胸板を右のわきへ射出され、二の矢にて左のわき射られ、兩矢をうけながら遂に大坂を打てられども、大坂も大に戦ひ相引に引ける、類ひすくなき勇猛也、但馬平均の後、但馬をば美濃守秀長に賜はり、但馬の内にて二萬石宮部に賜はり、垣屋を興力に預らる、秀吉因幡退治の時、宮部はじめて垣屋に對面して、水の尾合戦のことを云出しけるに、垣屋申けるは、水の尾にて、誰とは不存、白羽織にて黒の馬にのりし人、一番に乘入ぬ、それについであとの衆も馬を乗こまれつ、是は誰に候と云、宮部、さては左ありしにや、是こそ使立のもの田中久兵衛と云もの也とて、則田中を召出し、垣屋と盃ごとのありじと也、田中此時白き紙子の羽織を着せりと也、田中は後秀次より歸り秀吉に仕へ、三河岡

崎に於て六萬石取りし也、程をへて岡崎は子息民部に賜はり、其身は隱居分にて西尾四萬石を領す、庚子の役に軍忠を以て筑後を賜はり筑後守に任す、この比初めの宮藏本の出所宮川を氏として宮川土佐と號す、田中は紺屋のつけし巴を紋とさだめ、宮川は後まで白枳を以て衣服の紋といたせりと也、筑後守は柳川城に在て、息主膳久留米に在城す、主膳甚勇猛を專として、三尺四寸の刀を帶す、近習のもの三尺の刀を帶する者百人をそろへ、或時鷹野の先にて下人を成敗せしに、下人百姓の家へ走り込、物置へ飛入てかま之居たるに、主膳自ついでかけ入、主膳刀長くてつかへ、引取とて股をわられながら、右の下人を引出して殺し、其手統に鹽をこみ、こゝは身の肉のよけいある所なれば、不慮如くにとて鹽をこませし也、如レ此あらきなる事多く、父筑後守柳川の城にあるに、度々城外まで押寄、から鐵炮を打て、父を驚せて嘲笑など致せり、此暴惡次第に長じ、下人を手打にしける時、

下人ねながら拂へる刀にて足のしゝむらをきられ、色々養生して大方平愈の時、是計のことに如レ此痛むことはあるまじきこと也と云て、力足をふみければ、俄に血のはしりて終に卒す、勇にして不レ好レ學は亂也と云へる格言、尤可レ味也、

師曰、北條家の馬屋の預りに須訪邊と云ふもの、度々よきことありしものなり、關東陣に須和邊と勝田八左衛門と云兩人物見に出て、敵に急に付られ、兩人とも早々引取る、須和邊は馬屋別當ゆへに、よき馬をもちて乗切て返る、勝田は能馬をもたず、不レ得レ引、立とまり相戦ふ、勝田あとにのこれると聞て人々はせ參る内に、勝田敵に打ふせられ、頸を半過までさらぬ、敵も事いそがわしくて引取、味方は勝田深手負たれば反るとも可レ死とて棄てかへりけるに、勝田さしもの勇士ゆへに、自身手にて頸をもたげ、未だ生てあるに各はすて、歸るにやと喚はりければ、各き、付て、彼を連れてかへりぬ、此時須和邊は能馬ゆへに却

てをくれを取、勝田はつれなき命のたすかり、勇をあらはしぬと、其比人々の沙汰せし也、勝田はつりかゝみの差物をさせりとぞ、後に漂泊して松平右衛門太夫所にて身まかれり、

師曰、木村常陸介内に岡田藤十郎と云ふ者あり、十六歳の時八王寺の城責に、一頸取源八頸を引さげて出來り、一番首也と劔所へ、岡田來れり、源八はや頸を得たりや、さては面白もなければと云ながら、城の方へ行て則朱具足赤赤よりの者と突合、無レ難突倒して頸をどらんとしけるが、其儘差をき先へ行、又敵と突合て敵の頸を得て來れり、初の頸をすてたるは如何と問はれけるに、胃を仰けて見ければ法師武者ゆへに棄たりといへりとぞ、偷をはなれたる勇士也、此藤十郎、朝鮮征伐の年十八歳にて高麗に至り、すぐれたる働多かりき、さるに付て、木村が軍法を破りて先へ出たること度重なりし故に、常陸介大に怒り、重て左様のことあらんには、具足をはいで陣を拂へと云付

たり、此事を藤十郎本意なく思ひ、その翌日白き羽織をこしらへ、墨にて紋を出して、唐人の方へ一番に進む、折節長谷川藤五郎など大物見に出けるに、先に松の木のある所に白羽織のものと見ゆる、敵か味方かと思れども知れず、此方へ向ふことなく敵方へ一文字にすゝむ、右の松のある所までは中々行ぬべき所にあらざるに、松の木のきわまで行て速かに打死してけり、何ものぞと尋られければ、木村常陸介内岡田藤十郎也と云沙汰しける、惜まざるものなし、岡田書置をいたし、宵に聊そのふりもなく、傍輩どもと咄し、翌日打死す、其書置は、常陸殿具足をはいで陣を拂はんと玉ふ、人の國に参り、此陣をはらわれまいらせは、何方に居て戦場をつとめ侍るべき、この故に先立て戦死をどげぬと、残し置ける筆のすさみ、人々以て惜みあへり、此藤十郎、十六七の時分より勇士のきざしあらはれ、只人にあらじと世に云いしとぞ、
師曰、中國平均の時、秀吉尼崎をせめ玉ふに、信長よ

り阿閉萬五郎と云勇士を秀吉へさし添られける、尼崎城責に、萬五郎城の大手に一人進出、かくの立物に狸々緋の羽織にて、杖をつき城の方をにらまへ立ち、大男のあたりを拂て唯一人二王立に立ければ、城より矢玉を放つこと雨のふるが如し、阿閉更に不_レ動、秀吉これを見玉いて、田のくろを四つばいにはい、萬五郎が立たる膝へ下より手をかけ、是は何と云御事にてかくはかぶかるゝぞ、早々引取申されよとありければ、萬五郎杖を右の手へ取なをし、忝との會釋ありぬ、而して秀吉又四つばいにはふてかへり玉ふ、萬五郎もかへりぬ、後まで秀吉萬五郎が勇を稱美し玉ひぬと也、
師曰、明智光秀が内に明智左馬介は、本名は三宅彌平次、後に左馬介と云、明智治右衛門、溝尾庄兵衛、いづれも明智が老臣にして勇士也、齋藤内藏助利三は元美濃國安八郡會禰のものにて、齋藤道三が甥也、稻葉伊豫入道一鐵に屬してけるが、後に一鐵の家を立の

き、海北美作守をたのみ浅井長政に屬す、一鐵甚にくみて是をこばみけるが故に、再び一鐵所につかゆ、一鐵己が姪を興へて嫁娶せしめ、安堵せしむといへ共、猶不安して明智が家に至りぬ、明智彼が勇謀他に殊なるを以て、甚あつく禮して軍議悉く彼に任せり、信長を弑せしに利三を以て將として、その身は桂川にあり、後に齋藤利三罪せられ、その子二人青龍寺にて戦死す、佐渡守利宗幼にしてのがる、後徳本と號す、海北が弟に畫師友松と云へりし、利三が娘後號香及び利宗を隠し置けるを、一鐵招寄て是を養へり、長久手の時は徳本は一鐵に屬せりとぞ、可也彌左之助と云へるは、本は三好家の者にて、明智聞き及で喚出せり、その比未だ前髪ありければ、光秀不審を立て、此名は親父よりの家名かと尋ければ、私の付たる名也と云、さては若輩より戦功の深かりけるにこそと稱美して、やがて軍の奉行に致せりと也、又提子數盃之助と云へるもの、明智が家にて名あるもの也、後

に京極大津の宰相に事へて、五郎兵衛と云へり、大津籠城の時に、由比の久次と兩人を大手の左右よりまわらせ、要害に可_レ仕處々を見積らせけるに、兩人打まわり一度に大手へかへり、書付を懐中より取出して見せけるに、兩人の考同じこと也しとぞ、
師曰、安田作兵衛と云へりしもの、明智に事へ、本能寺に於て信長へ御目にかへりしもの也、後に大和犬納言秀長に仕へて、天正十一年江州賤ヶ嶽の戦のまへに、度々せり合ありし比、勇功ありしと云へり、指物額の内にもへ出るもかるゝも同じ草なればいづれか秋にあはではつべきと云歌をしるして指せりとぞ、後に天野源右衛門と號して、寺澤志摩守が所にありしとぞ、
師曰、大和犬納言秀長の衆、賤ヶ嶽七本鎗已前に、七本やりの合たる所より、未だ柴田方にて切々せり合のありしに、前に各土手を築、身隠をかまへ、その内に居て足輕せり合などあり、此時奥田勘兵衛倫を離

れ起あがり鎗を以て出て、まいるぞくと云て進む、安田作兵衛もついで出て、敵間近くなりて、あどつづかざると存じて、奥田は引ざる、安田はをそかりけれど、敵その時出て鎗あへり、大庭土佐も其處に居たりしが不出けり、七本鎗の前日に、丹羽長秀内安養寺猪之介鎗をいたせり、是は長秀志津嶽へ船をつけてあがりける時、中川高山が城責の折しもなりければ、安養寺直に進で鎗をいたしけり、大島茂兵衛尉もその比長秀に屬しけるが、此時戦功ありしとぞ、安養寺は元江州淺井が家臣也といへり、師曰、朝鮮征伐の時、加藤清正が留守を伺て、島津が者に梅北といへる勇士、かねて間人を以て肥後の様子をはかり、佐敷の城に加藤與左衛門が居ける、與左衛門も高麗へわたり、留守居もはかしくしからぬ便宜を考へて、直に佐志木の城を責とり、一族若黨城にこもり、これより八代熊本を伺はんとせし也、こゝに佐志木より二里餘ある、田野浦と云へる在郷に、與左

衛門が郎等とも在郷して居ける、その内に酒井善左衛門と云へるもの、此事をきいて急で掛付んとしけれど、皆梅北が勇に恐て是に不從、所の庄屋助兵衛と云ひけるものに馬の口をさらせ速に馳付けれども、梅北既に城中に入て思のまゝに振舞、與左衛門が者ども、人質を出して一旦皆降参す、酒井是にたてづくべき様のなければ、與左衛門が甥に彌市と云へるもの、ありし、いまだ幼なかりしを人質に出し、酒井も梅北に隨心しぬべき山を披薩す、梅北大に悦で、肥後一國やがて平均すべしと大にをどり、其夜は一族家人各町宿へさがり、思々に酒のみ遊ぶ、梅北は與左衛門が女房を己れが妻に可致と用意して、其夜祝言のいとなみ也ともてなし、大に酒を飲み、酒井にも盃をさして、引うけく、飲、酒井肴をはさむふりにもてなし、梅北を一太刀にきる、梅北大剛強のをのこ也ければ、傍に立かけ置たる大太刀を取て、直に奥の方へ入て人質の彌市をさらんとす、酒井ついで推入、

彌市もかねて酒井が與へし懐脇指取出して、共に梅北を仕留めぬ、而して城の木戸をうち、酒井善左衛門こそ梅北を仕留たりと仰ければ、梅北が郎等家人方角を失て八方に分散し、梅北が逆心あともなくなりけり、此事奈護屋にさこへければ、秀吉則梅北を静謐のために淺野左京太夫をさし遣はされ、源君より本多中書をつかはさる、然るに梅北仔細なく酒井が謀に落けるよしきこへて、兩人は途中より奈護屋へかへりぬ、秀吉酒井を召して、今度の勇猛比類なきよしを感せられて、二千五百石を酒井に賜はり、彌市と安田と云ものに千石宛賜はり、田野浦の助兵衛に三百石賜はり作り取にせしむ、酒井後に奥西と氏をかへぬ、今以て黒田が家にその筋残りぞ、師曰、島津貴久の家に新納武藏守と云へるは、其比大指武藏とよびて、武勇のことには一番に指を折られしもの也、家の老臣にて、弓矢の指引は何事も武藏守にきわまりぬ、天正十五年秀吉島津退治の時に、肥後

ざかい和泉と云城にこもりて、殿下を城下になし、いらせし者也、西江久右衛門と云もの、是は本いさはや也、はじめ龍造寺隆信に屬して有馬の戦に先をいたし、後に島津に屬して新納と同前の勇士によばれける、松浦壹岐守時に、島津家より招て平戸に住す、松浦が一族たれば也、關ヶ原の時、島津兵庫頭に能付たる内、大野將監と云て、四十石とり、夜郎同前のものでしが、勇猛の働ありけるを以て、四百石の加増ありて、與力百廿人あづかり、國界に置て近國の押へとなれり、その身小身也といへども、與力大勢故にをさへになれり、庚子の役の功を以て也、師曰、田中筑後守内に、庚子江渡の川ごし致し、石田三成が侍杉江勘兵衛と鎗をいたし打さめたるも云もの三人あり、西脇五右衛門、辻勘兵衛、松原五右衛門尉と云へり、實は西脇鎗を合せて突合けるが、手を負たる處へ、筑後守も來て言をかけ、西脇に精を出さする内に、松原來て突倒し頸を擧たる也、辻勘兵衛は通

りさまに鎗を合せたるまで也、而して西脇と松原と此功を争てやまず、筑後拜領の初、磯野伯耆守所にて筑後守に初麥の振舞を献せし時、兩人今にをいて不通の山をさき、兩人をよびにつかはし、同じ文章に感状をその間に認め、兩人へ被_レ渡_レて中直り也、辻勘兵衛はその時敵と組打の功ありしを以て、その感書を賜はれる也、後に松原は越前三千石餘に行て居、西脇は肥後七百石にあり、辻は肥前と號して淺野但馬守所ありぬ、松原その比は善左衛門と云へり也、

師曰、前田利家末森の後卷のあるべき前に、敵末森の木戸口へ入込けるを、あとより利家の先衆走り付たるを見、佐々が者ども城をあどにして此方とせり合、前に小堀のありしを、富田六左衛門後に越後と云へるもの、太刀にて一番に堀を飛越る、野村傳兵衛は三間ほどあとなれども、鎗をもてる故にさしつゝいて堀をこし鎗つくる、山崎彦右衛門は三番目なれども、先へ言をかけて、山崎是にあり、氣遣せずにしたせと

呼ばわる、終に佐々が内野々村主水を打とめぬ、頸は富田が太刀を持ければ則あけてけり、利家三人どもに一番鎗の感書をあたへ、祿を同じく與ゆ、劣らぬ勳ゆへ也、山崎彦右衛門は長門守後閑齋と云しがためには従弟也、前田の家にて一萬石に至りぬ、亂氣して自殺す、彼が子一人山臥になりて北國に居、大峯にて山臥強力の出入ありしに、大剛強なる勳をどげ、そのかへりに越前上野にをいて荷物を強盜にとられ、あとより追かけ盗人を追ちらし荷物を取返す、たしかなる勇者なるを以て、黄門利常則命じて還俗せしめ、山崎半左衛門と號して彼家にありと也、

師曰、長曾我部元親伊豫にをいて勳の時、執行加賀守と津野藤藏と、大津の城にて大手口に於て一二の鎗の論ありしを、元親直に詮議して、兩人ともに一番に定め和睦せしめしといへり、勇士の諍さもありぬべきこと也、

師曰、酒井左衛門尉忠次内に、石原ずんと右衛門と云

者あり、姉川の時酒井御先手を致しける時、石原三百計にて尉が先手をいたし、横すぢかに備を出す、あとより見ては脇へ備の出る如くに見へける、淺井が三千の兵、信長先衆とかり合、信長旗本まで敗軍あるを、石原わさより備を出すによりて、淺井衆悉く敗軍、殊に朝倉が兵此いきをいに辟易して、源君大利を得玉ひぬ、此様子を信長大に感じ思召して、此時の勇功を賞し、酒井を四品せしめて左衛門督になし玉ふ、然れども後まで云よきに任せて尉と稱しぬ、石原が此時の勳、人以て稱せる也、

師曰、可兒の才藏は美濃の可兒山のもの也、青竹の葉あるをそのまゝ指物に用ひて、己が得たる頸の切口へ押込でなげ出し置て、後の改には是を證據に致せるゆへに、さゝの才藏とも云へりける也、家々を武者修行致して往來し、先々にて戦功をあらはせりといへり、信長本能寺にて事ありし時は、明智が所に有_レ之て、本能寺のぬぐい板の上にて頸をとるものゝあ

りしに、取かねてけるを、手本をさげて取れど教しは、才藏が下知也しといへり、長久手の時は關白秀次につかへぬ、後に前田利家につかゆ、家をかぞへて修行致せしもの也、されども知行は千石に満すして終れり、匹夫には勇功のありしものとて、人皆其名をしれる也、

師曰、秀次のものに岡本加介、長久手にて功もありしものなりき、後に松倉豊後守に屬して、大坂冬御陣に、城中にて鐵炮をつるべしことあつて、先手のさはぐ時、岡本一番に進で城きわへ付、いまだ先に人あれば追つゝいて見るに、奥田三郎右衛門也、別の子細には不_レ有とて、兩人つれ立て返るに、松倉自分の備を圓く立て居たり、自餘は備までのことなかりしとなり、奥田と岡本は、夏御陣に松平下總守手をかり先へ出て、六日の早朝に打死也、加介は必ず後藤を可_レ打といへり、その故を人の尋ければ、後藤何時も一番に先へ出るものなれば、我魁して是に可_レ打合といへ

りどぞ、果して後藤が打死の六七間きわにて、鐵炮手にあたり打死をどげぬ、
 師曰、淺野の家に龜田大隅上田宗古は人のしれるもの也、龜田は足輕の内より取立られて、度々の勇力をあらはしぬ、中にも高麗にてまといを取返、唐人の大將分を打しこと、大坂の時、泉の柏の井にて鎗のこと、人のしれる功也、上田主水は初め丹羽の長秀につかえて小姓奉公などいたしけるが、大坂にをいて織田七兵衛尉信澄本丸にありしを、長秀人數を以て取巻、信澄生害に及ぶ時、^{十六七計}主水ふと内へ飛入てければ、信澄既に生害に及ぶ、則頸をうけとりて出たりし也、あくまで剛勇の生れ付のものなりき、後に太閤秀吉に事ゆ、關ヶ原の時三成に屬せし科を以て、本領を沒收せられけるを、淺野紀伊守元より知れるよしみなれば、源君へ請奉て、茶もだちにとあるることなり、主水事三成に屬せし計にて、事のあらはれたる悪事もなかりければ、源君免許あつて、淺野家に屬し

一萬石を領す、その比までさして名を得たる功もなかりし、中村式部少輔伏見の屋敷にて火事のありしに、家の破風口に一人出てふせぎどめたる振舞きざし只ものとはみへざりし、是を時の人大に稱美す、大坂の井にて一番に鎗を合す、以上人のしれる働兩に、但馬守仕寄の場へ大筒を仕掛たるに、但馬守が足輕竹束のさまより外をのぞく所を、城内より鐵炮にて子細もなく打殺す、そのあとへ宗古大筒にのりかかり顔を出して四方を見まわす、鐵炮雨のふるが如く來りけるに、目まじろきもせざりし類、ためしすくなき勇者也と云へりと也、
 師曰、齋の伊豆、後には道二と號す、方々武者修行いたして名を得たるもの也、長久手にてすはだにてせり合致したり、その比は小田切所左衛門と云へり、關ヶ原の時、奥州にをいて瀬の上の働、人にて知れり、後に北國加賀にありき、大坂御陣の時、利常その比は

筑前守也し、此先手に居、真田丸へ付て、振の能ものどもの内也、真田丸にて城中より鐵炮甚しげかりしに、伊豆が頸すぢに玉のあたりしを、手を入て玉をとり出して、少しもあたりたるふりもせず、傍に平野彌二右衛門などありしに物語致し居る處へ、又眉間とをほしき所へ玉あたりて、血のたらくと流る、を、指を入て玉を取出し、冑は大事のもの也、此冑は信玄より傳はりたる冑也と物語せしに、詞の色もかわらざりし也、加賀にてはその比足輕を預り、先手に有之てけりと也、

師曰、平野彌二右衛門真田丸にて見事なる振、齋の伊豆小幡勘兵衛に劣らぬことども也、平野が仲間^五右衛門と云もの一人付てその場にありけるが、平野が矢面に立ふさがり、かすり手の鐵炮十八まであたりしに、一つも身をいたむほどのことなし、大剛強のふるまい故に、城中より高聲に稱美して其名を問、彌二右衛門當座に名字をくれければ、則立あがり、平野

彌二右衛門内五右衛門と云仲間候、是まで付たる褒美に名氏をくれられて平野五右衛門と云と名のりける、をこの勇者なりしと也、平野は加州にをいて千五百石を領す、その後肥後に至り細川が家に居、五千石を領す、北國にて横山山城守、五百石取侍を平野に仕物に云付てける、横山が使の見る前にて、疊を二帖取かへさせ、血の引べきにと云て、さて大夜衣をかぶり寝て居て、右の仕物に可仕侍の方へ使を立、御用の事あり早々可被參の由を云い遣はす、但其方身に疊のあるべきことなれば、由斷は致さるべからずと云送るに付て、右の侍悉く遺言まで致して來れり、刀を椽に立をく、彌二右衛門、刀を内へもたれよ、その方に子細のことありとことばり、刀を内へ入させ、散々相煩ふゆへに如此の體也、是へ近く寄り申されよとて、我わきざしは脇に立かけ置て、申しわたしけるは、別の子細にあらず、横山事我等とは不通同前の仕方なるに、今日如此申し來れり、何程横山申すと

も、御邊に申わくるのゆへんあらば、我等の身にかへて可三申開、又云分も不立ば、御分別あるべきこと也と云わたす、云わけもなかりければ、則これを仕留たり、右に敷ける二帖のたゝみの外へは、のりのつかざりしとぞ、たしかなる仕物なりき、

師曰、小幡勘兵衛尉景憲、大坂御陣には前田利常内富田越後備にあつて、極月四日真田丸に付、備場より矢倉下迄一町に致してける、此場せはしき◎四字間所に本作狭きて、足輕大將齋の伊豆、三本の旗一本長柄甘本の内三本まで打折られ、若黨小者廿三人手負、ごれぐもくほみを見木楯をかたどり、下にふして居たるを、景憲四度まで立あがり、或は十五間或は廿間進み出て名乗る、而して五つ頃に真田丸馬出の下へ押寄せ、景憲柵木に鎧を持せ立かけ少も折しかず、八つ頃まで四時こたゆる、北國勢多しと雖も、景憲が郎等村上杉山以上三人、外に五人に合せて八人ならで、こたへたるものなし、そのあと少し高き場に、齋伊豆平野彌二右

衛門などこたる居、日暮に及ぶの間、各をさきへのかせ、伊豆平野小幡三人あを仕りぬ、伊豆手を負けるがゆへに、景憲引かけてのく、右の備の場一町の内に兩度まで伊豆をやすませ、景憲立返り、高聲に名のり、筑前鐵砲大將齋伊豆と云ふもの手負たるを引とるの間、出てくいとめよと句て、ついに朝の備場へ来て伊豆内のものに渡す、此時景憲指物をとせるを、あとへ取に返りければ、伊豆が手を負たりし所にあり、これを取あげ城の方へ向ひ、又名乗て、酒ばやしの指物を落して捨ては不覺也、唯今取に來れり、出合て打とめよとよばわりける、城ぎは十間計ありしに、鎧の柄も三所まで打かすられ、身もあまた所矢玉のかすり手ありしと也、
師曰、下方左近が孫に彌二右衛門と云しは、福島正則につかえし、正則大強勇の將にて、やゝもすれば下人を手打にし、或は劔戟を以てつき、つて其勇をこゝろみける、下方をどらへ、脇指をぬいて頭にをしあて

ける時、下方少も撓まず頭を刀のさきへつきあて、深くつかるゝ如く致す、正則其勇猛を感じてこれを賞しぬとぞ、後に尾州にありき、その時の疵あり、大勇猛のをのこ也しとぞ、

師曰、伊豫の河野が内に重見權之介、勇の働有之、阿波の三好に屬し、堺をいて一日に七度の鎧を合せたるもの也、廿一歳にて病死しぬ、四國に於て名ある勇士と也、

師曰、會津蘆名の盛隆に三左衛門と云小姓のありし、十八歳までに三度の鎧を合せて、三左衛門と號す、初め二本松につかわれ居たりしを、盛隆所望致されければ、二本松申すは、心を見届不申ものなれば如何と存すれども、御所望に任せて遣すと云て、會津へつかわしぬ、會津にて寵愛に及び、後には寵愛をどろへぬ、盛隆のくせにて、初め寵愛の小姓成長の後に必ずあしく云、うわさも色々に申しなして、嘲弄するを好みけるを以て、三左衛門是を嘖り、一朝盛隆鷹を手

にすへて三左衛門が出たるをあなざり嘲りぬ、三左衛門一刀に主人を殺して出る、家老どもその座にありながら、忙然として是を不仕留、その次の間迄切て出たるを、廿四五人の番人不仕留してかけ出るを、追々あつまりて打留にけりと也、

師曰、柳原式部大輔康政内に伊藤顔助と云しもの、元は康政が家の僕なりしが、大力早業にして勇猛倫を越たりければ、名字を與へて伊藤顔助になれり、後には足輕百寄騎三十を預け、式部所にて先手をいたさせけりと也、甲州もの比良原宮内氏直の烟文を不_レ上に付、保坂金右衛門訴人いたし、御前公事にまけて、その場に於て狼藉いたし、手負死人廿七人ありしとき、顔助組留たるを、脇より切て顔助が兩のうでにあたりぬ、此疵癰になり、終に死去す、比良原成敗は甲州入の年也、

師曰、關ヶ原の時、源君御馬の口ぞいに、やけすりなるをのこありしを、人皆ずりと云て本名を不_レ云ける

ものあり、仰に、先程鐵炮のをどのありし後ついで玉の音ありしやと、御馬の左右に尋玉へども、誰々も不聞山を申す、右のすり申上げるは、殿その後は鐵炮の音はいたさるゝとたしかに申し上る、そこにて、好闘也、関の音を揚てかゝれと仰せ出されけり也、大坂夏御陣にも、右のすり御馬の口に副けるが、七日の合戦に、歴々の侍くづれ敗軍するを見、これ御覽あそばされよとて大に笑嘲けると也、殊なる勇猛のをこのなりしとぞ、後に紀伊の亞相公にありとぞ、

師曰、大坂の時、井伊直孝内脇五右衛門五月六日に各へ申けるは、今日の御合戦は、あとに段々の御備あつて厚ければ、若き衆大方の働にては不可叶間、随分精を出されよと云、各走り廻りに精を出す、直孝近習のものに三彌と云へる若き勇士のありしが、その日頸を二つ得て、五右衛門に逢頸を二つ出す、脇も頸二つ取て出せり、翌七日に三彌又頸を二つ取て来る、脇も亦頸二つを出せりと也、脇は匹夫の走りまわりを

致すべき者にあらざれども、若きものどもに精を出さしめんがために此働をいたせりと也、後に此三彌老功の勇名ある輩の居る座にて云けるは、いづれも老功の衆なりとて、人もあがめ、その身も大なる體をいたさるゝが、今度大坂兩度の御陣には、何のかわりたることも無之と存候、然るに老功の衆どうやまはれ玉はるゝは、何條替ることのあるにやと申しければ、五右衛門聞て、此度其方が働の如くなることこの度かさなりたるまでのことよと會釋しぬ、三彌聞て、さては別の仔細もなきこと也、今度我等働の如くならんことは、何よりやすきこと也と云へりと也、直孝が家にてすぐれたる勇士也しとぞ、その比は未だ祿をも不を得、已に右の功を賞して三百石を與ゆ、其後やがて卒去しぬと也、

師曰、直孝内三浦與右衛門、七日の合戦に足輕四十を眞先に立、矢箱より矢を一たがへ取出して、掃部に申しけるは、足輕どもに花をさかせて御目にかくべし、

たしかに御覽候へと申し、矢を五筋六筋計各足輕どもにわたして足輕をつかいける振、甚だ勇士の體なり、是は掃部頭老臣にて三浦内膳と云へるものあり、この筋也、七日に直孝が歩行者、たばこを吸付て、殿きこしめせと云て指出す、直孝取て、火の消へたるを押つけてのみ、今一服と請てのみぬ、是は一服さへやうくのみたると云はれまじきためのこと也、勇士の所爲なりと、直孝常に語りけりと也、

師曰、直孝内庵原助右衛門、元は駿河侍庵原左衛門が筋也、助右衛門兄を左衛門と云て、方々武者修行いたし、奥州浦生氏郷にも事へ、度々勇功ありしもの也、海老江少右衛門、是は遠州侍、方々武者修行いたし、度功ありしもの也、庵原と一同に浦生氏郷につかへ、浦生忠右衛門がより子なりし、忠右衛門半人致して高麗へ行けるに、庵原も海老江も共に高麗までみまに行きし也、忠右衛門半人いたせる故に兩人も半人いたせり、兩人ともに後に井伊直政につかゆ、

師曰、庚子北方川越の時、池田三左衛門輝政の衆各川をこす、輝政見て、若きものども軍法をやぶり先へ越事、甚に、くきこと也、先へのり出して是をどめよとありければ、佐分利彌右衛門承て、某參て可留と云すて、則乗出す、日置豊前見て、急ぎ行て、川を越せ、御意也と云てこさせよと云けるとぞ、佐分利行て、止むることばさてをき、御意也と云て、一々乗り越させてけり、勇士の作略と云べし、

師曰、鳥居彦右衛門内牧又兵衛と云勇士、弓をよく射て度々戦功をあらはしぬ、天正十八年小田原の城責に、鳥居は岩付に向て岩付の城をせめける、城中つよくして矢玉甚來りければ、牧を招て、さまを射閉よとい、ければ、牧申しけるは、口比の御念比なる雁汁の衆に可被仰付とて不應命、鳥居手を合せ已前の疎略を謝して、矢窓を射閉させ、是にて働衆利あり、而して牧あなたこなた働く、敵の方をば不射して、主人彦右衛門をねらいて股を射ぬいて落馬せしむ、

鳥居かねて彼が覺悟を知りぬれば、牧を招て、何故にやと或は叱し或はすかし聞きければ、今日の御働まさしく匹夫のわざと云べし、大將を承らん人の如し此かぶき玉ふては、諸卒の勵可致の處なし、故にこれに及ぶといへりけると也、勇剛の士と云べし、

師曰、關ヶ原の時、大垣に福原有之て、寄手水野日向守松平丹波守西尾豊後守杯とせり合の時、城中より突て出内へ引とる時、門役のもの敵を五六人立入てけり、西尾が内大橋惣右衛門と云者立入られてうたれぬ、此頸をとりしものに福原金一枚を與ふ、大橋をば木村宗左衛門と云もの打取りぬ、又桑原助右衛門と云ものも立こめられけるが、殊なる勇士にて、敵の内にもぎれ、聊みしらるゝ處なくてありぬ、やがて又城より突て出し時同じく出てけり、勇士にあらずしては、如し此時あらはれずしてまされ居んことは成り難きことなり、

師曰、山路久之丞と云へるは、伊世神戸の家老に山路

紀伊守と云へるもの、嫡子也、度々戦功をあらはし、後に織田三七信孝につかゆ、その後加藤清正天草退治の時、天草に至り、庄林より先へ出けるを、隼人物語を致しかけて一處へより、庄林が鎗を横たへ狭路をふさぎ、御邊は當座の入武者也、先へは出すまじきと云て、庄林先へ出ぬ、久之丞もその時功あり、福島正則が家につかえ、長尾隼人正と號し、藝州東條城に居、一萬三千石を領せる也、

師曰、大坂夜討の時、城方にて勇猛の働ありしは木村喜左衛門也、木村いづれより先へ出て、蜂須賀が手より出るほどのものをたゝき臥せたり、而して股を突きぬかれ、其合手をも突殺せり、則蜂須賀内中村右近なるべしといへり、木村その手にて城中に於て死す、冬御陣に今福に於て見事なる振舞ありて手を負しは大井何右衛門也、誰をもつゝけるものなし、是も城中に返て死す、大阪籠城の方にては、此兩人を以てすぐれたる勇士とする也、大井何右衛門は半人にて京都

にありしを、池田の家へ既にまねかれしに、城中大野主馬、秀頼の命なりと云て城へ入れしと也、

師曰、岡本彌一右衛門入道道可、幼若にして關白秀次の内熊谷大膳亮所にて小姓を致せり、熊谷内ものものを成敗いたす、放討を兩人に申付てさらせ見てけるに、岡本その比は十一歳にてけるが、大膳が刀を持って居りたるが、そのまゝ刀を抜て大膳に與ゆ、大膳其志を感じて、則その刀を拵へて彼に與へにけりと也、關ヶ原の時は有馬が手に居て、岡本清三郎と號して、福田の堤にをいて功あり、大坂御陣には藤堂高虎につかえ、六日に首尾不都合ことを口惜思ひ、七日の曉具足を著ながら水をかゝりて愛宕山へ立願を立、私は馬あしければ魁はなるまじく候、をくれ口に合せて給はれ、某身に只今着たる一裝束不殘可三指上と立願して出でけるが、願の如くをくれ口に、坂井與右衛門中河内傳七堀伊織ふみと云まりて居る所へゆきかかる、何事ぞと云へば、をそく來て何を云と各いへ

り、岡本きいて、敵を前に見ながらこゝに留まることやあると云て、則ふみ出して先へ行き、敵をやり付、その場にては頸を不取、先へ行てとれりと也、その比は五郎左衛門と號す、六月には、組頭主膳手を負て、其看病に因て手に不都合といへりと也、六月のことはをばつかなし、

師曰、蒲生氏郷勢州松ヶ島在城の時、蒲生主計と栗生美濃と口論のありしに、美濃が後には伴の東、主計がうしろには山中大運が、小わざしを以て兩につめかけ、ぬかば突んといたせり、美濃も主計も、冬のことなるに大汗をながせりと也、此時の評に、美濃も主計も汗を流すほどに思はれけれども、兩人打はたさば當座に人多そんすべきと思ひて無其儀との評也、いづれも殊なる勇士どもなれば、何れを越度とも云ものなし、兩人ともうしろ詰に迷惑して汗を流せりと人の云べきに、その比の評尤も殊勝也、加藤清正、嘉明、福島正則なども、一年には二度三度づゝの

口論問答はありけれども、甲乙と云沙汰は聊あらざりしと云へり、名ある勇士の上は、左もありぬべきこと也、

師曰、蒲生氏郷奥州を賜はるの時に、奥州は邊土にて、よき侍に高知を興ふとも、來り屬すべきもの、不可有問、願くは御家に奉公仕ることも不叶、御勘氣のものを初めとして、奥州へ召連參り候は、他家の勇士先主にかまい有之ものも悉く引入可申、不然しては勇士を招き申がたき由を直に太閤へ訴へぬ、こゝに於て柴田が甥佐久間久右衛門久六をはじめ氏郷の家に至り、水野三左衛門鳥居金次郎永井善左衛門本多三彌などは源君御家人なりしが、氏郷の家に至て武者修行を致し、各戦功をあらはせり、氏郷の家來に蒲生源左衛門尉、元は柴田に屬して、關小坂と號して、關十兵衛と衆道の智音なりしが、十兵衛柴田が家を立のくに付て小坂も立退也、氏郷松ヶ島に在城の時、十兵衛と一所に呼出されて、度々の戦功

を顯はし、氏郷の先手源左衛門と蒲生忠右衛門と也、忠右衛門元は尾州侍、瀧川がもの也、氏郷に在いて二本松の城をあづかれり、子忠右衛門は源左衛門が鐸也、稻代城主たり、源左衛門蒲生の家をのきし時、忠右衛門も半人す、蒲生主計は氏郷の家にて並なき勇士にして、主計が前にて武のさたいたすものあらず、南の山の城主也、蒲生四郎兵衛は氏郷男色の寵に因て後に四萬五千石を領す、秀行の時綿利八右衛門を害して半人し、石田三成所にありぬ、而して志賀與三左衛門元布施藤九郎と號し、度々戦功あり、中にも九戸に在いて頭を半分さられ、猶勇氣不撓して自頭をおさへ歸ぬるほどの勇士也、八角内膳氏郷の同坊より取立らる、是武勇倫をはなれたるのゆへ也、氏郷數度の戦功に、内膳大方はづる、ことなかりしと也、又云寺村、後號三美濃、初名武左衛門栗生半左衛門梅原彌左衛門北川平左衛門外池結解など云へるもの、人のしれる勇士也、

師曰、丹羽長重内に成田助九郎と云もの、勇猛倫をは

なれたること多かりし、秀吉北國へ御越の時、長重所へ立寄玉はんとありしに、成田謀て云けるは、長重父長秀は北陸道七ヶ國の管領たるべき由、賤ヶ嶽に在いて堅く約して、わづかに加賀兩郡越前若狹を賜はり、長秀卒して程もなきに、長重身上破滅の事、秀吉の不義あけて云べからず、此度幸に生害し奉らんも何の子細があるべき、則成田討手になりぬべしとささやきぬ、此事いかゞしてか泄けん、秀吉大に怒り、幼少の倅に不_レ入助言を申し、無道非義を企つる事、沙汰のかぎりと有て、助九郎を成敗に究りぬ、成田不_レ得_レ止して伊世の淺熊に遁れけるを、ついに生害し玉ふ、其子半左衛門小松に在いて功あり、今は前田二千石の家にあり、

師曰、堀尾帶刀内に篁權八と云者させる勇士也し、關ヶ原の前、北方の川ごしに、帶刀は越前にあり、息信濃守について川越の先陣をどげたるもの、書付を越前に遣はしけるに、篁權八があるべきとなるに、書付

に見へざるはいかゞ、書落せるなるべしと、吉晴申されけるが、果してあとより書付の参りけりとぞ、

師曰、大坂御陣に、大坂より奈良へ働、方々兵糧を乱暴せしめし時、郡山に筒井内膳と云もの、順慶が甥なりしが、五千石を領して有之しかども、大坂より大軍の來れるにをそれて立退たり、此時間宮三郎右衛門方より、方々へ右の段申しふらし、何れも早々かけ付られ可_レ然と申送りけれども、何れも急にかけ付こと不_レ叶の所、松倉豊後守聞とひとしく、甲冑をも不_レ帶かけ付、つゞく侍卅一人、各すはだにて乗出し、夜中夜もすがらいそぎ、翌朝大坂衆亂暴いたし引取所へ押付、頸卅餘打取ぬ、第一關東への御忠節、次には間宮と日比入魂を致し、捨置んこと士の本意にあらざるこの心得也、まことの勇士と云べき也、

師曰、松平下總守内に山田半右衛門と云へる勇士、後には家の老臣になれり、江戸御入國の時分、今の和田倉橋の向ふに棄石多くあり、其石の蔭をかたどりて、

難をもちけるもの、待伏を致してありける、下總守何心なく内より外へ乗出して通る所を、伏ども起りて既に危かりしに、半右衛門のりぬけ先へ出て、是は松平下總守也、人違いたし過ちすな者、さもと言をかけられ、伏ども人ちがへなれば早々立退けり也、時に取てすみやかなる事、勇士のわざと云へし、師曰、最上出羽守内に里見越後と云もの、元先方の地侍也、殊なる勇士也といへども、道をしらざる故に、唯利害を専として、身を利せんことをのみ事とす、出羽守と子息修理太夫父子の出入あるの時分、越後が甥に里見勘四郎と云へるものを修理太夫に付置、その身は出羽守につかへ、兩般をうかいて、ごなたへも好方に可付との了簡也、修理太夫非分になりてければ、越後忽に勘四郎が咎にをとし、勘四郎が妻女並一類を一所にあつめ、もがりをゆい、悉くやき殺しけり、此時勘四郎は修理太夫につかへて居ければ、せんすべなくいきごをり思ひぬ、而して越後惡逆過超し

て、慶長八卯年正月廿五日に終に最上を立のけり、越後、庚子の役に、馬を三疋までのりころし、比類もなき働ありければ、初一萬石抜群の恩賞にも可預と思ひしに、別條なかりし、志村伊豆三萬七千石になりて庄内を領す、越後はさして賞地もなかりければ、述懐をいたしふづくみ立退ぬ、戸田左門をたのみ善所に至りければ、出羽守かまい甚しくして不叶に付、北國へゆき今石動イナカに越年して、あくれば慶長十年、ついに庄内に至り志村伊豆を頼て恩免をねがへり、これに因て越後は大山の城主下對馬守に、末子の市正と云へると兩人あづけられ、嫡子民部は志村にあづけられて、主水河内と云兩人の子ごもは立岡豊前にあづけられて、なきが如くになれり、こゝに勘四郎、一類を越後に殺され、一度敵を取べきと深く思入、修理太夫高野へ行にも不從、直に仙臺にこへて、越後を可打謀を晝夜やめず、身に漆をさし炭をのみ、形をかへ弊をたがへ、水練をならい山たちをいたしければ

も、越後を打こと不叶して、越後が三番目の子を忍入てうちぬ、焼殺の時分奉行いたせし三部石見と云ものをねらふて、江戸より飛脚也と號して石見が家に到り、直に御書をわたせこのこと也とて、呼出して石見を一刀にきり、近習の者集りければ、君命也と仰てその場を退き、堀へ入水のそこに居て難をのがれぬ、猶越後をねらいけるが、越後半人のよしを聞いて、半人を打ては本意にあらずと云て、それより津輕へ越へ、わづか二百石計の祿を得て年をこすの處、越後又庄内へ來ると聞いて、ついに津輕を半人して、庄内に到て越後をねらふ、越後も手段をかへて用心いたせるを、勘四郎謀をめぐらし、越後が居たる座布へ忍入りぬ、越後之を見付、少しも擬議せず、さて其方日比の心かけ、我等一類の名をも揚たり、さぞ晝夜心をくらしめ難義いたしつべし、此上は早々我を切て其方の名をあげよとて、さしたる刀脇指を投出し、丸腰になりて勘四郎がそばへよりぬ、勘四郎涙を

流し、いづくに刀を可立なれば、此上は力に不及、難を得たる同意也とて、日比の思入をはらし、而して勘四郎は直に仙臺に越て、後は紀伊の亞相公に奉公し、御旗をあづかれり也、里見越後は出羽守死去の後、追腹の約束を變せりとて、則一族をあつめ不殘生害にあへり、不義の至り天のにくむ處可也、師曰、南部が内に南部十左衛門と云へるもの、元金山の奉行いたし、知行五百石を領し有之、主人南部が氣に違ふて南部を立のく時、弓鐵炮を多くもたせ、妻子をつれ白晝に取退ぬ、其後訴訟ありければ、其南部許用せず、其内に大坂の一亂出來してければ、騎馬卅召連、南部十郡の朱印を取て大坂にたて籠る、落城の後、方々漂泊して、遂に召とられ南部に下されぬ、南部之を國に引下し、廿の指を廿日に切て之を磔にかけぬ、然るに勇氣更に不撓して、聊顔色をも不變しと也、

山鹿語類卷第二十七終

山鹿語類卷第二十八

士談七

○據仁義

師曰、楠正成或時名和長年に向て語りけるは、某此事を思立てより已後は、我身たとひ生ながら敵人の手に渡るとも、命は卒爾に棄べからざると存する也、己が一時の怒に身を棄、耻を思ふて早く死し、死をいさぎよくして一時の思ひを快せんことは、忠臣の道に非也と語りぬと、舊記に出たり、こゝを以て考ふるに、正成が後醍醐天皇に頼まれまいらせてより後、赤坂に於て戦死の體をしめして退去し、天王寺に在りて宇都宮が銳氣をさく、其致す處只始終の勝敗を以て心とし、更に時の評論にかゝわらず、尤君に仕ふるの忠と云べきなり、

師曰、楠正成云、凡良將は主を不恨、恨るときは世の

盛なるときに於て身を退くもの也、不レ然ば主の衰ふるときに至てそのうらみを不レ可レ云也といへり、此言尤忠義と云べし、すべて人の主人を恨ることは、皆身に在いての迷懷なり、身の迷懷と云ふは、時に不レ合して勢衰ふるか、時に合ふといへども主の運究て我是一に死をなすか、如レ此の時、日頃を前悔して己が懷を逃んために、主の惡を云うらむこと、世以て然り、己が身の利害に因て褒貶せんことは、他人朋友の間にも不レ可レ有ること也、況や日頃恩を蒙り一日も君臣の禮をさゝのへ其義あらんに於てをや、ことには譜代相傳の主恩、父祖子孫共に相養はれひと、なりて、而してその恩顧は身のあたゝかなるに任せて忘却し、世をさみし君を恨みんこと、聊道知れるもの、わざにあらざるなり、されば怨をかくして其人を友とせんことは、朋友の道にあらざる也、君に在いて不レ得レ已の恨あらんには速に退き去べし、不レ得レ退去のゆへあらんには、其恨をすて、只忠勤の覺悟を守

るべし、内にうらみを含で仕宦をへんことは、甚君臣の義にあらず、其間に在いて必ずあやまる所のわざ出来りぬべきなり、

師曰、楠正成兵庫へ下向のとき、是を最期と思ひ定めたりければ、嫡子正行十一歳になりけるを、櫻井の宿まで出合給へ、申すべきとありと云遣しければ、千劔破に残し置たる郎等どもを伴ひ來れり、正成櫻井の宿に於て正行に對面して、何時よりも昵しく傍近くよびよせ、鬢の髪をなで舉て申しけるは、今汝を呼よせしとは、某最期の對面の爲なり、よくき、候へ、獅子の子は生れて三日を経る時、萬俣の石壁より母是をなぐるに、其子獅子の機分あれば、不レ教に中より翻レ身死することを不レ得といへり、況や汝は已に十歳に餘りぬ、一言耳に留らば、吾教戒を違ふることなかれ、されば今度の合戦天下の安否と思ふ間、今生の對面今日を限と思ふ也、正成既に討死すと聞ば、天下は必ず將軍の手に落ぬべし、然りと云ども、一旦家を

立んために身命を助らんことを欲して、父が忠烈を捨降人に出づること不レ可レ有、その爲に一族若黨數多付け置くなれば、彼等を召具して、敵よせ來らば、金剛山の城に引こもり一戦を快よくすべし、凡そ所領のはしきと云も、家の榮を好み人に人と呼ばれん爲に候ぞ、苟も降參不義の行跡ありなば、榮へても人に指をさ、れんするぞ、領主になりたりとも何の樂があらん、無道の富貴は耻也、相かまへて君に對し奉りてうしろめたきありさま努々不レ可レ有、是汝が孝行の第一也、次には幼弟共をも不便にして水魚の思をなすべし、是二、家の子郎等どもをも扶助すること正成が如くにせよ、是三、汝が長生せんまでは、和田恩地矢尾を以て父と思ふべし、是四、十五になりなば、物の道理をきいて文字を可レ知と、以上五ヶ條の制法を庭訓して、各東西へ別れにけりと也、正成が遺戒、尤君臣の義を重んじ忠を勵ますの教、唯此一句に悟入すべし、或人の云へるは、此のとき正成兵法一卷の

書を正行に附屬す、是を櫻井の宿の遺書と云へり也、愚案するに、正行にのこす所の書と云とも、古今にふかき道理をのこすは聖賢の傳にことなるべからず、正成が遺書は櫻井の宿の遺戒にことごとく相つくと云べし、尤可味也、

師曰、阿間了願正行に伴なひ、四條繩手にをいて討死をさぐべき思入なりければ、長子の興一を招て教訓をのこしけるは、今度左金吾殿思ひ籠め玉ふことあれば、定めて軍は味方の負なるべし、小次郎殿へよく奉公仕て、殿と死をともにすべし、構へて何事に付ても殿を恨み奉り、此後いかなる無情御はからい有とも、恨みに思ひ奉るべからず、小次郎殿は正行の様には不可有、今の金吾殿御事思ひ出すべからず、もし存出すほどならば小次郎殿へ不忠の心可出来也、今度左金吾殿一遍に打死と思ひ切り玉ふこと、故判官殿ならば角は不可有、是ほどになれる天下をいたづらに仕玉はんこと、若氣の致す所か、又は

病氣に犯されてのことなるべし、某も随分と諫言申けれども無御承引、力不及、次郎殿へとまり玉へと申つれども、兎に角に金吾殿と一所にと宣へば、是も力なし、多門殿随分をだて奉れ、所以ある人の末なれば、後代に如何なる人になり玉はんするも知れざる也、穴賢、木澤本宮が様に不義の行跡して人に笑はれ玉ふな、草の陰にてよく見んするぞと、泪を流して申しけり也、いみじき教訓と云べき也、

師曰、恩地左近太郎常々申しけるは、早晚正行の長生敷ならせ玉ひて、矢負弓持て諸軍を下知し、一戦を快よく仕玉ふことをこそ見度ことなや、命をしきことなれ、此事を思ふに一きわ命も惜きにこそ、父の子なれば良將にやあらんすらん、父に結句勝れ玉ひなんと申候ひしが、病の時も熱にをかされて不覺言葉の候ひしにも、物具して馬にのり玉ひたるは帶刀殿候か、良將哉なんごほめし、少し人心地付ぬれば、正行の戦場に赴き玉はんを不見斯くなるとこそ口惜け

れ、良將にて御在らんするぞ、子ごも一族ごも相かまへて、帶刀殿の御ため一命をすてよ、主従のならい、時に取て情なしと思ふことある者ぞ、世の中の道を不レ知人は、左やうのとき先の重恩を忘るゝものぞ、萬に一も帶刀殿にうらみふかきことの出来んに、父の恩をばよも忘れんや、うらみは少しのこと、主の恩の深きことをよも忘れんや、命をさへ捨んと思はん帶刀殿に、何條うらみの侍らんや、此旨に相背かば、不忠の罪のみにあらず、不孝の罪ありぬべしと云けるが、終に病惱によつて身まかりぬ、病に犯されても主の事をのみ心に思はんは、能々思入たるなるべし、

師曰、大友歸國のとき、大内義弘ひそかに今川了俊がもとに来て云く、大友がこと、始中終以御扶持一跡をも安堵し、數多の新恩をも給し事、難有承及びしに、今度此者依上意難儀參洛のとき、一度も貴方に禮をも不レ申して、今下向のこと、尤遺恨尾籠不義の

こと也、雖レ然今度のこととは、先立の御芳恩を重られて、御對面あつて下さるべし、未だ兵庫の津に逗留の程に、御供申して御和睦あらば、向後可致忠節一敷と云へり、了俊云、もとより彼が事、身として不快を不レ存、をのれが今度公方御とがめに困て參洛のことは、只吉弘石馬頭を討しゆへなり、上洛のことも平に我々が異見を可爲指南と申しかば、了俊參洛の時分にて、路次より申遣して、可有上洛事尤可然とばかり申しき、我等參洛の時、直に御所御尋ありて、何事に大友はそれの事をば敵に存じて訴へ申すことごも候哉と御尋ありき、更に難心得の由申き、仍大友參洛にも終に音信に不レ及、然れども今までは一言も彼が事あしざまに上聞に達したることなし、但己が先非を悔て可對面の由申さば、我等いなみ不レ可存、但我々下向のこと、急々可下向の由蒙レ仰、既に近日也、就其大友が事條々蒙レ仰事等あり、それに今身の對面のこと申さば、上意をそれありぬ

べし、所餘此の事、御分口入ある間、對面可レ仕や否や内々可レ得ニ上意ニ哉と申す處、大内云く、思ひよらぬことなり、大友引級あるべからずと、起請文を兩度依レ仰以ニ自筆ニ書進じき、只了俊爲ニ發起ニ内々御免可レ然と云へり、さては忽了俊上意に背べき也と申せし時、近く居寄て大内申しけるは、今御所の御沙汰の様、見及び申す如くば、弱き者は罪少けれども御不審を蒙り可レ失ニ面目、強き者は罪ふかく雖レ背ニ上意ニさしをかれ可レ申條、皆人の所レ知也、貴方も御忠と云御心易思召とも、御自分弱き事あらば則御面目なきことも可ニ出來ニ歟、義弘が事も、國々所領等身にあまりて拜領候の間、此上は國所領を失なはぬ様に了簡すべし、所餘貴方も大友も、義弘同心申候は、たとひ上意あしくとも煩不可レ有、まして御咎めあるべからず、今まで在京仕て見及ぶ如は、諸大名御一族達のこと更に心に、不レ存也、貴方御供仕て九州中國ひとへにまごわり候は、則身々の永代の可レ爲ニ安堵

也、さすがに大友がこと、於九州は大名也、御重恩の下にて我々一味候は、御心易可レ仕候、然る間唯今義弘起請文を條々書進し、別して子々孫々に一味可レ申也、此の爲に大友が事取次申す也と云へり、了俊重て云く、元來御邊のこと、仲高入道縁者のこと世の所レ知也、私の見續被ニ見續ことは、重て如此申定むるまでもなきこと也、於ニ上意ニ御邊も被レ蒙ニ御不審、我々も疑はれ可レ申事あらんには、一味契約又重縁なご、て上を射申す事、於ニ愚身はあるべからず、然る間御分もすべて我々故に一家を失ひ玉ふことあり難し、只相かまへて、彌公方を仰ぎ奉らば、なごか國も所領もめさるべきと存するなり、就レ中大夫が事可レ有ニ御扶持ば、向後其身を能つ、しみて爲ニ天下ニ私曲なかれと可レ被レ仰と申き、難太平記に出たり、師曰、或人の云へるは、身を主人に奉て、髮のうらより爪の先迄を聊我身の有とせざらん、是こそ人臣の忠とは云べけれ、身を立てんとを致さんとは、各主君

へ奉りし志とは云べからず、されば身の養生に灸治し藥を飲ことも、是皆身を全して主人につかへ奉らんとの本意なれば、灸治藥服の時も、君命じて召んには、速にさし置て其事を可レ勤也、況や食事用所等のごとは云に不レ及こと也、されば古人の三たび嘔を吐三たび髮をあらひさしたるためしも、委レ身の處よりこそ出つらめと云へり、尤左もありつべし、

師曰、木曾退治のために蒲冠者範頼源義經上洛のごとき、尾張國鵜股の渡に於て先陣を争て、御家人等已に闘諍のとありぬ、此事翌年二月に武衛に達しければ、頼朝大に怒り、朝敵退治の前に私の功を立て合戦に及んこと、甚忠を忘れ不穩便の次第也とありて、しばらく勘氣を蒙りぬ、是軍の法を輕すれば也、軍の法を輕んするときは、忠義自然にたゆ、頼朝の戒尤其理にあたり、

師曰、頼朝奥州退治のごとき、畠山の重忠先陣を蒙る、こゝに三浦義村葛西清重等如き勇士七騎、ひそかに

畠山が陣の前を馳過て先がけを志ざしぬ、畠山が郎等に成清と申せしもの畠山を諫めけるは、今度奥州の先陣を承り玉ふを、披群の眉目とこそ何れも存するの處、傍輩に先をかけられ玉ふては不レ可レ然の間、各軍法をやより先がけの條、濫吹を停止あるが如くに事の由を訴へ申されんこと可レ然と告ければ、重忠申して云、不レ可レ然のこと也、一應其いわれあるに似たりといへども、是匹夫の小勇にして、誠の忠を存するにあらず、たとひ他人の力を以て敵を退けたると云とも、我既に奉ニ先陣の上は、不レ向已前の合戦は悉重忠が功なり、先陣を心がけぬけ、に進み來る輩を妨げ申さんことは、人臣の忠義にあらず、唯不レ知體にもてなしさし置べしとめける、寔に重忠が志度量廣く、其志忠を存すと云べき也、師曰、村上彦四郎義光と云へるは、元源の頼清が苗裔にて、元弘に大塔宮に従ひ、方々に漂泊して艱難を経けるが、元弘二年吉野城に大塔宮に屬して栖こもり

ぬ、こゝに寄手方便をかへて城を賣ければ、城中今は防戦に術盡けるゆへ、宮をはじめ參らせ藏王堂の大庭に並居て、大幕打上て最期の酒宴あり、村上義光鎧に立所の矢十六筋、枯野に残る冬草の風に伏たる如く折かけ、宮の御前に參り申けるは、大手の一の木戸既にやぶれ、二の木戸に支て數刻相戦候が、御所中の御酒盛の牌冷しく聞へ候つるほどに參て候、今は此城にて敵をふせぐこと叶ひ候まじ、一方打破て一まづ落させ玉へ、御跡に残り留て敵を拒ぎ候べし、乍レ恐被レ召て候錦の御直垂と着背長を下し玉はりて、御諱の字を犯し奉て敵を欺き、御命に替り進候はんぞ申ければ、宮争でか去とあるべき、死せば一所にてこそ魂も角も成めと仰せければ、義光言を荒かにして、是程に云甲斐なき御所存にて天下の大事を思召立とこそうたてけれ、早御物具を脱せ玉ひ候べしと申して、御鎧の上帯を解奉りければ、宮げにもとや思召けん、義光が具足に脱替させ給て宜ひけるは、我身

もし存たらんには汝が後世を訪ふべし、又ともに敵の手にかゝらば、冥途までも同じ岐に伴ふべしと仰せられて、涙を流し玉ふて、南へ向て落させ玉ふ、義光は二の木戸の高櫓に上り遙に見送り奉て、宮の御後かけ見へがくれにならせ玉ひければ、今は好と思ふて、櫓のさまの板を皆切をとして身をあらはになし、大音聲を揚げ、一品兵部卿親王護良逆臣のために被レ犯、恨を爲レ報泉下へ、只今自害するありさまを見置て、汝等が武運忽に盡て腹を切らんするときの手本にせよと云まゝに、鎧を脱で矢倉より下へ投落し、錦の鎧直垂の袴計に綿貫の小袖を押はだぬぎ、白く清げなる膚に小刀を突立て、左の脇より右のそば腹まで一文字に掻切て、腹わたをつかみ出し櫓の板に投付々々、刀を口に啣へてうつぶしに成てふしぬ、其時大手より是を見て、すはや大塔宮の自害こそあれ、我先に御首を給らんとて、四方の圍をといて一所にあつまる、其間に宮は差ちがへて天河へ落玉ひけ

る、吉野寄手の總大将二階堂出羽入道道蘊は、村上が宮のまねをして腹を切たりつるを誠ぞと心得て、御首を取て京都に上せ、六波羅の實檢に合せぬ、宮の落玉ふ前に、吉野執行が勢五百餘騎、所の案内者なれば道をさしふさがせて有けるを、村上が子兵衛藏人義隆、父が自害をしつる時、ともに腹をきらんと二の木戸の櫓の下まではせ來りけるを、父大に諫めて云けるは、宮の御前途を見終まいらせよと、庭訓をのこしければ、無レ力暫命を延て宮の御供いたし、事既に急なれば、我身打死せずしては宮の落延玉はんことあるまじければ、義隆只一人踏留り、多くの敵を押なびけ、疵を蒙ること十餘ヶ所なりければ、今は不レ叶と思ひ、死するまでも敵の手にかゝらじと思ひけん、小竹の内に走り入て、腹かき切て死ける、村上父子が忠節、古今にためし少なし、古より主のために死を輕んずることは勇士の本意とする所なれば、事めづらしからぬこと云ながら、其申し様其體たらく其思

入、始終聊の替れる所なく、言行ともにその節にかなへることは、又ためし少なき忠臣也、その子又忠死を遂ぐ、尤冥加の武士と云べき也、師曰、大塔宮熊野落のとき、十津川を出て高野の方へ赴き玉ふ、その道小原手瀬中津川と云敵陣の難處をへて通る道なれば、中々敵を打たのみて見ばやとて、先手瀬の庄司が許へ入玉ふ、手瀬、宮をば我館へ入まいらせず、傍なる堂に置まいらせ、使者を以て申けるは、三山の別當定遍、武命に依て隠謀與黨の輩をば關東へ注進仕候へば、左右なく此道より通らせまいらせんこと、後の罪科陳謝するに處あらず、去ながら宮を止進せんことはその恐も候、御供の人々の中に名字さりぬべからん人を一兩人出し賜ふて武家へ召渡し候か、不レ然ば御紋の御旗を玉はりて、合戦仕て候支證是にて候と武家へ可レ申にて候、此二の間何れも叶まじきと御謎にて候ば、無レ力一矢仕らうするにて候といへり、宮何も難儀なりと思召して、未だ御返答

もなかりしに、赤松律師則祐出で申しけるは、見危
致命は士卒の所専にて候、されば紀信は詐て降敵
魏豹は留て守城、皆主命に替て名を留る者にて候は
すや、兎ても角ても彼が所存解て御所を通しまいら
すべきにて候は、則祐御大事に替て罷出候はんこ
と子細あるまじきにて候と云、平賀三郎是をきいて、
末座の異見卒爾にて候へども、此艱苦の中に奉付
纏たる人は、一人也とも上の御爲には股肱耳目より
も難捨思召され候べし、就中平瀬が申す所、げにも
戦場に臨む習ひ、馬物具を捨太刀刀を落して敵に被
取たるとて、さまでの耻にあらず、只彼が申し請に
任せ、錦の御旗を下され候へかしと申しぬ、宮是に同
じて、月日を金銀にて打付たる錦の御旗を平瀬に賜
りて、宮は遠く行過玉ひぬ、暫ありて村山彦四郎義光
が遙の跡にさがり、宮に追付参らせんと急ぎけるに、
平瀬に道にて行合、下人にもたせたるを見れば宮の
御旗なり、村上怪て事の様子を問に、しかくの事と

語りければ、村上申しけるは、抑何事ぞ、忝も四海の
主にてをわします天子の御子、朝敵御追討のために
御門出ある路次に参り合て、汝等程の大凡下の奴原
が左様の事を仕るべき様やある、いで其御旗とて、引
奪取、持たる下人の大男をかい摑で四五丈計投たり、
其氣力の無類にやをぢたりけん、平瀬一言の返答に
も不及、村上御旗を肩に打かけ、無程宮に追付て此
由を述、宮大に悦玉ひて、則祐が忠は孟施舎が義を
守、平賀が智は陳丞相が謀を得、義光が力は北宮勳を
しのがり、此三傑を以て我天下を治めざらんやと、大
に稱美したまへり、
康暦三年
師曰、鎌倉の管領上杉憲春、氏満に諫を奉てよこしま
なる行跡をしづめ申しけれども、氏満これを不用、
此事京都にきこへければ、將軍義満自筆の状を上杉
憲春が許へつかはし、氏満を教訓せしめけれども、氏
満これに不従、ひそかに隠謀を企て、京都を傾けん
との謀やまず、憲春さまざまに諫けれども承引なか

りければ、不得已して自殺して一封の諫言を殘せ
り、氏満これに因てしばらく心のとけて邪心をだや
かになれり、則憲春が弟安房守憲方を管領として國
政を司ごらしめぬ、是を山内と號して、始めて山内に
住せるなり、
師曰、長尾昌賢は元關東の大將にて平氏也、鎌倉公方
持氏上杉がために害せられて以後、關東の公方はな
きが如くになれりしを、昌賢自成氏を取立まいらせ、
古河の御所と仰ぎ奉て、上杉にそむき公方を崇敬し、
成氏の世に立ちなん謀を廻しき、其忠志不可勝論
也、
師曰、平信長に事へ奉りし平手中務少輔政秀、つねに
信長に諫を入れて更に憚る處なし、信長少かりしと
きより専ら勇武を事として仁義の大道を不_レ知、人君
の器量いぶかしかりければ、平手しきりに諫むとい
へどもこれを不用、こゝに信秀より信長に付けまい
らせし林佐渡守は、平手と一所に信長について左右

の如くなりけるが、信長のなり立不_レ宜、織田の家こ
こに至て斷絶すべけんことを謀て、信長をすて、次
男を取立まいらせんと致しけるに、平手聊これに不
_レ與、一向信長を諫けれども許容なかりければ、つい
に遺書を封じて自害してうせぬ、信長此遺書を見、し
きりに前悔して平手を惜み、愁歎かぎりなく、夫より
言行をたしなみ、ついに天下を並吞せり、平手が忠心
を感悦して一寺を建立し玉ひ、平手が諫を取て政秀
寺と號し、作善追福息り玉はざりしとぞ、政秀が子二
人ともに信長に昵近しけるが、一人は長島退治に打
死し、一人は箕形原にをいて戦死す、ためし少なき忠
臣也、
師曰、雲州尼子晴久が家臣に、山中鹿之介幸盛と云へ
るものは、中國にかくれなき勇猛の士也、尼子晴久は
毛利元就に亡されてければ、山中再び出雲を取かへ
して尼子の家を相續せしめんことを思ひけれども、
その比中國の先方の大名皆生れかわりになりて、毛

利元就中國を並吞し、山中が謀を以て毛利に敵すること難叶ことを考へ、自京都に至り、平の信長に此旨を訴へ告げれば、信長其志を感じて、明智日向守光秀が手に屬せしめぬ、明智は其比山陰道の追討使なりければ、中國の退治事成難かるべし、羽柴秀吉山陽道の討手を承れば、秀吉に付可申旨を請て、ついに秀吉に屬し、尼子晴久の子孫四郎助四郎兩人を伴ひ、播州上月の城に桶籠て毛利に敵對す、その比は元就既に逝去して子息輝元の時也、宇喜多小早川やがて上月城に押寄大に責め戦ふ、羽柴秀吉後卷ありけるが、上月の城本意叶はずして尼子兩人切腹す、山中鹿之介は力を落し、猶計議をめぐらし時を待たんと思ひければ、毛利が家人に可屬由を申して、藝州吉田に下るとて、備中の阿部と云處にをいて、河谷新左衛門と云ものうたれぬ、その忠志ついに不果こそ不便のこと、云べき也、

師曰、賤ヶ嶽合戦に、柴田勝家柳ヶ瀬の本陣色めき立

て既に危かりければ、勝家が臣毛受庄助勝家に申しけるは、今日の合戦某打死を不遂しては、勝家北の庄まで落玉ふこと不可叶、速に北の庄に至り玉ふて、思ふまゝに敵を城下にうけて御一戦あるべし、然らば御名字を犯し奉り、御旗印を賜て、こゝにをいて敵をさへ可申と云ければ、勝家、何條さることあるべき、只どもに死をなさんとありければ、庄介、大將は匹夫のために不レ死もの也とて、自勝家の馬の口を引向、馬印を奪取てける、勝家其義にまかせ北の庄に退きぬ、秀吉の大勢つゝいて攻入ける處に、庄介自ら勝家也と名乗て、金の御幣の旗印を池原山に押立て相支へ、而もふらず戦死す、これに因て秀吉の大勢暫く猶豫しければ、勝家は心静に北の庄に落着ぬ、庄介が忠死近代稀有のこと也、庄介が兄もこゝにて打死す、

師曰、長九郎左衛門連龍、後に怨庵と號す、平信長の命を受て越前に至り、柴田勝家を頼て能州に本意し、一

類ごもの吊合戦を望ければ、勝家則越前の大橋に札を立、長九郎左衛門近々能州へ發向す、立身望の輩は我被宜也とも屬し可參、能州一國平均あるべきこと必定也と書て立ければ、諸浪人八十餘騎はせ集れり、而して天正七年三月二日能州穴水の古城に入てければ、古參のものども、相あつまり、既に百餘騎になりぬ、こゝに七尾に有坂備中上杉より居たりけるが、則長曾檢見與十郎大將にて攻寄せ大に戦けるが、ついに長敗北して連龍危かりけるを、谷大學馳騁りて打死し、石黒大膳あらけなき働ゆへに、漸山中にのがれぬ、角て有べき事ならねば、紀州侍鈴木因幡、元長家によしあつて、其比は北越にあつて、今能州に來りけるが、中だちして、連龍と有坂と無事の取扱なり、有坂も是に同じければ、郎從ごもは陸地、連龍は舟にて、有坂が方へ可レ被參とあつて、檢使に鈴木因幡來れり、其様體連龍を生害の様に見へければ、連龍が供に石黒大膳并久留了意合田民部木島小助也、石黒窃に

申しけるは、連龍七尾に至り玉は、十が九生害無レ疑、只舟中にて鈴木を仕留、直に舟にて御落候へと云ければ、連龍、汝が忠志満足す、乍然陸より廻る家人を不レ殘生害せしめ、我一人生て何の詮なし、堅く無用の由とゞめ、事故なく七尾に着、直に法道寺に入りぬ、而して十月廿一日に、七尾の城にをいて有坂に對面し、其日生害にきわまりしが、有坂事故なくかへしぬ、松川兵部入道扇古、今日長を打もらし玉ふこと沙汰の限也、則今夜押寄可レ然とす、めけれども、有坂承引せず、連龍歸宿して、色々談合の上、石動山へかかり越中にこへ、神保元來信長と一味なれば、是をたのみ可レ然になりぬ、然れども敵押寄たるに一人もあどに残るものなくば、跡を慕ふて全くのかせ申すまじければ、乍レ恐某御名字を賜て敵を支へ戦死を可レ遂山、石黒大膳こいうけぬ、連龍、汝等を殺しては生て益なし、只どもに生死を究むべしとありけるを、石黒大に怒て、云甲斐なきことをの玉ふことにや、本望

を達し玉は、我類葉をこそ取立玉へ、早落させ玉へと云處に、七尾の町人長谷川と云もの來て、今夜既に七尾より押寄候由を告げれば、連龍はそれより石動山にのがれぬ、石黒大膳は具足をかため、連龍のしどねの上にふして、今やと敵を待、連龍二里計も落延ぬる比まで敵も不寄來一問、今はかうと喜で、跡を慕ふて石動山にのり付てけり、それより連龍越中の二神を越て、神保安藏守氏春にたよりぬ、此石黒無二比類勇士にて、忠義ともに備はれりと云べき也、師曰、主人に替て命を樂し事古今にためし多しといへども、或は一旦の恩を感じ、或は其身の勇力によること多ければ、その間その忠義と定めんこと、尤も差別淺深あるべければ、詳に究理して、人臣の忠義至善の處に止まりぬべし、新田義貞攝州兵庫の軍に敗軍して、御方の軍勢を落さんがために後陣に引きがり、返し合ひく戦ふの處、義貞の乘玉ふ馬に矢二筋立てければ、小膝を折て倒る、義貞求塚の上にをり立て

騎馬の乗替を待、御方は是を知らざりけるにや、下て奉乗と云ものなし、こゝに小山田太郎高家遙に是を見、諸鎧を合て馳來り、己が馬に義貞を乗せ奉り、我身は歩立になつて追かくる敵を拒ぎけるが、敵に取こめられて遂に討れにけり、その間に義貞は御方の敗軍に馳加はり、虎口の害を遁れて、丹波路を経て上洛せりと也、是は小山田高家軍の法を犯せしことあるに、義貞詳に究理して、却て自の咎に歸し、高家を宥められし恩に感じてのこと也とや、楠正行四條細手にをいて打死のとき、高師直と指ちがへんと志して、既に師直が陣に半町計になりて、すわや正行が多年の本望こゝにて可遂と見へける處に、長井修理亮師直にまぎれて真先にはせふさがり、大音聲を揚げて、八幡殿以來源家累代の執權として武功天下にあらわれし高武藏守師直是にありと名乗て打死しける間に、師直は遙かにへたれり、楠本意を不遂、多くの軍勢の内に長井一人師直が命に替りけることは、和

田楠此陣へよせ來るべしとは不_レ思寄、長井物語せんとして師直が陣に行ぬ、然るに敵よせ來れりとさわざける間、長井我陣屋へ歸らん間もなければ、師直が若替の料に同毛のよろい二領いたし置けるを、長井はしりより、唐櫃の緒をふつと引切、よろいを取て肩にかけ、るを、師直が若黨胃の袖をひかへて、是は執事のさせながら候と留めける、師直是を聞て馬より飛で下り、若黨をはたとにらみて、云甲斐なき物の云やうかな、縦ひ千兩萬兩の鎧なりとも、今師直が命に替らんする人々に何惜かるべきぞ、そこのけと若黨を叱し、心はやくも召れ候ものかなと、返々長井を感じける、長井殊にうれしげにて、此一言の情に命を棄たりと也、長井は將軍の臣にして、師直がために死するは義を取ちがへたりと評せしかども、家の老臣執權は主人の身にひとし、老臣こゝに打死せば、大厦の高梁折るゝに不_レ異、長井が仕形あしゝと云へからず、その善不_レ盡は格物たらずと云べし、文和三年京

師に細川相摸守清氏千餘騎にて四條大宮へ押寄、山陰北陸道の敵八百餘騎と戦ひ、日既に夕陽に及びければ、右左へ颯と引退く處に、紺糸の鎧に紫の母衣かけたる武者、年のほど四十計に見へけるが、只一騎馬をしづくと歩ませよせ、今日の合戦に、進むときは士卒に先立て進み、引ときは士卒に殿さかりて引は、いかさま細川相摸守殿にてぞをわすらん、聲をきいても我をば知玉ぬらん、是は今度北陸道を打隨へてまかり上て候桃井播磨守直常にて候、相摸殿に参り合て日來の手柄をも見奉り、直常が太刀の金をも御覽候へかした、高聲に名乗かけてひかゆ、相摸守は元來敵に言葉をかけられては少しもたまらぬ人也ければ、桃井と名乗をきいて、擬宜せず馬をかけ合せ組で勝負を決し、甲を引切てなげすて、鞍の前輪に押あて、頸をかく、此首と母衣とをもたせ、將軍にまいり、桃井を打すて候と云、降人八田の左衛門太郎を召されてみせ玉へば、これは越中國住人二宮兵庫助と云もの

也、去月越前の敦賀に着て候とき、此二宮氣比大明神の前にて、今度京都の合戦に、仁木細川の人々をみるならば、我桃井と名乗て、組で勝負を決すべしと、一紙の誓書を書て寶殿の柱に押たりしにこそと申しければ、其母衣をとりよせ見玉へば、越中國住人二宮兵庫助、戸曝三戰場二名留三末代二畢とかけり、勇士の所爲と云べき也、

師曰、同じく戦場にをいて主恩のために打死を致すとも、或は馬を奉りて主人をのがれしめ、或は先がけして多くの味方に氣を付、或は殿して士卒を先にして通れしめ多くの味方を討せざること、皆是剛操にして忠義を第一とす、故に其打死を賞すること、世以て重んずる所也、佐藤繼信は信夫の庄司元治が子なり、義經に従て平家追討の供を致し、八島の一戦に源平互に相名乗て、大將義經既に危かりけるを、繼信矢面にかけてふさがり、能登守教經が矢さきにかゝつて打死す、義經源氏の大將たれば、危を見て命に替らん

と思ふ武士多かるべきに、繼信一陣に進で主の爲に命を輕んず、忠義勇の死と云べし、故に義經その志を感じて、繼信いまだ存命の内に、本陣へかき入れて委細の報謝をなし、殊に秘藏の馬を以て是が葬馬とす、大將の道以て立ぬ、弟の忠信、兄が打死のとき菊王を射てその仇を報、後に義經に従て吉野山に入しとき、山僧大に起て取まきければ、忠信山僧をあざむき、自義經のあるが如くして、義經をのがれしむ、兄弟の忠以て大也と云べき也、世の知所にして、兒童走卒も彼兄弟の忠勇を感ず、臣たるもの、可レ鑑事也、小坪戦に、島山が馬を和田の小次郎が射ぬきけるを、半澤成清馬より飛下り、主をいだいて我馬にのせてけり、神南の合戦に、山名右衛門佐師氏大勢の中へかけ入、火をちらして戦けるほどに、左の眼を小耳の根へ切付られ、目くれ肝消ければ、太刀を倒に突て、ちと心地を取直さんとせし處に、雨のふる如く射ける矢に、馬のひばら草脇に五筋まで立ければ、小膝を折てどう

と伏す、やがて馬より下立、鎧の草摺をたゝみ上て、腰の刀をぬき自害をせんとせし處を、河村彈正忠馳來て、己が馬にかきのせ、福間三郎が戦つかれてとある岩の上に休で居たるを招て、馬の口をとらせ、河村は歩立に成て追かゝる敵に走りかゝり、切死に討死す、師氏乗替の馬にのり、ちと人心地は付たれども、流るゝ血目に入て東西も更に見へず、馬廻に誰かある、此馬を引かへし敵の方へ向よ、河村が死骸の上にて打死せんと匂けるを、福間、此方こそ敵の有方に候とて、馬の口を味方の方へ引向て退ぬ、師氏淀にかへり、河村が頸のかゝりてありしを敵に請ひうけて、空しき顔を一目見、涙を流し、我此亂を起して天下をくつがへさんとせし始より、御邊は我を以て父のごとくに思ひ、我は御邊を子の如くに思ひき、されば戦場に臨む時ごとに生死を共にいたせしを、人は義に依て我がために死し、我は命を助けられて人のために生残りたる耻かしさよとて、泣々髪をかきなで、聖一

人を請じて、今まで秘藏して乗たる馬に白鞍置て葬馬に引せ、白太刀一振聖に與へ、死たる河村が後世を吊はれぬといへり、近くは鶴臺の合戦に、里見義弘既に危かりけるを、安西伊與守己が馬を奉りて、その身は歩行にて供をいたせり、長篠の合戦に、笠井肥後守己が馬を勝頼にまいらせ、其身は立留て打死す、豊前城井一揆に、黒田長政馬を深田にのりこみ危かりしを、三浦六之助十八歳にて、己が馬を奉りて長政をのかしめたり、遠州箕形原の戦に、大久保新十郎忠隣馬を射られて歩立になり既に危かりしを、源君此由を御覽あつて、小栗忠藏を召して宣けるは、汝が馬に忠隣を可レ乗と宣ければ、小栗承て馬より下りて、新十郎をのせて云けるは、此馬は分捕の馬也、城にかへらば歸すべしとことわりけりと也、是主人の命によつて馬を人にかせし忠義と云べし、

師曰、箕形原の合戦に、源君既に危くして、こゝにて御打死をさげられんと宣ひけるとき、夏目次郎左衛

門はしりかゝりて、御馬の口を味方の方へ押向て、軍の勝負は時の運によることなれば必不定也、急ぎ濱松の城へ入せ玉へと申して、向ふ敵四五騎切伏せ、大軍の中へ破て入り討死をせよぬ、人多き内に、夏目一人主君の難儀をたすけ、ふみ留て討死しけるいはれをいかにと尋るに、先年三州一揆のとき、己が館をかまへ敵對いたせるを、松平主殿助家忠に命せられ攻破り玉ひしとき、一命をわびて降人に成て出けるを、御助ありし其芳恩を報せんがために、人に勝れたる勳をいたせしと也、尤忠死と云べき也、

師曰、慶長庚子に、源君小山まで御着座の處に、三成叛逆のこと聞へければ、則上方へ御出馬にきわまれり、こゝにをいて關東の御留守居を三河守殿に命せられ、秀康も違て御供可被成とありけれども、江戸に天下の人質をさし置れ、御家人の妻子有之を、もし上杉景勝出張して是を亂取いたさんには、下々の志皆關東にひかれて、上方の御一戦全かるべからざ

るの由思召あれば、上方にをいて自身の戦功あらんより、關東にのこり玉ふて跡を全く仕られんこと、莫大の忠義なりと仰ごごありければ、秀康此旨に應じて結城の城にのこり、其比上杉景勝奥州を管領して威を振ひけるに、秀康わづか十二萬石の御身代にて大敵を押へ玉ふ、勇力忠義倫をはなれたりと云べし、

師曰、主君の命せられん諸役、各其器に因て其用捨あることなれば、身を立て是を辭退し、唯人の思わくを考へて其宜しきに從んと欲する輩、世以て多し、十手の所指十目の所見甚をこそかなるものなれば、人の思はく世の褒貶を棄べきにはあらざれども、較量して考ふるときに、主人のために忠にして我身のために不立宜ことあらんには、必速に不立身して忠に従ふことを以て道とする也、されば敵陣に赴くに、或は跡の留守を命せられ、或は戰場に出ても、後備小荷駄奉行を命せられ、或は旗奉行、しまりの役等、皆

以て敵に不逢してあとに居るの役職也、然れども我是に不居しては不叶のゆへんあつて、併主人への忠にならん處あらば、敵に不逢を以て思を不可成也、關ヶ原の役に、大權現既に上杉退治のため關東へ御下向ありければ、城州伏見城に鳥居等を御留守居にさしをかれぬ、鳥居達て今度の御供をねがいけれども、思召子細のあるとて仰ごごありければ、不を得

レ已して命に任せ奉りて伏見に在城しけるに、關東へ供奉仕たる御家人はいまだ敵の面をも不見に、八月朔日に鳥居内藤等は一番に討死して忠義をあらわせり、如レ此のことわりを案するに、先後の差別なく、唯下としては君のために忠を立んことを思ふて、身を立ることあるべからざる也、然ればとて、世上の沙汰人の思入を不較量ば、必ずあやまりありぬべきなり、

師曰、島津中書關ヶ原にて討死をいたせしは、中書打死せずしては島津が惣勢引取事叶ひ難かりければ、

五百計一所にをいてうたれぬ、忠死と云べし、是に因て島津が兵事故なく引取りと也、大勢その場にて腹を切て死せしと云は偽也、

師曰、大坂夏御陣に、御旗本の御家人各先へ心がけて、秀忠公の御傍には人すくなかりし、井上主計植村出羽守同弟備前守酒井下總守安藤甚助鳥井讚岐三宅藤五郎牧野又十郎三枝惣四郎三宅彌二兵衛石谷十藏その外一兩人、都合十二三人ならで無之といへり、世の末に及ぶほど、人皆身を立てんことを思て、實の薄くまことのすくなくなるを以て、唯身を利せんことをのみ本意とするになれば、後々は君を遣れ親を棄るためしにもなりぬべければ、忠義の教上に怠るべからざること也、

師曰、岐阜の城責に、城中のものさしもの功ありし輩多かりけれども、悉く我身の勇を事とし外に出働て、落城のときあつかふになり中納言秀信下城の時分には、木造左衛門佐一人其傍に始終不離けりと也、下

城より前城中のもの不レ殘落去りけり也、是忠義の道衰へて人皆身を利する故也、君雖レ不レ君、臣不レ臣ばあるべからずと云こと、思ふべきなり。

師曰、上杉謙信小姓立の侍に川田豊前守長親と云へるは、元江州守山の地侍の子也、永祿四年三月謙信上洛して義輝に闕す、此のとき清水にて、右の河田十四歳るとき謙信召連下向、後には四十萬石の知行を興へらる、男色の寵たぐひなかりける也、或るとき謙信川田豊前を叱して、刀を抜て既に成敗あらんと致されける、川田その場を退去ぬ、謙信刀ををさめて、川田を是ほとに秘藏に思ふに、是を成敗せんと云ば身替に可レ出もの、可レ有に、まことの忠臣はなきものなりと云へりける所へ、一人出て、某を可レ被レ誅とて頸をのべて出にけり、謙信これを赦免してけりとぞ、師曰、安藤帶刀語りしとて人の云へるは、平岩主計頭弟のありしが、榊原式部大輔と口論を致しあがりて、互に刀を抜合ひ、平岩が弟すこし疵を蒙れり、然し

て兩へ引分ける、其比平岩主計は萬事弓矢の指圖をいたす宿老也、式部はいまだ若輩にてうい、しかりけるに、主計申してけるは、式部事御取立可レ被レ成思召、其身の器量もゆ、しく、末々は何程にも成立べきもの也、我弟はさられて居るほどの者なれば、さして御用に立はごのことも不レ可レ有間、弟をば逼塞させ、侍をやめさせしと云て、弟をば追込でけり、信實の忠志と云べき也、式部は酒井將監が小姓也、果して式部を被レ召出たると云へり、臣として君につかえんものは、平岩が志を可レ守なり、師曰、或人の語りけるは、大坂籠城に付、大野主馬組にて夜討をいたし戦功のありしとき、主馬手前の首尾宜しき段を、秀頼へ木村長門守に取なしを申させ、御感状をも被レ下やうにこのことありければ、長門守よきに會釋して、ひそかに主馬を招て申けるは、先程感状御所望のこと、仰せまでもなく上にもよく御存のことなれば、相違は有レ之まじく候、但某存候は、御

分の御身の上之感状を得られて、誰に御比與可レ有とのとに候ぞ、匹夫獨身のもの重て又他の主人をも取て自の眉目にもそなへつべし、上の御ためには、御分御兄弟の御事は股肱羽翼の御輔佐にてましく、功成名遂玉ふて誰か争ひ玉ふべき、御身として御感状御のぞみの御事は恐入候と申しければ、主馬大に耻て、重て云べき言の葉もなかりしと也、有しことか分明ならざれども、其思入は尤と云べし、

師曰、慶長元年七月十二日大地震に付て、豊臣秀吉の居城伏見大坂不レ殘没倒す、その比秀吉は伏見城にましくぬ、右の地震に付天主櫓悉く倒れければ、秀吉も大庭に出て騒動な、めならず、こゝに加藤清正朝鮮の事に付て秀吉の勘氣を蒙り、逼塞仕りありけるが、此大地震唯事にあらずと思ひ、足輕二百人に金手子を持せ、侍どもを召連れ、人ませもせず伏見の城に至りぬ、未だ一人も登城いたすものなかりければ、秀吉其忠志を感じて、翌日勘氣を免し玉へり也、清正

忠志不レ淺を以て、不レ得レ已して如レ此の思入も出来たるなるべし、

師曰、蒲生氏郷の家に蒲生四郎兵衛と云へりしもの、後には四萬八千石を領して、氏郷男色の寵ありき、氏郷逝去の後に秀行につかゆ、秀行いまだ幼若の間、萬事家臣これを執行ふ、こゝに綿利八右衛門と號して、領知八千石を得、蒲生の家の公儀づかいを致して、既に太閤へも面謁いたし、文者口才のものあり、此者秀行の政道を司どり、公儀を權にかり我ま、を致し、秀行の行跡を悉くあしく仕る、人皆これを知といへども諫めつべき様もなかりしに、四郎兵衛つくづくと思案し、綿利を招て、茶の湯に事ませ圍の内に於て綿利を指殺して棄ぬ、則石田三成を以てその旨を太閤へ演説す、元より三成に示し合せしことなれば、蒲生四郎兵衛子細なくなりて、牢人分にて石田三成に屬し有レ之ぬ、其志すこと實にをいては忠と可レ謂也、然れども如レ此事に、忠に似て大に違ふこと多きものな

れば、詳に究理するに有べきなり、
師曰、黒田長政の内に、寵愛の小姓の者甚驕り悪心のもの、ありけるに、臣下の内に某と云へるもの、友と談合して云けるは、主君のために馬の先にて打死仕るも同意なれば、彼者を呼で生害せしむべきと思ふ也とかたり、兩人談合して、ついに是を生害してけり、而して詳にその旨を訴へければ、長政詳に究理して、其志を感じその罪をゆるし、殊に昵近せしめてけり也、

師曰、丹羽五郎左衛門長重、關ヶ原已後その身没落して漂泊しけるに、大谷與兵衛一人供仕り、己が馬に長重を乗まいらせ、三尺手拭をきりさきくつわを結で、ならざる如く致し、郷人ども殊の外起りけるを色々にたばかりて、夜中に引とり上方に行ける、此のとき長重手を合せて、汝が恩不可忘、若本意をよければ何時も十分一の祿を可與と約束ありき、長重後に召出され一萬石を玉はりしとき、大谷に千石をあたへし

と也、をち目を見届てその作略をいたすは、忠義にあらずしては叶ひ難き事也、

師曰、奥平左兵衛と云もの松平下總守忠明につかへける、御上洛あつて参内のとき、大名の供の者一兩人ならでは不入に付、左兵衛思ひけるは、忠明未若輩にて、先にての様子も心許なし、いかゞして内に入らんと思ひ廻らしければ、小便筒を持たる小者をば内へ入るの間、左兵衛やがて上下をぬぎて小者の衣裳に取かへ、小便筒を持て内へ入けると也、その志人々に思はせたまこと也、まことの忠志と云へし、

師曰、松平伊豆守信綱常に出仕するとき、裏付の上下もじの肩衣を一生不着、在宿の時分にも多くは禁之てける、その意趣は、人の心必ず裳束に因て變ず、中にも朝廷に於ては、内に恭敬を不存しては忠信を盡すことを不可得、故にその衣服に於ても、内の恭敬を存するが如くならしむ、人は不知、我身に於ては如レ此つとめざれば、忠勤輕薄に至りやすしと思ふ也

と云へり、往昔大樹御膳を召上られける折ふし、信綱を召して、あつもの、内より御箸を以て、是を被下て見申すべきの旨台命あり、信綱畏て味へ見、暫案じて申上げるは、味のあされたる物を羹に仕りたるにやと言上す、時の奉行の無念也と命せられければ、信綱畏て退去しぬ、而して翌日登城してける、其晩に重て信綱を御前に召して、昨日のこと如何申付つるやと御尋のありければ、信綱謹で、昨日味へ候物、彌不念にいたし、ふるくあされたるを御膳にとのへ候迄に候、昨日御前にて被下候已後唯今に至るまで、湯水の外に食物を不レ被下、此物の若毒氣もやと考へ候へども、聊相かわることの不レ待候間、然れば唯不念なるまゝに如レ此あされたる味のものを入候にこそと言上す、大樹詳に聞召され、信綱が所爲實にかなへりと思召けりと云へる物語あり、その忠信尤理にあたりと云へし、すべて臣は主君へ對して思入る處深く、而してその事物を究理せんには、自然に忠

信の才智も出来りぬべき也、才智は生れ付のまゝにして習て知る處にあらずと棄て、唯實をのみと云て、究理する處疎かならんには、實も亦虚なるべき也、

○本三道德

師曰、道德は常に天地の間自然のことほりにして、人として是をより所とし是を本とせざれば、その所爲皆伯術にして本に厚からず、而して後には遂に利祿財寶をのみ事とするに至るべき也、末世の今は人皆利にはしりて、祿豊かに財富めるものを以て貴ぶが如くになりぬること、尤可三歎息、是併し道德の本意を不レ知して時の勢を追ふがゆへなるべし、昔晋の范士句魯の叔孫に問曰、死而不朽何謂也、豹曰、聞レ之、大上有レ立レ徳、其次有レ立レ功、其次有レ立レ言、雖レ久不廢、此之謂三不朽、若保レ姓受レ氏、世不絶レ嗣、無二國無レ之、祿之大者不レ可謂三不朽といへり、こゝを以て云ば、徳を立て、天下を化し、功を大にして萬民に施し、教を残して末代にしらしめんことこそ、君子の

信の才智も出来りぬべき也、才智は生れ付のまゝにして習て知る處にあらずと棄て、唯實をのみと云て、究理する處疎かならんには、實も亦虚なるべき也、

本とすべき所也、

師曰、爲レ政以レ德、譬如北辰居レ其所、而衆星共之、云へること、天下の政事はかりにあらず、すべて人間生今日の用事、皆徳を以て其本をたゞすときは、一理こゝにきわまりて萬事ことごとく其分數明なり、北辰は其所に居て其本をたゞせば、衆星これに従て各其司する所を守て一周天の内を旋轉す、而して其旋轉する處皆北辰の旋轉を守て更に私の旋轉なし、是徳を以て萬物を一貫して、大小精粗はその物によつて違ふといへども、一體の血脈よく相廻て更に差別することなきに不レ殊也、是を爲レ政以レ徳と云へる也、然れば人として其作略悉く徳より出て、不レ得レ已のゆえんを本とせざらんには、道の道たる所以なきを以て、皆身を利し功を計て、彼王者の至徳に於ては天壤所をかへぬべき也、魯の孟僖子が言に、我聞聖人有明徳者、雖レ不レ當世、其後必有遠人といへり、明徳に通せる聖人は、時に不レ合といへども、天下の

理を一貫してその事理を盡し、教をのこし言をたれて末代の法となる所ありぬべし、されば遠人こゝに起りぬべし、是徳より出るのゆへ也、

師曰、東漢荀悅申鑒曰、民由水也、濟三山川者、太上乘レ舟、其次泗、浮行水上泗者勞而危、乘レ舟者逸而安、虛入水則必溺矣、以ニ知能治レ民者泗也、以ニ道德治レ民者舟也、縱ニ民之情謂ニ之亂、絶ニ民之情謂ニ之荒と云へり、何事にも道德を以て致すべきことは、大川をわたるに舟を用るが如く、橋をわたして通するが如きものなり、されば舟を以て越さんことは猶危し、泗ぎたるにはまされり、橋を以て通じて危きことのない、多くの人を渡してさゝはらざるが如きを以て、大道の本理とするなり、

師曰、北齊顏之推家訓云、齊朝有二士大夫、嘗謂予曰、我有二兒、年既十七、頗曉書疏、教其鮮卑語、及彈琵琶、稍欲通解、以レ此服事公卿、無不寵愛、亦要事也、吾時俛而不レ答、異哉、此人之教レ子也、若由

此業、自致卿相、亦不願汝曹爲之と出せり、是まことに道徳の其思入をしるせる也、道徳によらずしっていたすことは、唯身を立て時に合ふことをのみ専とする故に、皆詭遇して道を不レ以也、豈君子の致す處ならんや、尤可レ慎也、

師曰、十指之更彈、不レ如合拳之一擊と云ことあり、たとへば十の指を以てかはるく人をはじきても、又十の指をにぎりて一度にうつとも、同じことなるべけれども、十の指を以て十度にはじくは、我勞して彼いたまざるもの也、世知を以て事をたくみにし、才覚の本を失て、利口利發を出して、只當座の作略迄を事とするの輩は、我いたつがはしく口をき、いそがわしく利屈を述て、人々當分はこれにくちかる、如くなれども、必竟我ため彼がために益なし、故に道徳仁義の源に因て、或は利口せざれば不レ叶所には利口を用ひ、或は大道を以て合拳の一撃をなす、是を聖人の大道と云べき也、

師曰、漢の高祖晩年に、太子をすてんことを思ひ玉へるを、張良商山の四皓を招て太子の傍にをかしめける、高祖是を見て、商山の四皓は高祖の招き玉ふにも不レ出、然るに太子の傍に居ることは、太子に徳のあるにやとて、太子を廢するの志をやめ玉ふ、此事は張良が謀にして、高祖を諫めまいらせし迄にては同心あらざれば、口舌の論をなさず、高祖の心を自然にあらためうつすの術也と云へる評のあり、陳潛室曰、此事子房自度不レ能レ得之於口舌之間、故於三人主機括之中、撥轉來、伊川先生不レ喜人用智、獨喜子房此看、具見易傳、可ニ玩味、自是轉移君心、一道理、未レ可下以ニ一筆勾斷と出たり、口を以てい、ふせ舌を耕していたさんことは、皆いたつがわしきわざにして、君子の徳の自得せしめんには遙にをくれて覺ゆるなり、

師曰、史臣曰、有宋自中世以後、內牽于繁文、外撓於疆敵、供億既多、調度不繼、勢不レ得レ已、微ニ求於

民、謀國者處乎其間、又多伐異而黨同、易動而輕變、殊不知大國之制用、如鉅商之理財、不求近效而貴遠利、宋臣於一事之行、初議不審、行之未幾、即區々然較其得失、尋議廢格、後之所議、未有不以愈於前、其後數人者、又復譽之如前、使上之爲君者莫之適從、下之爲民者無自信守、因革紛紜、是非貿亂、而事弊日益以甚矣、丘文莊曰、天下之事、利害嘗相半、無全利害之理、擇其利多害少者爲之、斯可矣、史臣論宋人議論多於事功、切中當時之弊、宋人於一切政務皆然といへり、宋人ばかりにかぎらず、人の情只當座の快事をのみ事として、物の本を盡すことを不究、こゝを以て遠くはかることは常にうすく、まのあたりなる利を専とす、甚君子の道に非なり、

師曰、或人の語れるは、相撲をこのむもの、云へるは、相撲に大相撲小相撲と云差別のあり、大相撲と云は、我思ふ處を立て、勝負にかまはず相手を取りひく

如くする是也、小相撲と云は、向ふの力を受けてかつこご也、然れば手を取也、手を取ものは、此方の力をば不用して、彼が力に應じて手段をなして勝、是を小相撲と云とかたれり、案するに、道徳を立て諸事を其大本に應ずる如くならしむるは、是大を用ゆる也、才をかしく利發を先として唯勝ことを好まんは、是皆當座の利を専とするが故に、利は速なるに似て、諸事の手本とは難成こと多しと知べき也、

師曰、或人のかたれるは、諸事に當座の花と云と末の花と云とあり、當座の花と云は、其一座の見事なる如くに花をいけたる心得なれば、何事も唯其座の間に合せたるを以てよしとするなり、又末の花と云は、當分はさして見事なることもあらざれども、次第に見事になりて奥深き處ある、是末をふくめるの心也といへり、されば徳を以て事をなし、仁義をより處として致さんことは、當座はまわり遠くして、末に事なりては天地に一體たり、利口を以て致さんことは、當

座は開事見事なれども、悉くうはつらばかりになりて、取入てみるほど淺きこと也、而して大人聖人の道と云はんは、當座の花もあり、末の花もありて、唯用捨は其所に従て用ゆるのみなり、

師示門人曰、物ごとに根を推して其本とする處を詳に致さることは、必ず末に違ふこと多きもの也、うわつらばかりを見てその淵底を不盡ものは、世の人の常なり、この故に聖人の學を知らんことを志さすもの、周公孔子の言をきいて上の句面計りをさぐり、是を聖人の道也君子の行也と思ふて、而して我所致や、もすれば皆己が意見の小知邪見にまかすること多し、世以て然り、然れば道徳仁義のをもむきと云ものは、大底の利口を以て推して知難し、若まことに不徹して、知たり心得たりと云はんは、大にあやまる所なり、この故に本に徹せずして致さんには、智恵と言はんことは利口になり、無欲と思ふことは大欲になり、無爲なりと思ふことは却て放埒になり行

ぬべし、補正成そのかみ八尾別當と相敵して、不思つるに正成が兵八尾が人衆に行合て、進退こゝに究まりければ、正成當座の謀に、備の先にて狼烟を發す、八尾相圖のためにやと擬議するの處に、速に兵を入る、八尾かゝらんとすれば又狼烟を發す、八尾猶疑のとき、正成ついに兵を入る、是八尾が狼烟のことはりの淵底を不不知して、只狼烟の合圖なること計をしれり、故に逃すべからざる正成をのがれしめたり、如何なるをか狼烟の淵底と云は、狼烟は遠き味方を相圖する物也、然らば其場の戦には遠き味方の來て援くべきに用なし、是本を不不知を以て、不考本末、徒に疑ふが故なり、東漢應劭風俗通義に、公車徵士豫章徐孺子比爲太尉黃瓊所辟、禮文有加、孺子隱者、初不答命、瓊薨、既葬、負箇口涉、齋一盤飯、哭于墳前、孫子琰故五官中郎將、以長孫制杖、聞有哭者、不不知其誰、亦于倚廬哀泣而已、孺子無有謁刺、辭事訖便去、子琰大怪其故、遣瓊門生茅季瑋進請、辭

謝、終不肯還、按禮、凡吊喪者、既哭與踊、進問其故、哀之至也、猶子所以經三千里、越度山川而親至者、非徒徇于己、願義報乎、哭酸墳前、是也、
 陀當即其帳、問勞子瑛、子瑛宿有善名、在禮無遺、儻見微闕、教誨可乎、如何倏忽甚于路人、昔黔敖忽于嗟來、然君子猶以為其嗟可去、謝可食、今與黃有恩故矣、孝子寢伏苦塊、又躬已到、便詣墳無介、夫何為哉、此の評を以云に、世の物にかまはずして、何事をもなり次第にいたす輩、其究理を不詳してよしと思ふ類多し、甚あやまれる事可不知なり、但隱者と云は又其一体なれば、ゆるして可ならんにや、
 師曰、小事と云へども其機はやく物に應ずるものなり、故に是は小事也と云て、王道をすて、其事をなさんには、終には全體違ふ處ありぬべき也、鐵は小にしてつよきこと萬物にすぐれ、龍の子は少にして雲を起す、かなくらは虫はすわうがいの下にして大木をく

だく風を起す、せんだんは二葉より香ばしく、甘露は少くして諸病を愈す、火は芥子計にして一切の物を亡すと云へり、各わづかの處より其全體を發する差別のあれば、少の事也と云ども、王伯の差はあるべければ、尤可慎也、
 師曰、人として獨立して不動の地位を不を得ものは、たとひ今日の言行しばらく其理に叶ふが如くなるものも、や、もすれば惑て失本理、事世以て多し、獨立すること不叶は、皆人のあとを追て先蹤をのみ慕ふがゆへに、その先蹤よろしければよく、先蹤不宣ば惡例に隨順して、其本理を不不知也、是我に本とする處あらざるが故也、すべて天下の事似て不是もの多し、其色形計を索めて本體を不了、然るを以て悉くうわつら計になること多し、但意必固我と號して、意見を立て物を必ずとし、固くとらへて不動、我見を立て、人を押す、此四の用あるものは、よく獨立するに似て、却て私の見にまかするが故に、これを以て獨

立とは云べからず、これを以て獨立の思ひをなして人をあなごり拒む輩は、五十歩百歩の論にして、而も害のみ多し、如何なるをか獨立と云はんとなれば、彼の道徳仁義を以て内を正して、これに不都合ことは不_レ用不_レ從して、而して後にまことの卓爾たりと云へるなるべし、然ればとて、悉く世のことわざを變化して、皆我が思はくの如くに致すべきと云にはあらず、れば、時の勢を了簡して其宜に従ふが如くならしむ、その間に工夫あるべき也、
 師曰、或人さりにし比唐繪の見事なるを得て、畫師探幽に見せしめければ、筆は仇英實父にして、畫は上筆の畫をうつせる也と見へたりと語れり、仇英實父ほどの筆にては、上筆をうつしては寫し似すべけれど、本來我にある所の處をば寫し似することの不叶も、唯其形までを寫し似せたり、然れば形は上筆のものかける形にして、處は其筆者の處ある也、天下の事、人々の學問、皆以て如此、我に君子の處なく、其

本體をば不_レ了簡して、唯物の形計をうつしては、手の上より見られんには、各見出さるべし、されば似て不_レ是と云は如此のことよりはなるべき也、
 師曰、事の大節に不_レ及ときは、あらかじめ我が致す所、皆我見に落つるものなれども、大節に及では、自然に誠にかへるもの也、木曾義仲至て剛強にして、神社佛閣王道をも不_レ知ものなりけれども、俱梨伽羅の戦に、加賀の白山に願書をこめ信心をこらし、植生の八幡に願書を奉る、是事の身に切にして、不_レ得_レ已信心の出る也、されば我に道徳の本薄くして、唯時に應じて利口をなさん輩も、究て切ならんときは、本を不_レ知がゆへに、鬼神を頼み信をこらして、唯命を待のみにありなん、是本に不_レ徹が故と可_レ知也、
 師曰、祿重則義士輕_レ死と云へること、三略に出たり、義士と云はれん輩は、主君への思入、祿の輕重には不_レ可_レ寄ことなるを、義士の祿重して死を輕んずることとは、いかなる故なれば、祿は禮の所寓、禮は道徳の

節に中るのゆへんなり、内に思入る、所深きときは、外に現はるゝの禮至て厚し、禮の厚きを得て死を免るゝは小人也、故に祿重きときは義士の死を輕んずるゆへんなり、小人は一向利祿の心を以て本とするが故に、祿厚くしても猶外に向て利を求む、尤其機別なり、

師曰、或人の云、ふるき問書の内に見へたるは、そのかみ縁ありて文章博士に候せしときに、田舎侍に小文を教へけるに、世は人の持に非ず道理の持也と云ことを教へしが、耳にとまりつとせしるせる、尤意味ありと語れり、すべて天地の間の事、一理をはなれて立べきの故なし、既に天地の立所一理にして、人倫の日用亦不可離ものは是道也、こゝを以て案するに、人々各彼一理を具足するを以て、一理こゝに違ふときは我自ら不安の所あり、我若安と云とも人は是を安んせしめず、是則天地萬物皆一理に住するがゆへ也、さるを以て、我今日富貴榮華の身也と云へども、道と

云理と云者に背かんに、富貴榮華の立べき本なきを以て、不義の富を浮べる雲にも喩へられたるなるべし、天下の主、諸侯、郡主、我こそ持傳へ相續の富貴を弄すべきと云ゆへんなし、唯道理に順ふときは能長久なり、道理に不順ときは子孫に不及のためし、世以て然り、この故に唯道徳仁義を根ざしとして世を治め國を政せんには長久なるべし、若我則其子孫也苗裔也と云て年月をかぞへなんとせば、禍忽に起りぬべき也、

師曰、松永久秀は元河内の地侍也けるが、能書の故を以て、其比の管領三好修理大夫長慶に祐筆してけるが、才かしく勇逞しくして、度々軍功をあらはしければ、三好是を取立て、終に多門の城に置、後には公方につかえ參らせ、其威を振いしもの也、唯己が私才覺に富んで、道をしらす、徳を蓄へず、欲を放にいさせれば、民をしへたげ人を苦むることを不顧、多門の城を造り畢て美を盡し、城に諸のものを貯へ、す

でに手負疵のためなりとて、青木葉まで七百駄入置計に結構して、所々の辻に札を立てけるは、不足の事ありなんには、僧俗凡下を不云存寄を可申來、可任其意、若又云にくからんならば則此札に可書とて、高札を立置ければ、その札に、數年人民を貪て萬づ澤山に見へ申候、但運不足にて命に事をかき玉はん、御分別可有候、松永彈正殿、惣百姓ごも書ぬ、松永猶怒て民にあらけなく當り、專私をかまへける、其惡逆大にして、終に公方義輝を弑し奉りて三好が惡を遂げしめ、後には三好にそむきて自立の思をなし、若江の城に三好義續が居たるを責む、而して南都の大佛殿を燒て敵を拒ぐの便とす、如此の惡行を事として、天下を己が手に入んとせしかども、事不成就して、織田信長に降參して暫こびを入ける、信長松永を召して大權現に謁せしめ、此松永古來よりあり難き三の大事をとげぬ、公方を殺し、三好に背き、奈良の大佛を燒けりと笑て云へりければ、松永大に耻憤て

赤面し、大汗を出し、烟のごとく頭よりいげの抜けりとなり、如此のことを以てにや、松永やがて不安して、和州信貴城に籠て信長に對して弓をひく、信長宮内卿法印友閑を以て宥め玉へども不從、故に城助信忠を大將として信貴の城を責しむ、松永密かに雜賀の一揆並に大坂の門跡へ加勢を乞の狀を認めて遣はすの所、その使者道をふみちがへ、佐久間信盛が陣に至りぬ、信盛やがて信忠へ示し合せ、雜賀の使者のまねを致さしめ、數百人を城中へ入ける、城中これを不ぞ知して、雜賀の加勢也と喜で門を開きて入けるを、信忠約束を定め外よりせめければ、城中大にさはいで既に落城す、松永久秀は天守に上りて、秘藏の釜に平蜘蛛と號して名高く信長の兼て望み玉へるありしを打碎て、火をかけて燒死す、子右衛門佐久通は、父堅く命じて城を出しめけるが、生ざられて殺されぬ、久通父を捨て、遁ると云つれども、左にはあらざりしと也、久秀思ふ處のありぬなるべしと、信長の玉いぬ

と也、是天の命の定まりて、不義不道の者は遂に不
レ全のゆへんなり、松永陪臣の身として、分を忘れ欲
を放にして、道德仁義の依處を不レ知、凶奸をなせし
事、以て可レ戒也、

師曰、甲陽武田家臣土屋右衛門尉が云へるは、武士道
のかせきは云に不レ及、萬事に付て善惡の義を、人を
證人と云はをろか也、我心を證人に仕候はんには、内
にくらき所不レ可有と云へり、馬場美濃守云、近比尤
なる言なり、左やうの人は我が心の清きまゝに、人を
清く見て自慢の意地あるものなれば、逆ものことに、
自慢なくして、年増を敬まひ年劣りを引立、近付人の
足らぬことあらんをばよく異見をして、人も我も能
様にと思ひ、少しも詐ることを心に耻る人は、何に付
ても褒たること也と答たりと也、此比は道と云ふべ
き本意の心得世に知れるものなく、唯己が利口にま
かせ云へる言の内にも、心を證人にと云へるは尤意
味深し、但し面々の心面々にことなれば、いづれを以

て信の心と定めて善惡の批判を定めしむべきや、さ
れば必竟道德仁義を以て心の長として、是にをち入
れざらんには、決定すること可レ難也、

師曰、甲陽武田家臣高坂彈正曰、凡そ能大將の無行儀
なることあるとも、あしき大將の形儀よきには勝れ
るもの也、たとへば侍の急用ありて家を出るに、刀脇
指をさし扇鼻紙を忘れたるが如し、能大將は不行儀
なれども本にちがひなく、能人の目利を致されてそ
の用捨たがはず、織田信長平生は實に狂人の如くな
れども、池田柴田瀧川木下丹羽川尻佐久間を召つか
わるゝが如し、中國の大内義隆能書にて歌道に達し
玉ふといへども、人の目利ならずして陶尾張守に亡
されぬ、今川氏真は詩歌に長じ技藝に達して、人の善
惡を知らず、ついに國亡び身浪牢せり、是皆扇鼻紙計
を取持て刀脇指を忘るゝが如しといへり、案するに、
道德仁義のつとめをば忘れて、唯利口を専とし私の
知慧を第一とせんことは、腰刀を忘れて扇鼻紙を専

とするに同じ、信長の人の目利又是に同じ、唯五十歩
百歩の違ひにありぬべし、

師曰、上代は徳の盛にして其感ずる所深かりければ、
目に見へぬ鬼神もこれがために感應深かりきといへ
り、雄略の御宇に、小子部の栖輕、勅を受けて雷神をさら
へ、大内に參して是を奏す、雷驚てうろこを怒らかし
目を見はりて、内裏を守りけりと云へり、その落たる
所を雷の岡と號して、今にありと也、又延喜帝の御宇
に、神泉苑に行幸あり、池の汀に鷺の居たりしを觀覽
ありて、藏人を召して、あの鷺を取て參らせよと仰あ
りければ、藏人取んとて向ふ、宣旨也とて是をとる、
其鳥備中の國に飛立て死す、鷺の森とて今にありと
ぞ、是皆帝徳に感じて其しるしの現はれけるなるべ
し、東齋隨筆に、延喜聖主、御衣の上に蠅の一つ居た
りけるを御覽じて、仰られて云、世こそ無下に凌夷し
にける、我運も又末になりにけり、かくは無かりしも
のをと勅定ありしと也、徳を以てなさんことは、左こ

そありぬべけれ、

師曰、平泰時未だ江間太郎と號せし比より専ら道に
志深く、頗に仁義の言行をたゞし玉へり、將軍頼家蹴
鞠を好で、世事を抛たまへれば、江間太郎密々に中野
五郎能成に談せられけるは、蹴鞠は幽玄の藝也、御賞
翫の事いねがはしき所なり、但すぎにし八月大風
あつて、鶴岡の宮門顛倒し、國土飢饉をうれふ、こゝ
にわざと京都より遊藝の輩を召下されんこと非本
儀、何ぞ事の次を以て諷諫いたされざるやと談せら
れき、此事頼家に達しければ、頼家甚憤りてける故
に、その後に能成ひそかに泰時の館に至り、先日の儀
上聞に達しければ、父祖をさしをいて諷諫の條、甚御
氣色にたがへりと相見候間、御所勞とあつて、先在國
あられんこと可レ然も候はん、只一旦の儀計也とかた
れり、泰時、全く諷諫し奉ると云にはあらず、只某が所
存計を各へ申にてこそ候へ、罪科に處せられんには、
在國ありと云ども不レ可レ遁の間、在國に及ぶことに

候はず、但急用ありて明日北條に下向仕候、既に門出
仕りぬ、御邊の推察はづかしくこそ候へど、則旅の
用具を取出して見せしめ玉へりと也、此年田島甚損
亡しければ、去年連署を以て糧米を借與へ玉へる負
人を招て、眼前に於てその證文を燒棄、民を安堵せし
む、是北條に下向のゆへんなり、泰時が志有難しと云
べし、

師曰、建曆三年、和田義盛一類族滅のとき、泰時未だ
修理亮なりけるが、防戦大利ありしを以て、御所へ召
され勲功の賞を行なはるゝの所に、泰時存する旨あ
れば、先御下文をば大江廣元にあづけ申す也とあつ
て、終に上表して申されけるは、義盛が事公儀に對し
て逆心を抑にあらす、父義時を怨で、御館の下にて謀
反を起し、御家人數多疵を蒙り戦死をとげられぬ、彼
等の衆にこそ勲功の賞をも仰せ出され侍るべき也、
某父の敵たるものを攻討候までのことなれば、賞せ
られ參らせんこと、尤非本意と辭退申されぬ、世以

爲美談と云へり、徳義の至、まこと、可云也、

師曰、相州相模川の橋朽そこねければ、修復あるべき
の由、建曆二年に義時廣元善信集りて群議の處に、去
る建久九年重成法師新造のとき、供養の日、右大將家
渡御ありて、歸路に及で落馬し玉ひ、幾程なく逝去あ
りければ、不吉のこと也、殊に重成も殃にあへり、再
興なくとも事たりぬべければ、其まゝに指置れんに
やとありけるを、實朝の云、將軍の逝去は、既に武家
の權を取て廿年を過、官位をきわめ玉ふ御事也、重成
が殃は己が不義に因てのとなれば、橋建立の故と云
がたし、件の處は二所參詣の路、民の往來煩のため、
其利不一が故に、速に修復を加へ可然と命せられ
けりと也、實朝の此言尤よりごころありと云べき也、
すべて事物如此にきわめて、其義に可順也、

師曰、曆仁二年頼經上洛のとき、遠州天龍川に浮橋を
かけられ、諸侍の乗替をば將軍出御已前に可渡の由
ふれありければ、群參の諸人脱渡りて、若浮橋そこね

たらんには如何と、奉行に付たりし横地の長直等思
慮を廻らすといへども、敢て不用、こゝに泰時その
比は左京兆なりけるが、すでに雞鳴の比より懸川の
宿に出、川の邊にしき皮を敷かせて座し玉ふ、一言の
制旨あらざれども、諸人禮をなし威儀を整へて通り
ければ、其事に猶豫して、自然に事しづかになりて、
浮橋そこねざりしと也、泰時の篤實と云べきなり、
師曰、寛治年中に堀川院御惱のとき、醫療術盡けれ
ば、非直事、以三武士大内を可警固とて、八幡太郎
義家に仰す、義家勅を蒙て、甲冑を着し弓箭を帶し
て、南庭に立跨て殿上を睨で、高聲に、清和帝には四
代の孫多田新發意満仲が三代の後胤伊豫守頼義入道
が嫡男前陸奥守源義家大内を守護し奉る、いかなる
悪靈鬼神なりとも争でか望をなすべき、罷退けと名
乗かけて、弓の弦を三度鳴したりければ、殿上も階下
も身の毛よ立て覺へけるに、御惱忽に愈させ玉ひぬ
と也、義家武の道に通じ、身の修め心の正しき徳義あ

るに因て、其感應の物に通ずると如し此也、されば古
は繪言と號しては鬼神をもしづめ夷賊をも平げした
めし多かりき、是上に王威さかんにして其徳義明な
りければ、下其事に感ずるのゆへんなるべき也、

師曰、攝津守頼光の郎從に渡邊源吾綱、鬼神を亡して
けり、頼光是を賞し玉ふ、綱謙下して申けるは、某一
人に不限、御内に侍多く候、又御内の士に不限、武
家に生るゝ者誰か勇不有や、事あたらしき仰に候、
穴勝に御稱讚、還て迷惑にこそと申したりければ、頼
光實にもと感じ玉へりとぞ、案するに、我に徳義の根
深からんには、大功天下を覆ふと云とも、是を以て自
足れりと誇るべからざる也、我小智小見にして淵底
を不究がゆへに、少しのことに自慢し高慢するは、
尤も君子の道にあらざるなり、

師曰、元弘建武の亂に、楠正成父子三代ともに朝廷を
守護し奉て、朝敵を以て敵として、更に己が身を利す
ることなし、故に存亡死生富貴貧賤を以て心とせず、

唯これを天に任せて、一向朝廷を守護するの心の外なし、其つとめに高下淺深の差別はあるべけれども、其志は本勤王のみにして、身を利する所あらず、後醍醐の帝兵を擧玉ふの後、後光嚴院迄四十餘年の兵亂に、或は敵となり或は味方となりて、安危をうかひ存亡をはかりて利害を算するのみなりしに、楠正成父子始終ともに更に變することなく、義を金石に比す、尤義士と云べし、而して菊地武光父子ともに義を守れり、卓爾として利害のために不變の行跡と云べき也、但し王を勤むると云と義を守ると云とは、其差別あること也、義を守るとは勇士の本意也、王を勤むると云は道を糾すの本也、其ゆへは、我此主人につとめて忠を盡すことは、本より道に叶へるも叶はざるも不_レ知ども、一度君臣の義あり、今急難に臨で命を惜み、危を見て遁れんことは、君子の道に非ず、況や父祖彼がために死す、義にをいて父祖のあた也と思はんこと、是を義と云べし、人必ず難にのぞみ

危に至ては義を忘ること多し、死生存亡にをいて不_レ變はまことの義士と云べき也、王を勤め道をたすくるの士は又是に超越す、能可_レ心得也、師曰、楠正成最後のとき、竹童丸とて十八歳になりける、是も薄手負たりけるを故郷へかへし、合戦の體を語れど也、彼童の故郷へかへり、軍の次第細々と語りけるにぞ、最後の體も知れぬ、竹童丸、故殿に御約束あり、千度百度最後の御供申さんと申せしを、人々の討死の仕様委しくかたるべき山の命のがれ難く、これまで參たり、頓て追付參らせんと申したりし也、各留め玉ふな、若からぬ玉ふとも、いつまで左は有なんなれば、不_レ事ぞと云て、やがて夜中に腹かき切て死しぬと也、郎從の義を守りなんことは、主人の道あるに由るべければ、尤殊勝也と云べき也、師曰、法橋紹巴が連歌の弟子に、心前兼裁など、云上手の門人多かりし、何れも名譽の奇句を云出し、作意のはたらき人の耳を驚かすばかり也、紹巴が云處の

句は、彼等にあはせて見れば、別の子細もなく、句に作意と云べき處もなく、唯すなほにして、人の面白く思ふ處もなし、或人紹巴にしかじかのと也と語りければ、紹巴語りけるは、萬の物皆然り、風景の面白く奇妙なるを云似せて人の聞を驚すとは、未熟の間句を弄して是をあやどるが故也、此處を超越して後には、奇妙と云べき所もなく、風景を云似せつべき處もなく、唯平生の其まゝなる姿計也、古歌に、田子の浦に打出てみれば白たへの富士の高根に雪のふりたるとよめるは、別の風情もなく、作意と云べき處もなく、珍敷句つゞき故事の入こともなくて、然して其體幽玄にして、そこ云ふべき風情もなくして、しかも無盡の道理を含めり、人のきゝて別條なくて、上手のきくほど歎美しつべき處あり、下學のもの、以て可_レ稱處にあらず、歌道連歌の沙汰も是其究まれる處皆如_レ此也、我古の修行の内は、心前兼裁が致す今の句がらの如くなるを好で、人の耳を驚かすことを專と

す、今は其所を通り過たるを以て、下手の目より見ては耳に不_レ入こと多かりぬべき也と云へり也、その道々に得たる處ありなん輩は尤左こそありぬべければ、是彼の私の才覺を以て本理を不_レ知のわかちと同じく、私の知をてらふことは甚人を惑すの奇事多くして、道徳を以てなすべき事には人の思付こと稀れなるためしにひとしき也、師曰、伊川曰、人纔有_レ意於爲_レ公、便是私心と云へる語あり、我は主人のためになると云處あらんには、則是私の出る本なるべし、或人の家の老臣火災にあい、家を立べきいと名みの時へもなしといへども、上には是を不_レ告、上も亦不_レ知してやみぬ、人皆老臣の私なきよしを稱美す、愚案するに、君臣不_レ合體のときは、その情不_レ通がゆへに、論するに不_レ足也、君臣既に合體し、臣常に私の行あらざらんには、速に是を上告してその助けをうけ、庫金を得て營むこと、是則至公なり、上に告して庫金を得んことは私に似たり

と云てひかへんは却て是私也、古の良臣は、人を用ゆるに仇をも善きものは隠さず、子をも自云て用ひしめし、是則公の心也、子也と云て云ふべき處を不レ云、仇也と云て用ゆべき人をすてんこそ、まことの道に非也、

師曰、前田利長は信長の女を娶てける、信長京都へ上洛のとき、京見物のために利長夫婦づれにて先安土に到り、それより上京の用意にて、六月二日に安土を立て勢田まで到りければ、向ふより信長の僕なりし顔幕と云へるが来るに逢て尋ければ、信長本能寺に於て弑せられ玉ひぬとのことなり、利長供奉のものと各あきれて前後の途方を失ひぬ、是より越前の府中までは足長にのがれまじき間、尾州前田氏の在處あらこへ利長の妻をのけて可レ然とありしに、駕輿丁の夫男不レ残たぶさを拂て、尾州への御供なるまじき由を申す、利長さへて、尤也、我妻子を思ふ如く、彼等も妻子の府中にあれば、彼を思ふが故なるべし、早

早還るべしとて、乗物を棄て乗馬にのせぬ、信長の女なりければ、本より女性と云ながら勇者なりければ、鉢巻をいたし脇差刀をさして軽々とのり玉へば、普代の侍恒川盛物奥村治右衛門馬の口を取て尾州へ赴く、利長は直に安土の屋敷に入ぬ、此のときに普代の侍は不レ残供をつとめ、新參の輩は悉く逃れてけり也、利家後まで此事を云て、利長に普代の者を頼母し可レ被レ仕の由、既に遺書にも載せにきと也、爰に案するに、普代新參なればとて、人の心のかはるべきにあらざれども、普代のものは外に親しき知音なく、主人に久しくなれて親しみ、妻子親類悉く其處にあるを以て、不レ得レ止して當座の利に不レ趨也、新參のものは主人に親うすく、我親類その家に不レ多、知音の舊友あらざるを以て、速に利にはしると思へぬ、普代新參に因て人の心の別になることわり此故なり、されば主仁義を以て下にをしへ、親を不レ忘主を不レ棄のことはりを知らば、人々皆普代のものたるべし、唯

當分の利害を専として、其本を本とせざらんには、家に久しく居ても、しきりに上を犯すの利心止むべからず、只妻子の人質を思ふ計にて邪義の心こゝに止みぬるまでなるべし、能可レ心付一也、

師曰、大樹秀忠公御他界の前の年の亥子の夜、御機嫌も勝れましまさりければ、又來年もはかり難く思召して、かつぐ出御ありき、御脇差の刀も御腰をはなれて御旁に指をかかれぬべければ、時の老臣諫め申されけるは、御亥の子に付て上下の御家人出仕致すことなれば、もし其内に亂氣野心のものも侍るべきも難レ計ことなれば、唯短兵をば御腰をはなれずして可レ然と申上ぬ、公開召して台命ありけるは、今夜御病氣を押へられて出御あることは、唯御家人等に御病體をもみへさせ玉ひ、御本快なくば、これを以て御暇乞にもと思召の故なり、御座所を守護のことは昵近の歷々にありぬべし、聊以て自らに何の御要害のあるべきなし、天下は天下の天下にして、自ら

しひて天下を擅にせざらん上は、天命に任せつべき迄也と仰ごとありしとぞ、徳をふかく正し玉はんに、下の感應こゝに速なること、鐘の響に應ずるに均しかりぬべき也、同御治世のとき、徳永と云へる珍布椿花のあがりて、漸く花の比になれりければ、日々に八木但馬守其比は勘十郎と云へりしに命せられて御尋のまし／＼ける、折しも女御御産のことありて、王子薨御の由京都より申し來れり、其御忌中花の盛りになりてければ、外の御格子をあけて此旨を申上ぬ、大樹則傘を召して日の影をさけ玉ふて、此花を上覽まし／＼けりと語る人あり、道徳仁義を口にをばへて身に一つも不レ行ものは、道徳仁義を不レ知のゆへと可レ云、如此大人の正徳を身に行ひまし／＼て、唯篤實を事とし玉ふことは、ためし少なき人君也、師曰、安藤帶刀一日立ても一言の云ことなく一事のなすことあらずして、而して上の意を感じ下の情をこらさしむ、その篤實凡人の及ぶ處にあらず、近頃堀

丹後守、諸事の取まわしごさかしく、何事を致させてもいたし似せて、かかしやうある者の如く見へて、篤實更に薄し、是徳と私とのへだて也、或人の語れるは、七太夫と云へる近年世に上手と云へる能の名人を古の八郎が能にくらべば、堀の丹後と安藤帯刀が如くなるべし、七太夫は致すほどの事見事に見へて、本に篤實なる處ありにくし、八郎は何事も變れることなく見へて、奥に深き心得あるが如し、利口なるわざ更になしと語れり、今案するに、安藤は天性重く厚き質をうけて本を正しく生れ付、堀丹後守は天性軽く速なる質をうけて私の知を専とす、俱に信の事にあらず、其内に匹夫の小人は、立まわりさかしく、何事を致さんにも致し似せたらんものは、當分利あり、主人もこれを重寶とす、大人は唯篤實に非ずしては悉く輕薄に陥るべし、故に合せて論せば、得失ともくありぬべし、兩ながら所をかへて、道徳に根を深くし、その内より才智をねり出さんを、本末兼備の全人と

云べき也、本を知らずして氣質のまゝならんには、輕智のものは凶奸に陥り、篤實のものは謹厚に泥みて、俱に君子に入べからざるなり、師曰、天正十八年に、奥州會津を蒲生氏郷に玉はり、葛西大崎を木村伊勢守に玉はりてける、其冬木村が領分に一揆蜂起の由注進ありければ、氏郷雪中にまはす妙佐沼へ後責ありける、是併伊達正宗が所爲にありしと風聞ありぬ、氏郷速に出勢して所々の一揆を追落す、こゝに新國上總と云ものは、永沼の城主にて、本は芦名に屬し、後には正宗に従てけるが、新國氏郷に面謁して、此度の一揆、悉く正宗が所爲にして、雪中と申し、分國の通路も不自由、所の案内も御存なくて、如く此の後攻不可然の由を云ければ、氏郷聞て、汝が所云其いわれなきにあらず、但し太閤秀吉奥州せなかつりまで御動座あつて、奥州の仕置仰付られけるとき、木村伊勢守と氏郷を左右に御立あつて、兩人の肩ををさへ玉ひ、伊勢守は氏郷を兄

と存じ、氏郷は伊勢守を弟と存じて、奥州の儀互に申合せ可仕置の由命せられけるの義あれば、たとひ途中にをいて氏郷一命を失ふと云とも、伊勢守を見棄ては君命を蔑如し義理を失ふの所以也、昨今此土地に至て地利を不知、時今雪中にして人馬の苦しみ云にたへすといへども、是を思て彼を棄んことは、義にをいて缺る所あり、伊勢守をうたせて我命のこりても、何の面目あつて太閤殿下へ見へつべき、是我が兵を起して後責を遂るゆへん也といへり也、氏郷ついに勝利を得て、思の儘に一揆を退治して奥州を平均せしめける、勇功と云義を守ると云、ともに士の本意に當れり、師曰、天正十三年四國退治のとき、殿内匠と毛利家の士小玉三郎左衛門と館の合たること、世に人の沙汰いたせること也、本多佐渡守小玉を招て、そのときの勦を委しく尋られければ、前後の次第を忘却しつと云て不語してやみぬ、その後或人其ゆへを尋ければ、小

玉申けるは、内匠は世上流布して人のしりたるもの也、彼が咄し物語の如くに我も云ば、相違もなく可然といへども、若我云物語に違ひたらんには、人の褒貶も宜しからず、我は少々にて江戸へ來るものにあらず、忘却してけりと云はんには本意なきこと也といへりとぞ、佐渡守も後にきいて其志を感じけりとぞ、人皆我慢偏執の心多くして、自讃毀他いたし、我を立て人を退くる、これ道徳仁義による處なきを以て、唯身を利するの故也、小玉が心入まことに小事といへども、その思入は信切也と云べきなり、師曰、大久保相模守家來に天野金太夫と云ものありき、相州親類なりき、度々の戦功あつて、其身の勤行跡殘所なく、志ある義士なりける、相州身代没して、家中の諸侍閉口し逼塞しける時分に、下々取にげ欠落を致して、小田原の侍町に盜賊多かりしを、天野急度せんさくを遂て、下人のいたづらもの十餘人を追

捕して一々成敗し、その頸を町のあとさきにかけて札を立、主人のをちめを見て不届に付如し此せしむとしるし戒めけり、相州身終るまで見届てけりとぞ、如し此の時分晴なる行跡は、内に正しき處あらずしては事なり難かるべきなり、

師曰、井戸新右衛門、關ヶ原の時分に細川玄蕃頭所に有し之けるが、常に云へるは、弓にて跡より射よと云ゆへに、かい引て射たれば、突ぬかれて馬よりどうと落たるほどに、ゆいて見ればかい死たり、そのまゝ頸を取て來れり、是を武邊也といはし易きこと也と咄せり、武邊物語に勢いなく別の子細もなき如く聞へたり、世の中の人はさまでなきことにも餘情を付て面白く語るに、その志まことに質樸にして實深しと云ふべきなり、

師曰、故實撰要に云、或抄物に、人の覺悟の事、先身を修むること第一肝要也、身を修るとは心を治ると也、我叶はぬまでも心にかへ、如何にも嗜なまば、心づか

いにて身も修まりぬべきこと也、心の師とは成るとも心を師とすること勿れと申は、人ごとに初一念に浮ぶ事をそのまゝ、振舞放にすれば善惡の分別なし、能々心を付て、道理に◎三字間 本作道徳非事を思案可有こと也、人の教も教訓も才覺も入まじきこと也、我と道理を辨へよるべき也、人毎に我心の引ことには道理を付、心に違ふことをばひがごとく思ふならひ也、よく可分別也といへり、

師曰、物ごとに我を立ること、皆是身を利するの故也、身の分別をよきと思ふも、身を利する處より出ること也、されば主人へ奉公の輩、合役あるときは、合役に示し合せずして、只我一人にて事をなさんと致す故に、皆違ふことあるもの也、是も身を利して我獨よく思はれんと云の心より起ること也、主人その意地を知てむさき心と思はれなば、何ばかりの才覺ありても必意にたがふ處出來りぬべければ、尤耻々敷こと也、唯義を守て身を利せざるが如く平生の工夫

あるべきこと也、

師曰、人必ず究して義を失ひ、達して而して又義を失ふものなり、究達ともに人心を惑はすにたれり、人心惑ふときは義に失す、義を失するときは、究すれば陥ひ媚びてあらぬ分別も出來り、達して義をしらざれば、欲をほしいまゝにきわめて馬牛の襟裾に異らず、尤義を不知のあやまりなり、

山鹿語類卷第二十九

士談八

○詳事物

師曰、人の萬物に長たるは、知の衆品に秀たるを以て也、而して知あるが故に能物にまごふ、いかなれば知恵ありながら物に惑ふ處あるとなれば、是非を分明にたいすこと不叶して唯一旦の嗜欲に任せ、事物の理を詳に究めざるの故なるべし、こゝに案するに、事物の理を不詳ときは、その知悉疑惑になりて、眞知日々にかくれぬべし、子張問崇徳辨惑、子曰、主忠臣、徒義、崇徳也、愛之欲其生、惡之欲其死、既欲其生、又欲其死、是惑也、樊遲從遊於舞雩之下、曰、敢問崇徳修慝辨惑、子曰、善哉問、先事後得、非崇徳與、攻其惡、無攻人之惡、非修慝與、一朝之忿忘其身、以及其親、非惑與、論語に出たり、

山鹿語類卷第二十八終

我に知あるがゆへに好悪あり喜怒ありといへども、其嗜欲に制せられ其事物を究理すること不_レ明を以て、こゝに惑を生ずるなり、然らば如何して事物の理を究め糾さんとならば、聖人の旨を本として、その事物の上を委しく見聞して遠慮を深くし、當座の心を快することを不_レ欲を以て、今日のつとめと可_レ致也、是ぞ格物究理の本源とは云つべき也、學者日用事物の交接に在いて如_レ此究理すること、是古の聖人の學問と云つべし、

師曰、古人皆多聞廣見を以て知とすることあり、甚あやまれり、多聞多見は古今の事跡に通ずるのみにして、先例を知り古事を覺へつるのみの事也、知は是を了簡してその是非を分別しその宜きに隨順する、是を知と云也、知暗くして多く聞廣く見るときは、彌惑て不_レ通也、その故は、古今の間聖人は千載の稀遇なれば云にもたらず、賢人君子の分上も一世にまれなり、その外は世を渡るわざにかしこく、頓知才覺にし

て、唯當座の知を弄するまでのことなれば、古今の事跡、多くは彼の辨才世智利口利發なるなど云ふもの致せることにして、その本を推して云ときは、一つも大本に通ずる處なし、然るに是を以て先例とし事跡として論せんには、あつる處の定規悉くたがふて、其法とる處皆私になりぬべし、こゝを以て、道をしらす徳を辨へずして古今の事物に通ずるときは、彌道徳に遠ざかり彌惑を深くするになりぬべし、道徳を心得ずしてしきりに己が才に任せんには、皆鑿知をなして正知を失するなり、是道の世に不_レ行、或は過或は不_レ及して、ともに中庸の全徳に不_レ至のゆへ也、佛者の七種の寶財を論せるに、知恵と多聞とは別也といへり、而して知恵と云もの、本躰を不_レ知ときは、多聞廣才のものは知恵あるが如くに見ゆるもの也、知恵と云ものにさまざまの差別出來て、こゝに於て其をちを次第に亂るゝ也、然れども唯聖人天地の知を以て本として、而して廣く古今の事跡をはか

り、其疑をかいで詳に辨論するにあらずしては、其惑明白に開き難かるべき也、このゆへに知恵多聞合一して、初めて惑を辨するに足りぬべき也、

師曰、奕選と云へる圍碁の事しるせる書に、隨_レ手而下者、無_レ謀之人也、不_レ思而應者、取_レ敗之道也と云事をしるせり、この心は、當座の事計にて、手のゆくに従せて石を置んには、皆謀なくうつつ石なれば、末の害にはなりぬべし、利は一つも不_レ可有也、人の致しかけたるとき、其始終をつもらずして則石を置、人次第にうたんには、謀にのせられてついに敗を得つべしと云へるの心なり、萬の事皆此心にかなふべし、愚者は思案しても先見へず、或は思案をせば是より彼はまさりなんこともあれども、先はかやりに事をいたし、或は一時の興にまかせ、或は一旦の喜怒にまかせて、思謀ること聊なきがゆへに、悉く隨_レ手而下、不_レ思而應することのみ也、如_レ此あらんには、今日日用の事皆眼りのみ多かりつべけれども、我が向に立も

のも又無謀の愚者なれば、是ぞ是也非也と云ことを辨せざるが故俱に無謀の内に落て互に是非を不_レ知、たとへば片田舎の者のもの云さがなく不骨なるが、其國その所にては風俗になりて、さがなきをも不骨なるをも不_レ知が如し、都へ出京師にをもむいて、初めて我言のだみたる、我行跡の不骨なるを知れども、多くは我と我言行をば左も不_レ思、人は見て則これぞ田舎ものと同じこと也、天下ともに無謀ならんには、無謀を見知るべき山なし、若其間に君子のあらんには、無謀のもの一口も立べからず、圍碁の上手に下手の出合て、盤上に多の碁石をならべても、悉く上手のためには利となり、下手のためには害となりなんに同じかるべき也、

師曰、思慮を詳にいたさんには、目に不_レ見耳に不_レ聞器物なりと云ども、はかつて不出と云こと不可_レ有、是ぞ究理と云へる也、譬へばもみを米に致すには、一粒づゝもみの殻をはがし取んには、一日に一升の米

をも得べからず、然るに白と云ものをこしらへ、己が力にて自然にまわりて一度に米のからを去ることを仕出し、笑と云へる器を以て其あくたを簸るときは、瞬息の間に糠粃をえり出すことを得、如此して初めて天下の米斛、用所たりぬべし、さるが故に、一物一事までも悉く仕様なくんば不可有、是事物を究理するのゆへなり、究理すること詳ならんには、不見聞のこと、云とも、其理こゝに通じ、其事その形ともに出來りぬべきなり、

師曰、凡天下の事、小事といへども平生にかわる所出來んには、必ず其本に滞る處ありぬと可レ知也、一身を以て天下にうつし、天下を以て天地に准ず、その本末聊差別あるべからずといへども、我にその明徳くらきを以て、天地天下一身皆別々の思をなすにたれる也、たとへば身の内に少の腫物出來、熱さし惡寒せば、則醫を招て其病體を糾し、療治して速に愈すにたれり、而して天下の事物一つもつかえ塞がること

あらんも、其淵底を究理して、速に通せしめてこそ可レ然を、一身は小にして早く通ずるゆへに醫を招くことをしり、天下は大にして其事速に不レ通をたのみて其事を疎かにせんこと、甚君子の道にあらざる也、身は至て小也、天下は至て神器なれば、身の病をばさしをいても可也、天下の病を治せんには、身を不レ思して速に其事物を究理すべきこと也、豈可レ怠乎、

師曰、凡事物に大小淺深本末の差別あり、是を詳にいたさざれば、小を以て大とし、深を以て淺とし、末を以て本とすることありぬべし、たとへばこゝに病人のありぬべし、其病至て少しきなるを、大事也と云て色々に醫藥を用、その藥にちがい出來て、藥毒を以て却て大病を引出すが如し、こゝに少の腫痛むものあるを、灸針を用、血肉をやぶりて、それより事大になりて、腫物をば差置て療治の苦痛をやむが如き、各以て小を大にいたす也、又事既に其ささし大なるを、推して小事也、別條あるべからず、先例にも如此事

ありつと物して、取あつかはず捨置、後には大事になりぬるためし、世以て多し、人々たゞ目前に見へたる所までを以て是非をきわめて、その往と來とを不レ謀、故に今の顯る、所小なれば是を以て小とし、顯る、處大なれば是を以て大とす、尤その見在する處をも詳にし、而して其往事とその來事を究理せざらんには、その實きはまるべからず、易繫辭に、神者知レ來知レ以藏、往と云へることあり、已往を具にきわむれば未來こゝに知れぬべし、是則究理也、藏レ往と云は、已にいんじ事を詳にしてその知こゝに足りぬれば、來事も亦通じぬべき也、愚將は小敵を大に致すと云へる古語あり、小敵にて別の子細なくとりひしぎぬべき事の究まれるを、大事のつもりを致して期をのばし節をたがへて、彼が謀の調ふりぬべき如くいたし、後には大敵になりて事むづかしくなれる、是れ皆小敵を大に致すと云へる也、是の語を聞ても詳に究理せざれば、唯速に彼をうつを節にあたりとの

み心得て、遠慮しつべき處にも無謀の事をなすに至れる也、此ゆへに小大淺深本末の用をよく詳にするを君子と云べき也、

師曰、位高く身富る大人は必ず事物を不レ知、事物を不レ知を以て一向我見にまかする事、尤こゝはりと云べし、故に小民の艱難を知ること、帝王所レ傳心法之要發、于此と古人これを論ずるは、帝王のかしく貴くやんごとなきには、猶ほも下さまの事にうとく、事物の品々をしろしめさん事の遠ければなり、されば周公旦の成王を輔佐せしめ玉ふには、詩に七月の篇あり、書に無逸の篇を出せり、ともに小民の艱難を具にす、古來より帝王の座に耕作農牛の圖をうつし、后妃の居にいとくり蠶するのわざを圖すること、皆此心得によりてなり、事物を不レ知はその理を究むべき様なし、事物の理をきわめんとならば、唯事物を詳に知るにありぬべきことなり、

師曰、人の功を立ること其品多き内に、一旦の功あ

り、萬世の功あり、臣として主につとめんにも此心得を以てし、君又臣を賞するにも此差別を以て品を定むる也、一旦の功と云は、其場その時に依て勇力才能を施して功をなす、是を一旦の功と云へり、されば一旦の功は一時の權也と云はこの心也、萬世の功と云は、根を深くし椿を固くして其もといを強くし、謀を遠くし慮を詳にすること也、是を子孫の謀と云へり、功をなすの品多けれども、萬世の功を以て功の第一とす、但し一旦の功を棄てく嫌ふべきには非ず、一旦の功萬世の功ともに立て其用成ることよりはなり、昔漢の高帝功臣を賞するに、凡そ沛郡よりをこりし時分より隨順して度々の戦功をつとめし輩十八人に及べり、蕭何は戦功あらざれども萬世の功を立しを以て、これを功臣の第一とし、曹參を以てその次とす、而してこれを漢の十八功臣と號せり、こゝを以て案するに、事物の理にくらくんば、唯當分手をくだき一旦の知能を施せし輩を第一と思ふになりぬべし

れば、詳にその理を究むるにありぬべきことなれば、一時の心を快くすべからざる也、

師曰、當時の學者、事物の理を究むること寡なきを以て、或は上代の政道を今にあはせて是レ古非レ今、或は理のみを高くして事を不レ知を以てのゆへに、心は高遠にはせてその人の行跡は皆下の下さまにも不レ及の類多し、是事物當然の理を不レ分別を以て也、天地の長久にして不レ變易も、八十年に一度の星差と云を立て、さだまれる日月星辰の運行に、八十年に一度たがふ處あることをつもらざれば、末に及で遙に差出来るもの也、これ天の定法といへども、猶時をふれば變ず、地猶然り、或は人これをかへ、或は地震洪水によつて山崩れ谷うまり、江河ついに流るゝになれる、昔年々の變也、人は知識萬物に秀づるを以て、其情欲今古遙にかはり、其舊習汚染尤も深きこと、國土の風俗其時の制法に因てさまさまにたがひもてゆくものなり、豈一概に論すべけんや、君子能くこゝにを

いて究理して、事物の制を立法を置いて、初めて其事物なりぬべき也、

師示門人某曰、子、世上の往來交接をやめて朱子所撰の綱目を詳に熟讀玩味せば、知す、み事明らかなるべきの間、必明年を期して此志をどげんと云、甚あやまれり、世をすつると世に捨てられたると、兩般の人あるもの也、世をすつるは是れ遁世隱遁の輩にして、君子の所レ惡也、然れども不レ得レ已して世をのがれ、天性隱者にして世をいとはんは、是又あるまじき事にも非也、世に捨てられたるの人は、多くは道に志ある輩、又は不幸にして時に不レ逢輩、皆以て然り、而して世を棄ても世にすてられても、我に不レ可レ遁の事物あり、それとは、身に衣食居の用所あり、人に五倫の品々あり、ともになくて不レ叶、然れば應事接物の間、日用の常、皆是道の所レ寓也、今日世上のさまさまの事、我これを不レ爲不レ勤といへども、皆是天下の事也、朱子の所レ撰綱目、是天下の事跡にして、其褒貶

は道德の損益を論するのみ也、今日の世上則通鑑、今日の評論則綱目なり、外に向て求むべからず、道は須臾も不レ可レ離のもの也、今日の日用をさし置て遠く大唐の事跡を必とするが故に、學者日々に事物に遠く、事物に遠きを以て、其究理こゝに疎くして知にくらし、周公孔子の人に示す處、以レ書要とするにあらす、唯行の餘力を以學レ文とこそ出たれ、豈世事を疎して文學をつとむることよりはありなんや、但綱目を一覽すべからざるを云には不レ有也、

師曰、人の天質に因て其事に器用なるものあるなり、故に我もとそのことに不器用にして、事物の究理をいたして仕るほごに、天質器用の輩は自然に致しなすことあり、こゝにをいて究理して益なきと自棄し自暴して、不レ學といへども如レ此までは致しうると自我をたのむものあり、各實の學にあらず、唯詳に彌究理の功をみがくべき也、すべて其事に器用なるものは人の手本になりがたし、たとへば器用にて其一

事は盡すと云とも、聖學の究理よりつとめ不レ入るときは、その本にたがふ處あるものなれば、その人たとひ何計の得たる處ありとも、頼むべからざる也、その故は、本を不レ知して天然の知能に任ずる計のことなれば也、

師曰、主人の目より下を見るときは、いづれも才智心入調ふりたる者はなきものなり、この故に、我は人のよきを不レ持、人の所には能きもの多しと常に思ふこと、世俗の習也、是れ其道を詳に究理せざるがゆへの事なり、その故は、世間に人の人たる教なく、道の道たる心得のものなし、唯利害損益を以て本とのみする舊染の汚俗の内に生れそだちて、聊かも物の辨へなければども、我に本性善の所あるを以て、今日まで無事にとをり、命を惜み名を思ふを以て悪をも不レ致までのことなり、然るときは、たまたまも能人のあるべき理りなし、彼才能小知の利口ならん輩は多く出來るとも、道に志あらんものは、天下の内に指を折る計

もまれならんれば、主人になりて臣のよきものと計思ては、家臣皆氣に入ることなく、不レ得レ止して扶助するまで也と思ふになりぬべし、甚あやまり也、主人しばらくもその志あらば、臣下皆彌氣ちやまりて伸べからず、されば人は皆愚なるもの也と心得て、我たまたま彼が司たれば、教導を詳にして人を育つるが如くにいたし、悪へはしらん處を押へ、善に遷らん處を揚て、人の次第にそだち、よろしくなりなん如く心得べきなり、如此ときは、下のをろかなるも日を逐て善に遷りぬべし、不レ得レ止して悪に陥るものあらんには、主人の早く不レ知事物を不レ究がゆへに、此罪にをとし入つる事のかなく痛ましきと、實に思を深くせんには、皆是信より出る道となり、その大本は天地の仁にも等しかりぬべし、教戒を疎かにしてしきりに下の非を糾さんことは、皆世の利口を立て道を不レ知がいたす處にして、併事物を詳にせざるの誤りなるべし、

師曰、古人云、名醫の前には藥にならぬ草も木もなし、又毒にならざる草木もなしと云へることあり、能詳にその事をたゞし其物を委しくして、それに隨て醫療をなさんには、草木悉皆藥となりぬべし、其理を盡すこと不明ときは、良藥その用をたがへてついに毒藥となるのはり也、是其用を詳にせざるより事をこるの失なり、

師曰、良醫の語れるは、元氣をこるへて熱氣甚しき病人あるとき、元氣は本也熱氣は常座のこと也と見へたりといへども、直に元氣を養ふべき爲に人參を用ては忽に害あり、先當座の熱をさまし、而して元氣を育つるの術をなす、是良醫の功也、こゝに熱をさまして可レ然とは知るといへども、その熱のさまし様にさまざまの手立用法ある、是を良醫と云也、この差別のたがいに因て、醫功に高下ありとかたれり、此言能事物に通じつべし、其理は如此と見へながら、其用法にをいて上手と下手とあつて、其事のなれる末、明

暗美惡あり、魚鳥のむまき味あるものは、本脾胃を養ふの物にして、而して養ふの理はありといへども、庖丁其調の用をたがゆれば、魚鳥の味こゝに違て、養の實を不レ得にひとしかるべき也、

或人曰、爰に君子あり、其行跡更に怒れる形あらはれず、下人何程さからふとを致すと雖も、終に怒れる顔色のありしを不レ見、常につとに興きよはにいねて人々に見へ、人の用をうけて不レ厭不レ拒、末の世には目出度君子の行跡とこそ云つべきと人を稱美して、彼を惡む者の無し、誠に人の及ばざる處ある人也と云へり、師云、怒れる容なくして、よく行跡をつとめ、人の用をうけて其事のなりなんことを思ふは、生質の人に過て温和の一端を得たり、彼暴惡無狀の行跡あらん輩に比興しては、遙にまされりと云べし、君子賢徳の人とは云べからず、君子賢徳の人は能怒り、能喜、能物をたゞし、能物をうけ、能物をこばむ、譬は四時のごとく、風寒暑濕共に行はれ、雷電迅雨暴風とも

に消息して、而して萬物その生をどぐるが如き、是を君子と云へるなり、世の人大に怒に過るあり、故に又怒を不_レ知の質あり、大欲嫉妬の質あれば、無欲潔白の質あり、是と彼とを比較すれば、其間に少しづつ、の優劣ありといへども、本皆氣質のなす處にして、全人に非ず、七情は人の用る所也、七情の内一情不_レ全は内に不足あり、七情の内一情過るときは内に過るの質あり、過不及ともに全人に不_レ在、故に君子と云へからず、生質氣稟に差別あるを以て、星をいたゞいて起き夜更て寝て、根氣たゆまずに事を致すの輩もあり、又病者にして、つとに興がたくつよく勉強なり難き人あり、病者にしてつとめ難きは愚人なり、根氣強盛なるは君子なりと云べきには非也、是皆似て不_レ是の處あるを、詳に究理せざるを以て、其異論あるにされるべき也、

師曰、致意胡氏古人云、夫成敗之利害、繫于一時、而理之得失、事之是非、雖千載而不_レ泯といへり、人皆當分の利

害を必として、義理の本源を不_レ究がゆへに、當分のよきを以てよしと思ふて、其實を不_レ知也、成敗利鈍は天の命のかゝる處なれば、つとめてつとめられざる事也、されば諸葛孔明が司馬仲達に相對して、孔明が死せるついでをうかがつて勝を得たる仲達は一世の雄將にして、孔明は千載之法將也と論せしためしこゝにあり、雄將は世に多く法將は世にまれなり、仲達勝といへどもよろしきに非ず、孔明が功不_レ立といへどもあしきに不_レ在也、彼事物の一端をとらへて論じ、詳に其理を不_レ究の輩、やゝもすれば唯一旦の用を專とす、尤誤れりといふべき也、

師曰、源賴朝を追討のため、小松の羽林惟盛以下關東に下向し、駿河の富士川の西の岸に陣す、武田信義ひそかに兵をまわして平家の陣をそはんとするの處に、富士の沼に所_レ集の水鳥むらがり立て、其羽音軍勢の如くきこへけるに、平家の軍兵大に驚て、夜のあくるを不_レ待、ことごとく京都に走り上りぬ、小松の

羽林を迫て直に上洛すべき由、評定まぢまぢなりけるるとき、千葉常胤、三浦義澄、上野介廣常等申しけるは、關東未だ靜謐に不_レ屬、ことに常陸國佐竹義政等、源家の一類にありながら隨心せず、その外にも鉢楯の輩甚以て多ければ、先東國を平らげ玉ふて、根をかたくし帯を深くして、後に關西に至り玉ふべしと諫め申しけるに因て、武衛その旨にまかせ玉ふて關東にとゞまり、兩弟を以て關西の打手として、その身は在鎌倉して本を固くす、其謀理にかなへり、近くは慶長庚子、大權現上杉景勝を退治のために、野州小山まで御出馬の處に、上方に石田三成謀叛ををこして、關西をなびけしたがふるの事ありければ、則關西に御馬を可_レ被_レ移や、又直ちに景勝を御誅討あるべしやと評議ありけるが、ついに三成追討に相きはまりて、關西に御馬をうつされ、無_レ子細石田三成を追討ありぬ、是關ヶ原の御一戰也、賴朝の例によらば、大權現關東にとゞまりまして、公達を關西にさし

遣はされても事たりぬべきや、然るに速に自兵を動かし玉ふて、一戰に三將を擒にし、天下を一時に平均し玉ふ事、甚神武の勇謀に叶ひ玉へり、各事物の本源を究理せずしては、必ず一片に泥みぬべきと也、

師曰、奥州の泰衡追討の事、京都に申上て天聽をうかがひ玉へども、事延引に及ぶの間、大庭の景能武家の故老たるを以て、兵法の故實を存するのゆへに、彼を召出されて、奥州の征伐の事を仰合す、京都の一左右を可_レ待や否やと各異論ありけるに、景能思案に不_レ及申しけるは、軍中には聞_レ將軍之令、不_レ聞_レ天子之詔と云へることの侍べり、已に奏聞を経られぬる上は、強にその左右を待に不_レ及のこと也、奥州御征伐について群參の軍勢、數日の費不_レ大方、唯速に御出馬あつて可_レ然の由を申上ける、源賴朝頗る御感の上、あまつさへ良馬を賜はれりといへり、

師曰、源賴朝上洛のとき、後陣を可_レ仕大將、たれにか仰付られつべきと評議あつて、事ゆかざりし處に、八

田知家連參して申けるは、後陣の役思召煩らはせ玉ふの由承りぬ、凡後陣は宿老の輩に非ずしては勤め難き役也、幸に千葉介常胤宿老の人たれば、後陣に可レ被_レ仰付_二也と申ける、頼朝これに隨て、常胤を以て後陣の大將と定め玉へりと也、古は何事をも多聞にたいしあらためて、而して其宜きに從へり、聊私を以て其事をきはむることはあらざりしと也、

師曰、小坪の戦に、和田義盛藤平に問けるは、たてつき軍は度々逢ぬれども、馬上の戦は未_レ知、いかゞあるべきといへば、實光軍は尤も故實によるべし、馬も人も弓手に逢ことなく、打とけ弓を不_レ可_レ引、すきまを守てためらふべし、我内胃をばをしむべし、矢をばげたりとも、あた矢を射じとたすくべし、敵一の矢を放て、二の矢いんとて打上たらんに、まつかう内胃、頸のまわり、胃のひきあはせ、透間を守て可_レ射、矢一つ放ては、急ぎ二の矢をつがつて人のあきまを可_レ守、人もかくこそ可_レ思なれば、透間をたすけて

常に胃つきし玉ふべし、昔は馬をいることなし、近年は敵のすきまなきとは、先馬のふとばらを射て、主をはねをささせ、立上らんとする處を、追物射にもするぞ、敵一人をあまたして不_レ可_レ射、矢どうなにあい引してあやまちすな、敵手しげく寄するならば様あるべし、押並で組で落、腰刀にて勝負をし玉ふべしと教へけりとぞ、古の人はよく人に問てその理をきわめぬ、不_レ知を不_レ知とするのゆへなり、

師曰、建武四年に、駿河國手越川原の戦に、御方打負しに、錦小路直義既に討死あるべきに究まり、細川郷律師もすゝめ申しける間、淵邊と云年來の侍申けるは、先某御前にて討死可_レ仕とて、唯一騎大勢の中にかけて入てうたれぬ、今川名兒耶三郎入道も討死す、ここに今川入道云へるは、是は御打死のつばに非ず、御退きありて味方をまとめられて、後日の御合戦可_レ目出度_二の由を申して、直義の馬の口を押返しければ、馬廻の人々も一同に御馬の尻を打て引かせ申してけ

り、暗くなりてければ、今川入道ばかり留まりけれども、敵はせ掛らざりければ、夜に入て直義のあとより興津の宿に追付參らせぬ、其後九州へ御退のとき、兵庫莫御堂と云處にて、皆腹切の着到付られしに、細川卿房は唯御舟に召さるべしと申行けり、今川入道は是にて御腹めさるべしと張行申けり、此事を直義後日常に語り出して、此二ヶ度は既にはや先途と思定めしに、兩人の異見うしろ合せなりき、よき武者の心は同じかるべしと思ふに、此ちがいめは今に不審なりとの玉へりと也、すべて人の死生は一大事のものと也といへども、理にくらくして事物を詳にせざれば、人の云にまかせて、或は生をなし或は死をなすこと、古に多し、是唯理にくらくして、事物を詳に不_レ盡のあやまりと云べき也、死生の一大事すら多くは人次第也、况やその外は云に不_レ足事なり、能慎しむ思ふべきこと也、

師曰、北畠顯家卿卅萬騎にて上洛のとき、桃井播磨守

等あとより襲ひ上り、所々にて合戦あり、而して諸勢青野原にて揉合せんと牒し合せ、明日の合戦一大事なりとて、海道勢三手に分て、一二三番の圍を取て入替々々可_レ相戦と圍をとりて、明日の合戦に桃井宇都宮討負て、赤坂の宿の南の株瀬に退けり、今川國範も引とりて、株瀬川の堤の上に非人の家ありけるにをり居ぬ、夜に入て雨ふりしかば、敵も重ねて掛らず、黒田の味方に加はりぬべしと人々云ひけれども、是にて明日御方を可_レ待とありけるを、米倉八郎左衛門と云へるもの手負ながらありけるが、如_レ此をこがましき大將をば焼殺にしてこそとて火を付ければ、力なく此あかりにて黒田の味方に加はりぬ、桃井申しけるは、戦の習、互に退かざれば身を全ふることなし、先ずる敵には水はなに少し退て、又味方立直てかゝるには敵も退也、物あいによく勝負するを高名とする也と云けり、此事を今川國範評しけるは、桃井は強からん敵には幾度も負軍せんする人也、人の天

命は左様に古實によりて通る、と不可有、先戦て力なく、自力盡るとき退くは習也といへりぞ、師曰、平家追討の軍兵鎌倉より上洛のとき、侍所を以て評定ありけるは、十五六はいまだをさなし、十七歳已上は可上洛と定まれりと也、人の年数によつて其役丁にあたること、古よりの法なり、尤詳に可糾こと也、

師曰、一谷の木戸口へ熊谷平山が一陣に付けるを、後日に關東にをいて評定ありしに、熊谷は城戸口へ寄たるは一陣也、平山は城の内に向け入事一陣なり、しかも敵の頸をとりて剛は何れも取々なれども、平山先陣也とさわりぬ、撰功の論左もありぬべし、一の城戸をやぶれば、後陣の兵悉くいさむもの也と、鎌倉殿仰られしかば、千萬騎の軍兵もこもれ、我は木戸口をば離るまじと熊谷申せしと也、是を以て案するに、良將勇士無謀のかけ合なく、各そのことわざを究理すること可見也、

師曰、顔子が言に、舜不究民力、造父不究馬力と云事あり、何事も其力を盡さしめては究まるが故に、あとに困しむることわりありぬべし、民の力をさわめては民こゝにくるしみ、馬の力をさわめては馬こゝにつかる、何事にも其中を過ぐるときは、事皆やぶるゝになりぬべき也、秦自孝公石門之戰、至赧王入秦之年、斬首坑殺沉死之數、一百九十八萬八千、暨始皇兼併六國、又不下五十萬と云へり、秦の天下をうるに、徳をつみ仁を深くするにあらず、しきりに民を殺し人をそこなふて、其積累すること如此大にして、人の生を殺すこと二百萬に及ぶ、始皇ついに滅亡して、天下を子孫に傳ふることを不健全も、一向事物の理を辨へずして、道徳をすて、殺爵をのみ事とするによれり、殺爵するを以ては天下全からずと云には非ず、殺爵不得已しては用にたれり、これを好まん輩は、彼の人を殺すことを嗜むのゆへと可レ知也、

師曰、袁了凡曰、秦白起賜死、諸侯酌酒相賀、楚殺子反、晋文公聞之、爲之側席而坐曰、莫余毒也、已、宋殺檀道濟、魏人聞之喜曰、道濟死、吳子輩不足復懼、齊殺解律光、周武帝爲赦其境內、唐武則天殺程務挺、突厥於所在宴樂相慶、仍爲立祠、每出師攻戰、即致禱焉、宋殺岳飛、金人酌酒相賀といへり、是各その主君理を詳にせずして、或は人の言を信じ、或は一時の怒にまかせ、さわむべき所を疎にしてその理を不盡のゆへと可レ謂也、人君一事一物の興廢、一人一己の生死、悉く天下の人の思ひのかゝる處なれば、聊疎かにして是を棄べきゆへんにあらざるなり、

師曰、白川院祇園女御へ御幸のとき、供奉の人も數少なく、平の忠盛北面にて御供をつとむ、比は五月廿日あまりのことなれば、大方の空もいぶせき五月雨のかきくらしたる曉に、祇園林の南門鳥居の芝草の西にあたり光物を見へたり、或ときはとひかり、光て

は消へ、消へては又さと光り、光るに付て其姿をみれば、頭は銀の針の如くにきらめきたる髮生下り、右の手には鎚の如き物を持、左の手には光る物を持て、とばかりありてはさと光り、暫くありてはさと光る、院も御心を迷はし、供奉の人も魂を消す、疑なき鬼にこそとて、忠盛にあの光物を取りてまいらせよと勅定あり、忠盛は、弓矢取身の運の盡くるとは加様の事にや、よそに見ても肝魂をけす鬼を、手取にせんこと不可レ叶、遠矢に射殺さんと、矢をばげ弓を引んとしけるが、又案じけるは、縦鬼神にてもあれ、勅定限あり、王事無脆、宣旨の下に助くべきに非ず、況やまことの鬼にはあらじ、祇園林の古狐の致すにこそ、近づき寄て伺はんと思返して、青狩衣に上ぐり、下に蒔黄の腹巻をきて、駒をはやめて歩みより、太刀をぬきひたいにあて、次第々に伺よる、足元近く馬の前にてさと光る、忠盛馬より飛下り、太刀をばすて、引組みぬ、手捕にとられて、御誤すと云音をきけば人也、

己は何者ぞと問ば、是は當社の法師が、御幸ならせ玉ふと承り、社頭に御燈明まいらせんために參る也と答ふ、續松を出してみれば、實に七十計の法師也、雨ふりければ、頭に小麥の藁を戴き、右の手に小瓶を持って、左の手に土器の内にもへぐいを入れてもち、燼をけさじと吹とさはさどひかり、光るときはその形右のごとく見へぬ、さしもをそろしかりし形のあらはれて、今は皆咲にぞなりぬ、忠盛もし是をきり殺し射殺さんには、不便のことならまし、流石思慮ありてけりと、御感にあづかりぬといへり、思慮うすからんには、近くよりて伺ふ迄もなく打とめぬべし、物ごとにその事を詳にするとは、かくの如きのことわりなるべし、

師曰、源頼朝平家追討のとき、先木曾義仲を正月廿日に事ゆへなく追討仕りければ、則蒲冠者範頼、九郎義經、遠江守義定等、飛脚を以て其由を注進仕る、その飛脚、同廿七日未刻に鎌倉につきぬ、三人の使者召

によつて北面の石壺にまいり巨細の儀を申す、その處へ梶原景時飛脚又參着せり、この注進、討討囚人のもの、名字次第、一々注文を詳にして残る所なきを以て、合戦の次第明かに知れたり、方々の使者追々に參るといへども、唯木曾無事故誅せられぬと計のことなるに、景時が思慮尤神妙の由、頼朝感じ玉ふと東鑑に出たり、

師曰、範頼義經、平家追討のために鎌倉を立て駿河に至る、こゝに富士川水まさりて東西さしをひたせり、九郎義經いかゞあるべしと問へば、宇治勢田可渡故實にも、先づ此川をわたして可見えなれば、馬筏可然と口々に云ぬ、範頼云く、軍の談議は土肥次郎に可申合と佐殿仰ありければとて、實平を被召たり、實平申けるは、敵をだに目につけたらんに、馬筏にても急ぎ可渡、此川は渚近して、水早きこと征矢をつくより早し、一引も引をとされなば馬も人も不可助、佐殿も、木曾定めて宇治世多の橋を引たるらん、其川

を可渡とこそ評定はありしに、富士川の深き流れに馬をも人をも失ひては、何の詮かはあるべき、敵に逢てこそ命をば棄てめ、いたづらに水に流れて身を失ふべきに非ず、是は雪汗の水なれば急にへること不可有、水に心得たる者を以てせふみせさせて静に可渡といへり、人皆是に同す也、

師曰、鎌倉にて侍所に在りて各評定あり、合戦の習、敵に向て城を落すはあんの内なり、大河を前にあて兵を落さんことこそゆゑしき大事也、都にちかき近江に世多の橋、其流れの末に山城の國宇治はしの難所あり、定めて橋は引たらん、河は底深く流あらし、なべての馬の渡すべきに非ず、能馬をもわたして高名あるべしと議せられぬとなり、良將は能料知山川險阻とは如此なるべし、兼て敵地の間に所有の大河切所をはかり、是を目前にうつして其用法を詳に計らんとは、是事物の理をさわむるのゆへん也、思慮なからんには、事々皆先に行當るになりぬべき也、

師曰、平宗盛の頸を獄門に懸けられたるとき、その詮議ありて法家よりこれを考ふるに、謹考故實に、三位已上の頸懸獄門事、無先例、稱徳天王御宇、大師藤原惠美朝臣押勝謀叛時、軍士石村村主近江にて斬押勝頸傳于京師之由、雖載國史、渡其頸、梟獄門之由、無所見、平治に信頼さしも罪深くして被刎首たりしかども、獄門には不被懸、如此例依時儀被始行一事也と出たり、朝敵の頸は獄門にかけられんこと、天下の戒たりといへども、既に官位極昇の人は、如此惡事を致しなんこと、其本位にあらざるを以て、獄門にも懸けられざると見へたり、故に重罪の輩は、官をさへ位を去て、而後に其罪に行ふこと、古よりの例也、

師曰、君子は早知機微と云ことあり、機微と云は、事物の末になりて大になりもて不前行前方をよく知て、これをあらため抑揚するのゆへんなるべし、その本は至て小にして、其よる處は至て大なること、機微の

間にかくるゝ也、相模入道宗鑑犬合を好みしこと、其
きざしは少のことなれども、其志は甚大にあやまれ
り、されば必ず犬を以て正税宣物につのると云には
不可有して、入道犬を好む志、是天下の倭奸の所、窺
なるを以て、これに因て嬖を求め、佞人の末々は奇犬
を用意して是をさへげものとする、是亦其所、費少し
ことなりといへども、其機微のかゝらん所は尤大也
と可レ知也、故に事物の末大になりて是を究理いたさ
んよりは、願くは近く其微ならんときに詳にしるに
あるべき也、

師曰、君子は常に辭にして其物に蕩かされず、人必ず
忽劇するときは我知を失ふこと多し、元弘の亂に、越
後守仲時が江州番場にて自害せしも、事忽劇してせ
ん方を忘れて、唯死を一途に究むるを以て用とすれ
ばなり、死は至て重くして又至てやすし、詳に其先途
の了簡を盡して、而後に死に究まるに於ては死する
のみ也、ことに大將の心得尤以てふかし、一片に不

可レ存也、楠が打死ときいて櫻山が死せし類あるこ
と也、勇は勇なりといへども、事物の理を不レ究がゆ
へに、功の全からざる所ありと可レ知也、

師曰、昔將門追討のとき、副將軍民部卿忠文に勸賞の
沙汰ありしとき、左大臣小野宮實頼の云、今度の合戦
ひとへに大將の忠にあり、副將軍は功なきが如しと
云へり、九條右大臣師輔の云、兩將ともに命を含で敵
陣に向ふ、大將軍の先陣にいさむは、後陣の副將軍の
勢をたのむゆへ也、副將軍の後陣にやすらふは、大將
軍の進退を守る、ともに以て牛角也、争でか朝恩な
らん、但大將軍はごこそなくとも、相應の勳功はある
べきにやと申されけれども、小野宮取上ずしてやみ
ぬ、忠文勸賞を不レ得、いきどをりて其死を不レ全して
ければ、其怨靈やまさりしを以て、後に宇治の離宮の
明神と崇めけりと也、

師曰、昔王道と云へるもの、父に孝を盡して其名をあ
らはせしもの也、益州の奉行になりて彼國に下りぬ、

而してその道甚つゝらをりにして、往來をなやみ人
をそこねつべければ、王道則都に返りて宣を辭しけ
るは、益州は至て險阻の地にして、往來の間必ず身を
そこないつべき所に侍り、某老親を養ふべき間今少
しなり、若官に因て身を失はんことは、孝子の志に非
ず、このことわりを許容ありて、臣が宣をやみ玉はん
ことを願ふと申しければ、天子これを感じて、王道が
宣をやめて孝心を感じ玉へり、その後王尊と云もの
益州の刺史にいたり、件の切所にかゝりければ、馬の
口に副ける舍人、この坂こそ古の王道が父のため
越へざりし所なれば、別道をこしらへ玉ふか、數日を
經てこへ行べきにやと云ければ、王尊その御者を叱
して、急ぎて馬を追立て、彼切所をこさしめけり、是
は君へ忠臣たり、彼は父に孝子たり、ともに道を不
レ失と、古人是を許す、事に其たがふ處ありといへど
も、其理にをいて詳に盡さんには、あやまり不可有
也、

師曰、笛吹峠の軍に、上杉伊豆守が郎等、軍氣をしり
たるものありしが、敵味方の箒を見て、諸人の中に
主の上杉に云けるは、敵の箒には可レ勝氣の見へ候、
味方の箒は負の氣の候、敵の箒は晴たる空の星の如
くひかりにぎわしく、色赤く上の榮へて根燃えされ
ず候、味方の箒を見れば、光の色青く白く、炎燃され
て影薄く、只明方の莖に似て候、明日の合戦はかゝ
しからずと申しければ、上杉心懸して、やがて越後へ
引たりといへり、上杉が心懸せるが故に、軍に此氣立
たるなるべし、妖は不レ如レ徳なれば、謀のふかく調ふ
りたらんには、軍の氣必勝色なるべし、たとへ軍の氣
の負色に見へなんには、將謀をめぐらし、諸兵の氣を
いさましめ、其氣の立直る術いかほどもあるべし、天
の時地の利不レ宜と云とも、人の和を以て致さんに、
時をもかへ地をも變するの謀なからんや、されば上
杉元より心の懸して、兵の道を不レ知して、如レ此の誤
りを致せるなり、

或人の曰、源三位頼政、弓をつよく引んためにわざと
 冑をば不_レ着こと、匹夫の勇と云べし、豈將自弓を引
 て敵にあたるに及んや、異子はわざと不_レ帶_レ劍、是一
 夫の任にして、將の所_レ用にあらざればなり、頼政が
 心得殆んど將の本意に非ず、師曰、將は萬卒に先んじ
 て其勇をあらはさざれば、下功を立てることを不_レ得、
 されば古より兵に將たる人、自手を不_レ下して、士卒
 の力をのみ恃むためし不_レ可有、頼政も兵の道をば
 不_レ知といへども、又さままでの愚將とは不_レ可_レ云、何
 を己一人の弓を恃で功を立てんことを欲せんや、唯士
 卒にはげみを示さんが爲なるべし、されば人を評す
 るに、一事を以て優劣を必_レすべからず、能其本末を
 糾すにありぬべし、

師曰、靈陽院義昭、最負つよきは頼もしきこと也、武
 士の本意也とて、上手をにくみ下手を崇敬ありて、毎
 事我氣に入たるものをよしと定む、亂舞を好で、觀世
 彦右衛門と云ふ小鼓の上手を惡み玉ひ、又太鼓の上

手しがをも惡み玉ふて、下手にても奈良の者をば最
 負を致されぬ、是は義昭初め奈良の一條院にをわし
 ませしゆへ也と云傳へたり、親疎を能差別するは古
 の道なれば、なれ親しむの由緒あらん輩をば是を親
 しまんはとほりにして、而して其ために理を非にい
 たし、上手を下手に取なさんことは、是皆その事物の
 理を辨せざるの故也、最負つよきと云は善きことに
 似て、そのなりもて行跡をみれば、皆依怙と云ものに
 なるべき也、

師曰、永祿三年二月、長尾謙信、關八州の人數九萬餘、
 手勢一萬七千、合て十一萬餘の軍勢にて小田原へ押
 つむる、武田信玄その頃信州上州の境の笛吹峠のこ
 なたに旗を立て、飯富兵部申しけるは、今度氏康切腹
 に及ばれば信玄の御身の上たるべし、爰を引入たま
 ふて甲州より三増時にかゝり、花水川へ打出、景虎と
 有無の一戦あらんこと可_レ然と諫む、信玄き、玉ふ
 て、景虎弓矢の様子を久しく見來るに、生付健なれど

も練たる工夫なし、上杉則政大將の器なきを、關東の
 諸侍見限り逆心して、氏康の神妙なる人を主に仕り
 ては六ヶ布からん、景虎はよからんと思ふて、當分は
 渴仰するとも、短氣にて手荒き仕置あるべし、さあら
 ば關東の諸侍やがてうとみ、さすが獨立することは
 不_レ叶、必ず氏康を頼むより外不_レ可有、以來は氏康
 の吉事に可_レ成也と思慮ありぬ、そのつもり聊不_レ背
 して、謙信三月中旬小田原逆池迄攻入、關東の侍に少
 も氣遣なく、いきたる虫も不_レ思して、終に關東の
 諸侍に見離たれ、鎌倉よりやうく上野の平井と云
 所まで引取、越後に歸りぬと也、信玄弓矢の道に才足
 て、その謀更に不_レ背、よく事理を究むと云べき也、

師曰、上杉憲政弓矢の道を失て、諸役者の選其本意を
 失へり、故に武の道を不_レ知ものをも、弓を能射る侍
 をば弓大將に致し、伯樂の馬をよくのるには騎馬を
 預く、如此なりもて行けるゆへに、敵の北條氏康に
 戦負て、ついに北越に浪半せり、されば物ごとを詳に

究理すべき内にも、人君の大用は撰將用士の間にこ
 もりぬべし、而して人のさかしき所を考へて、それぞ
 れの諸役を可_レ申付ことならば、憲政の弓を能射たる
 侍を弓大將に致せるも、あやまりに非すと云に似た
 り、凡そ人のつかさをいたし、其士卒をひきまわし
 て、それぞれの下知を致す役人は、大體武義の大曲尺
 あるものなれば、大曲尺をばづさるるものを以て役
 人とす、その藝の術を盡すは、匹夫の用所にして頭奉
 行の所_レ勤にあらず、然ればとて、其わざを不_レ知を以
 てよしと云には非ず、其事物の理にくらき所あるが
 ゆへに、如此の惑はありとしるべき也、

師曰、武田勝頼駿州沼津の城普請のとき、大權現持舟
 へ御勢をよせられ持舟を責取、由井倉澤まで焼働の
 御ことあり、此煙を見て、小田原の氏政も兵を出して
 勝頼を立はさむ、勝頼小田原方を捨て、則家康公の御
 方へ押寄けるが、先年三州長篠にて一向すゝみ戦て
 大利を失し事に手懲して、川成に一夜陣取て靜に兵

を進む、この内に大權現は既にいろふへ引入玉へり、此時勝頼兵をしづめす速に押寄せ、大權現の兵甚危かりしとなり、されば思慮うすくして、唯心にまかせて無謀の事あらんには、皆如此こそありぬべき、しまりて然るべき長篠をばしまらず、しまるべからざる今度はしまりてけり、勝頼も落涙して前悔せしは此時なり、究理ことの不詳は、悉唯情のまゝにして、一を失ては二をたらふるになれり、尤も可レ知こと也、

師曰、武田信玄駿州八幡平に在いて北條氏政に對陣のとき、武田方の兵一騎がけにかけ出て、沖津川原を取布てけり、是は此所争地にして、これを北條家にとられては、甲州の人衆出しがたきを以て也、されば信玄の兵をつかはるゝは、甚靜に練りて、聊亂るゝことあらざれども、事をはかりて輕からずんば不可レ有の地には、兵を輕くすること如レ此、尤其理をさむむと云べき也、

師曰、木曾義仲越後の國府にありしとき、馳加はるもの、内に、吉田四郎申しけるは、我等は無勢也、平家は十萬騎ときこゆ、中々小勢の分限見へては悪しかりなんと、急ぎ木曾が方へ馳行て、大勢の先をかくべしと云、石黒太郎光弘は、弓矢取る身はさる事なし、大勢小勢を不レ云、いかにも味方を後にして敵に向ふは武者の法なり、軍せずして參たらば、定めて尋給らん、勢は何等程ぞ、陣をば何くに取たるぞ、味方は誰が手負討れたるやと問れんときは、如何が陳じ可レ申なれば、大將軍思玉はんことも云甲斐なしと申しければ、各この儀に同せりと也、武士は勇を以て先とす、故に勇を面として勝負を命にまかせ、敵味方のわかちを致して、而後に味方に屬するを、古の法と定めし也、

條妙覺寺にをはし、洛中に課役を命じて營作の事あり、淺井備前守長政は清水寺に宿して、是も此普請に事ありぬ、淺井衆今度箕作にて不出來なるを、信長衆あなごりて、やゝもすれば悪口す、淺井衆是を無念に思ふ所に、佐久間右衛門尉町場より、長政の町場へ水を替入るゝに付、長政の家老三田村左衛門申けるは、淺井が町場の水をも汲捨候の處、旁の町場をもわきへ汲すてらるべしと云異論より事起り、淺井が人足五六百人棒をもつて打てかゝれば、佐久間が者どもも暫支へて打合けれども、こらへかねて北にけり、佐久間柴田是をさゝ、きたなき者どもが仕形かな、掛れ掛れと下知すれば、各鎗長刀のさやをばつして、眞黒になりて突てかゝる、淺井衆是に辟易して、こゝは先引とれとて、二三町引處を、野村、三田村、大野木是を見て、討死はこゝ也とて取てかへし、眞黒になりて突かゝる、尾張衆一支も不レ支して、我先にと敗北する處を、追打に七八十計打取る、是に因て森柴田取て

返し、面もふらず突かゝる、淺井衆も相支へ、互に火花を散して戦ひ、終に五十餘人うたれぬ、長政馬廻の若手の者共續いてかけ合て、森柴田が兵追打にうたれてけり、尾張衆五百餘人うたれ、淺井衆三百餘人討死す、まことに野合の合戦と云ふとも、如レ此大勢討死に及ぶことは不可レ有との沙汰也、森柴田直に信長の前に至り、長政の者ども如レ此狼藉仕間、急度可レ被レ仰付の山中しければ、信長き、玉ひて、長政の勢左様の狼藉は不可レ有、箕作の城責に淺井が勢鈍かりしを、我家中のもの、悔りて、我儘仕りつる返報なるべし、淺井は代々の弓取なり、向後も淺井に無禮仕るべからずと命せらる、森柴田言なくして退けり、而して二條の營作事故なく出來して、義昭をうつしまいらせ、君臣の禮善盡し美盡せりと也、信長一旦の怒を抑へ、義昭公の御座所を首尾とゝのわしめ玉ふは、よく其理をつくせりと可レ云なり、尤も心得事也、

師曰、古より城より突て出たるあとには、門役をつとむることを以て城中の大節といはし、能事になれたる侍を以て是にあてたり、六條合戦の門役は明智十兵衛これをつとめたること、人の所不知也、秀吉信長の命をうけて金崎にのこり、朝倉中書と戦を決せしとき、中書金崎の城より出て秀吉と相戦けるが、城に毛屋七左衛門を以て門役とす、中書敗軍して、兵士皆我先にと城をさして引けるに、秀吉その機を不_レ失して追打、門際まで押入玉へるに、毛屋早く門を打てけるゆへに、城中つゝがなかりしこと、其頃朝倉の家に沙汰せし也、後に秀吉横山の城に居て、岐阜へをもむき玉ふあとを考へ、淺井長政兵を出して横山の城を圍む、城中以の外に無勢なりけれども、竹中半兵衛居留て下知しければ、更に危きことなし、而して城より突て出、大に戦て則城に入、竹中半兵衛時分を考へ、門役を下知して早く門を打せければ、城をよく持かためたりとなり、されば其事を詳に究めざらん輩に

は、如此大切の役儀命じにくきこと也、師曰、齋藤山城入道道三と長男左京太夫義龍と父子の戦ありしとき、義龍の者、井の口とて稻葉山の麓より出るながら川を越て、七段に備へたり、道三の備手痛く戦けり、故に義龍先陣既に六備まで崩れぬ、ここに國枝助右衛門尉と云もの唯一手こらへて不_レ崩、義龍は川のこなたに陣して、いかせん詮議あるの處に、長谷川甚兵衛が父越中守進み出て、今は是非を論ずる處にあらず、川をこへて一戦に勝負を可_レ決、猶豫すべきにあらず、某先瀬踏可_レ仕と云もはず、河へさと打入、川水にためらわす渡しければ、義龍も是に同じ、渡せものごと下知して、我先にと渡せば、川向に備たる國枝これに力を得て、諸卒を下知し眞先に進ければ、道三の勢少し引色になりぬ、長谷川一番に川をこし、國枝と一になりて掛りければ、道三の勢大に敗れにけり、國枝申しけるは、今日の御勝は某一人に究まれり、其故は、七備の者早六段迄くづれ候

處に、某一人こたへ申故に、軍將川をこし惣勝を取玉へりと云、長谷川申けるは、今日の勝利某一人の勇謀にあり、國枝いかに河の向ふにこたへたりとも、某屋形を進めまいらせ、一番に川をこし、力を不_レ合はば、國枝に今の命を得させ、屋形に今日の勝をとらせ可_レ申やと云ければ、義龍又曰、國枝向にさへ、長谷川河を越と云とも、予が大勢を進めて河を越て下知せざらんには、畢竟の勝を不_レ可_レ得、偏に我功にありと云へり、而して國枝長谷川には、兩年すぎて賞を行なへりと也、

師曰、長曾我部宮内少輔元親のとき、本山と云は、其頃の由緒也、本山が知行長濱と云處に一城あり、入海をうけて、本山よりは八里、元親居城よりは三里餘なり、しかるに長濱の城に門を立直すことありて、材木を用意し、上手の大工を尋ねて延引す、元親やがて心得、上手の大工に具さに示し合せ、長濱門外より忍入

て明能きごとく立つべき事を示し、人質をとり、内通を以て、大工が肩先をきりはづし、すぐに本山に走りゆかしめ、元親の氣にちがひ如此次第也の由披露せしむ、本山此大工を引よせ、心をゆるして、幸門を立る大工を尋る折なれば、此大工を以て長濱の城の門を立しめたり、而して元親父宮内少輔とともに長濱を乗取るは、此大工がたばかりしゆへ也とぞ、何事も必ず一片に不_レ可_レ存、詳に究理すべきこと也、

師曰、伊與宇和の内高森と云ふ城、家中のもの裏切可_レ仕の由、土佐へ内通に付て、土佐より人数をつかはす、此事敵に聞へければ、敵城各そのあらためあつて、終に高森城に謀叛人あらはれ生害に及べり、土佐衆は是を不_レ知、善家と云山に人数を上て、高森よりの約束の火を待、城主せんさくの上、右の約束の火のことを知ければ、城のうらの岸に蓋をつみ、これに火を付て煙を示す、土佐衆是を合圖の火なりとて、高森の城雲の如く聳へたるに、我先にとせめつく、屏近

くなりければ、城中より彼謀叛人の首を六つ屏の外に投出してけり、寄手是にをさろき十方にくれてけり、然れども近邊の城よりも不_レ出ければ、無_レ難引取にけり、此引口に十市備後と云もの殿に引けるを、敵付たるに、敵大勢ゆへ十市も引退、切通の細道に七人ふみとまり相戦ひ、返せ々々と同音によばわりける、その聲山のほらにひびきて山彦にこたへ、百人計の聲の如くきこへければ、敵方これを聞て、さては竹林物かげに大勢待のこりたるを心得て、不_レ得_レ付して引けり也、此とき土佐勢不慮の命いきて、人衆返りにけり、高森の兵具さにその事を刺さずして、遁すまじき所を遁せたりといへり也、可_レ心得_レ也、

師曰、江州賤ヶ嶽の合戦に、三好家の三人衆岩成主税介が長男岩成孫作と云もの、山の原にて頸をとりしに、上より首をうちければ、頸ころびて余五の海きわへ落たるを、一柳伊兵衛と云ものひろいて逃る處を、追付て取返しぬ、此とき三好家のをばへものものに和

田内匠と云けるもの申しけるは、山の原にてとる頸は下へまわりて取を法とすとかたれり、此内匠は十三にて手傳なしの首を取しもの也とぞ、

師曰、天正十一年癸未の二月、瀧川退治のため秀吉勢州へ出馬のとき、安樂越より兵を遣はすに、一番に中村式部少輔、その頃は孫平次、二番に三好孫七郎秀次なり、安樂越の切所を瀧川きりをととして、只横合に通るそば道あつて、馬の足不_レ立、漸馬の爪半分ほどかかる計なり、こゝを越すときに、馬の口取一人、尾を取候もの一人にて通りける、馬は皆がけへ落たり、小身もの、内に如此ことに馴たる老人、馬の口を一人にとらせ、先に立てあを不_レ見、はいくくと云て引ければ、難なく馬の道を通りぬ、これを見て、三百余騎の軍勢、如_レ此して此切所をこへたるに、馬一疋もそこねざりしとぞ、

師曰、越中佐々成政退治のために秀吉出馬のとき、尾藤甚右衛門尉武者奉行にて一番に打こえ、爰に加賀

越中の境砥波山の道筋には、出城多くして通りがたし、砥波山はよの宮の北の方へ、山のけはしき處を越行の處、馬足不_レ立道十間計あり、其時尾藤下知しけるは、馬の轡兩方へさしなはを付、馬取兩方へひきはり、手綱を結で前輪にかけ、馬の前足後足をこへ、馬をすべらすべしとて、軍勢悉く是にしたがひ、無_レ子細通りぬ、尾藤物ごと其ことはさを盡せる勇士の下知と云べし、同時越中に入て、大河いくつもありてたけた、す、何れも馬を游せぬ、頃は八月下旬のころとなれば、しぐれめきて水まさりけるを、尾藤下知して、先あをりを兩方よりはづし、馬取にもたせ、馬の頭を少し川上の方へ上げ、手綱をかい取、前輪に左の手にて取をへ、右の手にては手綱を持、さいく轡を川上へ引上、時々馬に聲をかけ、馬の兩の耳間を見、くらの後輪によりかゝり、川上の鏡はかろくふみ、川下の鏡をつよく踏べしと下知せられて、其ごとく致し、大勢無_レ難川を越たりとぞ、

師曰、天正十二甲申八月四日、河内國錦部郡と云所の、天野山と云寺の上、國見と云處へ、紀伊國より佐久間備前守、その頃は久右衛門と云へりし根來のこみつちや、その外紀州五畿内にてほまれの者ども多かかへて出張、ゑぼし方の三人衆及び中村式部少輔と合戦のとき、ねごろのこみつちや鐵炮足輕六十人召連つれ先を致し、退口にゑぼし方の者付たり、敵味方の間三十間計りありけるに、こみつちや申しけるは、敵方に若き衆候、合戦にくりのきと云ふことあり、只今我等教へ申すべし、此退きやう能く見覺られよ、多勢にても小勢にても同前也と高言して、六十丁の鐵炮を廿立並べ、残る四十丁を、廿丁は三十間計あどへしさりて立、又残る廿丁を三十間計あどに立、以上三段に立をき、先の廿丁をこみつちや召連退、さて其次の廿丁の處にこみつちや残り、引取たる廿丁をあどへつかはし、三十間あどに立て段々に立ならべ、こみつちやあどを仕て退たり、其作法様子、尤用あり

て危からざりしとぞ、

師曰、信州海野平にをいて、上杉謙信初めて武田信玄と合戦のとき、謙信考へ申されけるは、今度信玄と初めて膚を合することなれば、人数多くしては取あつかい六かしかるべし、八千より上は堅く無用也と陣觸して、雑兵をすくなくし出陣ありしといへり、凡そ戦は衆にしくべからざることなれども、其理を詳にきわむるときは、衆は多くして亂れやすく、寡は約かにして用に理あり、尤その故あること也、

師曰、竹中半兵衛に、或人賤ヶ嶽の合戦に柴田が敗軍のゆへ、並に如何致さば勝家の勝利に可成にやと尋ねければ、竹中云けるは、勝家の云へるが如く致しても勝あり、玄蕃が云し如くありても勝あり、兩様各一致せずして、狐疑こゝにありて勝を失へり、その故は、勝家は中入致さば速に引入て可、然と使を再三立たるに、玄蕃不承引して長居をいたし、ついに秀吉の大軍を待うけ敗軍なり、又玄蕃は中入のとき直に勝

家に、付られよ、中仕切を速に押やぶりて出玉へと進められども、勝家不、出、このとき玄蕃が云ごとくいたされば、無子細勝利あるべきを、兩將各兩端を持して、互に狐疑猶豫をなす、故に一決せずして遂に敗れをどるに至れり、後世の戒也と語れりとぞ、

師曰、竹中半兵衛云へりけるは、人皆合戦の咄を尋ぬるにも、可聞かなめを不問、不人事を多く問覺ゆる故に、重ねての功に不成也、答ふるものも亦然り、さればよき物語も用に不立事多し、こゝにて誰某が手柄をなし功を立しなど、云、一本やり匹夫の手柄咄にて事をはるは、人の習になることなし、其事のしまりをさまり、心の付處を肝要とするにあるべき也といへりとぞ、

師曰、甲州入のとき、鳥井彦右衛門は小勢にて、僅二千計也、三宅宗右衛門はその比御目付の心にて、猶以小勢なりけるに、黒駒にをいて北條左衛門太夫が大軍に出合て、左衛門が人数山より下へをろすとき、

合戦あるべしやいかと料簡のとき、鳥居内足輕大將に鈴木六左衛門と云へるもの出て、こゝにて合戦なくては、合戦の圖はなきものに候、こゝぞ必勝の場と存候、たとひ合戦味方まけになりても、元より覺悟の前、こなたは小勢なれば、萬人の嘲も不可有之也、是非こゝは味方のなをりの處也と申しける、鈴木は其身小身なるものなれども、段々の申分そのことほり立てければ、則許容ありて、北條が兵山より下へをる、處を押かけて利ありしとぞ、事物を詳にせんする上は、人の諫をこばまず、人の位をも不見して、只下問に及ぶにありぬべし、

師曰、古より軍將一人に任せずして、檢使目付の兵を以てそのつりあいを糾す事、是故實也、されば大將軍の外に侍大將を付、副將軍、裨將軍をつかはす、皆以てこの心なり、源頼朝平家追討のとき、義經範頼兩將をつかはし、義經には梶原をさしそへ、範頼には土肥二郎を加ゆ、いづれも五百餘の侍大將にて、兩將に指

そへたまへり、是人をつかふの道、そのつり合を糾すゆえん也、後に檢使目付と號して、その備のさし引を司ぐる軍士をつかはすと、皆同一意也、さればその備の檢使をうたせては、其軍將の誤りになりぬべければ、尤つ、しみ戒しむるにあり、上州ひろきにて、武田典厩大將分にて、小幡上總介劔のとき、旗本よりの警固、足輕大將に小幡豊後守多田治部左衛門、目付に初鹿傳右衛門小山田八左衛門也、先衆は五耳長根白倉衆也、この人数を見て、弓取三百人計、雑兵七八百にて出たるを、五耳長根衆右の方へ廻り、在郷をやりき立て通る、豊後これを見て、先方へりを取と見へたりとて、足輕三人つれてみきりのために押出す、小幡左衛門云、豊後が劔の體、長根衆へりをどるを見て、其あとへものみに行き、一手可仕と存せらるゝと見ゆ、これを打たせては如何也とてのりつく、上總介も兵をよせり、そのごとく豊後鐵炮を二つうたせ、三放めに刀を抜、敵の内へのりこみ、弓取二三人乗ころば

し、三人の足輕に高名させたり、是旗本の檢使を打せざらんと、小幡上總介等兵をすゝめたる故也、豊後の吉光にて、長曾我部が仙石權兵衛をうたせしと兵をよせて、嫡子彌太郎打死いたしたるも、檢使をうたせしこととなり、

師曰、佐々成政末森を攻けるとき、前田利家後責ありけるに、七尾の城に高島織部長並に中川宗半有之で、末森急に及びぬれば、兵を出して可三遮打や否やと評定ありけるに、中川と高島とは七尾大切のことなれば不可引出兵と云、長は眼前に味方をうたせて後責をも不致は武士の本意にあらずと、兩端に異論ありて、長ついに人數を出す、兩人は城をきづかい、又は成政が武威にも辟易やいたしけん、不引出しやみぬ、長が人數出ける時分に、利家既に末森の後宥あり、成政が兵城外坂下の舉木戸を攻破て、内の木戸口へ人數をいれ、あとのしほり戸を下し置たる處へ、利家の兵行かり、木戸口にてせり合あり、成政

が兵城を後にしてせり合を、長道にて見、七尾にて長詮議の内に、さては後卷もをそくなりぬ、武士の本意を失へり連、路次にてもとゆいを切て捨、隠遁塾居の身となりなんどせしを、利家きいて大にその志を感じ、可有仕業にあらずとて、重ねて喚出されたりと也、すべて互に堺目の城を守らんに、一方の城を敵のせむることあらんに、一方より城をあけて後詰を致さんには、あとの我預る處の城心元なし、後詰せざらんには向の城落るに究まらば、其時の心得如何とあらんに、大方後責の利を得たること多し、然れども地形の遠近、兵士の衆寡、留守居城、堺目の城の取所、その大將の心得によるべければ、一概に論じ難きこと也、よく究理して其宜に可順也、

師曰、肥前有馬の内島原にをいて、龍造寺高信、有馬修理太夫と相戦のとき、有馬初めは大友に屬しけれども、大友が弓矢次第によはりて、やゝもすれば高信にせりつめられ、度々危ことのみ多かりければ、この

とき島津に屬して加勢を請て、島原にをいて無二の一戦と志ありき、こゝに島津龍伯、家臣新納武藏守を招て、此度有馬への加勢、當家興敗のかゝる處也、いかいあるべき、誰をか大將に定むべきとありければ、武藏守申しけるは、同じ御兄弟なれども、兵庫頭殿は耳よりは目の大膽なる人也、中書殿は耳よりは目に見て物をあなごらぬ人なり、此度高信二萬の着到にて出馬と聞ゆ、有馬はわづかに四千の人數也、此方よりの御加勢も四千に候へば、戦をしめて致す人にてあらんずんば大事に存候、中書殿はさいては大膽に物を押あなごる人なれども、見て大事にかくる人なり、是を被遣可然と申しける、龍伯も是に同じて、則ち島津中務大輔貴久を大將として加勢を發しけるが、新納が申せし如く大利を得て、隆信を打捕にけりと也、新納が始終の云分、尤もその理を得たり、師曰、武田信玄と北條家駿州薩埵山に對陣、正月十八日より四月廿日迄九十三日の對陣に、日夜のせり合

あり、一番より十番迄、一手切◎三字間本作軍功に足輕をかけたり、跡部大炊助番に當りたる日、敵松田に押立られ、二町計敗北、その上くい留らるゝに付て、信玄馬場美濃に命じ玉ふ、馬場が兵僅に百騎計にては、跡部が三百計のあどへは如何とありて、内藤修理亮にゆづる、内藤、あの如ききをへる敵は、馬場ならではと辭退に付、馬場うけ取て行、大炊介は足並にて早々引取候へと命せられよと云てければ、則百足の指物の衆、その通申わたす、馬場己が兵を三に分、一手は敵に向ひ、跡部足並にて引を敵付來を、下布てうけとる、一手は脇より横筋かいに掛りて弓鐵炮をかくる故に、松田が二千五百悉く崩る、一手はあど備にて、備を全くいたし、二の木戸迄押込引取、馬場一代のふか入なり、面白さに我を忘れたると、内藤への會釋也、武田の弓矢頂上にのぼれりと、信玄評せられぬとぞ、人衆のあつかい、尤理にあたり、

師曰、近代大合戦はただへて無之、河中島味方原な

どは、互に一萬の上の人衆にて、白晝に敵味方出合、山川の便り土手柵の要害なく、いつはりだますことあらず、心替うらざりのたのみなく、尤互に一時時開本作將兩より出合て實否の勝負を致す、是れ大合戦と云つべし、近くは澁州關ヶ原の一戦、天下わけめの大合戦と云べし、其外はまことの合戦とは云がたし、川越の夜軍は八萬と八千となれども夜軍なり、姉川は雙方兩大將づゝにて互に加勢ある軍、殊に川を便とす、義元合戦は風雨をたのみ不意をうてり、鴻臺はつち風をたよりとす、尤長篠は武田方一將、此方四將にて、信長方柵をふり澁川をうけたり、尾州長久手も戦不意に起れり、相州三増合戦も小田原方旗本不著以前也、何れも大合戦とは云がたし、かくの如き所詳に可_二究理_一也、

師曰、前田利家末森後巻のとき、成政が人衆二三千引かねて居たりけるを、能うつとりものなり、是非人數を出されて、彼に付られ可_レ然と申すものあり、利家

きいて、成政戦を挑むに付、我末森へのり入るとき、既に佐々が兵わざと引色に見へたれども、餌の兵なることを知て不_二取合_一、然るに子細なく兵を引かね残しをくことは、味方にわざと付させて可_レ打との手段なるべし、案するに、相残る處の兵は寺島甚介牛介なるべし、先手より如_レ此ことを申しこさん者は、若本多三彌にてはあらずや、渡り奉公を致す輩、己が功を立んことを欲して如_レ此口才を云ふことあり、付てはあしきと云ふことを知り、尤付まじき利家也と知て、わざと付て見玉へと云、若付なんは我下知して付させたりと云、不_レ付は我目利の如く付なば可_レ有利ものをと、他家へ行てみやげに致さんための謀なるべしと云へりけるが、果して寺島甚助牛助、申したるものは本多三彌なりとぞ、北國の事をしれる者の語れるは、末森の後巻のとき、利家成政が陣の間相へたゝる横山山城守宛書と一里計也、此説不_二分明_一也と、但し利家父子末森へ入、利家は本城、利長は二の郭に入らるゝ時、成政が兵

三千計、かへりせめのために巡檢して、城ぎわまで押よせ引どれり、此時本多三彌利長に相談して可_レ付とことありけるを、利長則利家へ申されてけることいへり、

師曰、尾州長久手の役に、高木主水正性順と内藤四郎左衛門と兩人、武者奉行を承て御先へ参りけるが、内藤は早く歸てけるが、今日の御合戦御敗軍也、早々御馬を入られ可_レ然と申し上る、高木は白母衣の者と出合て、戦ひに手間をとり、是を仕付打捨にしける、其事に手間入れれば遅く來る也、而して早々被_レ寄_二御人衆_一可_レ然、御合戦は必御勝利と申上たり、兩人の申上様相違也、内藤は味方御先勢敗軍をみて飯りければ、右の如く申し上ぬ、高木は敵の下よりかさへ追て上り來るを見ければ、速にさへ御人數を出されて、敵に見切られず寄かけ玉は、必ず御勝利也と見てければ、諸人のきく所にて必御勝利也と申上たる也、此とき高木が馬のくたびれたればとて、御馬を賜て

けりとぞ、

或人云、味方先勢大に敗軍を見て、御旗本をいいて本多佐渡守これを見て、御敗軍無_レ疑、速に御馬を入られ可_レ然と申しける内に、内藤四郎左衛門來て、先は御勝也、早々御馬をよせられ可_レ然と云、佐渡守是ほどの御敗軍にと云ければ、内藤怒て、國政不_レ入_レ軍と會釋して、彌御馬をいそがしめ、而して御傍へより申しけるは、御馬をよせられれば十に一の御勝也、このまゝ引取玉は十に一の勝もなく、必御敗軍と見まいらせたりと申しけりと也、是は渡邊忠右衛門先にて内藤に此事を示し合せたるゆへ也とぞ、

師曰、朝倉能登守は北條左衛門太夫氏勝に屬して山中の城にありけるが、傍への人に談じけるは、今度小田原方萬事の作法皆逆なり、必ず此度滅亡うたがいなきこと也、その故は、山中は端城の取出なるに、歴々の侍大將勇士どもを入をき、殊に御劔などを賜はり、

人皆必死の思をなさしむ、尤以て誤りなりと云へり
 けりとぞ、果して山中落城して、小田原の作略こゝに
 盡ぬ、よくことはりを盡せりと云へし、
 師曰、高麗陣のとき、島津が番手を置し泗川の城に
 て、虎口さわの矢窓の切様を詮議ありけるに、其頃朝
 鮮の目付に参りたる垣見和泉守は、あげて高くきる
 べしと指圖あり、長曾我部元親は腰通にさげて可切
 と、兩方の中條異論あり、元親云けるは、あげて高くき
 らば、寄來る敵の頭をうつべきや、たゞさへ鐵炮はあ
 がりよきものなるに、あげて切たらん矢間は用に不
 可立と云、垣見云けるは、矢窓さがらば外より内見
 へてあしかりなんと云、元親申さるゝは、敵近くより
 ては内はみへざるもの也、遠よりは内も見ゆべし、み
 へて不レ苦也、近くよりては内見へすして打よきもの
 也と云、此儀可レ然とありて、矢窓をさげて腰通に切
 たりと也、
 師曰、朝鮮征伐のとき、加賀衆と大權現御家人衆、名

護屋にをいて水汲論ありて、事大になり、双方人衆出
 合、既に鎗のほさきを合す計のことなりき、人々皆事
 不意より起りければ、騒動いたせり、服部半藏足輕
 もの火繩に火をつけさせ、一方に備へしめて、事にな
 らば則打拂はすべき摸様にいたし、其身はその場へ
 出て取扱へり、成瀬隼人其比は小吉と云て未だ若か
 りしが、其時のふり見事なりき、加賀衆には富田越後
 いまだ小身なれども、人數をつれ兩の間の川をこし、
 水汲論のありし中筋を考へ、大權現の御幕下の通り
 へ横すちかいに掛る如く、小高處に兵を備へたりと
 なり、大權現仰ごごありけるは、成ほど云ひなだむべ
 し、それに同心なからんには、悉く可打果旨なりし
 とぞ、
 師曰、織田信長のとき、柴田勝家と坂井右近と兩人軍
 奉行をいたし、弓矢の儀兩人萬事指引也、こゝに蜂屋
 兵庫頭を兩人の中へ可レ被指加と命せらる、蜂屋は
 武功拔群下のものなれば、兩人の中間へ入られんこ

と如何と兩人存じければ、蜂屋を指加へられんに於
 ては、兩人の役儀を可指上とのこと也、信長き玉
 ひ、是ほどの事は兩人の合點も可參ることなるに、不
 然は不審也と、使を以て命せらる、兩人猶以て辭退
 に及ぶ、信長不レ得止して其ゆへんを演説ありける
 は、蜂屋ことは兩人と同じ武功のものには不レ有
 も、諸事口才あるものなれば、先にて兩人の内一人返
 りて申上されば不レ叶このあるもの也、又兩人とも
 に一致に分別のをつることもあるべし、其時蜂屋を
 加へて旗本への使にいたし、又は分別の異見を問ふ
 に、其便あること也と命せられければ、兩氏其ことは
 りに至極して、兎角の御返答に不レ及けりとぞ、
 師伴談曰、去る比、琵琶法師の藤戸を云けるに、源義
 經院参して西國へ下向に、相伴所の人々、島山重忠、
 和田義盛、小山朝政、三浦義澄、土肥實平等、末の世に
 は一人出生するとも當千の勇士と云つべき輩の、相
 ならびてその時代に多くものすることは、時の命な

りや、又時の武將の法によることにやと案するに、彼
 の國家昏亂して忠臣のあるためしと云ふべし、然れ
 ば元暦の古に不レ限して、近くは武田信玄、上杉謙信、
 織田信長、豊臣秀吉、大權現の御家人に至るまで、そ
 の比名ある臣下、古にたくらべて更に劣るべきに非
 ず、是世に事あつて、功を立るに時を得ればなり、而
 して戰國には功臣多くして、治國には良臣まれなる
 こと、世以て然り、是は一時の功を立、一旦の謀を廻す
 ことはなりやすくして、久しく守て道をたゞし義を
 行て、天下に大道の立つが如くならしむることは、甚
 かたければなり、されば戰勝易守勝難、始を慎むこと
 は易く終を全くすることのなり難きゆへなるべし、
 治國也と云とも、上に名將あつて、治道を求めまこと
 の太平を欲せんには、守文の臣亦なきにあらず、堯
 舜の良臣、周の亂臣、唐の太宗の魏徵房玄齡がたぐ
 ひ、皆以て守文治國の名臣たるは、人君天下の治道を
 究理するのゆへなり、昔趙平原君求三救於楚、平原君

約其門下食客文武備具者二十人、與之俱、得二十九人、餘無可取者、毛遂自薦於平原君、君曰、夫賢士之處世也、譬如錐之處囊中、其末立見、今先生處勝門下三年於此矣、勝未有所聞、是先生無所可也、毛遂曰、臣乃今日請處囊中耳、使彘得處囊中、乃穎脫而出、非特其末見而已、平原君乃與之俱至楚、史記に出でたり、是人皆さかしき才知あれども、これを知るの量我にそなはらざるを以て、不知してやみ、知られずして廢れるのみのこと多きなり、

師曰、日根野法印弟の彌二右衛門と兄弟、同じ陣屋にふして居たるに、外さはがしく物音の致せば、彌二右衛門起きあがり早物具を堅む、法印、外にて音のたかきは如何き、玉ふと云、彌次云く、夜討ごさんなれと云、法印我もさこそき、つと云内に、彌次は鎗を取て出たり、法印靜にをさあがり鎗を取て、彌次右衛門はと近習の者に問へば、早御出と答、法印きいて、不レ入

事をはやられぬる、多分は手を負ふべしと云へる所へ、彌次右衛門歸てければ、替ふことはあらざるやと法印尋ぬ、先にて夜込のありしが、早事すみ候といへり、法印云く、不レ入ことを仕られたり、手は負玉はずやと問ければ、少し手を負候と云へりと也、日根野事度々の功多く、事物になれてければ、自然に其言行の法にかなへること多かりしと也、後に法印この事をいへるは、物音の響に、天にことふると地にことゆるとの差別あり、地にひやくは皆實事也、天にひやくは皆虛事也、今夜の物音はそらにひやくてければ、事必ず實ならざるといへりと也、

師曰、石川伯耆守常に戰場にをいて一番に進み出で、諸人に先立て備の下知をいたせり、或人の云へるは、軍將兵士に先立て戦にのぞみ玉はんことは、甚危くして宜しからずと云ければ、石川云けるは、戦の法を不レ知者の如し此不審はあるべき也、凡そ軍はあやかしなる者にて、足輕せり合のときに早く先を不レ取ば

始終の勝になりくきもの也、二段三段までの戦は大方なき也、一の備やぶれては、二の備にてもりかへし勝をなすと云ふことは大方は無之、故に備の様子先を取の心得を見切て下知いたされば、勝敗なりがたし、其下知を致すべき輩は、人多しと云ても、其大將の下に一人か二人ならではなきもの也、故に我常に先立て見切をいたし指引をなすは此故なりとかたれりとぞ、案するに、弓矢の功、才に淺深あり、なるを以て功あるは、皆まことの知にあらず、されば石川が云へる如くなれば、三尾遠の間の戦になれて、その功を以て云へるのい、也、何ぞ戦に二三の勝なからんや、唯一片に心得て、備を立るの要を不レ知がゆへに、如し此のい、あるなり、陣の制備の法を具にするときは、前後左右各陣法あり、然らば戦ひに二三を持ことは、古來の法也、先一重の勝敗にて、をして二三の戦なしと云はんは、皆是陣法を不レ知より事をこれるなり、人の物語をき、先覺の論を得ても、今日よ

く其事物を究理せざらんには、却てまごひと成事多かりぬべし、

師曰、或人の云へるは、那須の屋形の臣下某と云もの逆心のとありて弑せしに、内々其不義の事、人々いぶかしくありてければ、其日に屋形を成しまいらせんと沙汰のありしに、諸士密合て、如何無心元、若不注意に弑しまいらせんこととぞ、各評定ありければ、その内に老臣謀あるもの、云へるは、少も不苦ことなり、心易く出御ありぬべし、その故は、如し此時分謀を設けて人を殺すには、樂屋と云こと古よりあること也、其は人衆をかくし用意をまふけ置て、不意をうつため也、今度彼が成しまいらする様子を考るに、何方にも人をかくすべき處もなく家もなければ、何程逆心を企ても、聊氣遣なることあらず、然れば謀の可レ調よしなしと云へり、諸人尤も同じて、ついに屋形出玉ひぬ、彼さまさまの饗應猿樂まで事すまして、無レ程夜に入てければ、何方ともなく大軍不

意にあつまりて、遂に屋形を失ひ參らせぬ、是を右の謀臣申けるは、物ごと一偏に心得べからざることも也、我初め樂屋と云ふことなくては事なりにくきと云へるも、古より人の云をけるためしなり、然るに大事を催さんものは、近所に樂屋を不致とも、人の不致遠方に樂屋の設けをいたし、兵士をあつめ置て、而して時刻を計りてこれをあつむる、是則謀也、偏に心得て、其場に樂屋なきを以て氣遣なしと云しことの謀のあさくこそ、されば件の悪臣が兄弟二三里へたゝれる處にありしに、彼と内通して兵を招けるこそ、

師曰、天正十八年小田原没落のとき、ふたご山の下のたいらに大權現御本陣をすへられ、その夜は一方に小塚をかたざり一方に御鎧櫃を置いて、上に戸板を二枚わたして御休息あり、御傍に大河原と云へるものゝいふし致しけるが、其頃未だ十五六歳の童形也、夜中に俄に騒ぐことの聞へければ、大河原寢耳に物音入て、ふと起けるに、戸板にあたりて戸板のがた

と落ければ、彌さはぎて、急に御前を起し奉りけるに、大權現仰に、何事にあはたしく用ありげに物するぞ、汝等は若輩にて、物のわかちも不致なるべし、如レ此の夜中騒動は折々あること也、敵の出たるせり合のあると云には、鐵炮の音、弓のつる音などの聞ゆるもの也、我先に目さめて聞くに、何となく人音計いたせり、是馬を取はなすか、下々の口論闘諍などにてこそあらめ、氣遣なることに不有と仰ごありて、戒め教へ玉ふて、御心靜に御寢なりにけりとぞ、

師曰、大權現或とき本仁房と雙桂に象棋を被仰付て上覽ありけるに、巳の時計にはじまりて、近臣悉くあつまり見物す、本仁房利運になりて、雙桂を唯一手にてつむる計に致せり、雙桂案じわづらいて、一手になりて不果、見物の御家人いづれも、外に手のあるべきに不有なれば、雙桂が負なるに、何事を如レ此久しく案するにやとつぶやく、公も御退屈ありて、先御行水にもせさせ玉ふて、又上覽あれども不終、既に

晩日に及びてければ、御膳に入らせ玉て後又渡御なりぬ、日既に暮にかゝるといへども、雙桂別の手も不レ出の間、今日は暮へし、本多上野介所へをろし、明日の事にいたさせよとて、入御あらんとありしを、雙桂しばらくと申上て、ひたくと三十手計いたしかへし、一度に本仁房をつめてけり、大權現與に入らせ玉ふて、天下の事皆如レ此、何事も是なん極りと不レ可レ思、たれが見ても、大方のものは皆、つまりたるに不レ入事を致すと云もし思もしたるに、三十手計忽にいたしかへして彼をつめしことは、物の上手の工夫にをいて一片にをどされざるためしと云つべきと、上意ありけると也、大坂御陣の前駿河にての事なりとぞ、

師曰、薩摩中將忠吉卿、稻富一夢に鐵炮を御相傳あつて其術をつくし玉ひければ、一夢既にかへり起請まで奉りぬ、或とき雁をうつに、何としてもよせざりしを、一夢飛脚のものゝ往來仕るが如く見せて、鐵炮を

かたげ文箱をゆいつけ通り、うしろより打留ける、此打様御稽古の上に無レ之事なれば、相傳ありたきとこのことに付て、則其法を申上けるとき、既にかへり起請まで事すみて、是をのこし置たることの如何と仰に付て、一夢申上けるは、全く残し申すこのことに非ず、如レ此のことは工夫のなかつしに、雁のよせざるに付て、工夫を致して如レ此也と云へり、如此のと度度にて、かへり起請を數十枚奉りにけりと語れりとぞ、是は藝に付ての術也、凡て何事にも其事物を詳に究めんには、其極大方にしては盡さる不レ可と也、

師曰、源君放鷹のために未明に出御なりてけるが、俄に用所をかなへさせられんためにや、十町計過て立かへらせ玉ふ、然るに跡の御門は立す可レ開の旨仰ごごありけれども、番のもの不審に思ひけるは、只今御出ありて急に只今御歸あるべき子細なしと云、未だ暗かりければ、番人火を以てよく御前の御顔を見て、をそれ入て是を奉入けりとぞ、此つとめを奇特

也と思召ければ、則御給を賜はりけりぞ、如レ此事、その主人の好悪に付て云は、皆私に陥べし、詳に究理あるを以て、其實を究め玉ふと云べし、

師曰、蒲生氏郷との頃の伯樂、こつひらと云けるものに替けるは、馬の早きは前を取ゆへに早きか、とも足のさばきよき故に早きと思ふかとありければ、こつひら申けるは、馬はとも足のさばき能が早きと存すと云、氏郷曰、我幼若より信長の傍に昵近して、目にも見耳にも聞ぬること多し、弓矢のことは、先を立られて、二の手を以て持かへすことはなりにくきもの也、只先を第一と致すこと肝要也と、信長卿常にの玉へり、こゝを以て案するに、前足のよき、たる馬の早かるべきこと也と思ふ也と申されければ、こつひら薩で申けるは、某はいやしき業のものなれば、左様の高きわざのことは不存候、元西國の者にて候が、船の往來を見候に、前櫓よりはともろに上手の鹿子を立て押候へば舟の早く候、前ろよく候ても、ともろ

の押手かいなく候へば、船をかざるものと見へ候、船も馬も遅速のことわりは同一理にて侍るべきにやと返答いたしたりとぞ、

師曰、氏郷陣屋にては、諸侍に博奕をゆるして致さしめけりとぞ、是は陣屋にて番をつとむる輩、やゝもすれば眠りやすし、博奕を以て氣をいさめ、夜ねざる如くの戒のこと也とぞ、博奕は人主の禁すべきこと也といへども、時に取ては是を用ゆるも、又人君の究理より出たる心得なるべし、
師曰、關ヶ原已前に、本多中書忠勝井伊兵部直政、ともに天下わけめの合戦をば必ず濃州關ヶ原なるべしと見立て、往來にはこの地をよく見分し、本道別道を具に考へ心を付てけりと也、是は關東より上る人數、伊世路へかゝりては、桑名鈴鹿の山海切所なれば、往來なりがたし、必ず美乃路へかゝらすしては、不_レ可_レ叶なり、上方勢美濃路を打こしては、三尾遠の間戦の地すくなし、殊に三遠は元源君の御本領なり、尾州

は三州につき、信長のとさより源君常にしろしめす處の地也、その上人衆互に二三萬とも取出して相戦ふべき地なし、況や天下わけめの合戦なりぬべき所なし、關ヶ原は古より大軍相支ゆるの地にして、後不破の關をかゝへ前に青野原をうけて、戦に利あるの地也、こゝを以て兩氏此所を戦地と見立たりと也、戦はいづかたより起り何方にて可_レ有も計り難きことなるに、その事を詳に究むるときは、暗に其地をも知るに至れる事は、尤も難_レ有神知と云べき也、

師曰、こゝに一方の武將あり、身のつとめ甚武勇を選しくし、其身に功もつともり名もゆゝしく、朋友の交り君臣の禮も尊禮を以てすといへども、多くは武のつよみを本としてさせる莊嚴もなく、聊つくろう處なくて只有のまゝに致し、これを家のくせ習はしといたし、世以てゆるし人以て貴べり、此人身まかりて後に、其子父のあとを継ぎてけるが、父の舉動を學んで事をすくなくし、文をすて、質のみを以てす、故に朋

友の交君臣の禮、やゝもすれば道に違ふになれる事多し、こゝに案するに、父はその身の徳たり功積て、世事は人のゆるしぬる處多ければ、缺ても難なかりしに、その子徳なく功あらずして、世事を推して棄、文章をなげうつに至るは、似て不_レ似處あり、是物のことわりを詳に不_レ盡處より事をこりぬべし、是は一事も、物ごとに不_レ究理していとなまんなことには、古を以て今に合せ、朝を取て晩につかい、山をどらへて海にたくらぶ類多かるべければ、尤可_レ詳と也、

師曰、岩城重隆法名は明徹と號す、その比奥州にての名將なり、武田信玄畫師を岩城につかはし、重隆の像を寫さしむと云傳へたるほどのこと也、重隆常陸の江戸但馬守處へ眞入の時分、その歸を佐竹より兵を出して打留べきに究まり、道の左大窪と云城に人數をこめ相待の由、中途にて重隆き、付け、いしな坂と云所にて芝居に居、家中の面々談合の内に、いしな坂の臺より右の方へ下り、濱邊を打て通られんには、難

所なき間可然に、各の談合相究れり、然るに重隆、夫傳馬類の小荷駄をば濱邊をつかはし、自身は大窪城に向て本道を押行ぬ、これに因て待かけたる敵も、不思議のことに思ふて、周章して出合かぬ、それより重隆、本海道まこ澤と云切所へかゝりける、かねて重隆下知して云く、城より敵出て付とも、相圖の太鼓なくば必ず不可返合と也、是故に敵しばく付といへども不返合、右の切所へかゝる時分に太鼓を打、總軍もり返して大利を得、大窪の城ままで追打也、このとき佐竹は不出して人数計出しけれども、散々敗北しけりとぞ、重隆弓矢に才かしくて、如レ此の見切理にあたる故なり、

師曰、小田原征伐の時、山中落城に付、こぼれ者ども松平周防守手に来て、頸數百四五十得たり、然るを其頸を道にかけて通らんと思ひ、是を牧野右馬允に相談しければ、右馬允申しけるは、はかばかしきことにも不有に、雜人の頸をかけ置んことは不レ入こと也、

結句見苦布もありなん、只頸數計を書付披露可然と云ければ、周防守任其意けり、後に周防守家來ども右馬允にだしぬかれたる也、頸を一々切かけて通らば、太閤秀吉大に御感にもあるべき、諸人のいさみも可有に、不レ入事をいたせると云へりけると也、牧野これを偽るにも不可有、只事物の究理うすきを以て如レ此のことあるにや、

師曰、加藤清正高麗よりかへられ或夜の物がたりに、森本儀太夫と飯田覺兵衛庄林隼人などに、高麗在陣數年の間、何事につけても武功に成べき道筋を見覺へたるにやと尋られければ、いづれも、別にはぞ珍布事と存する儀もなし、但三ヶ條は珍布事を今度心得候由を申す、清正きいて、我も三ヶ條の心得あり、さあらば面々に入札をかいて其實否を可レ糺とありて、清正自分にも事書して、則面々のご見合られけるに、各一致になりけりとぞ、其事を詳に究むる時は、自然に其理に相當ると、尤故ありと可レ知也、此時の三ヶ條

は何事にありしも不レ憊、或人の云へるは、兩山の谷間に芦のしげれる處ありし、其山に上て押通れば、唐人三人向の山上に居て、馬をきりきりと輪乘に致し、一人づゝ段々に乗まわるを見、さては相圖のあるにこそとて、下の腹芦を索て伏を求めければ、内に伏兵ありき、馬の乗様にて相圖の致しやうは、珍布こと也と心得ぬとなり、是三ヶ條の其一也、自餘は不レ知とぞかたりぬ、

師曰、永井杉先と云へる美濃侍、度々の武功をあらはせり、或とき敵小勢にて川を越して備へければ、味方一同に、よき打取もの也、いざ押寄て可レ打とありけるを、杉先といめて、暫く、此れ敵味方をあざむいて、如レ此小勢を出して引かくるにこそあれ、川上に伏のあるぞと云て留めけるが、果して敵疾に川を越して、竹やぶをかたごり伏兵を置いて待かけたりと也、杉先いかゞして是を見知りけるとなれば、前方に川の水の早くにごりたるに心付て、考へけるゆへ也とぞ、

師曰、杉先或とき陣中にをいて、今夜は夜打のあるべきぞ、若き衆不レ寢に居られよと云けり、度々申す事のおあたりければ、人皆其夜不レ寢に居たるに、夜打もなくてやみぬ、あけの夜又夜打の可有と云けるに、人皆夜前も杉先が目利だてにて不レ寢にくたびれたり、今夜の夜打も亦不レ知ことよと嘲けるを、是非油断不可レ仕と云てをこして置ぬ、果して其夜夜打のありければ、人々油断なくつとめけり、後に或人如何したる物見勘辨のありと尋ねければ、杉先申けるは、若年より好で夜半には必出て四方の景氣を勘へ、川あれば川の瀬をき、つけたり、敵の出べき時又は夜打などのあらんには、景氣常にかはり、川の瀬ちがふことあり、是を以て知れりと語れりとぞ、其事を詳にいたすときは、自然に物に通を得る處あるが如きもの也、

師曰、羽柴下總守内に、二藏三藏と云て弓矢にかしこきをこのありき、下總守居城にて城より出て働の

ありけるに、引取處を敵付たり、二藏三藏門役をいたしてければ、早く門のあげす戸を下せるを以て、敵を内へ立こめてけり、ゆへに敵引取ことも不_レ成けるを、下總守下知して門を開けて引せ、不_二打取_一してやみぬ、其ころ源君より近藤石見守下總守處へ加勢のために来り居けるが、下總に其ゆへを問ければ、此敵立こめにあふて死地の兵なり、是をうたば城中人多く損すべし、彼等を打どめたればとて、戦の勝敗になりなんことに不_レ在と云へりとぞ、石見守元より武功の勇士なれば、下總が所爲を感じけり也、

師曰、黒田長政の内に、谷太郎左衛門と云へる度々の武功ありしものあり、長政これを馳走して、半人分にいたし養ひをきぬ、此者の語りしは、江州にて或とき城を乗るに、鐵炮にて肩を打ぬかれ、直に筒口をさらへて屏の上へのり入けるが、城中屏の内にくいを打て、むしろこもなどを引はり置ければ、内に未持兵のあればぞと思て引かへしける、後に囚人のありしに

尋ければ、人は一人も不_レ居けるが、唯手立にいたせりとかたれりと也、物ごを大方にきわめては越度のあるべければ、具に可_レ考こと也と云へりとぞ、同人の云へるは、敵よりは味方に目を可_レ付也、たとへば一人出て先にふみこたゆる處へ、跡より二人三人行付て居れば、初のものつよしと可_レ知、その處へ不_レ可_レ行、又別處へ獨り出て我もふみこたゆべし、少計こたゆれば、早その處へ人あつまるもの也、比入魂の方、主人へ出頭の人なりとも、戰場にては其傍へよらぬ者也、獨立を致す料簡あるべし、手柄の批判せんさくの時分は、出頭人の方へよるもの也と語れりとぞ、同人又云、すべて侍は弓鐵炮の上手といはる、こぞあし、敵城などにて必火矢を射こみたまき、彼を打たて度が、足輕は進むこと不_レ叶なれば、人指に逢て、左様の分のものをいたすことあり、不_二射込_一ば心よからず、射込めば元よりのこと、人も思て賞美もせず、左やうの場は敵も堅く持つものなれば、必詮なき

打死を致すことあるもの也、その上近代は、侍の手柄鎗より上はあらず、故に不_レ入ことを上手になりては益なしといへりとぞ、

師曰、織田信長明智光秀がために被_レ弑のときに、源君は堺御見物のために穴山御同道にて御越也、このとき關東北條家の押へに、三枚橋に松平周防守有之、是は松平甚三郎介添也、高國寺に牧野右馬允、稻垣平右衛門かいぞへに居たり、清水に本多作左衛門これありけるに、信長生害の沙汰きこへければ、本多と松平周防守方より牧野が方へあつまりて、此小勢を以て北條の大敵をうけんこといかかなれば、三の城を一につぼみて居、關東を押へすしては危しと談合ありけるとき、稻垣申けるは、各の御談合不_レ可_レ然也、信長生害のことは北條家へもかくれ不_レ可_レ有に、三の城を一につぼまば、關東より是をしほに何様の手立あるべきも難_レ計、是一、地下の者ども味方のよはめを考へて必うらがへりすべし、是二、上方よりとか

くの御注進御指圖もなきに、聞をして城をあげ玉はんことも如何也、是三也、こゝを以て案すれば、前方より被_レ仰付たる處の命を守て、小田原より出勢あらば、これぞ忠死の期と、義を一途に守り玉はんには不_レ可_レ如と云ければ、各此一儀に同じける、果して小田原よりの手立もなく、稻垣が云へる處、圖にあたりと也、

師曰、牧野右馬允處に、伊賀甲賀のあふれ者ども、武者修行と號して高國寺に居てけるが、信長生害の沙汰のきこへければ、彼等耳囁を致し色めく鉢を、稻垣平左衛門見付て、右馬允に申しけるは、不_レ殘彼等にいとまを賜て可_レ然と云、牧野きいて、此節一人も人の多きをこそこのむに、如何とありければ、稻垣云、先んずるときは制_レ人と云へる事の侍べり、彼等が風情たしかに見届がたし、此方より早くいとまを賜り、妻子ども無_レ心元可_レ存間、早々在所へかへれどあらば、彼等もこゝろよかるべしと云て、ついに暇をさら

せ、路錢等まで沙汰し與ゆ、いづれも、今度の儀なれば、立留りて先途をも見届つべしと云へども、達て暇をどらせ、其上に源君上方より御下向にまいりあはば、一廉忠節を可_レ仕旨を誓詞せしめて返しけりとぞ、まことに不_レ入ものを留ば、却て諸人の機をも失ひ惑をもいたしつべし、早く機を知るの故と可_レ云也、

師曰、或人本多中書忠勝に尋けるは、分別もの手柄を致すか、無分別もの手柄を致すかと云、中書きいて、分別ものも無分別ものも各手柄をば仕る也、但分別もの、手柄は、人衆をつれて大なる勝をいたすゆへに、侍大將の手柄としるべし、無分別もの、致す手柄は、鎗一丁の手柄にて、多く用に不_レ立也と答へたりと也、こごはり尤感通するに堪ぬべき答也、

師曰、坂井右近堅田の中入に打死せしは、久藏打死の後萬事心に不_レ入、堅田の一揆、猪飼馬場居初三人、信長へ屬せんと申し越し、に、宗徒の侍誰か海上はる

ばるとこへて堅田へ可_レ行とありしに、坂井應_レ命、一千餘の兵を引率して、十一月廿五日の夜中に堅田に入て、そのかまへに火の手をあげて相圖を示す、淺井朝倉これを見て、時刻をうつし堅田を取かためられ、ては事大になりぬべしとて、廿六日の早天に攻_レ之、三將並に坂井も打死せり、坂井勇猛の將たりといへども、事の理を不_レ盡して、早く敵に機をのまれたること、尤あやまりと云べし、天正甲申尾州蟹江の城へ瀧川中入のときも、火を早く發してければ、ついに取さられて瀧川本意を失へり、すべて名ある勇武の將も、事の理を詳にせざれば、かゝる越度ありとみへたる也、されば勝敗は不_レ得_レ已のことはりあり、可_レ致謀の圖を不_レ盡して敗をとるは將のあやまり也、たとひ勝と云とも、實とは云がたし、

師曰、豊臣秀吉中國退治のとき、村上彦右衛門船手の案内を承り、淺野長政に被_二指添_一ける、長政備前の兒島を責べしとて、小島へあがりこれをうかふ、村上

も手船一艘にて同道し、しわくより下津井の浦まで行、山へあがり小嶋の様子一見の處に、敵大勢打出でぬ、村上申けるは、船は陸と替り急にのりにくき物に候間、先船にのり玉ふべし、跡をば某にまかせ玉へとて、長政を引立て船にのせて、その身はあどを取しづひる處へ、敵二三百計打かゝる、村上山影をかたごりわづかの手勢を待伏にいたすを見て、敵もかゝらず、少々かゝる敵は皆追ひ拂て船にのりぬ、然る處に敵追々來りけれども、船と陸とのことなれば、別條なく引とりぬ、この事秀吉に聞ければ、船手のあいしらい神妙也とあつて、感書並に冑羽織を賜はれり也、

師曰、關ヶ原のとき、秀頼方の船手村上彦右衛門菅野右衛門は、九月十二日の晩に桑名浦へのり付、十三日の早天に兩人關ヶ原へ行て各に對面のとき、安國寺に村上云けるは、御陣所の體味方の様子、見及たる處は我等の心にのらざる迄に候と云、安國寺、我等も

左こそ存すれども、東勢一人に上方勢十人のつもりなれば、四五日も持たへば必ず味方の勝になり可_レ侍と云、村上重ねて云けるは、味方山取の體、山高く取あがりまばらに薄く、戰可_レ仕様なし、あの如く山へ取あがり居ては、早速をり合ことは不_レ可_レ成候、東勢は小勢にても、物仕に候ゆへ厚く見へ候、その上東勢は一兩日の内に戦ひ可_レ仕様子と見及候間、油断あるまじきと云て返りぬ、果して西勢立足もなく敗軍す、村上は直に津まで出て關ヶ原の様子をき、則九鬼大隅守方へ行て一々次第をかたりて、上方へとをれりとぞ、心を付るときは如_レ此詳に考へしらるゝこともありぬべし、

師曰、關ヶ原のとき、南宮山に陣を取たる勢を見て、敵か味方か、味方ならばかうづ駒野を経て來るにやと、いづれも西勢寄せんぎのとき、後藤又兵衛それへ來る、あれは敵か味方かと先より評議のあること也、御邊はいかゞ思ふぞとありければ、後藤云、敵に

て候、敵はたぞと問へば、毛利家の人数に侍ると答へき、人々皆云く、敵と見、その上毛利家と迄見切ることのたしかにこそ、如何なる見付のあるにやと、その内より尋ねければ、後藤申けるは、毛利家とは朝鮮にて七年まで一所に居て、陣の取様具に存候、山どりの高きを好むは毛利の風なり、聊たがふべからずと答へけるが、果して然りけりと也。

師曰、直江山城守兼繼明庵慥齋に對面の望ありてけれども、慥齋黙止してうけひかず、兼繼ついに押し慥齋宅に至りぬ、慥齋他行の折からなりき、直江度度招請相見をねがへるに不レ果、今日來れるに不レ逢、一向留守をつかへるに同じとて、慥齋自彼が宅に尋ぬ、直江關東へ下向のため既に其日發足しぬとありければ、慥齋あごを追て大津に至りて對談ありき、兼繼事の序に、久しくすたれたる家を急に可取立時に、臣下の心持は如何あるべきと尋ぬ、慥齋、事の急なるは却て破るゝの基なりと云ことを詳談して返り

ぬ、後に慥齋云、兼繼主君をすゝめて事を起さしめ、家を滅亡すべきことをなしてんとかたれりき、果して景勝奥州に事ありて、其功を不レ終なりにき也、

師曰、京都にて織田常真能を興行ありし時、其比の諸大名各見物に出座なり、金吾中納言秀秋その比は未だ十四五計のとき、見物のために彼席にのぞむ、入口に鼠戸をゆい、棒を二本左右より出して人を改む、その比秀秋は秀吉の猶子にして、權勢並びなかりければ、秀秋の御出とありて、棒をのけて内へ入れまいらす、左の方に侍十人計ありけるが、何金吾とは無禮の言を高くこはづくる、秀秋近習の侍これを聞き、前なる棒を取て侍の侍を三人までたゞさふする、殘る侍どもが心をいたせるを、あらくなく叱して押のけ、秀秋は内へ入り、能九番にて祝言を殘し、秀秋歸り申さる、此たゝかれたる侍は加藤清正の者なりしとにや、此事沙汰ありて、加藤主計者と金吾秀秋衆と喧嘩とこそ云けん、兩家の侍伏見より一騎がけに馳來り、

芝居の近邊四五町は拔身の鎗長刀にてかためたり、秀秋は馬上にて伏見へかへらるゝ、右の打擲にあいし侍は、定て三人ともに成敗なるべし、然らば秀秋のものも切腹いたすべし、事延引にて、付届にあいて切腹とあるも見苦かるべしと、秀秋の老臣ども談合して、秀秋へかくと申しければ、秀秋、たごひ清正如何に申すとも、今日のことは彼等が無禮眼前に見たることなれば、此方の者切腹致さすべからずとのこと也、老臣共きいて、是こそ事の大になるべき基也と沙汰す、右の打擲せし近臣も、宿所にかへり行水髪けつりして、淨衣に上下を着して、清正より使者來らば則切腹と覺悟して、廣間に伺候して待の處に、清正見舞のため、參上の山なり、秀秋對面してければ、清正慎で申さるゝは、今日某者ども御前に對して慮外仕候段、只今承り、不調法の至りに候、をそく承て三里の處遲參候、御近習の衆我等者を打擲の由、別して喜入候、その場にて直に成敗ありて可レ賜ことゝこそ存候へ、

右の者ども無禮の義、則成敗をも可申付の處、若左も仕候は、御近習の衆誰かは不レ存候へども、私への御働に閉門仰付られ候へば、却て迷惑至極に候、就レ夫只今罷出候時分、國本へ歸し閉門申付候、少も私への御働など、被思召しからせられ被置候ても痛入候、早々召出さるゝとごく願存候、左無御座候は、いつまでも御縁をあたゝめ能あり御伴言可レ申との挨拶なり、秀秋、一段御念の入候ことゝこそ候へ、その義は我等眼前のことにて、かくなくて不レ叶こと候つる間、御斷ありとも一應は存入をも可レ申存候に、右の思召に候へば、別して喜入候と會釋有、清正、扱は辱こそ候へ、さらば三里の道を參り、喉のかはき候間、御酒を被レ出よとて、數返酒宴の上、右の人は御前へ召出さるゝ人にては無レ之や、出られれば酒をすすめんとのことにて、右の者を呼出して盃を賜はりて、興に乗じてかへられにきとぞ、此打擲せしをのこは、村上三右衛門その比は三介と云へりしと也、

師曰、伏見にて源君の御家人都筑惣九郎と云へりしもの、小者、仙臺の正宗が水波の者と口論して、都筑が小者た、かれたるに付て、惣九郎堪忍仕まじき、陸奥守が館へ切て可入と云、これを朋友ごもさまさま異見しけれども不承引に付、都筑一人遣しては如何とて、關金平藤田民部など云ふ若きものごも六七人申合せて切込にきわまりぬ、足輕大將渡邊矢之助なども此事をきいて、扱はあとをつむべきとて、足輕をつれて出づ、右の者ごも陸奥守が館に至る、その比切てまはる、番人ごも四方へ追ちらし、今は是迄也とて引とるとき、藤田もちりにもぢられてあとにとどまるを、又押込て奪來れり、正宗の者ごも大勢付て來るを、足輕大將ごも、是はれうじ也、家康者ごもにて普代の家人なれば、少も脇へ行ことに非ず、仰ごとあらば我等に可被仰と云て、付させず引取也、正宗侍ごも、不_レ得_レ止してかへりぬ、而して正宗方より源

君へ御ごはりを申上らる、都筑きいて、聊各へ苦をかけ申すことにあらずとて、時の奉行にことわり切腹してやみぬ、正宗も此上は不_レ及_三異議_一けり、藤田はもちりに當て手などをいければ、直に關東に下り、薩摩守忠吉卿につかへ奉りぬ、自餘の者ごもは其分にてありぬ、
師曰、竹中半兵衛若しても弓矢功者の取沙汰あるに付て、信長の時代柴田瀧川など寄合、若輩者の何事のあるべき、いつぞ竹中に出合て、弓矢のせんさくだてを致さば、一句も云せず理をつむべしと、よりく評しける折から、羽柴秀吉中國より竹中を使者に致して、子細を言上のため京にのぼせり、柴田など寄合咄の時分なれば、内々竹中に參會の望ありければ、さらば喚入て一献を勤め詮議をも可_レ致とて、竹中を柴田が處に招請してけり、一禮して後、柴田申すは、此度中國にをいて毛利家對陣の様子、筑前思入の所を咄被_レ申よとのこと也、竹中きいて、別に秀吉の思入

を承たることあらず、何事を可_レ申と辭退也、さあらば筑前をもわくはさし置、自分の思入あるべければ、御邊のをもわくは如何やうに致さるべき、語られよとのと也、竹中不_レ得_レ止して、毛利家弓矢の風情、此方のあいしらい、雙方の思入を一々演説して、未だ上様へ筑前使の趣を不言上_二候間、先御前をすまし可_レ申候と色代して出にけり、柴田瀧川丹羽佐久間諸歴々きいて、竹中こと前々きしには猶まさりて今日の物がたり、毛利家のあいしらい、弓矢の勘辨、一つとして難すべき處なし、されば弓矢の才かしこきとは、切々事にあいたる不_レ合と云によるべきにあらずと感じけりと也、事を詳に盡さんには、見ず聞ずごもそのことほり明白ならんことは勿論のこと也、
師曰、慶長庚子北方の川越に、堀尾内に長谷川甚次郎後には大炊助と云けるもの、惣人數に下知して、馬の腹帯をしめさせ、竹葉酒の異名をつかはせ、川越の用意などものさせて居る處へ、蒲生紀伊守則下知して、只今御使

番衆とをれり、さあこせよと云て、則のりこませて川を越しぬ、後まで甚次郎がことをば云ものなく、蒲生紀伊守ことをば人のほめたる也、是を甚次郎きいて、わけもなき人々のせんさく也、故に毀譽共に一つも理に不_レ申也、川ごしを誰が致させたると思へるぞ、我こそ致させたれ、その故は、前方に兵糧をつかはせ、川ごしははまだなる所をしめして、各に心を静めさせ置たればこそ、一番にのりこみて大利を得たれ、すべて越まじきと心を、ととして、初めてまことに越すのことはりはありぬ、御使番衆の來ると一同にのりこみたるは、我かねて下知し置たればこそと云ける也、ことほりある云やう也、共に堀尾がもの也、
師曰、關ヶ原の時分、渡邊勘兵衛和州郡山に有_レ之とき、郡山へしきりに人衆寄來る沙汰ありければ、商町も侍町も自燒に可_レ仕と、増田留守居の頭分共面々口口に申に付て、勘兵衛云けるは、たとひ寄手大軍也とも、手まへの抱所を丈夫にかへ可_レ申、町人地下人

の中さん所も如何也、敵も不來内に地焼いたしては、後難のがゝる處なし、敵寄來らんをいては、其様子を某見合せて焼可申と云てこれを止めけるが、果して敵も不來、自焼不仕事尤になれりぞぞ、

師曰、細川三齋病氣養生のために吉田に塾居のとき、渡邊勘兵衛その比は睡庵にて、見舞に行けるが、睡庵申けるは、今度大坂冬の御陣に、千波の夜打に逢し蜂須賀に御感状を被下たることは如何思ひ玉ふにや、夜打はこなたの虚を見て打ものなれば、虚なるを以て夜打をうたれたるに、夜打うたれたる方への御感状は不審にこそと云ければ、三齋返答に、夏の御陣の御志ありしゆへに、諸軍に勇をすゝめ思召けるゆへなるべしと答へられけりぞぞ、

師曰、或人の云るは、睡庵坂本居住の時分、睡庵家來大津の町にて喧嘩のことありしと聞いて、京より吉村又右衛門、その比は半人にてありけるが、急にかけ付たり、睡庵あいさつに、喧嘩見舞までならば、別のこ

ともなき事なればかへらるべし、又咄し可被申ためならば、食をくい咄されよと云、吉村、喧嘩の沙汰をきいて急に見舞候までなり、左あらば可罷飯とてかへりぬ、睡庵次男の某を道まで送らせ、我直には不云、汝ひそかに吉村に可云、今日吉村見舞のこと、吉村には不似合事也、我等者喧嘩のこと、別の子細不可有、加様のことは天下の大法大方相定るもの也、我者切殺されば先の者切腹すべし、人を切ば此方の者切腹すべし、然れば氣遣なることあるべからず、是等のことに吉村が一息に京より來れると云は、一揆合のわかものなどには手足の働似合のこと也、已來はつゝしまれ可然と云へと申しぬとぞ、然もありぬべきこと也、

師曰、天正十六年六月、佐竹義重、會津義弘、岩城常隆、三將にて安積へ出馬に付、伊達正宗則兵を出して馳向ふ、折節諸方の手遣に人乗ひけて無人也といへども、佐竹會津勢郡山へ手遣のゆへに、正宗後責のため

山王山にあり敵の體を見て、郡山落城にをいては、有無の一戦こゝにあり、猶豫すべからずといへり、其比正宗旗本に弓矢功者のもの桑折點了、小築川貞範、白石若狭、濱田伊豆、伊達成實、片倉小十郎、惣軍奉行に伊藤肥前、原田休雪也、各不及三蔵、然らば陣場は何方にとありしとき、濱田伊豆申けるは、當面の原を味方の陣床に可定と也、肥前申は、大軍小勢軍の作法は、小人數にて場好に陣をとることは不可然、惡處をかゝへ、若合戦に利を失なれば、退口の能地形を見當可然也、窪田を前にあて、福原の前に陣をとらば、合戦もいたしよくこそと云、片倉も從之、伊豆申しけるは、山王山へ上り働ば、味方無人を敵見切て合戦いかい也、肥前云、人衆を見切らるゝは不苦候、合戦のいたしよき地形可然、福原の前は、たとひ合戦越度ありとも、福原へ御引込候は、近候由中に付、正宗則福原の前に陣をすへぬとぞ、

師曰、堀久太郎秀政は、常に家人を召使ふにその理を究めて理に順ふことを専とす、其所究實理に非ずといへども、その究理あるについて下に困究なかりしとぞ、奉行のものど荷持を致すものと輕重の論ありしとき、秀政是を聞いて、自これを擔で一里の道を往來して考へ、而後に奉行の者を喚て、是を持荷ことの不叶と云はことほり也、我器量も彼すぐれ力ありても、一里を歩行すること不叶、下々は持ことを不可得也とて、其重きを捨て輕きに付りと也、又或の備押に、旗差の者ついで不進ことをいふかりけるが、秀政翌日自身旗を負て押して考へ、さては我馬の強つよきに乘て行ゆへに、人の進むをも遅しと思ふなるべしとて、家中にて一の不強なる馬にのりて押しけるゆへに、旗差少もをくれず續きけると也、物毎皆如此に考へぬるを以て、下の情自安く、わかかりしより名人左衛門督とよばれけるとなり、家中の侍いともをもるふには、妻子を馬にのせ、荷をつゝみ、その身ももゝ引旅出立にて、奉行頭人の前に至

て暇をもうふ作法也、心に不都合ものをば則暇をつかはす、留むべきものは則とめて、彼が情を通せしむ、尤廉潔の勇將と云べき也、

師曰、庚子の役に、奥州にをいて上杉景勝と伊達正宗取合の時分、景勝衆福島より二里打出て正宗と戦ける、此とき北川圖書と云しもの、本は蒲生氏郷につかへけるが、氏郷已後は景勝に属してける、景勝より桑折を賜て、その比那圖書と云ける、この者打死と覺悟してければ、己が陣羽織を子久兵衛が元へ形見に遣したき間、是をつかはしくれよとて、朋輩なる岡左内に渡しぬ、左内是を受取て、後に子の久兵衛にわたしぬ、圖書はそれにて打死してけり、此事を後に人の評しけるは、同じく戰場にのぞみて、我も人も必死をこそ旨とすべきに、何ぞや我必生残らんことを思て、人の形見を請取ことのあるべきにやと云へる人あり、傍への人の云く、不然、互にいひかはし咄しかはせし心友の間に、その人を見付て如し此云ふなるを、請

取まじきゆへに非ず、我必生残らんほどに、うけとりて渡すべきと云には不有、彼が形見をば我ぞあづかり、我が形見をば彼にぞ預けんことは、勇士の思出と云べしとかたる人あり、彼の岡左内と云しは、後に越後と云て、殊なる勇士、數度の戦功ありしもの也、此ときの戦にも、川中にて正宗と太刀打して、己が狸々皮の羽織に、正宗の太刀疵の二ヶ所までありしと云へる計のものなり、是も氏郷に属して、後に景勝につかへて、その比北川と右の親しみありしとにや、北川が子は、今も其筋の北國加賀太守の内に残れり、師曰、福島の合戦に、柳川の城主をば須田大炊と云へりし、福島へ正宗打て出て戦ひのありとときより早く、正宗の本陣桑折へ押寄せければ、本陣には一將をも不殘して、夫人足の類計あつまりければ、防戦にも不殘して悉く焼立てられ、小荷駄を切とらる、此とき正宗が幕をとられぬ、此事やがて正宗の陣場へ聞へければ、瀬の上の人数も全からずして、正宗早々

引とりぬ、柳川より桑折まで、わづか二三里なりしとぞ、さしも正宗は奥州の逸物なりけれども、如し此の失事にのぞみてありける也、況やその下の將たらん輩、尤可ニ心得と也、是より景勝家に正宗が幕を下陣の難幕には用ゆと也、桑折は陣城也、瀬の上はそのとき福島より出ての戰場也、

師曰、佐久間久右衛門久六を蒲生氏郷に召かへられて、初めて禮をいたすのとき、久右衛門か久六かの内、堂の縁にけつまづきて取みだしけるを、傍らに伺候の小姓笑けるを、禮すみて後に、氏郷小姓どもを殊の外しかり、汝等物のわかちを不レ知ゆへに、汝等が奉公ぶりを以て彼を校量する也、彼はたゞみざはりの奉公人に非ず、使所ちがへり、汝等はたゞみの上の奉公を専とす、是を以て彼をはからは、更に同じからんや、甚膠れりと戒められにきと也、天野源右衛門丹波の少將に仕へし頃、遊女の太夫なる女をぬすみ、是をつれて退たり、後に御次丸へ天野をかへらるゝ

とき、以前羽林にて如し此の不届ありと取沙汰ありけれども、不レ苦とてかへられぬ、後に立花所に居てけるが、小者を成敗いたすとて、致しそこないて、をちぎを取しこともありしと也、古の陳平が兄よめを盗みしことを漢の高祖に訴へしためしも、思ひ合せらるゝ也、

師曰、關ヶ原御一戦のとき、岐阜落城の注進を、關東へ諸大將より使者を以て告げ奉らるゝに、未だ前に大敵をうけてければ、侍ども關東の使者の人指にあはんことを難儀しけるとにや、加藤左馬介使者に可レ遣ものを招て、手を合せて其方を頼入度事あり、更更武勇の不足なると云にはあらず、其方ならで關東へ行て事の埒を明け可レ申者無レ之、前に事のあるを見棄てあどへ使にゆけと云は難題なれども、大事の使と存じて申付る故、如し此手を合せ拜禮するなり、無ニ相違關東へ行て玉はれとたのめりと也、同時細川忠興使者に可レ遣ものを招て、御邊を關東へ使に云

付る也、物前にてあどへ使に遣すこと、全く武勇の不足と云に非ず、あどへ遣すこと大事の使ゆへ也、如く此云渡す上は、是非共に不遣しては不置間、早々用意して可来と云付ぬ、兩將の云付なれども、各其將の氣に相應してとりくの思入也、唯平生武の教に實をつくして、人皆忠を守り義をたゞさんには、主人の命する處、不レ應と云ことなかるべし、或は顔を和けてその人をなだめ、或は言を高くしてその人を威すは、皆術の内に陥るべし、

師曰、古人云、戦場にをいてあどへ子細あることを大將へ申上て、其方則あどの使に可レ行などの人指に合ふとき、必あどの使に不レ行もの也、殊に戦功もなき若者、分別を専としてあどへのことなどを云へば、人の傍貶あるもの也とぞ、事物を詳にするときは、此ことばりのあるべきこと也、

師曰、大坂再亂のとき、五月六日、上總介忠輝卿は大和口の大將にて、その日の合戦には逢不レ給、使番五人

の者ども、忠輝卿の陣場奉行朝日丹波について、六日の晩に先へ行けるに、正宗が許より使あり、御旗本よりの御使に、明日は上總介殿御旗本を勤められて御一戦可レ然とのこと也、此旨正宗方より可申送の由に候と、使番の兵を以て申送りぬ、則上總介殿へ可レ被申上と云をこせたり、五人の使武者、これより跡へは一里半計あれば、一疋馬にて乗行んには、明日の御用に立がたし、させる口才の入る使にも非ず、丹波大名やくに其方の家來を遣はされ可レ然と云ければ、丹波きいて、御使番はこのための役儀也、早々被參可レ然とあり、左あらんにをいては闇にいたされ可レ然と云、五人の内に山内治太夫とて、元は松平周防守がものにて度々の戦功をあらはせし、彼が子に主税助と號して、生年廿六にて、五人の使番の内へ撰ばれたるもの、進出て申しけるは、五人の内に私年若なれば、闇をやめて此使を可レ勤、但今晚一疋馬にて一里半あどの御旗本への使をつとめ、尤明日の役儀をも

つとむべきの間、明日の働に、五人ともに同事の働ならんには、功の座は某をひと御定可レ有とことばる、丹波きいて、聞届侍ると云、主税己が馬をばひそかに親しき傍輩にたのみ、歩立て、正宗の使者をも同道して行ぬ、初めての道なれば夜に入りぬ、前後覺束なくたどりたどり行ければ、先に篝を多く焼きつゝくる處ありて、いづれをいづくとも不レ知けるが、百姓の人夫めきたる者の通るをとらへ、刀をぬいて案内者に致し、これを遁れしめざる如くして、上總介殿の旗本に行ければ、火をたきさして馬のすそをいたす者あり、立よりてみれば篠瀬左太夫なり、さて花井主水が居所をたづね行き、右の趣を申し渡し、これより直に某は能かへる、此旨旗本へ申し通せられよと云、主水きいて、是ほどの大軍を俄に明日はめし出されまじき、幸御使番に似合たると也、一下知いたされよと云、主税、御人數のことは不レ存とことばる也、御分別にあるべしと云すて、歸りにけりとぞ、山内後に尾州に居

たり、
師曰、小松重盛父入道淨海を諫めて、流石我朝は邊鄙粟散の境とは申ながら、天照太神の御子孫國のあるじとして、天兒屋根命の御末朝政を掌玉ひしより以來、太政大臣の官に昇れる人、甲冑を着すること輒からずと云へり、案するに、官丞相に昇り位一品を極ることも、軍をいたすべからずと云には非ず、軍あらんには甲冑を不レ帶と云こともあるべからざると也と、大體には云つべき也、然るに天照太神よりこなた、太政大臣の官に昇る人甲冑を帶すること不レ輒と云へる心は、凡そ三公の官は、徳をそなへ才を逞して、一人に師範として四海に儀刑あるべきのゆへんなれば、三公の甲冑を帶せんは、天子位をかへ朝敵天下に充満するにあらずんば不レ可レ有、こゝを以て隨身をつれ衛府を設けて、自手をくだし干戈甲冑を横たゆることあるべからざるのゆへんなり、三公の撰其人に非ず、任ずるの道そのゆへなくして、徳を不レ考才を

不用して、或は時の勢にまかせ或は家の先途に因て其官其位を歴るがゆへに、其言のみにして其實なく、ついに自ら甲冑を帶し干戈を荷ふて、匹夫の鏃にもかゝるに至る也、清盛源家を追討のために、壽永二年四月十七日、官兵北國へ下向、それより東國へせめ入て頼朝を可_レ誅とのことなりしに、凡そ軍兵十萬の到着也、神功皇后よりそれまで、丞相の合戦廿三度、十萬の兵一方にす、みしこと七ヶ度也と舊記に出せり、古來は其淵底を委しくして、其理をきはめしゆへに、其考ふる處も具にして、古の風俗相のこり、丞相の軍まれなりといへるなり、後に武家代々丞相の官をふるに至て、天下の戦皆丞相の軍になれるるべき也、

師曰、加州に長原土佐と云へるものあり、連歌に其名を得てけるが、元日の發句に、人の心花になりけり今日の春と云句をいたしける、句がらも優に時の氣も面白しと、取々の沙汰なりしか、文字のあまりぬる

如くに耳に立など云人の多かりければ、人心と、の文字をのけてけり、その比連歌の宗匠は味琢なりけるが、彼の味琢が元日の句に、人の心花になりけりと云長原同作の句ありしに、長原がの文字をさりしこそ殘多かりぬ、連歌のけをとりし故と評せりと也、ありしことにや、不_レ知、人の語れるにまかせてのこと也、されば物の道何事にも如_レ此ことあり、内に事物を究理すること詳ならんには、人の云とて可_レ改ことなく可_レ増處なく、不増不減なるべし、究理すること薄きを以て、人の言に従ふこと、世以て多し、人に順ふもそむくも共に道にあらず、よくその理を究むべきにある也、

師曰、大坂再亂、五月七日に、大野修理亮茶うす山の近所まで出けるが、秀頼の出馬あるが如く可_レ申由にて城中へ引返へしけるに、その比大まといをもたせて、城中へ急ぎ退けるを、餘所の味方より見ては、大野が敗軍して城へ入ると心得ければ、七組の人数を

の外城外へ出て相働く所の秀頼方、悉く氣をくれて敗北の機出來り、ともに城の中へ入るもの多し、寄手は是に氣を得て、彌勢強かりければ、それより總敗軍になりて忽に城中周章し、無_レ程落城に及びきと語る人のあり、大坂の落城是によるべきにあらず、唯秀頼が謀の不足、群臣の異議不_レ全によるべし、猶推して云へば、太閤秀吉一旦の勢に乗じて天下をしたがへ、道の道たる辨を不_レ知して、己が私智に任するの餘殃に可_レ因ことなれども、亦時に取て、大野が不功者にして事理を不_レ糾明に因て、如_レ此ことも出來れるなるべし、其日の速に敗るゝに至れるは其日の謀により、始終の勝敗は又始終の政によるべき事也、

師曰、五月七日、加賀利常手へ討取處の頸を、茶臼山の御本陣へ可_レ遣にきはまり、利常家の年寄たるものどもをあつめて尋らるゝは、如_レ此時分は頸の數澤山なるを以てよしとするや、又少なくて宜しきにやと有ければ、各頸數の多きを以て可_レ然と存すると申す、

利常云、我思ふ處は不_レ然なり、如_レ此時分ひろい頸追頸の澤山ならんよりは、詮議をつめたるよき頸を撰で、頸數を少なくして可_レ然と思へる也、我手前の働、櫻の馬場にてのことなれば、家中随分手をくだきたるに、無用の頸多くては不_レ入こと也とて、悉くこれをえらみ出して、頸數を少なくして指擧たりとぞ、尤其ことはりありと云べし、今に及んでは其辨へを知る人のなければ、頸帳を見ても、頸數の大なるを以てその手の働の好悪を論するになれり、然れば如_レ此事も、細かにその理を可_レ盡こと也、

師曰、五月六日、水野日向守方より、植村出羽守、其比は新六と云ける、是を取次にして、先手今朝よりの働に悉敗軍仕るの間、直に追打に仕らば城迄押つけ可_レ申旨を言上す、大權現御馬に被_レ召、新六を召して、汝よく見置べし、如_レ此いそぐ時分に供の者が出るを待て出れば遅くなるものなり、主人一人乗出せばあと勢つゝくもの也と仰ごとありけりと也、何事も身先

つとめて人是にしたがふは、先んじ勢すと云古人の戒にも合へること也と云べし、

師曰、大權現台命あつて、渡邊守綱を尾州義直卿へ付まいらせ、水野左近太夫を紀伊亞相へ付まいらせ、雜賀孫市を水戸の黄門に進せらる、此比にや、玉虫二郎右衛門は甲州にて城の一族なり、使番を勤めたればとて、上總介忠輝卿へ付まいらせぬ、玉虫對馬守と云は此もの也、各弓矢の儀功者たるを以ての事也、大坂のとき、玉虫對馬守が異見に因て、忠輝卿六日の合戦の圖をのばし玉ふことは、奈良より長途を打て、いまだ糧道をも利せざる勢兵にて、大敵に日暮を見かけ、不レ知敵地にて付んこと不レ可レ然と留め申せし、當座は其ことはりのあるに似たり、是に因て忠輝卿國分陣取て敵に付玉はず、小笠原等の指圖のために、藤田能登守元は上杉謙信より景勝につかへて弓矢功者の者也とて、是を指加へられたるに、これも六日に藤堂伊井が手戦を始めけるに付、小笠原衆戦を挑み

けれども、藤田のり出して、此地は古來より深田にて、馬の足入よからず、必ず進むべからずと制しけるに因て、不レ得レ已してとまりぬ、まことは大坂に門徒の宗旨籠城の比、若江、西郡、八尾の邊は、馬足不レ立の地にて、合戦終に無レ之の處也と也、大坂落城已後、御詮議の上に、兩人功者だてを致して、ひかゆまじき處を控へて合戦の圖をのがしめつとあるに極まり、改易に仰付られ、各面目を失へり、本多出雲守が手へは須賀攝津守を差をへられし、是も後に改易にあへり、さしも時に取て功者の聞へあるに因て、如此命じ玉へれども、唯己々が時の仕合にて戦功有つるや、または時代により相手に因てその會釋方便のあることを不レ知の故にや、大なる圖をはつすに至れる也、物ごとを一片に心得んことは知者の本意に非ず、詳に其ことわざを究めんことこそ、あらまほしきことなれ、

師曰、大坂のとき、水野隼人正が許へ加藤肥後守忠廣

處より助力のために、清正已來の功者一兩人、足輕百計差添て遣しぬ、七日の合戦に、彼等が指圖を以て地利をかたごり備へけるが、少し水野が粗遅く手に合すといへり、彼等が功者ふりなくば、猶早く事ありぬべきものをと、人々いへりとぞ、近比の九州島原一揆のとき、細川が内松井佐渡一の先をつめ、二の手は有吉頼母也、初めは寄手の陣場廣かりければ、一二の次第相守られぬ、城乗になりては、道せまくして、有吉法を堅く守て手に不レ合なりぬ、このことを頼母常に逃懐してけりとぞ、如此事、各皆そのゆへんあるべきことなれば、詳にその理を究むるにあるべし、

師曰、寛永島原一揆、有馬の古城に籠りしとき、二月廿一日の夜、夜打に出たるに、鐵炮手の死骸立花と松倉と兩人のしよりの間に有レ之けるを、松倉が方へ夜明方に取たり、立花方へも取たがりけれども取せず、此事を松倉が方に大に規模に思へり、翌日詮議の上、立花が方より打たる死骸に究まりて、遂に立花が

方へ目付上使の扱いにて返せり、此事を古老のことに聞ける老人の批判に、夜打のとき鐵炮を打ことは、打方無案内なること也、然れば敵味方みだれたる内へ鐵炮を打こまんことは尤も誤りなれば、打たらん方の沙汰をいたすも、武儀のすべを知らざると云也、その上鐵炮手の死骸を互に奪ひ争ふも、古に違くなりて武儀の思入不レ足が故なるべしと語れり、尤其故あること也、

師曰、城井の一揆に、黒田長政の馬深田に入たるを、三浦六之助我が馬を奉りて長政をのかしめ、長政の馬の尾を切て、鎧を片々はづし來れりと云へり、馬を奉りて主人をのかしめしこと、尤勇あり忠あり義あるべし、ことに如此の作略、優れたる心得と云べし、古來より主人の馬を追離し、主人打死にあらざるを示すためなれば、尾を切り鎧をとること禮なりとぞ、鶴の臺の戦に、里見義弘に安西伊與守己が馬を奉りて、その身は歩行して供しけるが、里見が馬の鞍鎧か

けたるが陣中をかけたまはるを見て、扱は義弘打死にこそと思て、里見が隨兵過半打死を遂たりとぞ、物ごとの究理薄きときは、不_レ思に失あるべき也、

師曰、古人云、戰場にをいて馬上にて敵と仕合しあことは稀也、馬上にては働自由ならざるものなりと云へり、吉田のせり合に、小菅孕石曲淵辻長坂十左衛門は、各馬上より下立て高名あり、廣瀬は馬上故に人を不_レ打と云へるも是也、天文十六年板垣が大物見のときに、原美濃送足輕に出たるに、敵付て來るを、原敵近にて馬よりをり立、鎗を取て敵を四騎突て落したり、是美濃守五十の年也、馬上とちかちものど戦はんには、馬上に利あるべきことにして、歩立て不_レ致しては、實の高名は難_レ叶もの也と也、

師曰、上方の城制と關東の城取とは風かはれり、城に見事なる多きは關東に多し、三遠信甲武總野の間に名城多し、上方の城取は風又別にして、關東に不_レ似と也、案するに、弓矢の格人品各相かはれるを以て云

ば、城も亦異なるべき也、

師曰、良將は戦勝て後には、必ず切所をかたどり要害の地に陣して終を全くするの例しなり、是物の始終する所なればなり、されば北條氏康松山に大利を得て、夜中に陣を替て切所をかまへ、大權現長久手の大利の後、速に小幡の要害に御馬を入られしためし、各以て然り、今川義元打死の日、五月十九日に鷲津丸根の兩城を事ゆへなく攻落し、大に勝て終を慎まずして、其日に信長に襲はれ遂に打死を遂ぬ、鶴臺の合戦に、里見義弘大に勝て終をつゝし、翌日大に敗る、皆以て勝を喜で其圖をはづすの故也、

師曰、石川主殿頭穢多城を乗取けるに、内には人もなく、悉引入て、腹疫病をやみて青腫に腫たるものを縛り付、屏のひかへ木の處にくゝり付、旗を一本さゝせ置ぬ、内へ乗入たるものども、これをば目にも不_レ掛先へ進み行、道に足輕ども打れて有_レ之を、功者どもあゝの鼻を若き衆かゝれよと云けれ共、先をかせぎて

同心せず、功者ども是非と申付て、鼻をかゝせてけり、あどより來る者、件の旗差を打て頸を取てけり、その比は用に不_レ立こと也など云けるを、老功の者、若き衆は必ず早く手をふさぐもの也、棄べきことは易しとて、是を稱美しぬ、果して穢多城に大坂人衆なかりし故に、旗奉行の残れるを打取たるになり、頸數は件の鼻をあつめて七つとかやになれりて、寄手の功になりぬと也、件の頸をば右の旗につゝみ、旗奉行の頸也とて、既に御本陣につかはし實檢に入にきとにや、此物語のあり、まことしからず、殊に石川が家來に尋ねけるにも不_レ分明ければ、慥かならざることなれば、物ごごにきゝ置て人の功にもなることなれば、語りぬると也、假にも武義の上に、偽を以て人を誑かさんことは尤非_ニ本意、然れば偽て致さんことに

をいては、取て用ゆべきの故なし、先を心がけて澤山に存じ、重からんことをも輕く思ふことあるものなれば、その手への勢にもなることなれば、若きものは

具に心をつくべきこと也、

師曰、人の取扱を致さんにも、終に敗れに成ぬべきことを詳に考へ、而して其間に才を以て宜きに致すことあり、何事もすぐなるこそ道也と云て、曲て宜きことをも直に致さんことは君子の教にあらず、其父羊をぬすみて子は是を顯すをば、吾黨の直なる者に非ずと、孔子も戒しめ玉へり、或人の家の隣に大名の家あり、其境目の屏を小身なる方より掛べきことはりにて、小身の方營みてもはかゆかず、大名の方より早く出來するごごく、間の使を頼みて云遣す、其上に大名の方より申送らるゝは、此方の用事あるについて、貴方の屏の早く出來せんことを催促、尤自由がましきと也、然れば願くは此方より是を營むべきと存する也と云送り、かの使にものがりあるは、小身にて致されては、度々破損もあり、又見苦しくて不_レ可_レ然なれば、此方へまかせられて可_レ然と、心易き使のことなれば語れりけるを、使直に隣家の小身ものに語れ

り、小身者大に怒て、屏の談合やぶれにけりと去人の
 かたれり、是人情を不考して、唯直なるこそ律義也
 どのみ思ふにありぬべし、如レ此所にこそ品々の心得
 は可有なれば、軽く不成、詳に究理しつべき也、
 師曰、石を千俣の山よりまろばすに、大石ほど速に落
 て不レ止、小石は遅く、或は中途にて止りもするにこ
 そ、萬の物皆如此、其身の力にて彌まくる如くいた
 すを上手の會釋とは云也、つよき力の者が己が精一
 杯に物をつくに、突きはづせばその強く力を出せる
 程つよく負るためしも此心也、必しも我が用にての
 み物をしたがへんさせば力も盡ぬべき也、萬物皆萬
 物にて治め、萬事皆萬事にてをさまりぬべければ、天
 下をば天下に任するの心得あること也、豹は己が力
 まかせに狸をどらんとす、力は限あるを以て、頓て穴
 をほり岩を、こすに勞れて、ついに狸にとりこにせ
 らるゝ例しも此心得なり、すべて世のことは皆如
 レ此、己が力にはこり我得たる方になづみて身を失ひ

心を苦しむるも、此ことほり也、
 師曰、或人の云、去所の太守鹿狩をいたすとて、家中
 の下人どもまで聚まり、せこ並をろへて押すに、傍輩
 の下人勢子をやぶりて下知を不聞ゆへに、その場に
 て忽打て棄、下人の主人その傍近かりければ、行て右
 の旨を斷はりぬ、主人聞て、左こそありぬべけれ、尤の
 こと也、御法度を違ふ上は子細あらざること也と云、
 鹿狩すみて、彼下人を切られし主人、下人法を背てけ
 るのよしにて暫閉門して塾居しけるが、如何思ひけ
 ん、暇をもらい家を立退んとす、本主人これを聞いて、
 汝が下人を傍輩に切られ、道理のつまりたることな
 らんは意趣あるべからず、何を家を可退や、又意趣
 遣らんには速に打果して終りぬべし、何ぞや主人へ
 暇を申こみなんことに非すとて、大に是をにくんで
 則彼を追放しぬ、又或太守の門下にて、下人を傍輩へ
 無禮致したりとて切りにけるが、其ことほりを述ん
 ために主人の處に至りければ、則是を打てその家を

退ぬ、後に太守かれを招て抱へにけりといへり、此兩
 條いかゝあるべきと問人あり、案するに、定論を以て
 云ば、無禮緩怠いたし君命をそむく輩あらば、不レ得
 レ已には速にその下人の主人に相ことほりて是を制
 せしむべし、ことほりもなく人の下人を自から殺害
 せんことも、まさしく正しきとは不レ可レ云、但主人の
 法をやぶり掟を侵さんことは、見遙しがたきことも
 有りぬべし、我へ無禮とは事かはるべし、是も其事の
 輕重を詳に吟味するに可レ有也、切られたらん方の輩
 は、無禮緩怠堪忍なり難き子細によつて切られなば、
 聊心に掛くべからず、却て禮を述ても可也、勿論我朋
 友の交接親疎にも可レ因こと也、是を究理せずして
 恨を以てせんことは、まことの道にあらず、その上如
 レ此ことにはその時代の定法あるものなれば、定法に
 任することを以てよしとす、然れば我心を明にして、
 人の褒貶に心を惑はすべからず、人の褒貶心にかゝ
 らば大丈夫とは云べからず、内にあやまる處ありと

可レ知也、平松が下人を傍輩の切りしとき、聊心に掛
 けざりしを、人々平松を腰抜の如く云けるに、平松長
 久手にをいて一番鎗をいたし、無雙の功を立たり、然
 れば如レ此の小事を以て其人のまことの勇膽を決定
 せんことは、尤あやまり也、右の下人を切りし朋輩を
 切て退たると云も、その所その品には由るべきなれ
 ども、主人として稱美はなりにくきことなり、勇はあ
 るに似て、忠と云も義と云はん所もなし、如レ此事、委
 細に究理するにあるべし、
 師曰、或人の語りしは、戰場へ出る度ごとに度々の戦
 功をあらはし、魁殿の功重なりける勇士ありける、是
 が朋友なるものはをうらやみ、我も人も、武士の家に
 生れて一通の働を不レ遂ものは、家職をやめて農工
 商の職人にもなりぬべし、されば一通り勇武の働は
 いたすども、御邊の如く度々の戦功を、あとにて後悔
 もなきが如く、心と身と口と一致なる働のあるは、致
 され様のあるにや、承度こと也と問ければ、此勇士答

へけるは、奇特なることを尋玉ふと也、語りて傳ふべし、是ぞ武士の本意なれば、三日ものいみし玉へ、其上にこそと云ければ、問もの喜て、三日齋戒して而行ぬ、答もの、云く、生死は一大事也、人間生の不得止して可慎のことなれば、如此秘事する也、別の子細なし、人の身に手鞠計なる光明ある丸き物ありて、常は臍の下にし、まりてある也、この光物つねに身中を往來し面門を出入す、臆病なるものは、此光物ぬけて内にあらざるを以て、何事も分明ならず、十方を失ふ也、それより少し心得あるものは、外へぬけては不出といへども、面頭にあがりて目見へず耳聞へすして、其場を以て善悪の料簡もなし、それより一段上の人は、右の光物胸にあがりて、何さはぎ頻り也、上段の人は、臍下にし、まり氣をまさりて、病氣更になし、此人こそ心口行の三つ一致して、所行常にしづかにしてその理分明なり、是を修行せんには、人にをふて怒るときにその志しるゝなり、こゝをよ

く考へ、其光物ををさめ付るときは、終には修行本意に至る也と教へければ、問もの拜して退ぬとぞ語れり、尤定論に非ずといへども、此説を推して云はんには、その至極にも至りぬべし、彼孟子に放心を論せるに似れり、
師曰、何事にも超格と云所あらずしては、未だ泥着して自由を得ると不可叶也、超格と云は、格をこゆべきと心得て致すことにも非ず、よくその本源を心得て、其ことわざを詳に盡すときには、自然に格を起るに至りぬべし、究理することの薄きを以て、格を超へんこと不可叶也、舜の三苗をうち玉ふには、干を舞して彼が心を服せしめぬ、是等は徳の微妙、外を感ずることの速にして、凡人の及ばん處に非ずといへども、この心は其一藝一事の上にも云つくすべき處なきにはあらざる也、離格と云は、格をこゆるのことわりを云へるなるべし、太閤秀吉長久手にて悉く先勢をうたれ三將まで殺して、合戦にをいては大権現

を屈服しまいらせんこと不可叶ことを謀りて、速に兵を入れて而後に源君と和し奉るべきゆへんを究む、是格をこゑつと云べし、武田信玄駿河を棄て兵を入、小田原に亂入し、蓮池四足まで働いて、甲州へ引入て、而して駿州を自然に幕下に屬せしむ、是皆一段格をこへて致すのゆへと知るべき也、

師曰、武田家の諸役の内には者頭と推出して云は、諸家共に足輕大將のと也、されば侍大將には年若にても是を任すといへども、古より足輕大將は、老功のもの戦の場をもふみたる輩を申し付るは、諸家ともに然り、此心は、侍大將と云は侍の司を致す役なれば、同じ器にても、分別才知なくしては事の裁判なるべからず、人又これに隨心すべからず、其上侍大將は祿も厚く官も高し、多くは舊老功臣の子孫、父祖の功によつて、生ながら祿豊かに位高き輩ありて、是を平士には用ひ難ければ侍大將に任することあり、足輕大將は弓矢の口を切り、諸兵に先じて勝負を見切勘辨い

たし、侍大將は若くとも、足輕大將直にかいぞへになりて、その備の指引を致すに、警固目明にも可叶ためなるを以て、足輕大將の撰をここに念を入るゝなりと可叶知也、

師曰、正月十五日には内裏に左義長の事をこなはる、左義長のゆへんは、年中行事公事根源等に詳に出たり、此とき火を付て正月の松竹をやく、此火は物にうつらずして消ゆるものに古より致せり、萬治辛丑正月十五日、二條家にて左義長の事ありて、其火の内裏に移りて、残る所なく炎焼してけるに、上代は徳の厚く上の化正しくて、左義長の火の物にうつらざりしに、末の代になりては、帝徳も次第にかろくなりもて行ばこそ、かゝる例しになれりと、京童のかたれりと聞て、此事を或人の尋ねければ、まことに上代は左もありぬべし、左義長の火なればとて、物にうつるまじきにはあらねども、古は事物の理を詳に盡して其事を行ひけるを以て、一事を行ふにも一事の法ありぬ

べし、されば火を發するには、諸の役人四方を堅め、天子公卿各列を守り、法を正し禮を厚くしてこれを行ふがゆへに、火の別所へ移ることも不可有、次第に形ばかりになりて、法はをさるへ、年中の行事皆人の見物になりて、實躰はいつのまにか失ぬるがゆへに、さばかりいみじき法禮も、却て天下の弊になりぬるにやと思はる、也、是以て事物の理を不究より事をこる也と可レ知也、

師曰、大藏道禪と威徳と云大鼓打、ともに天下の名人にてありけるが、威徳が死してけるを、道禪が弟子ども、今こそ道禪一人になりて天下を持つと喜ければ、道禪いふかりて、世に大鼓の名人なくなりぬれば、今日より後は修行の便もなくこそ思ふなれと、更に喜ばず、道禪云けるは、汝等可レ聞、奈良に大倉二介と云へる名人あり、大方此節可レ出と思ふ也、此二介は威徳に劣らぬ打手なれ共、威徳既に天下に名を擧て有レ之ば、威徳存生の間は奈良に引込て不レ出、今は威徳

も身まかりぬれば、天下に名を擧んために出んずらんと思ふ也と語れりき、その比糺の河原に在いて勸進能のありけるに、四日ながら三番目を道禪が打になりけるを、奈良より二介出て、四日目の三番目を所望しぬ、而して四日目は二介になれり、こゝに道禪弟子どもをあつめ申しけるは、我常のごとく大音を打なば、三日ともになりひゞきて、機敷も芝居もやかましかるべし、其あとへ二介出て、氷をわる如くなる音をうたば、天下の者皆可レ云、三日ともにやかましかりしに、今日二介出て、さても聞事なる事かな、天下の鼓は二介に究りぬと云べきなれば、我大鼓は彼にをさるべし、是に付て案するに、初日第二日共に、例よりは引しほりて、小音に打て、第三日に當れる日、舞臺も響き渡るほどに鼓を鳴さば、諸人興をさますべし、そのあとにて二介しつぽりと打ば、感にたゆべけれど、昨日ほどのこはいろはなきと、人の心もちをとりぬべしと案じぬと語りて、糺の能に如右取行ひ

けりとぞ、何事にも上手は其事理を究むる才のほどのありがたきこと也、

師曰、或太守の領分に在いて、家中の侍下人を放打に致すとて、道のあしきにすべりて倒れければ、下人主人を切て退く、主人手疵負ながら起あがりて追けれども、手疵重くて不レ叶を、隣家の傍輩聞付て、急ぎ出て追かく、是に因て近所の兵士皆追々に出けれども、悪人いなむらの積たる内に入て身をかくせり、追手は見失ぬとて、皆道よりかへりぬ、こゝに悪人追手のなきと思ひけるにや、風と奔り出ぬ、追手ども見付て追かけ、所の八幡を祝へる社家の蓮池のきわにて引くみ、上が下になりて池の内へころび入て、二人どもに又た上が下へといたすを、追來れる兵士上より見て悪人を鎗付突殺しければ事やみぬ、こゝに蓮池の血にあへぬれば、社頭の汚れ以外の外也と、社人これはいふかりて、頼て太守に訴へぬ、太守これを裁許しけるは、下人を手打にして不レ打止は、越度とは云難

し、ついで追者の、引くみて池の内に落ても猶不レ離は、尤勇士の劬也、上より鎗にて突しこそは、勇なく智なしと云べし、其ゆへは、池の内に人にくみとめられて居たらん者に、何の恐れか可レ有、これ勇なき也、八幡灌頂の靈地殺生禁断のことは、人々しれることなり、其蓮池に血をあへぬを不レ知は、聊思慮なきゆへん也、則下立てともに彼悪人をさらへんに、何條事のあるべきとて、則その士を改易して、蓮池の水をかへ淨めてかへしぬとぞ、

師曰、去太守家中の侍に不届のことありて、是を打とむべき由を命じて、侍二人をつかはせり、此各人町屋にありけるを、彼打手越て切て入んとしければ、内に日比入魂の浪人、折節見舞に來り合せて居たり、浪人どもに打べきに非ず、浪人も是を見棄て立退くべきにも非ず、事延引しければ、浪人打手の輩に申けるは、各打手に來り玉へる、その座に有合せたることなれば、各人を理不盡にうち可レ被レ申ならんには、ども

に相働くべし、只願くは浪人に對せられ、咎人に切腹被_レ申付候へど、しきりに乞ければ、打手力不_レ及して、咎人を切腹せしめて飯り、しかじかの趣を申し君命をうけ、る、太守不_レ及_三異議_一して其通りに申付てけりぞ、

師曰、去人の組の侍の小者、かけ落を致せり、小者の請人のありければ、此請人にかゝる、請人申けるは、下請を取て請に立候、則御内の某こそ彼が下請にこそ云に付て穿鑿いたせば、下請に立しこと必定也、下人の人の請證人に立つことは堅く法度なるに、我家に居て傍輩の下請に立んことこそにくき子細也とて、下請に立し何某をいましめをいて、猶本人なればとて請人にかゝる、請人申けるは、下請のものをいましめをかれては、請人の可_レ致やうなしと云へども、主人不_レ用につき、請人目安を以てその頭に訴ふ、頭なる人これを或人に談合しけるに、答へ云けるは、別の子細はあらず、頭の役なれば、かけをち者の取替の

金子を請人にとらせ、是を持て行て無理を云主人にわびごせよと云玉へ、然らば主人も耻て、人請にも掛るべからざる也、も、の頭をいたさん人は、如_レ此いたされば、組中これに感じて、左様の時分請人に無理を云ひかくることも自然になくなりぬべしと云へり、此裁判事に因て潔白に、人の邪を自感せしむるにもなりぬべし、然れども君子の定法と云がたし、たとへば一己の身にて云は、下人のかけ落を、わざと公儀をへて、評定の席をあたくめんもいかげなれば、金子を棄て怒を黙止してやまば別條なれども、人を多くつかはん者は、其もの計の事に非ず、賞罰は下を御するの禮なれば、棄なんとしても棄がたし、然れば定法と云べからず、況や人の頭として、組に如_レ此のこあるとき、我金銀を請人に與へて、本人を耻かしむる如くに致さんと云ことは、末世に難_レ行_一ことにて、分數不_レ分明、却て不_レ入處の慈悲になりて、不_レ可_レ然_一こと也、如何して定法になりぬべければ、我内の下請に

立しものにも請人のあるべければ、下請の者を請人にわたし、彼かけをちのもの、請人と談合せしめて、はしりしものを尋出さしめ、其首尾をあけて、而後に下請に立しものを制法をそむきし各に行ふべき由をきわむべし、是事物を究理して前後の次第を立、一方づ、其わかちを糾すの道也、怒にまかせ、事の多く出来るにまざれて、前後本末を紛らかす故に、わかち分明ならざる也、世の實を不_レ糺明_一人は、唯己が氣質のまゝに事を決するが故に、潔白なるものは潔白にまざれて、その行又君子に遠き也、尤可_レ究理_一也、師曰、去る太守のやしき隣に小身もの、屋布あり、此小身もの、兩方に國持大名にはさまれぬ、或とき一方に祝言の事ありぬ、隣の太守馳走のために屋敷の道筋を掃除いたすに、右の小身もの、屋敷の前も、少のことなれば是を掃除して、處々の足場あしき處をば、太守の方より悉くこれを改めぬ、其後公儀より面々の道を可_レ作_一よしのありしにも、此小身者ども道をつ

くり難ければ、兩隣の太守の家來相談して、半分づ、作りぬべきになりぬ、而して一方の太守より半分道をつくれり、國持の方の半分のみちは未だこしらへざるに付て、已前の約束に相違しぬる故に、太守の方にて取々談合ありければ、一人の老功云けるは、一方の國持の家來相談の上に、わづかのことを違變は沙汰の限也、今少しのことなれば、とてもものことに不_レ殘此方より作りこしらへて可_レ遣也、然らば約を變せるの大名も心に耻ぬべし、少しのことに何角と異儀ありなんも快からずと云にける、一座の談士は一議すと也、此事のをはりは如何なりにも不_レ知、是を道を以て決せば、老功の人云處定論にあらず、路次の經營まことにわづかの小事也と云ども、不_レ可_レ致_一ことをいとなまは君子の所_レ糾也、されば如何してか究理すと云はんとならば、路次は屋敷に付たることなれば、大小によらず、自分の屋布の前ならん路次をば、自經營すべし、不_レ得_レ止_一して小身の輩致し

がたくんば、其理をきわめ可_レ届處にとゞけて、而後
にその道を可_レ作也、理をきはめず届くべき處をと
けずして、常座少のこと也見苦しき處也と云はんこ
とに付ていとみなんことは、皆公正の故にあらざ
るを以て、遠慮なきになりて、後には害の出来るこ
と目の前也、其故は、道を作りなん上は、道に付ての
子細は皆道を作りし者の方に可_レ究、然れば辻切喧嘩
路次の辻堅め、悉皆道を作りし人の方に落つべし、其
上屋布はかわる者なれば、その小身者屋布に不_レ居し
て別人居たりとも、道を無_レ故して作らんする上は、
いつまでも初め作りし人の方へ、道路の沙汰は落ぬ
べし、是思慮なく、初め事をなすの失より起れり、此
道路のとも、初めに祝言の時、不_レ入處の掃除を致せ
るより事をこりて、後まで其事の不得_レ已になれり、
少事なれば手前の損失を不_レ煩して其事をとげんは、
賊に無_レ欲に潔白なるとも云つべきことにして、無_レ究
理して致さんことの害なること以て可_レ戒也、

師曰、或人の語りしは、さる處の屋布に悪人の同類あ
りて、目明のものをつれてその屋布の門外に置き
て、彼もの、名を云て、門まで喚出してとらへんと用
意し、彼を呼出す、彼何心なく門外迄出けるが、様子
を見て内へ入て不_レ出なりぬ、これに因て不_レ得_レ止し
てその屋布の主人へことはれり、主人右の旨趣模様
を内にて詳にせんさくいたし、而して届けたる方へ
返答しけるは、定めて使の承りちがへにこそ、歴々の
方々大勢門外へつめられ、主人へことはるにも不_レ及
計の大悪人也とて、よび出して取はづして、内へにげ
こますると云ことのあるべきことに非すと云てかへ
す、必定内へ逃込ぬと云ければ、然らば猶以て内には
居候間敷に候、何れもの様子をけごりて遁入までの
ことなれば、内には有_レ之間布に候とて不_レ取合_レけれ
ば、來れる者不_レ及_レ料簡して去りぬ、
師曰、或人の僕かけ落いたせるを見出してければ、そ
の主人の許へ使者をつかはして是を受取べきになり

てければ、彼使者念のために足輕に棒などを持たせ
て十餘人引つれ、是を彼の屋布の門外に置いて、使者
門に入、しかじかのことを案内す、亭主外の様子をき
き、群に餘議して、返答しけるは、其方のかけ落ものに
こそあらめ、此方には證人を取て指置ぬ、然ればこと
はりあらんには異儀なくわたし可_レ申の處に、何事
にか、門外まで足輕を大勢つめさせ、棒さしなわをあ
らはして侍の家へ理不_レ盡に押付玉はんことは、甚尾
籠の至也、るこそ渡し候まじと云、使者至て迷惑し、
全く主人の申し付たることに非ず、使者私の心得を
以て足輕どもを召連ぬ、足輕どもこと、遠く別所に罷
在ごどくに申付たるに、御門外へ參りたる段、御不興
餘儀なきことに侍る、必竟某のあやまりに候へば、い
つまでも縁をあた_レめ可_レ申、事ぎれになりては腹
をやぶり申すまでなれば、此處御分別を被_レ加、侍一
人たすけ思召とあらんにはと云てけれども、亭主猶
いぶかりて不_レ渡、その内に扱の人出來て、右の扱人

まで渡して事すみにけりと也、又或人のかけをち者
の付届ありしに、此方にも請人をとりて有_レ之間、請
人までわたし可_レ申の間、あれにて請取申されよと難
澁して、請人方へわたしぬと也、すべて如_レ此ものを
わたすこと、わたす方よりは縲繼面縛せざるもの也、
此は此方にて答あるにあらざれば也、渡したらん已
後は、請人方より則面縛して請取る也、又召取て可_レ渡
やと尋て縲繼することもあり、又此方より縲繼して
わたし玉はれどもことほるもの也、渡せる方より召
取てわたすとも、その上を又からめ直すもの也、如
_レ此人返しには、古今付届使節の往來、尤了簡あるべ
し、すべて咎人をかくし置かんことは天下の戒なれ
ば、不_レ及_レ云こと也といへども、渡し様請取様、品々
あることなるべし、詳に可_レ究理、
師曰、はしりこみ有_レ之事時々にあり、はしりこみは、
その家を見てたのみ來ることなれば、窮鳥懐に入る
ためしともなりぬべければ、何とも無_レ子細一命を助

けんすること、はしりこまれたる家の思入、人情の仁心なり、さればはしりこみたるを直に見たりと云も、此内へは不レ入、入たらば何ゆへにとらへ不レ被レ申などと云んこと勿論也、故にはしりこみあらば、先門をさして、急に人の付て来らば、番人内へ入て不レ出合、程をへて出合、はしりこみありしと届けば、如レ御覽、番人不レ居ければ見付不レ申候と答へ、随分内をせんさく可レ仕と云て、付来るものを内へ不レ入、方々さがす内に、のがれしめかくす手立あるべし、是急に付来れるときの心得なり、間ありて尋ねんには、不レ来と云はなして少しも不レ苦也、而して衣服路銀を興へ、その人によつて或はをくらしめ或は追放す、たとひ罪咎を犯すものなりとも如レ此、若し大逆を犯さん輩は、程を経て其事を具にして、而後にこれを戒しむることもあり、或は遠所へ追放するためしもありぬべし、是を平生のはしりこみに同ふすべからざる也、或家へはしりこみのありしに、忽に人の付来て

届ける、内には不レ居候へども、猶以てせんぎ致すべしと云内に、彼はしりこみの着せる衣服を此方の小者にきせて、やねへ雀の籠ぬけせるをとらへにあらんと云て、隣の家につたい、となりの門より外へ出す、而してしかじかのことあり、若隣などへ行けるにやとて、追手に尋させれば、如レ此衣裳の者こそ、只今この門を通れりと云てけり、さてはそれこそ走こみの者也と云て、事ゆへなくやみにきと云へり、又大事のはしりこみありて、内を捜すになりぬるを、内へ一人入てさがさするに、亭主箱をとりて、此ものに引傍ふて、是に居たりと云ば則ち打果すべき牀に見へて、捜させけるゆへに、捜すものあり處を見ても、我命の危ければ、事ならずして、不レ居と云て外へ出たと云へるためしもあり、内を捜すことは、外より来れるものも大事に致すこと也、さがして内に不レ居ときは、捜すもの、尾籠となるべし、尤心得あるべきこと也、

師曰、我朋友の下人先にて人に切らるゝを見ては、如何すべきと或人いへりければ、老功のもの、云けるは、知音知己同志と云は如此のためなれば、きらるる場に行かゝらば、是を切らせて通ることほり不レ可レ有、既にきられたるあごならば、則付届を致してその下手人を取か、可レ届處を届けてよし、我身を利する分別あらば、不レ見して通るになるべし、必ず心に可レ耻といへり、

師曰、咎人也といへども、人の下人になりて、主人の供をいたして行か、公用に預らんには、其場にてとらへからめ殺害せざるもの也、主人の供を致すにをいては、宿所まで付てことほるべし、路次にをいて、その供人の内を考へて、窃にことほることも可レ有レ之、公用にをいては、其事のすむを待か、事久しからんには、頭奉行へことほり、他へ不レ泄失が如くいたして、公用をたさしむべし、一旦の怒を黙止かねて、或は常座に搦め或は殺害しては、主人に耻辱をあたへ、

公用を妨ぐることを、みな以て遠慮なしと云ふべし、或處にて取にげを致せる大悪人あり、是を口入せし者のありしが、甚にくみて尋ね求めけれども不レ知なりぬ、こゝに不レ思慮にて見付ぬ、此悪人した、かものなれば、こゝを取はづしては再會期すべからずと思ふて、此悪人の舐いつかたに奉行いたすと見へけれども、ことほる間もなければ、名乗かけて取組で、上が下へとなりてける内に、所の辻番所の者ども出合ければ、是こそ大罪人なれと喚りてすけさせ、番人にしばらせて、而して此旨趣を番人にことほり、主人あらば名乗れと云けれども、名乗らざれば、此段をも番所の者、所の月行事、名主に云て、而後に引とりぬ、さて懷中を見れば、主人の状を持て使に行けるをとらへたるにてぞありぬ、此上はとて、主人にことほりければ、主人、ことほりなく理不盡に人の家來をからめ縲繼の辱に及ばしめたること不レ及ニ沙汰と云になりて、口入の侍久しく預けられて、詮議まちまちに

あいてけり、然れども此罪人手こたへ致し、その上番人のしほり、主人の名を不名乗、證人も出でければ、後には無事故にけりぞぞ、

師曰、屋敷門前にて喧嘩仇討ある時分、無子細一人を切らせて、あい手を不保留にをくは、辻番の不念也、辻番はこれを押わけ押よめて喧嘩なからしむるの役人なり、門前にては門番の越度と云べし、但近所に辻番あらんには、辻番にさばかしむべし、喧嘩ありて、一方はうたれ、一方は手を負ふか、くたびれて遁れざらんには、則是を押わけて門の内へ入れ置か、又は門外にをくとも、番人を多く出して、人を近づけざるもの也、死骸を人にひろげて見せなんも尾籠也、雙方の由緒の方へ人を遣すべし、仇打は猶以て然り、すべて如し此小事に、屋敷中取みだし、棒鎗などを夥布取出し、人々白衣になり、いきをいて事らしく致さんは見苦しかるべし、門外の喧嘩内へ入るに不有なり、事になれざる輩は、少のこを大なる事に思ふこと

あり、後難のがるべからざる也、

師曰、路頭途中にて、先より追かけ者あつて、それ切玉へなど云を、まことぞ心得て切らざるもの也、不切と云てをくれとは不可云、但たしかに切れと云證人あらんには不苦也、ごことなき人の言に付て切なんは、つい越度となるべし、左様の時分は、立とまり様子を見て、人を打てのかんものと見ば、結句言をかけて心を付べし、盜賊と見ば、先へ喚りて門木戸を立させ、辻番を出さすべし、若我が方へ切てか、らば、彼が右の方へひらいて、足を杖か刀の鞘にて敲きふりてよし、鎗をもたせたらば、鎗の柄石突にて敲きふせべし、必ず一旦に切殺すべからざる也、又喧嘩最中の處へ往か、らば、少しひかへて様子を見、跡先を考へべし、急ぎて退かんも往通らんも見苦しかるべし、勝負つかんには、一方のものに言をかけて、一禮して通るもよし、又侍は互のことなれば、付届いたして可然ことは、使を遣はしてもよし、氣付薬湯水を用

ひしめてもよし、のかしめて宜くば、言をかけてのかせてもよし、町所へことはりて可然ことあらば断りても可也、又事すみたるあとへ往かば、所の者その場のものに具にその旨趣を尋ね、その主人の名、其者の名など、あらましの聞所をきく事も尤也、若近付の者切結ぶに於ては、跡に控へ弊を懸て二の目をつめてよし、尤近付知音切殺されば、相手をのくべき處に非ず、如し此ことも、兼て詳に其事を究糾して、其上の事はその場その時我が行やうの用所にも可因、但武義の事は、身を捨て、人の爲なる事を致すは、後難少し、身を立て人の爲をわきに致し、遁れまじき場をのがれんには、不義にして人の道にあらずと也、

師曰、武田信玄家諸侍常々の穿鑿に、路次にて、一人は馬に乗るかあしだをばく、一人は歩行にて行合、其人中善ともあしくとも、歩行のもの物陰へかくる、尤也、馬に乗人或はあしだをばく人は、遠くより下て時宜をすべし、さきの人の隠るゝは、馬より下すまじ

きとの心付、侍の時宜也、人の禮を致さんに、時宜せざるは非義也、用心のためにも、馬に乗ば下りあしだをばかばぬぐこと、能き武士の作法也、馬に乗り通らば、をろすこと無用なり、相手が武士の作法しらざる女侍也、又上氣なるもの有て、下りよなど、云掛けたらば、それは下るべからず、をるゝ程ならば打果せ、若し又親兄弟の敵歩にて通るに、ねらはるゝ人馬上ならば、御使に參る、御免候へど、うそを慇懃に云て乗り通せ、それはねらふ人も不レ打が不覺にならず、馬上を打たてしては、乗立て退ば追付れず、次に中悪人なりとも、座布にて盃をさゝれては、慇懃に飲べき也、のまざれば相手もこらゆべからず、雙方果すより外なし、然れば主人の損となり玉ふ也、爰を以て常に深くつゝしむ遠慮すること、能武士の法と定むる也、又云、かたき打のこと、路次にて行逢に、ねらふもの侍居と聞ば、あどへもどるか脇道して、如何様にもして打れざる如く分別尤なり、是を誹るは無

案内のものなり、ねらふ人はなるほど忍で仕す、一入能任様也、弓鐵炮にても仕すますを手柄と云べし、口論などの意趣とは事かはり、長道具にても不苦もの也、弓鐵炮に至ては又穿鑿可有事也、又云、放し打の事、家の内に居るを、そこつに押込ことなかれ、内に幾人ある、何の道具を持居ると云ことを開定めて、外より入るにけがなき如く致すこと尤也、行がかりに押込ざると難するは誤り也、右の放打のもの家の内に居を、押込一番に切むすぶとき、後よりも脇からも、切たをすか突倒すか、仕留ること一先のもの手柄也、後からも脇からも切る人二の手柄也、一先の人たとひ切不付とて、一番にかゝる心ばせは、合戦せり合にて一番鎗の心也、後脇より仕留るは二番鎗同前也、一番に掛りしもの切殺されたりとも、手柄と定めんは一番の人也、右各馬場美濃守が評定せしこと也、

師曰、成太守の家來久しく煩ふて、大方快氣しけれど

も、手足もよはく、夏の比にや、座敷にすゝみ居たるが、所用ありて、下人の若黨に用事を申付けてけるが、其返答の不禮なりしとて、主人手打にせんとて追かけぬ、病後のことなれば足よはくて、門の内にて滑り轉びぬ、その内に若黨は逃のびんとしけるが、隣の侍き、付、かけ出て是を仕留ぬ、此事太守に聞へければ、太守評して云く、下人を手打に致すことも、不届のあらんには不苦こと也、切損ふて彼足早に退くこともあるべし、此段越度とは定めがたし、その身病後にて、手足の不自山も身に覺へあるべきに、一旦の怒りにをさまりの考なきことは、不慮慮と云べし、不慮慮ゆへに越度をとることは、侍の本意にあらざるどて、則改易せられにきとぞ、

師曰、古きもの、云へることを記せる書に、一番先陣、二番乘、一番頭、各輕重あること也、但し名を得て人々に唱へられんことは、一に天命、二に國、三に其場、四に主人也、此等の理なくして世に隠れなき高名

は難有こと也、永祿天正以來の名を顯はす輩、此四の品を不遁、無二比類、高名ありと云へども、隠れて人不レ知なりぬることは、皆天の命也、更に恨むべからず、又永祿天正以來、一番鎗には、千石、二千石、三千石、八千石までの賞なり、一番乘には、豊臣秀吉一萬石を可三宛行と掟ありと也、保元平治より信長の比迄は、鎗と云功名なかりしに、信長卿の時分より鎗を以て世に誇るになりて、それより皆以て鎗にあらざれば功にならず、古へ宇治川の先陣、一の谷の大手一二のかけ、藤戸をわたせる譽は、舊記に出て其名譽高し、陣々に譽のものもありつべけれども、戦功を詳に不レ究、記者弓矢に不案内にして實理を不レ知がゆへに、さしもの勇功もなきが如くなれるためし多しと評せり、尤もことわりと云べし、凡そ武士戦場をいいて勇功をなすことは、第一に其身平生のつとめ心掛によるべし、第二に、功者に付てことわざを詳にただし問はざれば不覺のをくれをとるもの也、第三に

は其主人の家風を詳にたすべし、第四に其處の様子による、第五に時に逢ふと不レ逢ふにありぬべし、而して主人武義のせんぎ不明白か、國がらによつてその吟味に違ふ處あるものなれば、一樣に云べからず、是天下一統の風儀なくして、各異見を立るの故也、佐々成政身代果て、わづか越中新川郡計を領しければ、歴々の勇士皆浪人して、多くは長尾景勝の越後に居られしに屬し、又は上方へ行けるに、景勝方へ行きしものは大方立身せず、上方へ行きし輩は立身のものもありしとにや、是弓矢の風儀によることなれば也、すべて戦功は賞爵のよる處也、侍の骨をぬすまんことは本意に非ず、實を詳にしてその穿鑿をきわめ、天下同風に至りなば、法をそむき實を違ゆるの輩世にあるべからず、天下の侍のつとめも宜しかるべし、一番鎗一番乗の功甲乙のこと、尤子細あるべし、上方にて一番鎗など、云は、前後の首尾せんさくな備と云もの、吟味あらずして云こと多し、その上

一番鎗は備ごにあり、一番乗と云は、其手にての一番のりと云は多かるべけれども、惣の一番のりと云ことは稀有のことにて、それにてその城郭の落るに
なることなれば、人の賞すること勿論也、猶委しく吟味すべし、一番二番の鎗、鎗脇、鎗下、場中など云微細の論出来て、聊侍の骨を不_レ盗、小のことも賞して
隠さ_レるのゆへんと云べきなり、

師曰、路次の中にをいて若黨小者供の制法、具に究め置ずしては近き患のあるべき也、その制法と云は、路頭にをいて往來の輩に無禮緩息を禁すべし、無禮緩息と云は、人を付のけ、手足を人にあて、道具をよこたへ、先をさげて人にあて、雨中路次あしきときはけあげをふみかけ、人を悪路に入る、の類、皆以て是也、故に人込の時分は、主人先へ立て、下人を我あとに引付べし、下人を以て先を拂はずべからず、主人乗馬して先じて、下人此あとに可_レ付、尤一方にかたよりて可_レ往來、路次悪きときは、歩行の往來の

ものをよき道を通し、我悪路ををりぬべし、老人小兒女子非人等は、あはれみ禮して避つべし、長道具は横たへず、先をさげしむべからず、若下人口論いたし出さば、其首尾により、速に下人を叱して彼を取立、禮をあつくすべし、不_レ得_レ已して下人若黨喧嘩仕出さば、我速に下り立、得道具を以て二の目をつめ、惣を取りみださしめず、心靜に裁判すべし、彼を仕留たらば、其場に不_レ居して退去か、又は要害をかたどり人家に入て居るべし、無_レ子細_レ此方の下手人を出すべからず、是皆路道の禮節也、すべて人ごとに權勢高貴の人の處へ至るには、云付に念を入て制法をただすといへども、心易く我より位ひき、方へ行ては、制法禮節の改めも薄し、是本末の究理うすければなり、されば權勢の家へゆいては、供の侍下人等、不_レ云して無禮はなきもの也、我より下さまの處へ行ては、供の郎等下人まで心をごりして、或は木の枝を折りかき、屏をそこない、白つちこし板にむたがきいた

し、腰掛ついちに不淨をいたし、むしろこもを奪て敷物にし、狼藉なること多きもの也、さるに因て詳に究理せずしては治まり難し、故に目付を用ひ頭奉行を用ひて、日々に其事をたし、かへらん跡の體をみせ、ゆくさきの風情を考へしむべし、殊に乘輿の大名は、己が目の不_レ及を以て、下人の放埒を見出さず、故に歩行の頭をつれ、胴勢の押へを用ゆるは、皆此心得なるべし、路頭の禮節は、人の平生あることにして又ゆるす處也、こゝを以て、門を不_レ出間の法、道路にての法、先にての法、道路にての云事、刃傷の時の法、先にて口論喧嘩の會釋、他所の供のもの、口論喧嘩の時此方のもの、心得、皆以て兼て示し合すべきこと也、

師曰、或侍主人より城を預りて、その城の番手にありけるが、病甚しくして、家來ども申けるは、城中は醫者の出入も不_レ自由也、殊に夜中には人の出入かつてならざれば、急のことありとも事なりにくし、其上

若不慮に身まかり玉ふても、大事の城中をけがしてんことも如何にこそと云ければ、主人病のひまあるときに申けるは、我既に君命を蒙りて城中に入の上は、城を離れて死すること本意に非ず、城外へをりて養生するとても、死なんする命の生べきにも非ず、たとへ死なん命いきなんとも、不_レ可_レ有_レことを致しては生て益なし、我を以て此城の城代と命せられて此にありぬれば、城中にて終らんこと、本よりの願也と云て、更に不_レ出して身をはりぬ、君もこれを感じ、人も稱美しけりとなり、

師曰、何事を評せんにも、始終遠近のつもりを詳に究理せずして、其場その時の事計にて善惡を云はんは、甚あやまり也、唯その事物の理を盡して、而して後に其本末はじめて可_レ分明_レ似て不_レ是のためし多し、兼好がつれ_レに、綾の小路の宮の小坂殿の棟に繩をひかれしは、鳥のむれ居て池の蛙をざるを哀しみてのこと也、されば西行が、後徳大寺の大臣の寢殿に鶯

肩させじとて繩をはられけるを、齋の居たらんは何かは苦しかるべき、此殿の心のさばかりにとて参らざりしも、委さに聞かずしては、いかなる故かありけん覺束なしとかけるも理也、ことに良將の弓矢には、其場にてのことは凡人の心得られぬことあり、信玄小田原へ發向して、蓮池までやきつめて引取玉ふも、何のせんなきことに似て、實は駿河を手に可入のため也とて、大權現關ヶ原大坂の御一戦に、聊仰出されたる御軍法もあらず、皆次第をみだり法をやぶりて、更に人の心得ざるることなるに似て、深々の神慮のありつるなるべし、然るにその場のことを見て、始終の考へなく、或は是とし或は非とすること、甚あやまりと云へし、

師曰、堺目の番手持に致す城には、番手の大將諸侍の人質をば本城にをいて、その身計にてその城を持しむること、古よりの法なりとて、是を異朝には鎮守と云へり、堺目の城の大將、その所に我妻子を置ては、

諸侍その身の人質尤も多きを以て城持がたし、人の身かろくしては主人の用に立よし、心にかゝるほどの多くありては、心一致せざるを以て、忠を存することも不_レ正ものなり、故に大事の城は皆番手持に致すこと、古よりの作法也、而して押への城と云ふと押への地と云ふは各別なり、をさへの城と云は、城ちいさくとも要害をかたざり、敵をこるのとき急に乗取ることのなりがたき如くこしらへ置く、是を押への城と云也、をさへの地と云は、右のをさへの城へ、本城よりは遙に遠きゆへに、その際に、その邊の探題たるべき大名に祿を豊かに與へて置くこと也、是を押への地と云也、故にをさへの城の將は小身にても不_レ苦、押への地に大名のあるが故也、たとへば奥州會津を氏郷景勝領するときは、會津はをさへの地にて、白川二本松福島等はをさへの城なり、故に白川等の城主は小身にても、會津より近くして後責なりよし、その比は秀吉京大坂にあつて、上方よりの助力なり

にくきが故、奥州先方のものごもの押へに探題として、氏郷景勝在_レ之つるが如し、會津は奥州の道筋をば引こみて、輪の内と號して一まろめなる所にて、白川二本松等はきわめて押への場なるに、白川二本松はいつも小身ものゝ居て、會津には大名の有_レ之は、是の故と知るべし、

或人云、昔孫臋がまごを滅じて退くを示めし、木を削りて白書して龐涓を打たるは、尤あやうくして、全き手段にあらず、本朝の源義經鶴越を越し、勝浦に至り、楠が渡邊の橋を不_レ引して、弱兵を出して敵をあやざる、皆以て權謀の術にして、王者の兵に非ず、仕損せんには甚失あり、師云、是詳に事物の理を不_レ究がゆへに、己が心を以て人をはかる也、上手の致すわざを下手より見れば、皆如此危きもの也、孫臋が寇を滅じて、而して木を削りて龐涓に死んと記せるは、まことに幻術者の云つべきことにして、龐涓が兵術をよく知り、その知謀の腹心にく_レり入て

知りすかしたれば、必如此なるべきと手を握るに同じ、源義經天性兵の道にかしく、平家の慮をはかつて、此切所を越ゆることを、恰も四條五條の大路を通るが如くに思ふ、是必勝を見るがゆへ也、楠が隅田高橋が胸襟をさぐつて其謀をまふけしも、皆以て如此也、名將良士の致す處は、人情の不_レ及こと多し、是詳に不_レ究理によるべき也、

師曰、袁了凡曰、兩將相敵、則賢者勝、兩賢相敵、則主之能任_レ賢者勝、范蠡之於_レ伍子胥也、田單之於_レ樂毅也、白起之於_レ廉頗也、王翦之於_レ李牧也、韋孝寬之於_レ斛律光也、主在_レ任與不_レ任也、孔明之於_レ仲達、皆任也、故功不_レ能_レ獨成焉、說者謂、亮善攻、懿善守、謬矣、使_レ天假_レ亮以_レ年、懿其能守乎、師曰、上手の大將互に兵を弄して相對す、こゝに於てさまざまの手立工夫もあつて、事物の變も多し、されば近代信長の尾州に勃起して、江北を退治し越前へ發向し、三好をしたがへ玉へる、秀吉の賤ヶ嶽、長久

手、小田原、中國退治、西園平均、高麗陣、大權現の三州に事をはじめ玉ふの後、大坂の一亂に及ぶまで、悉以て其事物の究理、一々後世の手本となりぬべし、中にも武田信玄、北越の謙信、北條氏康の弓矢、俱に以てさまざまの事多し、小を以て大を伐、實死一生の戦をいとなまんことは、唯一拍子にして、其間聊會釋あるべからざる也、

師曰、巧みなるが久しきを不見と云は、孫子が格言也、拙くとも速ならんには、下手もその拍子にのること多し、弓矢の道は中にも速なるを貴ぶは、兵は火を以て體とす、久しきときはその勢必たがふを以て也、良將也と云ども、圖を外さず速に仕掛けられては、取合せにくきことあり、太閤秀吉と柴田勝家とは、弓矢の格似て不似ごとくなりしも、余湖の引口を直に秀吉の付たまふを以て、玄蕃が兵途を失へり、而して圖をのがさず、忽に北越にのりこみて、彼勝家をわづか二三日の内にとりこにし玉ふは、必竟如脱兔な

るの故なり、さしも深重なりし六波羅も、赤松が速に乗入しに謀を失て、やがて京都の埒明たる、皆以て速なるが故也、さて秀吉が兵必ず上兵と云がたし、赤松が弓矢必ず六波羅勢に勝れるにあらず、唯拙くとも速なるを用ゆるの故なるべし、

師曰、元の至正十六年、董搏霄建議、海寧一境、不道舟楫、惟可陸運、陸運之方、每人行十步、三十六人可_レ行一里、三千六百人可_レ行百里、每_レ人負米四斗、以_レ夾布袋盛之、用_レ印封識、人不_レ息負、米不_レ着_レ地、排列成_レ行、日行五百回、計路二十八里、日可_レ運米二百石、人米一升、可_レ給三萬人、是百里一日行程、運米之術也、胡粹中曰、此法可_レ施之路近而兵少、敵寡而期促、大敵在前、擁_レ兵數十萬、千里饋_レ糧、曠_レ日持_レ久、未_レ易_レ行也といへり、必ずかてを運ぶ計に不_レ限、諸事如_レ此のつもりあるべきこと也、

師曰、盜賊罪人を尋ね求むるに、必ず雖_レ爲_レ親子兄弟、申し出るにをいては罪を赦さんといへることを

記すこと、世以て多し、又主人のことをば下人申出でたりとも、賞祿褒美あるべきこと云ことを云わたすことも多し、如_レ此のこと、自然に人の大倫をみたり、物の禮節を失ふの端となるべきにや、世穩やかに、上に徳のあらんには、如_レ此云付けずとも下の悪はあらはるべし、此一事を速に知らんことを欲するに任せて、人間の大倫を失はんことを人に知らしめんことは、甚誤りになりぬべし、父の羊をぬすむは、子の隠さんには咎なし、子に父のことを訴へよ、臣に君のことを云べしなど云はんことは、皆惡逆を教ゆる也、而して云出したればとて、父をころし君を殺せるものに賞祿もなり難かるべし、賞祿いたさんは、人に不_レ奪は不_レ厭のことを示すの道也、すべて世に小事をたゞさんとて本の違へる如きことあり、以て究理すべきなり、但其罪の輕重にも因るべければ、又一様にも定め

がたからんにや、
師曰、古老云、關東には一備より五騎十騎計えらみ出

して、陣頭武者と號し、各馬面虵面し、がしらを馬に着せて、敵の備へのりこみ利を獲るあり、又長つかの衆とて、旗本に大刀大つか古の野太刀ごとくなるを持て、大將の左右に供をいたすもの五百三百ばかりある也、又浪波もの云て、忍のものをあつめ、筒の火付竹などを持せ、五十百計一組にいたして夜込夜打を事とするありとなり、

師曰、古は官位の事專つしみて、其任に非ずしては不_レ用也、近くは源君諸大夫の輔任四人ありし、天正十六年の行幸に九人の輔任なりし、鳥井左京内藤左馬介などは、父は平侍にて、このとき從五位下になれり、如_レ此ことを以て云ば、常時は補任も多く、官位もたやすく任じ玉ふ如しといへども、源君初めて大臣に任じましまして、既に四世に及で官大臣をきわめ位一品を歷玉へば、諸事の儀式古のごとく可有にあらざる也、尤可_レ心得_レ事也、
師曰、源君嘗て仰ありけるは、我信長に屬せしとき、

今少ためらいて武田信玄に屬すべく考へて、後に信長に屬せば、信長の崇敬も重く、大國をも猶與へられぬべきにとあつて笑玉ひきと也、物の感ずる處は、深く向ふに思入させざれば不通もの也、何事も淺はかならんには、人の感うすきものなれば、その心得を以ての仰ごとなるべし、

山鹿語類卷第三十

士談九

○全才

師曰、梁劉融が新論貴速の篇に曰、成レ務雖レ均、機速爲レ上、決レ謀或同、遲緩爲レ下、才能成レ功、以レ速爲レ貴、智能決レ謀、以レ疾爲レ奇也、善齊レ事者、若レ救レ火拯レ溺、明レ其謀者、猶レ驥捷矢疾、今焚然燦レ室、則飛馳灌レ之、湍波漂レ之、必奔游拯レ之、若レ穿レ井而救レ火、則燦麗棟焚矣、方鑿レ舟而拯レ溺、則葬レ江魚之腹中矣、出せり、同じことにして少し劣らんは、唯速に作略の出て滞る所なきに不レ如、故に時に及で其増出して其事をなすを、才知頼知と云べき也、

師嘗て曰、知恵は人間第一の寶にして、身を修め人を治むるの間に知を以てせざるることなし、然してその知萬人にすぐるゝを聖人と云君子と云、世に分

山鹿語類卷第二十九終

別と云思案と云皆是知也、分別と云は、物のわかちを其さにして同異差別のすぢめを糾す、是知也、心に思めぐらして内に詳かに案じ、而して外に用ゆるを思案と云、行あたりて感はざるが如くかねて慮をなすを遠慮と云、古今の事を覺へ、世間のありさま當時の風を覺へて、大方のあらましを古きためしを以て推を才覺才知と云、時に至て速かに發するを頓知と云、常座の辨を以て人の會得いたす如く云ひほごくを口才と云、各以て知の用に於て、其人に因てそのえてのあること也、人皆知は生質にして、その分限より上は不レ發もの也と云て、其つとめを練にすること、尤あやまれり、古今聖賢の學、皆知を開き知を致むるの間のみ也、更に別法なし、こゝに赤子あらん、是を以て夷狄にそだつれば夷狄たり、中國にそだつれば中國の人品たり、士農工商各以て然り、而して口に云目に見ならふこと、足を引手に物をとり身を動かすこと、皆以て自然に學び得てその教のごとくなれり、我に本を

の知あつて、今日の用事、悉く世のことわざを見聞覺知するに由れり、故に人の知は年々に進で能物とならふになれり、是知の益ある故に非ずや、但上智の人に至ては困勉せずして是に通ずるありといへども、困勉すとも終にはその地に不レ至して不レ可有なれば、人々事物の上に究理することを詳にして、古今の事宜を具にし、而して知の開くことを可レ心得也、師曰、人の才の物に通ずること、或は類を以て推すことあり、繪のことは後レ素と孔子の玉へるを聞て、禮は後なるかと答へたるは、繪のことを聞て禮の事にうつし用ひたる才也、一隅を以て三隅を反すると云へるためしなるべし、或は前を聞て後を知ることあり、是一をきいて二を知るなり、或は超レ格て相通するあり、夫子我道は一以て貫レ之との玉へるを、曾子唯して、門人の間に忠恕のみと答へられたるは、流通して不レ滞が故に、格を超て告たる也、是才の出る處に高下あつて、而してともに知を致めずしては不レ可

出也、
 師曰、何事もその仕様用ひやうに因て、その骨法一き
 わ見事になる事あり、味宜しからざる食物も、料理の
 上手の用ひ様仕様、その時の喰ふ人の腹中に隨て、一
 段も二段も風味の別になること多し、是時に取ての
 才智の運用によるべければ、聊の事までも疎に致し
 て詳なることなからんは、甚あやまり也、

師曰、徳なくして才を逞しくするは小人也、才の逞し
 きにとられて、其實を不_レ知して、佞奸を以て才ある人
 とするあり、佞奸に苦しみ又實を要と致して、惑を辨
 することの不_レ叶ことあり、ともに以て君子の志す處
 にあらざる也、聖人の云處の徳と云は、實と才と兼備
 いたせるものにこそあらめ、今の人の徳と云は、才知
 全くかけて、唯謹厚の者のみを云ふなるべし、源頼朝
 治承五年正月梶原平三景時を御家人たらしむ、東鑑
 曰、是去年窮冬之頃、實平相具所_レ參也、雖_レ不_レ携_二文
 筆_一、巧_二言語_一之士也、專相_二叶賢慮_一也と記せり、景時

才逞しくして辨あり、人以て才知あるものと思へり、
 然れども本を不_レ知道を不_レ糾の故に、其所_レ致皆佞奸
 に陥てけり、佞奸の才ある輩も、賢主良將につかはれ
 て、其奸を用ゆべきの處なきを以て、自然に才とめる
 になるもの也、愚將につかはれては、しばらく才あり
 て佞奸に不_レ至ものも、上の心を蔑如して己が威を逞
 して、終に佞奸になるものなれば、尤可_レ慎_二こと也_一、

師曰、昔齊の桓公の臣管仲、諸侯を九たび合せ天下を
 たゞし、終に桓公を以て伯者とす、其才大方にしては
 不_レ可_レ叶也、管仲云、三萬人以方_二行天下_一、以誅_二無道_一、
 以屏_二周室_一、天下大國之君、莫_二之能禦_一といへり、わづ
 かに三萬の兵を以て天下を自由にして無道を誅する
 に足りけん_二と云しは、才に逞しき處あらずしては難
_レ叶_二こと也_一、蘇軾云、管仲之制可_レ謂_二截然而易_一、_三
 分其國_二以爲_三三軍_一、公將_二其一_一、高子國子將_二其二_一、_三
 軍三萬人_一、如_レ貫_二繩_一如_レ畫_二棊_一、疎暢通達、雖_レ有_二智者_一
 無_レ所_レ施_二其功_一、

師曰、建久元年、奥州泰衡郎從大河次郎兼任と云もの、
 頼朝奥州より還着のあとを伺て叛逆を企ぬ、此事奥
 州の奉行葛西の清重より飛脚二人を以て申し送る、
 一人の脚力は病によつて途中に止まり、只一人來り申
 けるは、味方の軍士の内小鹿島橋次公成は打とられ、
 由利中八雅平は城をすて、逐電す_二こと也_一、頼朝
 聞て、使者の申狀相違なるべし、由利は討死し橋次は
 逐電なるべし、追て糾すべしとありけるに、翌日一人
 の使者病後に參着しければ、事實をたゞされけるに、
 仰の通なりければ、人々皆頼朝の才智凡人の及ぶ處
 にあらざることを感じて、嗚_レ舌しけるとにや、
 師曰、源頼朝奥州征伐の爲兩國に至り玉ひしに、奥羽
 二州の田島山林收納のことを尋ね玉へども、平泉炎
 上の時に悉く焼失してければ力に不_レ及の處、奥州の
 住人豊前介實俊並弟橋藤五實昌中_二存故實之由_一、被_二
 召出_二子細を尋玉へば_一、件の兩人兩國の繪圖をそらに
 するし、郡々のさかい、郷里の田島、山野江海、悉く其

中にしるせり、三ヶ處をしるし漏すの外更に不_二紛失_一
 ければ、頼朝大に感じ玉へりと也、人の才覺に天生覺
 へのあるもの也、尤希有のこと也、
 師曰、梶原景時族滅の時、小山和田島山已下相聚まり
 て談話の時、澁谷の次郎申けるは、景時若近邊の橋を
 引て暫相支へば可_レ然に、無_二左右_一途中にて逐電せし
 を以て誅戮にあへり、兼日の自稱に違へりと云けれ
 ば、島山申けるは、事疎忽に起りぬれば、俄に鑿_レ樋引
_レ橋の計も難儀なるゆへにやと云、時に安藤右馬太夫
 右宗申けるは、まことに島山殿は、只大名はからひ故に、
 事を詳にし玉はざる也、引_レ橋構_レ城事に何の子細の
 侍るべき、近隣の小屋をこぼちて橋の上に置、是に火
 を付て焼落しなば、橋は一時に焼失しつべければ、橋
 を引て内に取籠らんには、何の子細かあるべきと申
 ける、當座の大名各厭止して、安藤が頼朝の計略を感
 じけりとぞ、
 師曰、或人城よりあつかいを乞和談の使にさへれて

城外へ出てける、大將より初め諸侍各申しけるは、御邊の事は、大勢の内の人指にて今度城外へ出玉ふことなれば、不_レ及_レ云ことなれども、城中の儀少しもよはみなるごとく云ては、扱なりにくきもの也、随分城中のつよみを語り、兵糧玉藥等まで、澤山なる處を能能云きかせられ可_レ然と云、使の侍、委細相心得候、古來よりの作法に候間、宜_レ可_レ申とて、而して外へ出ぬ、さて寄手の大將の所に至り、先湯漬をこのみて二三杯を食し、其上にて酒を好みて飲、申しけるは、城中には先月五日◎四字一より十人を以て一升扶持に致せりしが、今日◎月一此頃は其より事つまり候、酒などは大將物頭もろくに口へ入る、事は無_レ之候、味噌などは皆被_レ下きりて、一口なめ候ても古の雁鴨の料理よりは、大節に存すると語る、寄手の歴々聞て、是は思ふに相違候、乍_レ去賊に左様にて可_レ有_レ之、久しき籠城なればと云、さて玉藥はと問、使者語りけるは、是又只今は不通に無_レ之候と答ふ、さあらんには、何とて

今迄下城もなく籠城にやと問ければ、其事に候、年若なる者共は、是にては何事もならざる間、一方へ切て出、一同に打死可_レ仕と心掛、是非切て出べし、必ず一方をば打破りぬべしと云へども、大將も物頭も奉行ども、物がされざる故に同心無_レ之候、同心なくとも最早一方へ切て出打拔べきと申す由に候へども、大將強て抑留いたさる、を以て、さすが又左様にも不_レ成して今日と延引すと云、その人数は何ほど計ある事にやと問ければ、夫とても纔かに百七十八計也、雜人下々は存もよらぬこと也、侍分のもの計如_レ此と語る、傍の者ども談合に、此の使の申處一々偽にては無_レ之、然れば此百七十八人の侍必死の思ひをなさんには、寄手利を得るとも、大分の手負死人なるべし、和談を用ひ可_レ然と云に究まりて、而して和談相と、のひけると也、城明けて後に見れば、兵糧雜器山のごとくあり、玉藥も卓山にして、唯思切たる人数百七八十と云しに、十七八人もなかりしと也、此あつか

いの使の侍、すぐれて才の逞しきもの也しとぞ、

師曰、尾州盤江の城に瀧川中入の時、その旨大権現へ注進ありければ、則御出馬可_レ被_レ成もの也と、その頃三河已來の御祐筆に符通と云もの、御書をしたゝめけるを、上覽まし、可_レ出馬の可の字を可_レ除也と仰ごどありてける、その時仰に、如此時分は一字の文字大節也、前に大敵をかへて可_レ出馬とあらんには、其機既にゆるし、出馬するもの也とあらんには、その機速也とて台命也き、尤その理きわまれり、又加州金澤炎上の時分、從_レ台徳院殿御内書を被_レ命けるに、時の老臣各申上るは、暫御延引ありて、被_レ下物等をも一度に成賜はりなんやとありければ、如此時分事延引しては不_レ宜もの也、先安否をきこしめされつべければ、追て委細のことをば可_レ被_レ命にこそとありて、無_レ御心元被_レ思召先如此候、委細從_レ跡可_レ被_レ仰遣の旨を以て先御内書ありき、筆者曾我又左衛門尉これを勤めぬ、又大猷院殿の御代禁裏へ御内

書を遣はさる、に、この頃大樹足をいたましめ玉ひつるゆへに、御足のいたみも次第に御快然の由を認めければ、禁裏へ足の字は甚憚多し、唯御いたみの所と可_レ致也と仰ごどありてけり、筆者大橋長左衛門尉これを勤めぬ、其品はかわれども、各時に取ての優才にこそまし、けりと覺ゆと語れる人あり、

師曰、信濃木曾が家臣に知村山村と云て兩家あり、木曾没落の後に、兩氏ともに流牢してけるを、大権現關東に於て堪忍分を被_レ下指置玉へり、庚子の役に、木曾の道筋をあくべき由仰ごどありて、御先へ彼等を遣はさる、こゝに鳥井峠のこなたならいと云處にて、山村福島へ手遣して勘辨しければ、大方此方へ屬しぬ、未だ首尾は不_レ調とも、先福島別條なく隨心の由を注進可_レ仕とて、則脚力をはせて、福島無_レ相違相隨ひ申すの由を言上す、知村申けるは、未だ福島へ打入こともなく先も知れざるに、はやり過て如此注進如何あるべきと留めてければ、山村申けるは、勿論先はしれ

ざれども、是程方々様子よき上は別條あるべからず、其上福島をば不_レ從は再び源君へ對面申すべからず、如_レ此時分は早速注進可_レ然間、一同に申上可_レ然と進めけるゆへに、知村も不_レ得_レ止して連署してけり、而して福島へ入ければ、福島も手間不_レ入になれり、この時福島の者どもの人質は、石河備前守が催促により尾州犬山の城に入置ぬ、然れども福島の城をとりたれる上は、所々の人質どもこゝにて殺さんこと詮なきわざ也とて、皆是を赦して福島へかへしけり也、山村が作略尤理にあたりと云へし、是才の逞しきによるべし、

師曰、越後國七郡を堀久太郎に秀吉より被_レ下、堀監物、丹後守、小倉主膳、柴田源左衛門、堀雅樂、神子田八右衛門、堀美作守、以上七人與力分にて城々を持ちけるに、七郡の内六郡まで一揆起り城々へ推寄せける、此の時上田郡下倉の城を一揆取巻て、ついに城主小倉主膳打死してけり、此時堀丹後守後責して、一揆の

大將を打てけり、その頃越後の一揆未_三平均_二に、源君へ丹後守速に注進申し、越國の一揆悉く退治の由を申し遣す、各はやり過たること、云ければ、丹後守聞て、不_レ然、此度の一揆退治延引せば、再び調し奉るべきにあらざることありて、何れも連判いたさるに、その身一人右の通り申し上たりとにや、關ヶ原の時、御先の勝負を見せに遣はされける何某と云へる者、先をも不_レ見して歸り、御先は勝に候と高聲に喚われり、朋友の如何なる積にやと尋ければ、此霧の深きに如何にして先の見ゆべきぞ、只御勝利と見たらんに、味方の諸勢のきはぬべしと思へば也と答へたり、何れも時に取ての事なれば是非分別し難し、不_レ見不_レ行して偽を申し上んことは、上をあざむく罪ありといへども、罪は一人のことにして小事也、大に人のためになり時の勢に可_レ成事のあらんには、何事にも如_レ此事ありぬべし、されども私知を専としてその本をさとらず、口にまかせて致さんことは、各君子の所

ノ戒也、

師曰、大坂の役に、土方宇右衛門は高き處、花房助右衛門後に右馬介と云、この者は下にて、互に高名の時、名乗は致さ_レりしが、上のは宇右衛門と見たる、下のは右馬介と見たりとの證據なりし、是をその頃の沙汰に、土方事は加藤嘉明にありて高麗にて功を顯はし、庚子岐阜の七曲をせめのぼりし時、矢を七筋まで射立られて、それを折かけてあがり高名をとげぬ、此時も左馬介嘉明に屬してのこと也、さほど名高きものなれども、相證據を云ふことは才の不_レ足にや、氣の不_レ付こと也と云へる評のありしとぞ、

師曰、大坂の役に冬千波へ夜討の時、蜂須賀阿波守手にて、稻田已下大權現より御感書を頂戴す、御陣已後に、田村林藏院と云もの、右の時修理と鎗を取替たるを取返して、互に證據に可_レ致との状を稻田が所へつかわしぬ、稻田是を不_レ同心の返状古案に出たり、稻田ほどのものも、武功の本理に才の不_レ足を以て、此田

村林藏院を相手に取て、證據にいたしたがかりて、互の云通しのありし也、稻田事は、既に御兩所様より御感書を頂戴の上は、その身の功こゝに立ぬ、何の合手の可_レ入故なし、田村事は、一度事にあへば一寸づ、鎗の柄を金に致し、後には度々の戦功ありとて、惣金の柄の鎗を持たるものとはいへども、専名利を事とせりと云へり、その頃の沙汰に、修理が鎗の堺の町に賣物に出てありしを取て、我物のごとく云なし、稻田と鎗をとりあえると廣言せしを、まことに致してのこと也と語れる人あり、龜田大隅と柏の井にてのこととて、相手を取て云たがりし故に、たれのかれのと云て、大隅が合手大勢出たることあり、是各心にたしかなる踏まへ處なきを以て、其事の才知もうすく、人の云に從て相違するに能はる也、尤可_三心得_二事也、師曰、寛永島原の一揆の時、彼の討手の大名に命せられし人の處へ、老功のもの行て申しけるは、申すに不_レ及ことなれども、たとへば梅の椿のと云花は、四方

に花のさかりなる時にはさして賞翫すべき花にあら
ず、されども花のさきがけにて、花のなき時分に咲ゆ
へに人皆是を賞美する也、こゝを以て云へば、少々不
出来なることのありとも、手初をしては人皆賞翫す
るもの也、世なみになりて後は、抜群する處あら
ずしては、人にもてはやされぬもの也と云へり、尤味
ありと云べし、

師普示門人云、その時のいたし様に因て、時に取て
一旦はさらめきもてはやさるゝことあるもの也、是
ついで可成ことならねども、事物の上に付て其才
のとり行ひあること也、嚴冬素雪の至て寒きにも、湯
風呂に入てつよくあたゝまり、手足運動して身熱す
れば、帷子を着る計になり、汗漿を流すものなること
は、皆是時に取ての働也、されば木は薪にしてもやせ
ば則灰となり、をふてこれを焼時は則炭となる、同
じく是薪にして、灰となれば其性よはく、炭となれば
其性つよし、萬物皆此ことほりのあるなれば、詳に可

レ究こと也、

師曰、庚子の役に、島津は上方に一味して無難關ヶ原
を引とりぬ、これに因て、島津退治のことあるべしや
と云ことありしに、黒田入道如水が云けるは、島津
を某に被レ命て征伐可レ仕とのことあらば、上下にて
國入を心易すべし、その故は、薩摩口へは鍋島御先手
可レ仕處なれば、先手は鍋島に仕れとあらんに、わかき
者の迷惑なるは云べからず、必先手可レ仕、肥前は
大國にて彼大軍なれば、一廉戦をもつべし、然れども
弓矢の作法を不レ知、軍の様に不鍛練の者なれば、島津
に逢て則敗軍すべし、是は證據なきと云にあらす、
高麗にて人數を立かねて、可レ致やうのなくて我方へ
たのみに來りしを、蟻之介と云足輕大將をつかはし
て立直させたるほどのこと也、こゝを以て、鍋島が兵
は至て弱兵也としれり、そのあとを加藤清正にいた
さすべし、清正ことは格別の器量の者なれば、島津が
勝はこり來る處へ一文字にかゝらば、何の子細もな

く必勝なるべし、そのあとに我備は、袴着にて可レ入と
いへりとぞ、

師曰、加藤左馬助嘉明伊豫の松山にありし時、藤堂和
泉守高虎は今張に在城す、松山の枝城に嘉明が弟を
置きぬ、今張の堺目也、此堺目に野論の事ありて、高
虎が領分の百姓、主馬が百姓に殺されぬ、高虎堪忍仕
まじき山に付て、主馬が所へ押かけ城をふみつぶす
と云取沙汰にきはまりて、飛脚到來して左馬介に告
げる、嘉明扇子を手に持ながら、さればこそ人かよい
けりあさぢはらと云歌の上の句を二三篇唱へ、暫黙
止して居けるが、現在の弟を人に殺されて堪忍はな
り難し、已來はともならばなれ、是非出陣して高虎と
打果すべし、未だ主馬が不レ死内に後責すべしとて、
既に陣觸して、其夜の五つ頃に出勢ときはめひしめ
く、老臣皆黙止してこれに同す、こゝに河村權七、其頃
は未だ年若にて、家老の列に入ながら末座にありけ
るが、四方へ色代して云けるは、今少し御思惟あられ

て可レ然也、其故は、只今出勢なりとて、高虎が勢主
馬所へ來るには不レ可レ合、若又沙汰計にて藤堂出勢
なくば、此方陣觸して出たる詮もなく、必竟公儀を輕
しめて私の軍を排にもなりぬべし、藤堂公儀へ出頭
のことなれば、何事を巧みて此方へ手段を致さんも
はかり難し、今少し實否をたゞされ、而して後に御出
勢あるべしと留めける、嘉明是に屈して、其夜の出勢
はやみぬ、二時計を経て注進のありけるは、藤堂出軍
のこと沙汰計にて實儀無レ之と云來れりとぞ、河村が
才知尤理にあたりと云べし、その後高虎公儀へ申
上げるは、嘉明堺目の論に我儘をいたし、陣觸まで仕
たるのよしを數通申上げるゆへに、左馬介手前六ヶ
布なり、既に身上破却に及ばんとせしを、さまざま申
分て別條なかりしとぞ、

師曰、大坂御陣の事ありて、黒田福島各御供を望みけ
る、其頃未だ太閤の取立の大名多き内にも、此兩人は
武功の勇將なれば、人々も機遣のことありしに、本多

佐渡守正純、彼等兩將を茶の湯に事よせて饗應し、談じけるは、まことや各今度大坂へ御供の望有之と承候、事實に於ては心得がたき事に候、その故は、各御事は秀吉卿莫大の恩顧御取立の身なりといへども、當家に於て關ヶ原の時分まさしく御忠節を被_レ申上_レたるゆへに、大國を下し玉はりて、誠に二心なく御奉公の御志と相見へ候、併大坂の城には秀頼の楯こもられ候へば、先主秀吉卿の息男の在城あるを、時に隨ふ習ひとて寄手に加はり攻め玉はんも、人の思はくも不可然、又寄手に加はりながら成わざもなく居玉はんことも、うしろめたかるべし、こゝを以て案するに、今度御供の願、更に以て愚案に不落、但御存分も侍るやと申しければ、兩氏は屈服して、さあらば御邊を以て、御留守に可_レ罷在_レの由を頼入にこそと申されぬとぞ。

師曰、寛永八年加州金澤炎焼の時、黃門利常筑前守光高も共に在城せり、利常下知して、一人も屋の上にあ

がらせず、若下知をそむき屋の上にあがり、あやまち致さんには、子孫までかゝるべしとのことなれば、皆屋よりをりて供奉す、門を出る時に、利常先光高に出られよとあり、光高色代して利常を先んず、如何したりけん、互の辭儀になりてつかえ、後ろより火は急也、其時歴々の老臣近士各列すといへども一言の出べきなし、今枝民部、光高公は若くも侍れば利常公に先づと云けれど、きゝ入_レ被_レ申を、奥村河内利常の手を取、如此時分の御色代はあるべきことに非ずとて引立て出しぬ、是に因てその場の埒早くあきぬ、時に取て早き作略也と人々感じぬとぞ、奥村河内は期しものごとを談合は不_レ詳もの也、當座の談合は才のありつるとぞ。

師曰、羽柴秀吉關白に任じ天下の事をあづかり白すべき由を望み玉ひけるに、禁裏より勅定ありけるは、古より執柄に任ずるには、其家定りて藤原氏相續す、秀吉が姓はいかなるにや、其姓に隨ての事にこそと

ありければ、傳奏此由を演説す、秀吉き、給ふて、我元百姓の子にして姓氏ともにあらず、天子是を知り玉ひながら如此の勅定、甚以て心得がたし、爰に考ふるに、往古より生れながら姓氏を持って出、是ぞ源平藤橘と、自然に相備はるべきの故なし、時の天子その生縁に因て其姓を賜はり、其人其所に付て在名を名乗るなるべし、然れば我今武威を以て天下を并吞す、天子何ぞ相應の姓を不_レ給乎、關白職必ず藤氏に究まること、是又心得がたし、關白は天下の政務を關かりて四海の權を執の職にして、今此職任手に非ずして何ぞ、藤氏歴代關白に因循すといへども、唯有名無實にして何の甲斐あるべき、往昔關白職を置てけるゆゑん、能きはめらるべしと返答申し、よきに勅答ありつべしと申されける、さしも傳奏の公卿も言なくして退出す、天子終に豐臣の姓を給はりて、關白の職に任じ玉へりとぞ。

師曰、弘治元年十月、陶尾張守入道全姜藝州嚴島に押

渡けるを、同月卅日大風雨の夜、毛利元就押わたりて終に全姜を打果せり、此合戦大事の軍也ければ、陶全姜が元より伊與の河野が方へ船をかりに遣はせり、同日に毛利元就よりも河野に船をかれり、全姜は何となく船をかる、元就は、一日の間貸され候へ、嚴島へ渡りやがて戻すべしと云をくれり、來島道康是を聞て、少しのことながらかりやう思入なり、毛利家必ず勝利あるべしとて、則毛利家へ三百艘船をかせり、果して全姜その合戦に打負て、中國悉く元就に屬しぬとぞ。

師曰、上總介忠輝卿分國を召放たれ玉ふ時、花井主水と安西右馬允と御前公事になりて、右馬允が方大形非分になりぬ、明日又可_レ聞召とて事やみぬ、明日になりて右馬允何事も不_レ申上_レ、主水利連になりて事ははりぬべき時、安西つゝしみて申上けるは、主水が申す所一々道理正しきごとくに候へども、皆偽にて實儀は無_レ之候、其段一々申分も事永くこそ候へと申

す、何れも、その所を申すべし、不_レ被_レ申_レことは不_レ可_レ有とありし時、安西申しけるは、されば候、上總殿奥にて召つかはれ候女に心を通じて子を孕ませ申候、如_レ此無作法我儘者に候間、此一ヶ條にて萬事を御分別あるべしと訴へける、此一句に主水返答不_レ出、公事まけになりて退出しけり、安西は公事訴へに上手なりけるにや、主水に十分理を持せ利口をいわせて、一句にて云つめたり、時に當て才かきこと也と、其頃の評也けりぞ、

師曰、魏の曹操許都にありし時、蜀中の利璋が元より張松使に往て談論せしに、張松が人物甚猥陋にして不_レ宜、曹操が權に不_レ恐れければ、曹操これを惡みて拂袖起ぬ、そのあとに楊修と云もの出會て蜀中の人物を問ふ、張松これを答ふるに聊滞ふるることなし、而して曹操が人品を論ず、楊修内より書一冊を取出して張松に示しぬ、張松其表題をみれば孟徳新書とあり、張松初より尾までよめば共に十三篇、皆用_レ兵の要法

也、見終て尋けるは、是は誰の作也と思てけるぞと云、楊修申けるは、是こそ曹操の古今を酌で、孫子が十三篇になぞらへ作れる所の書なれば、孟徳新書とは號せる也と云、張松笑て云、此書は吾が蜀中には三尺の小童も皆是を誦す、是は戰國の時分無名氏が所作也、然るに曹操ひそかに是を取て自作すと云て人を欺くなるべしと云、楊修聞て、此書は已に板行すと雖も秘して未_レ傳_レ世、汝蜀中に此書ありと云こそ人を詐るなれと答ければ、張松聞て、我が云處不審ならんには、我そらに云べし、それにて聞玉へとて、自_レ初到_レ終明かに誦して一字の無_レ所_レ訛、楊修是に驚て立て張松が才のかしきことを拜し、退て曹操に見へ、張松が聰明なることを論じ、新書の蜀中にありとて、一遍見てこれをそらんじぬと語れり、曹操きいて、古人我とひとしきもの、不_レ可_レ有にあらす、然らば此書殘して無益と云て、板をやぶり悉く此書をやけりぞ、張松が才豈尤_レしと云べし、

師曰、馬超と曹操と對陣して戰をいごみける時に、曹操元よりしれる處の知臣韓遂と云者、馬超につかへて謀をふかくす、こゝに戰を和せんことを云て、曹操唯一騎にて出、韓遂を呼出し、陣前に於て往事を談じ、近邊に人を不_レ置互に笑語して去ぬ、此山馬超きいて韓遂に尋けるは、今日陣前の物語何事也しぞと云、韓遂ありのまゝに語て、只是往昔の事を云へるのみにして軍事に不_レ及と云、馬超不思議に思てしばらく韓遂を疑ふ心の出來りぬ、曹操我陣にかへり謀臣賈詡に此事を談じければ、子細に不_レ及やがて韓遂を殺させ馬超をとりこにするの術こゝにありと云て、やがて曹操に云て書狀を認めしめ、其狀の内の要文ならん處を、かきそこないぬる如くこしらへ、文字を削て書改め、而して後に韓遂にあたへぬ、是は馬超が謀の不_レ足して必ず韓遂を可_レ疑の謀也とにや、曹操是に従て教の如くに認め韓遂が元に送りぬ、馬超兼て疑のありければ、此使節來りぬときいて、やがて韓遂が

所に來て、曹操が狀來れりと聞と云ければ、韓遂何心なく、是ぞ其書也と云て取出してみせぬ、馬超取てみれば、内に書改たる文字あり、馬超甚不審し、人の所へ草案の如き狀を遣すべきにあらず、然も此削り改たる所こそ此書中の要文なりとにが笑してける、韓遂きいて、聊我に心なし、只曹操が訛て致せるなるべしと何心なく云、馬超猶あやしみて、我汝を以て軍中の事を任す、今彼と相謀て我軍をやぶるの結構甚不_レ穩便とせめて、是を計策の術也とは不_レ知ことのおさましと云、韓遂申けるは、猶不審あらば、重ねて我と曹操と陣頭に對面すべし、此の時我ひそかに曹操をすかしよすべし、陣中に伏を置て曹操を可_レ打取とぞ約しける、馬超是に心ほごけてその謀をなさしむ、而して曹操と陣頭に可_レ談の由を云、曹操この事を謀臣に示す、謀臣やがて心得て、曹操をば不_レ出、洪傳と云大將に數十騎を指そへ、陣所へ出して高聲に喚はらせけるは、曹操御邊の心入を深く悦び思へる也、必ず

約をたがへ玉ふな、先日、の書簡の中の通り一々被得、其意つやと云はせ、早々引返す、馬超彌いさをり、自ら鎗を取て韓遂をうたんとせしを、漸にして引取ぬ、是より馬超が謀臣悉く相そむきけりとぞ、

師曰、呉の孫權蜀の大將關羽字雲長を生捕てこれを殺し、其頭を箱に入れて、使者を副て魏の曹操の許に送り、曹操洛陽に至るの道に於て此使にあへり、而して子細を尋ければ、しかく、の事を申す、曹操喜で、さては蜀の軍旅心許なきことなすと云て群臣に尋ければ、司馬懿さいて、是こそ移禍の計に候と答、曹操その故を問、仲達答けるは、昔蜀の劉備兵を起すのとき、關羽張飛兩人は共に盟を一にして生死を同じくせり、今呉これを殺して、その仇を復はれんことを恐れて首を魏に送り、今君是を信じて此首を置ば、蜀必ず兵を起して速に魏を伐べし、蜀と魏と相戦ば、呉中にをいて謀をなしつべし、甚大事のこと也と云ければ、曹操甘心して、やがて仲達が謀に従て、香木を以

て其むくろをささみ、大臣の禮を以て葬り、洛陽南門の外一里に葬所をさはめて、大小の官人皆葬服をいたし、荊州王と贈號す、是唯蜀の恨を散じて呉の計に不落の術也とぞ、此事詳に蜀に聞ければ、劉備甚關羽が打死を歎息し、吾豈獨生て何の面目かあらん、さて首を呉より魏に送り、魏又厚く葬りし、其故いかんと問はれければ、孔明さいて、此は是東呉禍を魏にうつさんため也、魏に謀臣知者あつて人物多きを以て、やがて其心をさとりて、厚く葬て恨を東呉に落すべきの術也と答、こゝに於て劉備則兵を出して東呉を可打に究まりしを、孔明抑へて諫めけるは、今呉我に魏を伐しめんことをはかり、魏又さけて呉を伐しめんことを計る、各是詭をいだいてけり、今少し延引あつて、其虛を謀て伐玉へ、彼が謀に落んことは便なきわざ也と留めけりとぞ、知臣の謀各一致にありと云べし、

師曰、河内守源頼信と云は多田滿仲入道の三郎子也、

常陸守となりて其國に下れり、下總に平忠恒と云兵あり、下總上總を我まゝにして、常陸守の仰を事にふれて忽如せり、常陸守大にさがめて是を攻んとす、其國に左衛門太夫平惟基と云者あり、守に云へりけるは、彼忠恒は其栖轍く寄すべき處に非ずとて、惟基三千の兵をとゝのへ鹿島の御社の前に出たり、守、大中原成平と云ものを召して、小船にのせて忠恒が許へつかはし、隨心すべき由を命ず、忠恒云、守殿はやんごとなき御君なり、可參けれども、惟基は先祖の敵也、それが前に跪てなんえこそ候まじきと、頼信曰、坂東は此度はじめ也、然れども家の傳にてき、傳へたり、此海にわたり可有と、眞髮の高文と云者有て已に度々行わたれりとてこえ、他の軍も皆越す、をよぐ所二ヶ所ぞありける、忠恒は海を廻りてこそ守は渡らめと思へるに、海を越ゆれば大に驚て、名符を書て文差にさして、怠狀を具して郎等を以て降れりとぞ、

兵衛尉藤原の親孝が家にて、盗人枷鎖を扱て、親孝が子を質にされり、頼信向盗人云、命いさん爲にや、然らば刀を疾なげよ、命生ん、頼信かく仰せかくるに、え不拔はあしかりなんと、此一言にて盗人質をばなしけりとぞ、向ふに信を以てするの才、いみじきこと也、

師曰、駿河前司橋季通と云へる人、若かりし時、參仕る處にもあらぬ止處なき女房を語て忍びけるを、其處の侍ども生六位など、これをとらへんと、内へ入たる時をはかりて四方を取巻けり、季通逃るべきやうなく、如何せんと思へりけるに、季通が召つる、小舎童迎ひに來りて、此體を見て、外に居て道を通る小女のありしをとらへ、何となく掠略して音高に云ければ、六位ども是をさして、堅めたる處を棄て此處にあつまりものする内に、季通逃出にけりとぞ、

師曰、院の御所にて、信西を御前に召され天台の不思議共御尋ありけるに、折節廢亡して演得ざりければ、

如何して御前を立ぬべきと、身體苦しむ思ひ煩ひたる心地の色に顯はれてありければ、童是を遙かに見危て、沓脱ぎ近く居寄て、高からに、内より御召のあつて御使三度参りぬ、如何と云たり、信西得たる折節とて罷出ぬ、如何にと尋ぬれば、童答て云、御座を起ばやと思召氣色の見へさせ玉へば、自虚誕也と云、信西打うなづきて、神妙くと感せり、此童が當座の術に因て信西時の面目を不_レ失、此の童は事にふれてさがしくしかりければ、烏帽子を興へ格勤者に至り、後には靱負尉になされ、院の御目にもかけ参らせ、左衛門尉師光と號す、後に信西平治の亂にうたれければ、師光出家して西光と云へり、愚にして道を不_レ知、唯當分の利口を専と致しけるゆへに、ついに不_レ全_レ死なりぬ、才を専として道にくらきは、各小人の害に入のゆえんなり、

師曰、源頼朝平家追討のはじめに、先八牧が館に夜打ありけるに、加藤次景廉寢殿をさしのぞきて見れば、

額突あり、燈白く揺立て、障子をほそめにあげ、太刀を帯取五寸計引のこせり、見れば兼隆太刀を額に當て、敵入はたと切んと待かけたり、加藤次左右なくは不_レ入、冑をぬいで長刀の先にかけて、内へそと指入たり、待まふけたることなれば、敵の入ぞと心得てはたと切、其拍子に飛入けりぞぞ、

師曰、三浦義明奴田の城に籠らんや衣笠に籠らんやとありし時、大介申しけるは、奴田はわづかの小所にて人は不_レ知、衣笠こそきこへたる城なり、三浦の者どもは小坪の軍に打勝、やがて衣笠に引こもり、散散に戦て打死しけりと云んには、あゝ、さる名譽の城あり、それはよき處也など人も沙汰すべし、奴田の城にて打死と云ば、奴田はごこそ未_レ知と云はれんも面目なしと云へりぞぞ、

師曰、源義經木曾退治のために宇治に向ひぬ、川の耳合内狭くして、打のぞみたる者四五千騎には不_レ過、二萬餘騎は寄付べき處なく、只徒に後陣に引へたり、河

の様をも不_レ見橋を引たるも知らぬ者のみ多ければ、渡るべき評定にも不_レ及、義經雜色歩走の者どもを集めて、家々の資財雜具一々取出させ、河端の在家を悉く焼拂ひ、大勢を一所に集むべしと下知す、地下者は兼て山林ににげ隠れければ、家々には人もなくて、悉く放火しければ、二萬五千餘の軍兵残る者もなく河耳に臨みたり、義經河の邊近く高橋を造らせ、此上のほり四方を下知し、矢立の硯を取寄せ、宇治川の先陣と剛の者を次第分明に記して鎌倉の見参に入べしと命ず、軍兵各勇みて色めく、義經橋の上にて様々の事を下知し玉へども、大勢思ひくにとゞめきければ、打紛れて聞へざりければ、平等院の御堂より太鼓を取寄橋の下にて打ければ、大勢しづまりて、何事やらんと鳴をしづめて軍將に目をかくる時、大音揚て下知し玉ふは、二萬五千の勢の中より、海の邊川端に柄て水練なる輩多かるべし、郎等家子舍人雜色に至るまで、かゝる時こそ群に扱たる高名をもすれ、我

と思はん者どもは物具ぬぎ置て瀬踏すべし、向の岸を見るに、矢筈をとりたるもの四五百騎と見へぬ、瀬踏する者を定めて引取く射んすらん、剛の座に付んと思はん人々は、馬をも捨て橋桁をわたり、向ふの岸にひかへたる軍兵を追はらつて、水練の輩を思ふごとく致させよと下知せりぞぞ、

師曰、義經宇治川をこしてければ、木曾が軍兵悉く敗軍す、義經郎等に下知して、木曾をば河原へこそ落して打ごめよ、義經は仙洞のこと覺束なしとて、先院参いたせり、此時義經木曾を追かけ可_二打取とて、木曾に目をかけて仙洞を棄ば、其志正しと云べからず、尤忠ある處なり、されば範頼は勢多より入て木曾を打、義經は宇治より入て院の御所を守護すること、良將の作略忠義のよる所と云べし、

師曰、義經三草越の時、土肥次郎をまねき、如何あるべき、夜打にやすべき、曉や可_レ寄と問玉ふ、土肥未だ一言も出ざる前に、伊豆國の住人田代冠者信綱申しけ

るは、平家はよも夜打の用意はあらず、是ほどの大軍也、定めて夜明にぞ軍はあらんすることゝて、馬の足休め物具くつろげなんどして休むらん、去れば夜打はよく候と存ず、敵は七千餘騎ときこゆ、味方は一萬餘騎、なに事かあるべき、夜のまぎれに押寄ふみちらし通り玉へかすと云、土肥さいて、田代殿の御議可然候、實平も角こそ存候へ、先ずる時は制人、後る時は爲人制せらるゝとも云、一陣破れて殘黨不レ全とも申せば、先夜打に追落して不レ如レ乗レ勝と同じつゝ、此上はいかにと申せば、それは元來義經が所存也、さはあれども、議を出して衆に味はするは故實也、さらばとくゝとて急ぎ玉へりとぞ、

師曰、義經鶴越にて所の案内をとれば、平山の武者所季重進出て、此山の案内よく存知仕りて候、先陣給はらんと申す、土肥山熊谷等取々に云けるは、武藏國の者が今度初て西國の討手に下り今始て此山を通る、西國の初めの旅なる攝津國と播磨との境な

る山の案内をば争でか知るべきと笑ければ、平山云様は、鹿付の山をば獵師知り、鳥付の原は鷹師知り、魚付浦をば網人しり、知恵ある人をば知者のしる、吉野泊瀬の花の色、須磨や明石の月の野は、其里人は不レ知とも、數奇なる人こそ知る習なれ、諸事に於て道をば道が知ること也、桃李不レ語下自成蹊、況や敵を招く城の中、軍をこめたる山中には、剛の者こそ案内者よとて、鞭を揚て先陣に進みけり、平山が常座の會釋、尤才ありと云べし、

師曰、義經既に鶴越を落すに究まりて兵を押ける時、夜半計に、熊谷は子息の小次郎を近く招て私語けるは、明日の軍は儀を落んずれば、打こみの合戦にて誰先陣と云ことあらじ、又馬損してもゆゝしき大事、一方の一陣をかけて、鎌倉殿にもきこえ奉り、子孫のため名をも揚げばやと思也、宇治川にても先陣を志し橋桁をわたりしに、佐々木四郎生悳に乗て渡りしかば、直實二陣にさがりぬ、心うかりけれども、身獨のこ

とならねば自害するに不レ及、又向の岸より馬を遅く越つれば、九郎殿と相共に院の御所へも不レ參、旁本意を失へり、されば潜かに此手をば出て、音にきこゆる播磨の大道落に下り、一の谷の城戸口へ先陣に寄ばやと思ふ也と云、小次郎は、直家も存する所に候、平山が山の案内者だて、ひしめき候つるも音もせず、よに奇覺候、その上此殿は、郎等に先陣かけさすることをわしませず、自ら一陣をかけ玉ふべし、此殿につれたらん侍どもの、先陣つとめて高名することは難レ有覺へ候、疾々いそぎ玉へと進めて、父子ともに大手に至りぬ、而して木戸口に付て父子ともに名乗れども、夜は猶深し、城戸口をば不レ開ければ、死ぬる命は何も同じことなれども、晩暗に證人もなく死たらんは正體なしと思ひければ、明るを遅しと待たりしとぞ、

師曰、文治元年頼朝義經不快の事になれりければ、梶原景季を以て義經の體をうかはせぬ、こゝに十月六日、梶原景季京より飯り申し上げるは、參向伊與守亭中ニ御使山之處、遠例と稱して對面せず、一兩日を相隔て又會參の時に、脇足によりかゝり對面せらる、その體誠に以て憔悴、て灸數ヶ所にあり、是を案じ侍るに、初め參上の時不レ遂ニ面謁して一兩日をへたつ、一日不レ食一夜不レ眠ば其身必すつかれつべし、灸は何ヶ所も瞬息の間にこれをなしつべし、必ず行家に同心の用意ありぬと見へたりと言上せりとぞ、

師曰、文治五年、頼朝雪後に鷹場を歴覽のため大庭の邊へ出玉ふ、黄昏に及で狐一疋出ぬ、頼朝矢をさしはさみ既に放ち玉ふの時、千葉四郎胤信が郎等に篠山丹三と云けるもの、身を引もろ鏡を合せて頼朝卿の右に進で放ちける矢、頼朝放ち玉ふ矢と同時に頼朝の矢は不レ中して、丹三が矢は狐の腰に中れり、頼朝是を知召ながら押かけて聲を立玉へば、丹三一瞬

息の間に馬より下て、頼朝の矢を取替て狐に立て提て来れり、其才の逞しきことを感じて、翌日則格勤の御家人に入玉へりぞぞ、

師曰、承久の亂に、宇治川水まさりて淵瀬をも不レ知、寄手川岸にひかへて越行べきやうなかりしに、泰時その頃は武藏守なりけるが、太郎時氏を招き、官軍はきをつて味方敗北に近し、大將打死の期此時なり、汝速かに川を渡りて命を可レ捨とありければ、時氏一儀に不レ及宇治川に乗入、泰時ついで河に入んとするの處に、春日刑部三郎貞幸泰時の馬の口を取て止め申せども、とまり不レ給に付て、貞幸申けるは、甲冑を着ながらかゝる大河を渡りては、大略越不レ得ものこそ承はれ、早々御着背を解てこそさしめ玉はめと申して、田のくろへ下り立せ參らせ甲を解くの内に、泰時の馬を引まわしけるゆへ、不レ得止してとまり玉へりぞぞ、貞幸が謀尤ゆゝしと云べきなり、師曰、建武に北畠の顯家奥州より上洛の時、吉良、今

川、美濃の赤坂にてさへ戦て大にやぶれ、株瀬川の堤の上に非人の家あるに居たり、敵のよらざる間に黒田の味方に加りぬべしと人々申しけれども、今川入道、只是にて明日御方を可レ待とありけるを、米倉八郎右衛門手負ながら有けるが、如レ此おこがましき大將をば焼殺にしかすとて火を付けければ、力なく此あかりにて黒田の味方に加はれりと也、大將をのかせし術、尤理に當れりと云べし、

師曰、赤松圓心が子息則祐が本へつかはす狀を書てこれを認め、郎等を一人乞食の形に仕立、彼狀をさいに繩にない、竹の杖の内へ引込て遣しけりと也、尤よき計策と云べし、關ヶ原の時、伊藤丹後守が計にて、木崎彌兵衛と云侍を順禮の形に出立せ、書狀を編笠の緒により付、關東へ下向せしめ、西國の様子逐一言上せしむ、この時大権現木崎を召して、直に御感書なし玉はれりとぞ、同時加藤清正が使關東へ下るとて道にてとらへられけるに、谷崎權兵衛と云もの、清正

の狀をもとゆいにより入て、無レ難關東に下向せりとて、清正彼に感書を與へぬとぞ、

師曰、平將門己と同じ裝束の侍を多くこしらへて置てけるゆへに、打込の軍に度々難をのがれ利を得たるためしありと也、大將の才と云べし、武田信玄入道せし時、我にひとしき近臣を入道せしめ、軍の時は形をかくすの術といたせりとぞ、

師曰、武田信玄自の像を作て是をわくにに入れて、三遠濃の間に宿送りにしたして、上方へ遣はすべき由を命じてつかはしける、此の心は、三遠濃の間、武田の弓矢を恐れその下知を可レ用の處までは、此像を貴で送りつべし、或は信長を恐れ或は源君の御下知に隨心して、武田が事知らざらん輩は、此像をすてつべきなりと推量して、其威風の行なはるゝ遠近をはかるの術となしたまへりとぞ、

師曰、甲州一蓮寺に於て武田信玄を饗應の時、その席にのぞみて、俄に菊亭殿一蓮寺へ入玉ふ、既に膳を出

す時分なりけり、その日歌の會のことなれば、信玄寺島市菴を招て、遠光寺雪山和尚へまいり、是々の故事はいづれの書にありつや、急ぎ書付て可レ參とのことにて、甫菴を其席より遠光寺につかはさる、是は一蓮寺出家のことなれば、高もりの膳餘分なくてはいかなれば、定まりたる相伴衆を立せ、菊亭をもてなし玉はん爲の奥意なりしとぞ、

師曰、織田信長未だ幼少の時、手習のために寺にあがり玉ふてけれども、學問手跡を事とせず、唯近邊の小童小冠者を集め、日夜軍の手段をなし玉ふの外なし、或時信長わづかの代物を得玉ふて、例の友だちを集め左右に分ち、一方に自ら大將にそなはり、彼の代物を半出して各に與へ、引わかりて相戦はしめ、事をはりて、その内にすぐれてよく働ける子供に、相殘る處の代物を與へ玉へり、是信長十三の時の事と也、寺の法印是を見て、此人後には只人には不レ可有、此志其才尤稱美しつべし、良將の器ありといへりとぞ、

師曰、永祿十二年、佐々木承禎宗徒の兵をひきいて、その頃柴田修理亮勝家が籠る處の長光寺の城を攻ける、寄手は猛勢也、惣構を破られて詰の城になれり、然れども勝家計をめぐらし諸卒を下知しければ、寄手も輒く責落すべきやうなし、こゝに其村の百姓來て、此城は水手少して、遙のわきより用水を入候間、これを取切玉へこそ告たりける、承禎大に喜で、やがて人數を遣して水の手を取切る、城中これによはりてければ、未だ其けしきも見へざれば、承禎城の様子を見べきために、無事をつくり、平井甚助を使にして、城をわたされんには、無異儀のけ可申旨を書送る、甚介城中へこそわり入て、柴田に對面して此由を申しければ、何様にも相談次第こそ申しける、甚介立て用をかなへ、少しき水を乞ければ、承り候とて、半銅に水を入れ二人にてかき出して縁に置たりけり、甚介手水を使いて後、小姓立出て水を白砂へすてたり、甚介此由を見て立かへり、承禎に此旨を告ければ、

さては相違せりとて、評定とりくも、去ほどに城中水きれて枯魚の思ひをなしければ、柴田、明日は是非に切て可出、其用意可仕とふれまわし、諸侍をあつめて最後の酒宴を始めぬ、而して後に水の有無を尋ければ、二石入のかめ三つ残りつと云、さらば是へかき出よとて、廣縁にすへさせ、此間の渴をやむべしとて、諸卒に香せ、其後長刀の石突を以て自ら此かめをたきやぶりて捨にけり、夜も明方になれば、惣門を開き切て出ければ、佐々木が兵一支も不支悉く敗軍しける、追首の印八百餘に及べり、これを岐阜へ奉り猶長光寺に在城す、是よりして勝家をかめ割柴田とは號せり、是に因て信長感書を玉はり、三萬貫の加恩ありしとぞ、

このりを半兵衛にくれぬ、此事竹中甚いきどをり、岐阜山を立出ぬべき思案出來して、同志の侍十八人を暗らひ、番つらに各具足を入させ、番にあがり内に入て切て廻り、其儘立出たり、此時一人竹中に切てかかりしを、半兵衛刀をぬいて切とて、刀をなげしに切込、向の切を柄にてうけとむる、その刀にうたれて此方の刀ぬけて向を仕留たり、幼少より劍術を習へるに、此時初めて出合たるまで也とぞ、半兵衛十九歳の時のこと也、若輩の間は、人々皆鼻たらし也と嘲弄しけるが、此時自ら手鼻をかみて、今迄の鼻はこゝにてかむべき爲也といへりとぞ、竹中一生の間常に珠數をつまぐり、美濃の國にはたれもなきと計いへりとぞ、此半兵衛元は赤坂のあかねやの子也、龍興を立出たる迄は父もありて、至て有徳の者也しとぞ、師曰、穴山梅雪は駿州江尻に曾根内匠と番手に居、源君へ内通申上けれども、梅雪妻子甲府に在て引拂ひ難く、殊に其比勝頼も穴山を疑ひ思はれければ、穴山

ひそかに源君へ御内通を申上て、反忠可被仕とある使節の來るを忽に誅して、其書狀并其頭を勝頼に見せければ、勝頼此計に偽はられ、穴山を疑ふ心のやわらぎければ、無子細一妻子を引取けるとぞ、師曰、相州三増の戦に、淺利が方への檢使は曾根内匠也けるに、淺利打死すといへども、曾根かたく下知して持こらへける也、是内匠日頃の戦功ありしを以て、士卒の心をよく取静めたりと云べし、師曰、馬場美濃守鹿の角の冑なりしが、冑をふつて下を見けるを以て、城の鐵炮あがりて一つも味方にあたらざりしとぞ、長篠の戦に、大久保七郎右衛門正樂寺前にて小菅廣瀬とせり合に、鐵炮のなるたびに大久保足本を見けるゆへに、鐵炮こして不中とぞ、中山勘解由大坂冬御陣に鳴野の堤を二人連立て通るを、城より鐵炮の甚しく來れるとて、一人のもの乗さがりければ、中山申けるは、如し此時分はのりさがらざるもの也、内よりの鐵炮能來ると城の方へ見すれば、

重ねて通られざる者也と云へりとぞ、中山は夏の御陣に秀忠公の御使番をつとめたり、又太田善太夫、秀忠公鳴野御願檢の供奉を致しけるに、昵近の若き衆の袖に鐵炮のごまる計のことなりしを、各あそここへ指をさし玉の落る處を云ければ、太田云、ゆびざしを不_レ致もの也、彌鐵炮きびしき者也と戒めける、太田も公の御使番の者なりし、小田原笹郭の仕寄の時、寄手多く手負死人あり、源君矢倉より御覽あつて、不調法なる致し様也と叱し玉ふ處に、稻垣平兵衛木影に身をかくし、そろくくと遁て出、仕寄を付てみせける、稻垣既に如此の上、各以て此作法を學びければ、それより手負もなかりしとぞ、大坂の役に大權現城下の堤まで出御あつて城の體を上覽ありけるに、事の内外より鐵炮を打かければ、上へあがりて見る者のなかりしに、如此見るもの也と仰ごとあつて、急に高みへあがり玉ふて、しづかに四方を一覽ましまし、則引込玉ふと也、此の時大久保彦左衛門尉も御

供をいたせり、何れもあどにかしこまり居たる處へ、鐵炮來て玉の落けるに、供奉の衆玉をひろいければ、彦左衛門叱してひろはせざりしとぞ、岩付にて鳥井彦右衛門下知して玉をひろはせける故に、内の鐵炮あがりて不_レ中と云へることもあり、大坂の役に、池田の家の北川久太夫と云もの、伯樂淵の邊へ唯一人小舟にのりて物見に出たるを、城の内より鐵炮を打かくること甚し、その内に潮の干落て舟は居着ぬ、可_レ引やうもなくなりぬ、城より鐵炮はつよく來りけるゆへに、身をかくめて居、腰に鐵炮玉の十計ありしを、城よりうつ度毎に、玉を舟の前なる水へなげ、る、城中より見付、玉をあげて打ける故に、後には心易く居て、潮滿て引どりのぬといへり、かしこき才と云べし、師曰、天正八年に鼻隈^{攝州}の城落ぬ、此花隈は元荒木村重が取立て、城代として野口與兵衛を入置ぬ、大坂門跡へ西國の宗門等兵糧を入るゝの時、川口にをいて防戦ありて、野口は打死す、其あどに荒木志摩守在城せ

しを、雜賀孫市資取て三年もてり、この頃池田には勝入在城也、兵庫は勝入の取立にて、息伊紀守その頃は庄九郎と號して在城也、兵庫より草をかりに出せるを、花隈より付て伏を置ければ、揉合せて大に戦へり、此の時庄九郎大にはしりまわりて下知し、炎天の時分諸軍いさゝれけるを、汗のこいを持せけるが、是に水をしめして人々にのましめ、常座の渴を救へり、其間に伊木豊後森寺清兵衛、あこの花隈に押よせて城をどれりとぞ、師曰、信長の時、矢部善七淡路島にありしが、信長生害の後に、千石權兵衛尉未だ小身なりしを、淡路島を秀吉より賜はりの、千石申上げるは、無人にていかいあるべき由を申上げれば、秀吉、是こそやすき手立のあり、汝彼地に至り地侍どもへ觸て、手柄次第恩賞を可_レ宛行の由を申して、彼等に城をせめしむべしと教へ玉へり、千石此旨に任せて先へ使を立られければ、所の侍ども悉く起り矢部を取かこめり、矢部無_レ爲方

して城をあけて渡せりとぞ、師曰、天正五年閏七月、長尾謙信越中に働き、それより能州に至り、長九郎左衛門重連、温井三宅がために七尾に於て害せらる、此時重連が弟連龍、その頃は恩厚寺と號して出家なりけるを以て、信長へ助力の義を頼み申すの使とす、其跡にて能州悉く謙信の幕下に屬しぬ、連龍七月下旬に江州安土に至て、菅屋九右衛門を以て申上ぐるに付て、柴田勝家、佐久間玄蕃、丹羽長秀、長谷川藤五郎、前田利家、木下藤吉、瀧川一益、氏家卜全、徳山等、都合四萬計にて同晦日に打立て、八月五日加州の内手取川を越て水島に陣を取、長尾謙信は八月朔日に能州を引拂て加州に着、長が一類の頸數七つを、倉部と柏野との間なる濱に札をかいて立、竿結渡してかけならべ、松任の城主兼木右衛門太夫と無事を遂げ、信長勢來るときいて松任の城にをいて、軍の評議あつて明日は必定合戦とありぬ、既に七尾落城して謙信是まで發向の上は、是にての

合戦不レ入ことなれば、早々可引入にきはまりぬ、これに因て信長勢色めき敗軍の體になれり、連龍申けるは、某も此段心元なく存じ、ひそかに某家人を遣はし見せ候へば、七の首の名字は各親兄弟の名にして、面體各別に見へ候、上方勢下向其かくれなきに付て、謀を以て名もなき首を長家の頸にいたし候やと存する也、今謙信松任に在城は、能州を打すて、此方の後詰を妨ぐべき爲にこそと、無餘儀申ければ、惣勢これをきいて各色をなをしぬ、其夜戌の刻、連龍ひそかに柴田木下兩將の陣に至り、先刻申上る處は、味方惣敗軍の色を見て候ゆへ、わざと偽て申上ぬ、實は私親兄弟の頸に其まされ無之と申すに付、彌これにての戦は無レ詮とて、其夜戌の刻に川を越へ大方あしく引取、連龍是非吊合戦とありけれども、各承引なくして、越前北の庄まで引取しとぞ、此連龍、信長の命に因て還俗して九郎左衛門連龍と號す、後に惣菴と云へり、

師曰、永祿十三年、駿州花澤の城を武田信玄攻らる、時、落合治部打死しける、その頸を敵より取んと致、弟左平次死骸をのけんとするに付、入亂れてせり合のありし時、信玄旗本の高き處より是を見玉ひ、旗本の惣掛のやうに、一同に鯨波の聲をあげ、是故に城の兵皆内に入れてけりとぞ、
師曰、大權現武田勝頼と相對して、いろふに御馬をうつされける時、日既にくれて細雨しきり也、あとに勝頼が寄來る沙汰のありて諸手色めきけるを、榊原小平太如レ此時分はのきがちに致して可然とふれけるに因て、くらははくらし、前後まされける、此由牧野半右衛門御旗本へ參り申上げれば、大久保七郎右衛門下知して、御旗本に大挑灯を三つまで高くあげさせける、此印を見て幕下異議なく騒動せざるを知けるにや、自然に諸卒なりをしづめけりとぞ、武田の老臣板垣信形落馬の時、陣中さわぎけるを、太鼓を三度うたせてければ、則しづまりしことあり、上杉謙

信陣中さわぎけるに、関を發してその機をあらためしためしあり、

師曰、羽柴秀吉毛利家と和睦して後に、西國の米を悉く高直にかはせて此方へかいとれり、高直ゆへに、城米までを出して是を賣てけり、この時隆景手前の兵糧計堅く制して賣せざりける、而してその年毛利と事されになるべかりしを、毛利家兵糧無かりければ、無是非秀吉の命にしたがいけりとぞ、

師曰、毛利輝元播州にての戦に打負引取の時、敵急に付來て危かりけるに、道の邊に社のありけるに立寄て社人をたのみ、その道筋いづかたへ退て可然と云ことを圖をあけてとらせける、社人くじをあけて、此道の落玉ふに宜しかりぬと云ければ、かしこまりを申して、其方へと志す由にて別道を退く、追かくる敵、件の社人を以て、先へ退く人數の方角を尋ねければ、しかくくの由を云けるゆへ、その教にまかせて追慕けるを以て、彌遠ざかりけりとぞ、

師曰、美濃齋藤が侍長谷川甚兵衛、所の取合に石うすを取出して道にをき、敵の引ときは是にけつまつかせて利を得たりと云へり、森三右衛門草の先をむすび合せて置て、敵の引とる時のさわりといたせることもありと也、いづれも時に取ての才知と云べき也、

師曰、肥後にみふねと云處あり、是にかいの宗連と云もの居城いたしたるを、島津方より攻れども不レ落ければ、島津みふねの前花の山と云處に付城をきづき、人數少し計入をいて薩州に引入ぬ、俗に云目の上のごぶの如くなれば、小勢にてはあり、無子細可攻取と、宗連が侍分のもの各評議しけれども、宗連き、入すしてさし置ぬ、かゝりける處に宗連病にかされ、今ははかなくなりぬべければ、子孫をあつめ遺戒をなす、その第一にも必ず手をさす不レ可と云てける、而して子の宗雲宗雲子代になりて、家中の侍い、合せて、やがて花の山の城を責をとしけり、此事薩州にきこへければ、島津大にいかり、兵を出してみ

ふねを一時に攻やぶれり、この時かしの宗雲が一族
悉く断絶せしと也、

師曰、越前の朝倉宗滴、越中と示し合せて加州小松の
さむ三堂山まで働の時、明日は手取川をこして金澤
へ働くとありし時、越中勢と加賀衆と戦て在々放火
の煙の色みへたり、越中勢利ある煙の様子也と各申
し、明日は是非合戦とありし時、宗滴考へに、煙近く
ば越中衆の利也、遠くなるほど越中衆負軍也とつも
りけるに、煙遠くなるを以て、明日は山手へ働の由を
申ふれ早々越前へ引入しと也、宗滴が考へに不違け
るとかや、此宗滴七十九まで晝夜四方へ手遣して小
松へ働、頼ひ付て陣中に死去すとぞ、慶長庚子關ヶ原
の時、立花と鍋島と八の院にて戦の時に、関の聲はじ
めはひききこへ、後にたかくきこえければ、立花方
味方勝利也と喜びしを、八の院と柳川の境にさけみ
の城と云あり、これに山布の七右衛門、後には美作と
云へる侍居城しける、此由布その坐にて云けるは、味

方敗軍疑なし、味方追打に打たれて此方近くなるが
ゆへに、鯨波の近くきこゆる也と云しが、その言の如
くなりしとぞ、煙の遠近聲の高下、各心の付所に心を
つくるゆへに其才の出るなるべし、

師曰、或人云、大権現小牧にて秀吉卿と戦ひ、陣前に
巡檢のため御馬を出されければ、秀吉方の侍ども是
を見付参らせ、兵を集めてけるを、俄に狼烟を擧玉ふ
を見て、追々味方の駆付けければ、子細なかりしとぞ、
彼脇屋義助が越前の鯖江にて不意に敵にあって、在
家に放火して後の味方に相通せし作略とも云べし、
師曰、山口修理亮重政佐久間不干高野へ立退く道に
て、地下の野伏殊の外にをこりて通りにくかりしを、
重政十六歳の時、不干に只一人付てのくとて、飛脚の
まねを致して先へ申しふる、は、佐久間不干明日此
處を通らるべし、罪科御赦免にて候間、郷人ども一人
も手をさす者あらんには、已來御せんさく有て急度
可レ被レ仰付一由也と所の名主にふれ廻り、その翌日不

干通るを抑ふるものなかりしとぞ、

師曰、齋藤道三打死の日、のぎの次左衛門道三を組と
めてけるを、玉置源太押よせて、無三是非道三の頸を
賜はる、此の時のぎの次左衛門道三の鼻に喰つきて
鼻の先をくいさりて返りぬ、其日戦功の論ありて、道
三の頸は玉置が持て出ければ、次左衛門申けるは、此
度の御合戦道三の打死にきはまり玉へ共、必竟御父
子の間の軍なれば、抱きとめ参らせば御命は別條あ
るまじきと存候ていただきとりたれば、彼來て御頸を
玉はるに付て、不レ得レ止して如此致せりとて、くひ切
たる鼻を取出せり、玉置申すは、彼が申す通り生捕参
せば別條はあるべからすと云へども、生参らせては
後に腹心の病たるべし、父をいただきとり参らんに、何
條御生害のあるべきなれば、平に我等が殺し奉らん
には難あるまじきと存じて、如此仕りたりと云けり
とぞ、或云、組とめたるものは杉先也ともいへり、
師曰、天正十二年八月、河内國天野山にて、佐久間備前

奥野大藏云

その頃は久右衛門と云て、根來のこみつちやなどを
引つれ、えぼし方の三人衆中村式部少とせり合の時、
敵味方人衆を立て、かいもち坂と云處にこみつちや
居たり、えぼし方より杉原三平江川次右衛門と云も
の先にあり、間三十間計にて、こみつちや少し高き處
に上りて名乗かけ、唯今かへり可レ申條取引申すべか
らすと云、中々引間布と兩方申し合す、江川はたぶせ
鐵之介と云ものを師にして鐵炮を習ひ覺へけるが、
こみつちやを可レ打とて鐵炮を打、あやまたず彼が左
の肩先にあたり、高き處より打たをし、此方よりまい
つたくと申してかゝる、こみつちや立物は、五畿内
紀の國にかくれなき鯖の尾を黒くぬりたるなり、其
ま、其胃を内のものにきせ、本のこみつちや居た處へ
上げたり、扱は只今の鐵炮あたらざると思ひ、三平次
右衛門ひかゆるの内に、こみつちやそれより右に少
しの谷合ある處へ立のき、三町計のきて又道へあが
れりとぞ、功者なるいたしやうなりとて、その頃五畿